

水俣市議会会議録

平成24年3月第1回定例会（2月24日招集）

水俣市議会事務局

平成24年3月第1回定例会（2月24日招集）会期日程表

（会期 2月24日から3月14日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月24日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成23年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	25日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	26日	日			市の休日（日曜日）
4	27日	月			議案調査
5	28日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	29日	水			議案調査
7	3月1日	木			議案調査（高校卒業式）
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分		本会議
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君、大川末長君、田口憲雄君）
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（川上紗智子君、江口隆一君） 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	——	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	——	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日（中学校卒業式）
20	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成24年2月24日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表(1)	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	6
日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	7
日程第4 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定について	8
日程第5 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第6 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	10
日程第7 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例の制定について	11
日程第8 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制 定について	11
日程第9 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第10 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	12
日程第11 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	13
日程第12 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第13 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算	14
日程第14 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	18

日程第15	議第13号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算……………	1～20
日程第16	議第14号	平成24年度水俣市介護保険特別会計予算……………	21
日程第17	議第15号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算……………	22
日程第18	議第16号	平成24年度水俣市病院事業会計予算……………	24
日程第19	議第17号	平成24年度水俣市水道事業会計予算……………	26
日程第20	議第18号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）……………	28
日程第21	議第19号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	32
日程第22	議第20号	平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	33
日程第23	議第21号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	34
日程第24	議第22号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	35
日程第25	議第23号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）……………	36
日程第26	議第24号	平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………	37
日程第27	議第25号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）……………	38
日程第28	議第26号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）……………	38
日程第29	議第27号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）……………	38
日程第30	議第28号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）……………	39
日程第31	議第29号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）……………	39
日程第32	議第30号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）……………	40
日程第33	議第31号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）……………	40
日程第34	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）……………	40
日程第35	議第33号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）……………	41
日程第36	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）……………	41
日程第37	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）……………	42
日程第38	議第36号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）……………	42
日程第39	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市はげのき館）……………	42
日程第40	議第38号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）……………	43
日程第41	議第39号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）……………	43
日程第42	議第40号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）……………	43
日程第43	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）……………	44
日程第44	議第42号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）……………	44
日程第45	議第43号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について……………	45

市長の所信表明並びに提案理由説明	1～46
休憩・開議	53
市長の所信表明並びに提案理由説明（続）	53
先議案件に対する質疑	59
委員会付託	60
休憩・開議	61
○総務産業委員長の報告	61
○厚生文教委員長の報告	63
委員会審査報告書	65
議第18号 平成23年度一般会計補正予算（第8号）に対する修正案	66
委員長報告に対する質疑	67
討 論	68
○西田弘志君の反対討論（議第18号修正案）	68
○谷口明弘君の賛成討論（議第18号修正案）	68
○緒方誠也君の反対討論（議第18号修正案）	69
○大川末長君の賛成討論（議第18号修正案）	70
○川上紗智子君の反対討論（議第18号修正案）	71
○野中重男君の反対討論（議第18号修正案）	71
採 決	73
散 会	75

平成24年3月6日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○瀨上道昭君の質問	3
1 施政方針について	3
2 第3次定員適正化計画について	3

3	観光振興について	2～3
4	東部地域特別養護老人ホーム建設について	3
	市長の答弁	4
○	瀧上道昭君の再質問	7
	市長の答弁	8
○	瀧上道昭君の再々質問	9
	市長の答弁	9
	総務企画部長の答弁	10
○	瀧上道昭君の再質問	11
	総務企画部長の答弁	12
○	瀧上道昭君の再々質問	13
	総務企画部長の答弁	13
	産業建設部長の答弁	14
○	瀧上道昭君の再質問	15
	産業建設部長の答弁	16
○	瀧上道昭君の発言	17
	福祉環境部長の答弁	17
○	瀧上道昭君の再質問	19
	福祉環境部長の答弁	19
○	瀧上道昭君の再々質問	20
	福祉環境部長の答弁	20
休憩・開議		21
○	福田斉君の質問	21
1	2013年度開催事業について	21
2	「環境首都水俣」創造事業について	22
3	医療センター工事に伴う駐車場対策について	23
4	旧三中跡地利用状況について	23
5	湯の児・湯の鶴観光振興について	23
	市長の答弁	23
○	福田斉君の再質問	26
	市長の答弁	28
	教育長の答弁	29

○福田斉君の再々質問	2～29
市長の答弁	30
教育長の答弁	30
副市長の答弁	30
○福田斉君の再質問	32
市長の答弁	32
総合医療センター事務部長の答弁	33
産業建設部長の答弁	33
○福田斉君の再質問	34
総合医療センター事務部長の答弁	34
教育長の答弁	35
○福田斉君の再質問	35
教育長の答弁	36
産業建設部長の答弁	37
○福田斉君の再質問	39
産業建設部長の答弁	41
休憩・開議	41
○緒方誠也君の質問	41
1 市長所信表明について	42
2 高齢者福祉施策について	42
3 人口減少対策について	42
4 公契約条例について	43
市長の答弁	43
○緒方誠也君の再質問	44
市長の答弁	45
○緒方誠也君の再々質問	46
市長の答弁	47
福祉環境部長の答弁	47
○緒方誠也君の再質問	49
福祉環境部長の答弁	51
○緒方誠也君の再々質問	52
福祉環境部長の答弁	53

市長の答弁	2～54
総務企画部長の答弁	54
○緒方誠也君の再質問	56
総務企画部長の答弁	56
○緒方誠也君の再々質問	57
市長の答弁	57
総務企画部長の答弁	57
○緒方誠也君の発言	59
休憩・開議	59
○西田弘志君の質問	60
1 施政方針について	60
2 平成24年度予算、施策について	61
3 「環境首都」創造事業について	61
(1) 本事業について	
(2) ゼロカーボン産業団地創造事業について	
(3) 環境大学構想について	
(4) 環境に配慮した安全安心な食と農の確立について	
市長の答弁	61
○西田弘志君の再質問	64
市長の答弁	65
○西田弘志君の発言	65
総務企画部長の答弁	66
○西田弘志君の再質問	68
総務企画部長の答弁	70
○西田弘志君の再々質問	70
総務企画部長の答弁	71
産業建設部長の答弁	71
副市長の答弁	71
○西田弘志君の再質問	75
副市長の答弁	77
○西田弘志君の発言	78
散 会	78

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○野中重男君の質問	3
1 水俣病について	3
2 環境まちづくりについて	4
3 地場企業支援策について	4
市長の答弁	4
○野中重男君の再質問	6
市長の答弁	8
○野中重男君の再々質問	9
市長の答弁	10
副市長の答弁	11
○野中重男君の再質問	12
副市長の答弁	13
○野中重男君の再々質問	13
副市長の答弁	14
産業建設部長の答弁	14
○野中重男君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
○野中重男君の再々質問	17
産業建設部長の答弁	17
休憩・開議	18
○大川末長君の質問	18
1 所信表明について	18
2 平成24年度一般会計予算について	19
3 外郭団体の現状について	19
4 東部地域特別養護老人ホーム建設について	20

市長の答弁	3～20
○大川末長君の再質問	23
市長の答弁	23
○大川末長君の再々質問	24
市長の答弁	24
総務企画部長の答弁	24
○大川末長君の再質問	26
総務企画部長の答弁	26
○大川末長君の再々質問	28
産業建設部長の答弁	28
総務企画部長の答弁	29
○大川末長君の再質問	30
総務企画部長の答弁	31
福祉環境部長の答弁	32
○大川末長君の再質問	33
福祉環境部長の答弁	33
○大川末長君の再々質問	34
福祉環境部長の答弁	34
休憩・開議	35
○田口憲雄君の質問	35
1 教育機関について	36
(1) 小中学校の再編成の検証について	
(2) 地元高校に進む子どもたちの状況について	
(3) 高等教育機関の設置について	
2 産業構造と方向性について	36
(1) 産業構造分析と育成について	
(2) 広報活動と市民益について	
市長の答弁	37
教育長の答弁	37
総務企画部長の答弁	39
○田口憲雄君の再質問	40
教育長の答弁	41

産業建設部長の答弁	3～42
市長の答弁	43
○田口憲雄君の再々質問	43
産業建設部長の答弁	44
総務企画部長の答弁	44
教育長の答弁	44
市長の答弁	45
市長の答弁	45
○田口憲雄君の再質問	47
市長の答弁	47
○田口憲雄君の再々質問	48
市長の答弁	49
散 会	50

平成24年3月8日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表(2)	3
開 議	4
諸般の報告	4
日程第1 一般質問	4
○川上紗智子君の質問	4
1 義務教育における保護者負担軽減について	5
2 中学校の武道必修化について	5
3 介護保険について	6
市長の答弁	6
教育長の答弁	6
○川上紗智子君の再質問	8
教育長の答弁	10

○川上紗智子君の再々質問	4～11
教育長の答弁	11
教育長の答弁	12
○川上紗智子君の再質問	13
教育長の答弁	14
○川上紗智子君の再々質問	14
教育長の答弁	16
市長の答弁	16
○川上紗智子君の再質問	18
福祉環境部長の答弁	19
○川上紗智子君の発言	20
休憩・開議	21
○江口隆一君の質問	21
1 水俣の経済活性化対策について	21
2 12月議会後の緊急記者会見について	22
3 古紙リサイクル問題について	23
4 議会と市政との関係について	23
市長の答弁	24
産業建設部長の答弁	24
○江口隆一君の発言	26
市長の答弁	27
○江口隆一の再質問	28
市長の答弁	28
○江口隆一君の再々質問	29
市長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	29
○江口隆一君の再質問	31
市長の答弁	32
○江口隆一君の発言	34
総務企画部長の答弁	34
○江口隆一君の再質問	35
総務企画部長の答弁	36

市長の答弁	4～36
休憩・開議	37
質 疑	37
日程第2 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	37
日程第3 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第4 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第5 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第6 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	38
日程第7 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第8 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第9 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第10 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第11 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算	40
○大川末長君の質疑	40
産業建設部長の答弁	40
日程第12 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	42
日程第13 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	42
日程第14 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算	42
日程第15 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	43
日程第16 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算	43
日程第17 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算	43
日程第18 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	43
日程第19 議第26号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	43
日程第20 議第27号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	43
日程第21 議第28号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）	43
日程第22 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	43
日程第23 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	43

日程第24	議第31号	指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）	4～43
日程第25	議第32号	指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）	43
日程第26	議第33号	指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）	43
日程第27	議第34号	指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）	43
日程第28	議第35号	指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）	44
日程第29	議第36号	指定管理者の指定について（水俣市東部センター）	44
日程第30	議第37号	指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）	44
日程第31	議第38号	指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）	44
日程第32	議第39号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	44
日程第33	議第40号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	44
日程第34	議第41号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	44
日程第35	議第42号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	44
日程第36	議第43号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	44
議案上程			44
日程第37	議第44号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	44
日程第38	議第45号	湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
日程第39	議第46号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	45
日程第40	議第47号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	46
		市長の提案理由説明	46
休憩・開議			47
質 疑			47
		○大川末長君の質疑（議第45号）	47
		産業建設部長の答弁	48
		○高岡利治君の質疑（議第45号）	48
		産業建設部長の答弁	48
休憩・開議			49
		産業建設部長の答弁	49
		○大川末長君の質疑（議第45号）	49
休憩・開議			49

産業建設部長の答弁	4～49
○塩崎信介君の質疑（議第45号）	50
産業建設部長の答弁	50
委員会付託	50
散 会	50

平成24年3月14日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	4
諸般の報告	4
発言取り消し（緒方誠也君）	5
発言取消申出書	5
日程第1 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を 改正する条例の制定についてから日程第41陳第5号郵政改革法案の速 やかな成立を求める陳情についてまで41件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	7
○厚生文教委員長の報告	11
委員会審査報告書	15
委員長報告に対する質疑	16
討 論	16
○川上紗智子君の反対討論（議第3号）	17
○福田斉君の反対討論（陳第3号）	17
○西田弘志君の賛成討論（陳第3号）	19
○野中重男君の賛成討論（陳第3号）	19
採 決	21
日程第42 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	23
採 決	24
閉会中継続審査・調査申出書	24

議案上程	5～26
日程第43 意見第1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書について	26
日程第44 意見第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について	27
○大川末長君の提案理由説明（意見第1号）	28
○川上紗智子君の提案理由説明（意見第2号）	28
質 疑	29
討 論	29
採 決	29
閉 会	30

平成24年2月24日

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（平成23年度補正予算等）の表決

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成24年2月24日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成24年2月24日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成24年3月14日午前11時11分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成24年2月24日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後7時32分 散会

（出席議員） 15人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	西田 弘志 君
中村 幸治 君	川上 紗智子 君	福田 斉 君
大川 末長 君	牧下 恭之 君	瀧上 道昭 君
谷口 眞次 君	緒方 誠也 君	野中 重男 君

（欠席議員） 1人

塩崎 信介 君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（瀧上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第1号

平成24年2月24日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第1号 専決処分報告及び承認について

専第1号 平成22年度水俣市一般会計補正予算(第7号) (総務産業)

第4 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算

第14 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

第15 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

第16 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算

第17 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

第18 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算

第19 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算

第20 議第18号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第8号) (各委)

第21 議第19号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第22 議第20号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第23 議第21号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生文教)

第24 議第22号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) (総務産業)

- 第25 議第23号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号） (厚生文教)
- 第26 議第24号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号） (総務産業)
- 第27 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 第28 議第26号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第29 議第27号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第30 議第28号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第32 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第33 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第35 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第38 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第40 議第38号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第41 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第42 議第40号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第44 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第45 議第43号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

平成24年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表(1)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について	水俣市江添1072-11 坂本 龍虹		厚生文教
陳第2号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市神水1丁目30-7 國宗 直		厚生文教
陳第3号	「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について	水俣市袋1852 元村 義晴		総務産業
陳第4号	水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について	水俣市江添1072-11 坂本 龍虹		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成24年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

塩崎信介議員から、所用のため、本日の会議には欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせします。

次に、去る12月定例会で可決された「脱原発」政策の実行を求める意見書は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情4件は、議席に配付の陳情文書表配布のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成23年度の定期監査並びに平成23年11月分、12月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告及び平成23年11月分、12月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、田畑総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、本山福祉環境部次長、古里産業建設部次長、渕上総合医療センター事務部次長、本山水道局長、松本総務課長、川野企画課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において西田弘志議員、大川末長議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成24年3月第1回定例会（2月24日招集）会期日程表

（会期 2月24日から3月14日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	2月24日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明並びに所信表明 平成23年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	25日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	26日	日			市の休日（日曜日）
4	27日	月			議案調査
5	28日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	29日	水			議案調査
7	3月1日	木			議案調査（高校卒業式）
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分		本会議
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	——	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	——	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日（中学校卒業式）
20	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月14日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

-
- 日程第3 議第1号 専決処分の報告及び承認について
専第1号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第4 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算
- 日程第14 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第19 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第20 議第18号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第21 議第19号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議第20号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議第21号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第24 議第22号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議第23号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議第24号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第28 議第26号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第29 議第27号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第30 議第28号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第31 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第32 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第33 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第34 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第35 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第36 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第37 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第38 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第39 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第40 議第38号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第41 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第42 議第40号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第43 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第44 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第45 議第43号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第1号専決処分の報告及び承認についてから、日程第45、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてまで、43件を一括して議題とします。

議第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第1号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

専第1号

専 決 処 分 書

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年1月17日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

任期満了に伴う熊本県知事選挙に要する予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ11,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,417,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
15 県 支 出 金		1,434,634	11,982	1,446,616
	3 委 託 金	81,880	11,982	93,862
補正されなかった款に係る額		13,971,232		13,971,232
歳 入 合 計		15,405,866	11,982	15,417,848

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,701,317	11,982	1,713,299
	4 選 挙 費	47,665	11,982	59,647
補正されなかった款に係る額		13,704,549		13,704,549
歳 出 合 計		15,405,866	11,982	15,417,848

議第2号

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和35年告示第9号）の一部を次のように改正

する。

別表中

「					
「	体育指導委員	”	21,400円	「	を
					」
「					
「	スポーツ推進委員	”	21,400円	「	に、
					」
「					
「	婦人相談員	”	107,000円	「	を
	家庭相談員	”	107,000円		」
「					
「	婦人相談員	”	106,800円	「	に、
	家庭相談員	”	106,800円		」
「					
「	就労支援相談員	”	100,000円	「	を
					」
「					
「	就労支援相談員	”	100,000円	「	に
	企業支援員	”	183,000円		」

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

水俣市企業支援員の設置等に伴い、非常勤の特別職の報酬額に関して整備する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第3号

水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のよう改める。

第32条 削除

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「 ρ 」については「 ρ 」がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日
- (2) 第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の水俣市税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の水俣市税条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（提案理由）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布されたこと等に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第4号

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例

水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第18項第2号」を「第22項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第 5 号

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年 2 月24日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の改正規定中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第83条第 3 項の規定に基づき、同法第 5 条第 12項の規定による障害者支援施設」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービスを行う施設」に改める。

第 8 条第 1 号の改正規定中「障害者支援」を「障害福祉サービス及び医療を行う」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の施行に伴い、施設形態を変更するため、本案のように制定しようとするものである。

議第 6 号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年 2 月24日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例（平成23年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定中「33,000円」を「32,100円」に改め、同項第 2 号の改正規定中「33,000円」を「32,100円」に改め、同項第 3 号の改正規定中「42,900円」を「41,700円」に、「市町村民税世帯非課税者」を「その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されていない者（以下「市町村民税世帯非課税者」という。）」に、「要保護者」を「要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 4 号の改正規定中「46,900円」を「45,600円」に改め、同項第 5 号の改正規定中「59,400円」を「57,800円」に改め、同項第 6 号の改正規定中「66,000円」を「64,200円」に改め、同項第 7 号の改正規定中「85,800円」を「83,500円」に、「合計所得金額」を「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第 1 項第 13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の 4 号を加える改正規定のうち、第 8 号に係る部分中「108,900円」を「105,900円」に改め、第 9 号に係る部分中「118,800円」を「115,600円」に改め、第 10号に係る部分中「125,400円」を「122,000円」に改め、第11号に係る部分中「132,000円」を「128,400円」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成24年度からの介護報酬改定率が確定したこと等により、再度平成24年度から平成26年度までの保険料率を見直し、本案のように制定しようとするものである。

議第7号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「法第23条第1号に規定する親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」に改める。

第5条中「老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号」を「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第2号」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「法第23条第1号に規定する親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条第1項ただし書中「法第23条第1号に規定する親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に改め、同条第2項中「第2号イ」を「第1号イ」に、「同条第2号及び第3号」を「同条第1号及び第2号」に改める。

第27条第1項中「第2号」を「第1号」に改める。

第50条中「法第23条第1号に規定する親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に改める。

附則第10項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者については、改正後の条例の相当規定により入居を認められたものとみなす。

(提案理由)

市営住宅の入居資格である同居親族要件を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

議第8号

水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市下水道条例の一部を改正する条例

水俣市下水道条例（平成3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 指定工事店に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7条の2第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成24年4月1日から実施される「排水設備工事責任技術者一括登録制度」への参加に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第9号

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区 分	所 在 地	面積（平方メートル）	土 地所有者	収益割合	学 校 名
学校林	水俣市大字葛渡字村内593番18	5,009.00	水俣市	全 部	水俣市立葛渡小学校
”	水俣市大字湯出字樋ノ口1655番ノ7	2,912.39	”	”	水俣市立湯出小学校
”	水俣市大字越小場字平野3林班内	180,099.07	”	”	水俣市立久木野小学校
部分林	水俣市大字湯出鬼岳国有林13林班る小班	9,917.35	農林省	農林省2割 学 校8割	水俣市立湯出小学校
”	水俣市大字湯出鬼岳国有林13林班ろ小班	19,834.71	”	”	”
”	水俣市大字袋字南志水1588番	3,433.33	”	”	水俣市立水俣第一中学校

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

湯出中学校及び久木野中学校が閉校したことにより、それぞれ所有していた学校林を湯出小学校及び久木野小学校へ移管するため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について

徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例

徳富蘇峰・蘆花生家条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

区 分	使用料（1時間当たり）
研修室	300円
研修室冷暖房	200円
広場	300円

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

現在の研修室使用料は、冷暖房使用料を含んでおり冷暖房を使用する場合と使用しない場合に公平性が保てないことから、研修室使用料と研修室冷暖房使用料をそれぞれ定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第11号

平成24年度水俣市一般会計予算

平成24年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,112,358千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成24年2月24日提出

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		2,666,731
	1 市 民 税	1,076,140
	2 固 定 資 産 税	1,383,324
	3 軽 自 動 車 税	59,316
	4 た ば こ 税	141,823
	5 入 湯 税	6,128
2 地 方 譲 与 税		112,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	30,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	80,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 特 別 と ん 譲 与 税	2,000
3 利 子 割 交 付 金		7,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,000
4 配 当 割 交 付 金		2,000
	1 配 当 割 交 付 金	2,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		270,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	270,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		15,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,000
9 地 方 特 例 交 付 金		45,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	45,000
10 地 方 交 付 税		5,000,000
	1 地 方 交 付 税	5,000,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,653
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,653
12 分 担 金 及 び 負 担 金		151,415
	1 分 担 金	845
	2 負 担 金	150,570
13 使 用 料 及 び 手 数 料		170,566
	1 使 用 料	153,327
	2 手 数 料	17,239
14 国 庫 支 出 金		2,096,970
	1 国 庫 負 担 金	1,550,419
	2 国 庫 補 助 金	539,643
	3 委 託 金	6,908
15 県 支 出 金		1,081,065
	1 県 負 担 金	517,416
	2 県 補 助 金	494,493

	3 委 託 金	69,156
16 財 産 収 入		21,631
	1 財 産 運 用 収 入	8,420
	2 財 産 売 払 収 入	13,211
17 寄 附 金		53
	1 寄 附 金	53
18 繰 入 金		580,281
	1 基 金 繰 入 金	580,281
19 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
20 諸 収 入		328,491
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	8,620
	2 市 預 金 利 子	2
	3 貸 付 金 元 利 収 入	117,634
	4 雑 入	197,598
	5 受 託 事 業 収 入	4,637
21 市 債		1,554,500
	1 市 債	1,554,500
歳 入 合 計		14,112,358

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		166,049
	1 議 会 費	166,049
2 総 務 費		1,532,345
	1 総 務 管 理 費	1,162,568
	2 徴 税 費	194,613
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	81,189
	4 選 挙 費	18,614
	5 統 計 調 査 費	41,149
	6 監 査 委 員 費	34,212
3 民 生 費		4,728,042
	1 社 会 福 祉 費	2,494,227
	2 児 童 福 祉 費	1,436,559
	3 生 活 保 護 費	797,256
4 衛 生 費		2,090,814
	1 保 健 衛 生 費	321,909
	2 清 掃 費	873,871
	3 簡 易 水 道 設 置 費	4,735
	4 環 境 対 策 費	248,699
	5 病 院 費	641,600
5 農 林 水 産 業 費		372,319
	1 農 業 費	277,292
	2 林 業 費	68,936
	3 水 産 業 費	26,091

6 商 工 費		413,477
	1 商 工 費	185,768
	2 総 合 経 済 対 策 費	227,709
7 土 木 費		2,102,413
	1 土 木 管 理 費	5,070
	2 道 路 橋 り よ う 費	417,119
	3 河 川 費	8,925
	4 港 湾 費	2,595
	5 都 市 計 画 費	1,221,238
	6 住 宅 費	447,466
8 消 防 費		428,106
	1 消 防 費	428,106
9 教 育 費		934,967
	1 教 育 総 務 費	254,079
	2 小 学 校 費	132,948
	3 中 学 校 費	111,405
	4 社 会 教 育 費	229,181
	5 保 健 体 育 費	207,354
10 災 害 復 旧 費		23
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	22
11 公 債 費		1,328,803
	1 公 債 費	1,328,803
12 予 備 費		15,000
	1 予 備 費	15,000
歳 出 合 計		14,112,358

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ネ ッ ト ワ ー ク 機 器 リ ー ス 料 (総 務 課)	自 平成25年度 至 平成29年度	千円 75,670
滞 納 整 理 シ ス テ ム リ ー ス 料 (税 務 課)	自 平成25年度 至 平成29年度	21,334
固 定 資 産 土 地 鑑 定 評 価 業 務 委 託 料 (税 務 課)	自 平成25年度 至 平成26年度	12,024
固 定 資 産 現 況 調 査 事 業 業 務 委 託 料 (税 務 課)	自 平成25年度 至 平成26年度	15,467
土 地 改 良 施 設 維 持 管 理 適 正 化 事 業 負 担 金 (農 林 水 産 振 興 課)	自 平成25年度 至 平成28年度	2,220
特 別 小 口 資 金 融 資 利 子 補 給 金 (総 合 経 済 対 策 課)	自 平成25年度 至 平成28年度	融資に対する利子補給 額に同じ
中 小 企 業 経 営 安 定 資 金 融 資 利 子 補 給 金 (総 合 経 済 対 策 課)	自 平成25年度 至 平成30年度	融資に対する利子補給 額に同じ

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等（農業農村事業）	千円 400	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	210,300			
自然災害防止事業	6,700			
地方道路等整備事業	75,600			
過疎対策事業	811,500			
臨時財政対策債	450,000			
計	1,554,500			

議第12号

平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成24年度水俣市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,567,575千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		500,536
	1 国民健康保険税	500,536
2 使用料及び手数料		492
	1 手数料	492
3 国庫支出金		1,293,059
	1 国庫負担金	737,332
	2 国庫補助金	555,727
4 県支出金		263,956
	1 県負担金	18,127
	2 県補助金	245,829

5 療養給付費等交付金		246,405
	1 療養給付費等交付金	246,405
6 前期高齢者交付金		1,169,807
	1 前期高齢者交付金	1,169,807
7 共同事業交付金		579,360
	1 共同事業交付金	579,360
8 財産収入		39
	1 財産運用収入	39
9 繰入金		506,716
	1 他会計繰入金	241,632
	2 基金繰入金	265,084
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		7,204
	1 延滞金加算金及び過料	2,283
	2 市預金利子	1
	3 雑収入	4,920
歳入	合計	4,567,575

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		77,798
	1 総務管理費	40,689
	2 徴税費	32,116
	3 運営協議会費	121
	4 国民健康保険特別対策費	4,872
2 保険給付費		3,368,834
	1 療養諸費	3,019,782
	2 高額医療費	336,970
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	10,920
	5 葬祭諸費	1,160
3 後期高齢者支援金等		339,786
	1 後期高齢者支援金等	339,786
4 前期高齢者納付金等		1,010
	1 前期高齢者納付金等	1,010
5 老人保健拠出金		25
	1 老人保健拠出金	25
6 介護納付金		166,534
	1 介護納付金	166,534
7 共同事業拠出金		530,601
	1 共同事業拠出金	530,601
8 保健事業費		29,868
	1 保健事業費	8,050
	2 特定健康診査等事業費	21,818

9	基金積立金		40
	1	基金積立金	40
10	公債費		288
	1	公債費	288
11	諸支出金		12,791
	1	償還金及び還付加算金	2,004
	2	繰出金	10,787
12	予備費		40,000
	1	予備費	40,000
		歳出合計	4,567,575

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
特定保健指導業務委託料	自平成25年度 至平成25年度	千円 935

議第13号

平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度水俣市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ393,368千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1	保険料	256,213
	1 後期高齢者医療保険料	256,213
2	使用料及び手数料	74
	1 手数料	74
3	繰入金	136,810
	1 一般会計繰入金	136,810
4	繰越金	2
	1 繰越金	2
5	諸収入	269
	1 延滞金加算金及び過料	45
	2 償還金及び還付加算金	223

	3 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	393,368

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		393,145
	1 総 務 管 理 費	25,160
	2 徴 収 費	11,310
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	356,675
2 諸 支 出 金		223
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	223
歳 出	合 計	393,368

議第14号

平成24年度水俣市介護保険特別会計予算

平成24年度水俣市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,166,742千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		532,140
	1 介 護 保 險 料	532,140
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,995
	1 負 担 金	1,995
3 使 用 料 及 び 手 数 料		83
	1 手 数 料	83
4 国 庫 支 出 金		826,688
	1 国 庫 負 担 金	541,897
	2 国 庫 補 助 金	284,791

5	支 払 基 金 交 付 金		882,707
	1	支 払 基 金 交 付 金	882,707
6	県 支 出 金		448,122
	1	県 負 担 金	438,450
	2	県 補 助 金	9,672
7	繰 入 金		474,864
	1	一 般 会 計 繰 入 金	474,864
8	繰 越 金		1
	1	繰 越 金	1
9	諸 収 入		142
	1	延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	139
	2	預 金 利 子	1
	3	雑 入	2
	歳 入	合 計	3,166,742

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額	
1	総 務 費	86,138	
	1	総 務 管 理 費	37,931
	2	徴 収 費	7,920
	3	介 護 認 定 審 査 会 費	39,694
	4	趣 旨 普 及 費	368
	5	運 営 協 議 会 費	225
2	保 険 給 付 費	3,016,449	
	1	介 護 サービス等 諸 費	2,646,128
	2	介 護 予 防 サービス等 諸 費	176,098
	3	そ の 他 諸 費	3,426
	4	高 額 介 護 サービス等 費	60,197
	5	高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等 費	10,500
	6	特 定 入 所 者 介 護 サービス等 費	120,100
4	地 域 支 援 事 業	61,010	
	1	介 護 予 防 事 業	29,360
	2	包 括 的 支 援 事 業・任 意 事 業	31,650
5	基 金 積 立 金	1	
	1	基 金 積 立 金	1
6	公 債 費	1	
	1	公 債 費	1
7	諸 支 出 金	1,143	
	1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,143
8	予 備 費	2,000	
	1	予 備 費	2,000
	歳 出	合 計	3,166,742

議第15号

平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成24年度水俣市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,364,037千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		5,630
	1 負担金	5,630
2 使用料及び手数料		276,292
	1 使用料	276,291
	2 手数料	1
3 国庫支出金		122,793
	1 国庫補助金	122,793
4 繰入金		683,887
	1 繰入金	683,887
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1,934
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利息	1
	3 雑入	1,932
7 市債		273,500
	1 市債	273,500
歳入	合計	1,364,037

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 公共下水道事業費		483,759
	1 公共下水道事業費	483,759
2 公債費		879,278
	1 公債費	879,278
3 予備費		1,000

	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,364,037

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成24年度 至 平成30年度	未償還元金利子、延滞金に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成24年度 至 平成30年度	償還利子に対する利子補給額

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 212,000	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	61,500			
計	273,500			

議第16号

平成24年度水俣市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	総合医療センター	417床 (一般413床、感染4床)		
(2) 年間患者数				
ア 入 院	総合医療センター	110,230人		
イ 外 来	総合医療センター	223,930人		
	久木野診療所	1,515人	合 計	225,445人
(3) 一日平均患者数				
ア 入 院	総合医療センター	302人		
イ 外 来	総合医療センター	914人		
	久木野診療所	15人	合 計	929人
(4) 主要な建設改良工事				
建設工事費	総合医療センター	601,097千円		
固定資産購入費				
(車両購入費)	総合医療センター	5,952千円		
(器械備品購入費)	総合医療センター	268,450千円	合 計	274,402千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 総合医療センター事業収益		6,601,673千円
第1項 医 業 収 益		6,365,398千円

第2項 医 業 外 収 益	222,514千円
第3項 特 別 利 益	13,761千円
第2款 久木野診療所事業収益	17,544千円
第1項 医 業 収 益	15,368千円
第2項 医 業 外 収 益	2,174千円
第3項 特 別 利 益	2千円
収 益 的 収 入 合 計	6,619,217千円

支 出

第1款 総合医療センター事業費	6,452,336千円
第1項 医 業 費 用	6,215,370千円
第2項 医 業 外 費 用	179,429千円
第3項 特 別 損 失	57,537千円
第2款 久木野診療所事業費	22,572千円
第1項 医 業 費 用	22,468千円
第2項 医 業 外 費 用	3千円
第3項 特 別 損 失	101千円
第3款 予 備 費	2,000千円
第1項 予 備 費	2,000千円
収 益 的 支 出 合 計	6,476,908千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,687,599千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,690千円、過年度分損益勘定留保資金1,645,909千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	1,090,580千円
第1項 企 業 債	623,400千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	221千円
第3項 補 助 金	5,284千円
第4項 負 担 金	215,083千円
第5項 繰 入 金	4,992千円
第6項 出 資 金	241,600千円
資 本 的 収 入 合 計	1,090,580千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	2,777,179千円
第1項 建 設 改 良 費	875,499千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,901,680千円
第2款 予 備 費	1,000千円
第1項 予 備 費	1,000千円
資 本 的 支 出 合 計	2,778,179千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター 看護システム (NANDA- NOC-NIC) ライセンス使用料	自 平成24年度 至 平成25年度	2,200米ドルに相当する額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 350,500	証書借入	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具整備事業	272,900			
計		623,400			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区分	科目		備考
		(1) 職員給与費	(2) 交際費	
1 総合医療センター		3,658,516千円 (3,235,817)	500千円	
2 久木野診療所		6,728 (5,302)		
合計		3,665,244 (3,241,119)	500	

※上記の（ ）書きは、一般職員分内書。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病院別	限度額
1 総合医療センター	1,376,350千円
2 久木野診療所	14,496
合計	1,390,846

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称
1 取得する資産	器械備品	厨房設備 一式
平成24年2月24日提出		

水俣市長 宮本勝彬

議第17号

平成24年度水俣市水道事業会計予算

（総則）

第1条 平成24年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	10,829戸
(2) 年間総給水量	2,990,865m ³

(3) 1日平均給水量	8,194m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 簡易水道統合整備事業	62,261千円
イ 施設整備事業	28,865千円
ウ 管路整備事業	64,559千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		462,303千円
第1項 営業収益		455,013千円
第2項 営業外収益		7,288千円
第3項 特別利益		2千円
支 出		
第1款 水道事業費用		346,248千円
第1項 営業費用		310,351千円
第2項 営業外費用		34,798千円
第3項 特別損失		99千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額259,254千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,459千円、減債積立金90,000千円、建設改良積立金50,000千円、過年度分損益勘定留保資金11,884千円及び当年度分損益勘定留保資金99,911千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		15,048千円
第1項 負担金		2,004千円
第2項 補助金		13,043千円
第3項 固定資産売却代金		1千円
支 出		
第1款 資本的支出		274,302千円
第1項 建設改良費		161,686千円
第2項 企業債償還金		111,616千円
第3項 予備費		1,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 営業費用及び第2項 営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	105,640千円
(2) 交際費	50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、643千円と定める。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第18号

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ~~371,078~~^{396,078}千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~15,021,770~~^{15,046,770}千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加・廃止・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 市 税		2,771,954	△67,291	2,704,663
	1 市 民 税	1,069,536	△50,527	1,019,009
	2 固 定 資 産 税	1,481,473	△16,764	1,464,709
12 分担金及び負担金		157,564	5,421	162,985
	1 分 担 金	13,543	△913	12,630
	2 負 担 金	144,021	6,334	150,355
14 国庫支出金		2,280,917	△118,971	2,161,946
	1 国 庫 負 担 金	1,681,088	△109,024	1,572,064
	2 国 庫 補 助 金	591,870	△9,947	581,923
15 県 支 出 金		1,446,616	△13,793	1,432,823
	1 県 負 担 金	475,241	6,175	481,416
	2 県 補 助 金	877,513	△23,339	854,174
	3 委 託 金	93,862	3,371	97,233
16 財 産 収 入		21,284	△6,597	14,687
	1 財 産 運 用 収 入	8,529	△237	8,292
	2 財 産 売 払 収 入	12,755	△6,360	6,395
17 寄 附 金		1,552	3,395	4,947
	1 寄 附 金	1,552	3,395	4,947

18 繰入金		546,306	△8,472 16,528	537,834 562,834
	1 基金繰入金	546,280	△8,472 16,528	537,808 562,808
19 繰越金		224,345	37,484	261,829
	1 繰越金	224,345	37,484	261,829
20 諸収入		379,455	△8,154	371,301
	4 雑入	255,299	△8,154	247,145
21 市債		2,047,838	△219,100	1,828,738
	1 市債	2,047,838	△219,100	1,828,738
補正されなかった款に係る額		5,540,017		5,540,017
歳入合計		15,417,848	△396,078 △371,078	15,021,770 15,046,770

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		195,811	331	196,142
	1 議会費	195,811	331	196,142
2 総務費		1,713,299	35,130	1,748,429
	1 総務管理費	1,159,295	41,180	1,200,475
	2 徴税費	328,597	△7,026	321,571
	3 戸籍住民基本台帳費	85,481	726	86,207
	4 選挙費	59,647	133	59,780
	5 統計調査費	46,452	△143	46,309
	6 監査委員費	33,827	260	34,087
3 民生費		5,125,434	△94,545	5,030,889
	1 社会福祉費	2,527,633	2,116	2,529,749
	2 児童福祉費	1,706,485	△48,001	1,658,484
	3 生活保護費	891,316	△48,660	842,656
4 衛生費		2,681,223	△88,876	2,592,347
	1 保健衛生費	331,261	511	331,772
	2 清掃費	808,746	△27,819	780,927
	4 環境対策費	431,369	△61,568	369,801
5 農林水産業費		432,629	△4,218	428,411
	1 農業費	326,600	3,247	329,847
	2 林業費	78,210	△5,789	72,421

	3 水産業費	27,819	△1,676	26,143
6 商工費		429,155	△2,148 22,852	429,155 452,007
	1 商工費	185,310	△2,613	182,697
	2 総合経済対策費	243,845	465 25,465	243,845 269,310
7 土木費		1,416,409	△129,581	1,286,828
	1 土木管理費	8,922	△588	8,334
	2 道路橋りょう費	268,906	△20,749	248,157
	5 都市計画費	1,007,648	△93,052	914,596
	6 住宅費	115,148	△15,192	99,956
8 消防費		430,769	△16,405	414,364
	1 消防費	430,769	△16,405	414,364
9 教育費		1,416,157	△790	1,415,367
	1 教育総務費	740,055	9,950	750,005
	2 小学校費	124,038	500	124,538
	3 中学校費	91,974	129	92,103
	4 社会教育費	215,766	3,041	218,807
	5 保健体育費	244,324	△14,410	229,914
10 災害復旧費		182,829	△28,976	153,853
	1 農林水産施設災害復旧費	64,031	△12,876	51,155
	2 公共土木施設災害復旧費	118,798	△16,100	102,698
11 公債費		1,379,133	△66,000	1,313,133
	1 公債費	1,379,133	△66,000	1,313,133
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳出合計		15,417,848	△396,078 △371,078	15,021,770 15,046,770

※2月24日修正可決

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	4 環境対策費	工コ住宅建築促進総合支援事業	千円 7,208
	5 病院費	病院事業会計負担金	700,100
5 農林水産業費	1 農業費	戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業	26,564
6 商工費	1 商工費	湯の鶴地区観光開発事業	5,187

7 土 木 費	2 道路橋りょう費	市内一円道路改良事業	75,913
	3 河 川 費	市内一円河川等維持補修費	1,267
	5 都市計画費	都市計画道路推進事業	1,995
9 教 育 費	1 教育総務費	小中学校施設整備事業	9,424
10 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業	2,621
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業	10,128
		現年発生単独災害復旧事業	18,638

2 変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	介護予防地域づくり事業	千円 168,800	介護予防地域づくり事業	千円 198,800

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
水 俣 市 議 会 会 議 録 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成23年度 至 平成24年度	千円 727
水 俣 市 議 会 だ よ り 印 刷 業 務 (議 会 事 務 局)	自 平成23年度 至 平成24年度	570
広 報 み な ま た 印 刷 業 務 (総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	4,000
防 災 行 政 無 線 保 守 点 検 委 託 料 (総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	4,345
自 転 車 市 民 共 同 利 用 シ ス テ ム 保 守 点 検 委 託 料 (企 画 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	378
水 俣 市 産 業 団 地 用 地 取 得 造 成 及 び 附 帯 事 業 に 係 る 債 務 保 証 (都 市 政 策 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	97,271
ス ク ー ル バ ス 運 行 業 務 委 託 料 (教 育 総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	21,234
全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 採 点 業 務 委 託 料 (小 学 校) (教 育 総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	378
全 国 学 力 ・ 学 習 状 況 調 査 採 点 業 務 委 託 料 (中 学 校) (教 育 総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	448
教 科 書 改 訂 に 伴 う 教 師 用 教 科 書 等 購 入 業 務 (教 育 総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	5,080
教 科 書 改 訂 に 伴 う 教 師 用 教 科 書 準 拠 教 材 購 入 業 務 (教 育 総 務 課)	自 平成23年度 至 平成24年度	5,885

2 廃 止

事 項	期 間	限 度 額
施設園芸緊急支援資金の融資に対する利子補給 (農林水産振興課)	自 平成24年度 至 平成26年度	千円 506

3 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
みなまた環境テクノセンター管理委託料 (総合経済対策課)	自 平成23年度 至 平成24年度	千円 13,592	自 平成23年度 至 平成24年度	千円 13,064
みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料 (商工観光振興課)	自 平成23年度 至 平成24年度	5,400	自 平成23年度 至 平成24年度	4,400
図書館情報システムリース料 (生涯学習課)	自 平成24年度 至 平成28年度	16,530	自 平成24年度 至 平成28年度	14,664

第4表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・ 減災事業	千円 7,600	証書借入又 は証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる政府資金等につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は、繰上償還若しく は低利に借換えることができる。
計	7,600			

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	千円 27,800				千円 19,100			
災害復旧事業	62,200				31,500			
過疎対策事業	1,442,800				1,255,500			
補正されなかつ た事業に係る額	515,038				515,038			
計	2,047,838				1,821,138			

議第19号

平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成23年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,422,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		1,108,198	30,533	1,138,731
	1 国庫負担金	603,858	18,347	622,205
	2 国庫補助金	504,340	12,186	516,526
5 療養給付費等交付金		226,613	62,695	289,308
	1 療養給付費等交付金	226,613	62,695	289,308
7 共同事業交付金		515,257	12,792	528,049
	1 共同事業交付金	515,257	12,792	528,049
9 繰入金		393,459	817	394,276
	1 他会計繰入金	236,687	817	237,504
10 繰越金		282,329	△89,247	193,082
	1 繰越金	282,329	△89,247	193,082
補正されなかった款に係る額		1,878,622		1,878,622
歳入合計		4,404,478	17,590	4,422,068

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		76,785	1,043	77,828
	1 総務管理費	40,011	807	40,818
	2 徴税費	31,489	236	31,725
2 保険給付費		3,228,543	0	3,228,543
	1 療養諸費	2,884,832	0	2,884,832
	2 高額医療費	330,909	0	330,909
3 後期高齢者支援金等		339,769	0	339,769
	1 後期高齢者支援金等	339,769	0	339,769
5 老人保健拠出金		4,631	△4,605	26
	1 老人保健拠出金	4,631	△4,605	26
6 介護納付金		161,461	0	161,461
	1 介護納付金	161,461	0	161,461
7 共同事業拠出金		483,297	8,966	492,263
	1 共同事業拠出金	483,297	8,966	492,263
11 諸支出金		45,984	12,186	58,170
	2 繰出金	7,721	12,186	19,907
補正されなかった款に係る額		64,008		64,008
歳出合計		4,404,478	17,590	4,422,068

議第20号

平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ391,055千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		126,880	610	127,490
	1 一般会計繰入金	126,880	610	127,490
4 繰越金		2	397	399
	1 繰越金	2	397	399
補正されなかった款に係る額		263,166		263,166
歳入合計		390,048	1,007	391,055

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		389,538	1,007	390,545
	1 総務管理費	21,380	1,236	22,616
	2 徴収費	8,698	54	8,752
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	359,460	△283	359,177
補正されなかった款に係る額		510		510
歳出合計		390,048	1,007	391,055

議第21号

平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第4号)

平成23年度水俣市の介護保険特別会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,016,967千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第4号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 国庫支出金		772,269	581	772,850
	2 国庫補助金	267,122	581	267,703
6 県支出金		428,152	△300	427,852

	2 県 補 助 金	10,060	△300	9,760
7 繰 入 金		451,368	△20	451,348
	1 一 般 会 計 繰 入 金	455,147	△20	445,127
8 繰 越 金		49,821	△301	49,520
	1 繰 越 金	49,821	△301	49,520
補正されなかった款に係る額		1,315,397		1,315,397
歳 入 合 計		3,017,007	△40	3,016,967

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総 務 費		77,998	1,461	79,459
	1 総 務 管 理 費	36,925	2,654	39,579
	2 徴 収 費	7,924	51	7,975
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	32,811	△1,244	31,567
3 地 域 支 援 事 業		61,730	△1,501	60,229
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業	34,896	△1,501	33,395
補正されなかった款に係る額		2,877,279		2,877,279
歳 出 合 計		3,017,007	△40	3,016,967

議第22号

平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成23年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32,938千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,451,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳 入

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		7,244	705	7,949
	1 負 担 金	7,244	705	7,949
2 使 用 料 及 び 手 数 料		276,429	11,107	287,536
	1 使 用 料	276,418	11,107	287,525
3 国 庫 支 出 金		177,120	△12,470	164,650
	1 国 庫 補 助 金	177,120	△12,470	164,650
4 繰 入 金		714,583	△16,780	697,803

	1 繰入金	714,583	△16,780	697,803
7 市債		307,600	△15,500	292,100
	1 市債	307,600	△15,500	292,100
補正されなかった款に係る額		1,935		1,935
歳入合計		1,484,911	△32,938	1,451,973

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 公共下水道事業費		567,705	△30,489	537,216
	1 公共下水道事業費	567,705	△30,489	537,216
2 公債費		916,206	△2,449	913,757
	1 公債費	916,206	△2,449	913,757
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳出合計		1,484,911	△32,938	1,451,973

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	浄化センター再構築基本設計 (長寿命化計画)作成業務	千円 10,900

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 公共下水道事業費	1 公共下水道事業費	浄化センターの 建設工事委託	千円 115,000	浄化センターの 建設工事委託	千円 104,100

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 229,500				千円 221,700			
過疎対策事業債	78,100				70,400			
計	307,600				292,100			

議第23号

平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 平成23年度水俣市病院事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度水俣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
建設工事費 総合医療センター	2,336,340千円	△35,647千円	2,300,693千円
(収益的収入及び支出)			

第3条 予算に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	6,520,026千円	1,495千円	6,521,521千円
第2項 医 業 外 収 益	248,447千円	1,495千円	249,942千円
収 益 的 収 入 合 計	6,535,715千円	1,495千円	6,537,210千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「331,226千円」を「258,263千円」に、過年度分損益勘定留保資金「312,187千円」を「239,224千円」に改め、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	2,854,754千円	37,316千円	2,892,070千円
第3項 補 助 金	868,201千円	44,453千円	912,654千円
第4項 負 担 金	231,127千円	△18,672千円	212,455千円
第5項 繰 入 金	2,625千円	11,535千円	14,160千円
資 本 的 収 入 合 計	2,854,754千円	37,316千円	2,892,070千円
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	3,184,980千円	△35,647千円	3,149,333千円
第1項 建 設 改 良 費	2,669,660千円	△35,647千円	2,634,013千円
資 本 的 支 出 合 計	3,185,980千円	△35,647千円	3,150,333千円
(債務負担行為)			

第4条 予算に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター ウィルス対策ソフトウェア・ ライセンス更新料	自 平成23年度 至 平成24年度	735千円
総合医療センター リハビリ電算システム・ アップグレードライセンス料	自 平成23年度 至 平成24年度	599千円

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第24号

平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成23年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 平成23年度水俣市水道事業会計予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額256,342千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,108千円、減債積立金90,000千円、建設改良積立金40,000千円、過年度分損益勘定留保資金5,686千円及び当年度分損益勘定留保資金114,548千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	

第1款 資本的収入	82,737千円	△42,617千円	40,120千円
第1項 負担金	1,378千円	0千円	1,378千円
第2項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第3項 補助費	81,358千円	△42,617千円	38,741千円

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第25号

指定管理者の指定について

水俣市厚生会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市厚生会館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市遺族会 会長 山口 保彦
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市厚生会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第26号

指定管理者の指定について

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
ふくろふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
ふくろふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 北村 智恵子
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

ふくろふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第27号

指定管理者の指定について

二小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
二小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
水俣第二小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 寺田 朋子
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

二小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第28号

指定管理者の指定について

一小ふれあい学童クラブの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
一小ふれあい学童クラブ
- 2 指定管理候補者の名称
水俣第一小学校ふれあい学童クラブ運営委員会 代表者 吉富 しほ子
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

一小ふれあい学童クラブの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第29号

指定管理者の指定について

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市高齢者福祉センター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市老人クラブ連合会 会長 嶋田 初義
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市高齢者福祉センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第30号

指定管理者の指定について

水俣市ワークプラザの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市ワークプラザ
- 2 指定管理候補者の名称
社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(提案理由)

水俣市ワークプラザの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第31号

指定管理者の指定について

みなまた環境テクノセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた環境テクノセンター
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた環境テクノセンター
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(提案理由)

みなまた環境テクノセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第32号

指定管理者の指定について

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

水俣市湯の鶴温泉保健センター

- 2 指定管理候補者の名称
水俣市15区自治会 会長 川野 剛一
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(提案理由)

水俣市湯の鶴温泉保健センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第33号

指定管理者の指定について

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
みなまた観光物産館まつぼっくり
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社みなまた
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(提案理由)

みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第34号

指定管理者の指定について

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市地域農業担い手育成センター
- 2 指定管理候補者の名称
社団法人水俣市シルバー人材センター
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市地域農業担い手育成センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第35号

指定管理者の指定について

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市久木野ふるさとセンター
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市久木野地域振興会 会長 寒川 忠行
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市久木野ふるさとセンターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第36号

指定管理者の指定について

水俣市東部センターの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市東部センター
- 2 指定管理候補者の名称
東部地域振興協議会 会長 中村 昌幸
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市東部センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第37号

指定管理者の指定について

水俣市はぜのき館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市はぜのき館
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市はぜ振興会 会長 緒方 新一郎

3 指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市はげのき館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第38号

指定管理者の指定について

湯の児フィッシングパークの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
湯の児フィッシングパーク
- 2 指定管理候補者の名称
水俣市漁業協同組合
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(提案理由)

湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第39号

指定管理者の指定について

水俣市立武道館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立武道館
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第40号

指定管理者の指定について

グリーンスポーツみなまの指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
グリーンスポーツみなまた
- 2 指定管理候補者の名称
水俣自然学校 代表 三村 堅一
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(提案理由)

グリーンスポーツみなまたの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第41号

指定管理者の指定について

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家
- 2 指定管理候補者の名称
株式会社トシヒロ
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第42号

指定管理者の指定について

水俣市文化会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
水俣市文化会館
- 2 指定管理候補者の名称
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(提案理由)

水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

議第43号

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等を次のように制定することとする。

平成24年2月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等

(郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称)

第1条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「郵便局事務取扱法」という。）第3条第1項の規定に基づき、郵便局事務取扱法第2条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、久木野郵便局、釣橋郵便局、湯出郵便局及び袋郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）を指定する。
(事務の範囲)

第2条 郵便局事務取扱法第2条第1項の規定に基づき、事務取扱郵便局において、次に掲げる水俣市の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱わせることとする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本及び除籍記載事項証明書（磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に限る。）の交付（当該戸籍又は除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- (2) 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (3) 外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (4) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に限る。）及び住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (5) 戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製された戸籍に限る。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し
- (6) 印鑑登録証明書の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡し

(取扱期間)

第3条 事務取扱郵便局における委託事務の取扱期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(協定)

第4条 第1条から前条までに定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、水俣市と郵便局株式会社が合意の上、協定を定めることとする。

附 則

この指定は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 平成24年第1回水俣市議会定例会の開会にあたり、提案理由の説明に先立ち、平成24年度の施政方針について、所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年3月に発生した東日本大震災は、多くのとうとい人命を奪い、加えて原子力発電所の損壊により、私たちを悲しみのどん底に陥れました。このことは、日本国民の生活に大きな影響を与えることはもとより、一人一人の生き方や環境を守ることの大切さも考えさせられる大惨事でありました。

水俣病を経験した本市としましては、一刻も早い被災地の復興と放射能に関する風評被害の払拭等を切望するとともに、本市が被災地をはじめとする日本の地域再生のモデルとなるよう、環境行政にさらに磨きをかけなくてはなりません。

昨年3月に選ばれた日本で唯一の環境首都として、命と環境を根底にすえ、環境を軸にした地域活性化や雇用創出を図り、市民の誰もが安心・安全な暮らしを送ることのできる豊かな市民生活の実現を目指さなくてはなりません。

これまで、自然エネルギーの分野、観光振興に伴う施設の整備等を行ってきていますが、24年度はその上に立って、これまでの環境まちづくり研究会の提言や各円卓会議での市民を交えて検討してきた事項を、市民と一体となって実現する年だと思っております。

子どもからお年寄りまで、水俣で暮らせる喜びを実感できるまちづくりを進めてまいります。

以下、本年度進める具体的な施策や事業について申し上げます。

まず、地域経済の元気づくりについて申し上げます。

地元企業の支援につきましては、新たに企業等からの各種相談や事業連携等を支援する産業支援センターを開設します。さらには、新たな融資制度や起業化のための助成制度などの整備を図り、経済界の元気づくりを支援してまいります。

また、引き続き新製品や新技術の開発、販路拡大等につなげるための補助・支援を行います。

さらに、環境首都水俣創造事業の一環として、水俣産業団地内で使用する電気や熱供給を、再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン化を図ります。

企業等においては、省エネ診断等による需要エネルギーの最適化により、経費の削減を図るなど、企業の経営の安定化や省力化等につながる施策を強力に進めてまいります。

企業誘致につきましては、企業誘致戦略を立て、県の企業立地課とも連携を密にしながら、設備投資や拡張を予定している企業を対象に積極的な訪問活動を行うとともに、既に立地している企業などとも情報交換等を行い、1社でも多くの企業が誘致できるよう取り組みを進めます。

また、平成20年から産・学・官で取り組んでおりますレアメタルリサイクルの南九州における中間処理の拠点化・広域化を図ります。

さらに、昨年から熊本大学、崇城大学、JNCと共同で進めております竹のバイオエタノール実用化研究事業等につきましても、引き続き事業化に向け鋭意取り組みを進めてまいります。

観光の振興につきましては、観光キャンペーンの開催、江口寿史氏による観光ポスター制作、観光情報誌への掲載など各種媒体を利用し、宣伝広報を行います。

また、お隣の出水市と、観光での連携協定を締結し、協議会を立ち上げて、パンフレットを作成するなど共同での取り組みを進めてまいります。

観光振興団体等につきましては、みなまた観光物産協会が実施する湯の児海上花火大会などのイベントやみなまた未来コンサート、ローズフェスタなどを助成し、民間団体の取り組みを支援してまいります。

湯の鶴地区の観光開発として、本年7月にオープン予定の湯の鶴観光物産館のPRを積極的に行い、湯の鶴観光振興計画に基づく湯の鶴温泉保健センター及び周辺整備に伴う基本計画を策定いたします。

商業の振興につきましては、バラのまち水俣づくりを進め、ミニバラ園など市内各所にバラを設置するとともに、エコパークバラ園のゆるキャラを活用し、商店街の雰囲気づくりを行ってまいります。

また、宿泊客に配布する飲食店マップや情報誌を作成して、商店街の魅力を発信するとともに、ホームページに空き店舗情報を掲載することで、Uターン者などの新規出店者を開拓したいと考えております。

このほかにも、各商店街や団体の自主的な取り組みを支援してまいります。

次に、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進について申し上げます。

水俣病被害救済特別措置法に基づく救済申請につきましては、申請期限が平成24年7月31日までとなりました。今年は、水俣病問題の大きな節目の年となると思います。水俣市としましても、被害者の皆様のあたる限りの救済がなされるよう、国・県と連携し、これまでも増して周知・広報に努めます。

また、明水園については、今年の夏、家族棟と新たな機能訓練室が完成いたしました。法改正により施設形態が変わりますが、引き続き医療とリハビリテーション・日常生活支援等のサービスの継続、向上に努めてまいります。

なお、水俣病により疲弊した地域の振興については、国・県と一体となり取り組んでまいります。

環境モデル都市の推進につきましては、これまでに市民の皆様と協働で取り組みを進めてきました。環境モデル都市推進委員会や、5つの円卓会議であるゼロ・ウェイスト、エネルギー・産業、観光と公共交通、環境にやさしい暮らし、環境学習・環境大学のそれぞれの円卓会議を通じ

て協働を進め、磨きをかけ、実践につなげます。

さらに、太陽エネルギー利用補助事業やエコ住宅建築促進総合支援事業等の具体的事業を行うことで環境と経済が調和した、日本の環境首都みなまたにふさわしい環境のまちづくりに取り組んでまいります。

みなまた環境大学につきましては、既存の短期セミナーと並行して今年度は、JNC株式会社が支援する事業の活用によりカリキュラムのさらなる内容充実を図ってまいります。

高等教育・研究機関（環境大学）の立地検討につきましては、可能性のある高等教育・研究機関の形態を検討しております。

24年度においては大学関係者へのヒアリング・働きかけにより、実現可能な機関の形態や方策を絞り込み、目標につながる具体的な施策の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、農林水産業の振興について申し上げます。

農業振興につきましては、柑橘類やサラダたまねぎ、お茶など基幹作物のさらなる生産振興や品質の向上を図るため、引き続きデコポンの改植や共同利用機械・施設整備等への支援に努めてまいります。

また、サラたまちゃんを代表とする特別栽培農産物や有機農産物など、安心・安全を基本とした農作物の生産拡大を図るため、生分解性マルチの普及や有機農業等への取り組み支援とともに販路開拓・PR活動を行い、環境首都ブランドの確立を目指して取り組んでまいります。

さらに、農業機械レンタル制度の定着化や農地の有効利用促進を図りながら、新規就農者や企業参入など新たな担い手の育成・確保に努めます。

各地域で課題となっている高齢化や担い手不足、耕作放棄地等と農地の問題を、各地域の実情に応じた支援を行うことで、特色ある農村・地域づくりにつなげていきたいと考えております。

年々、その被害拡大が深刻化している鳥獣害対策につきましては、引き続き電気さく設置等への支援を行い、有害鳥獣のすみかとなり得る耕作放棄地等の解消や、被害防止に取り組む人材の育成を図り、被害軽減に努めてまいります。

なお、ほ場整備につきましては、県営中山間地域総合整備事業として、平成20年度から実施している二期地区の桜野、深川地区の整備を引き続き実施します。

今後は、未採択の工区及び新たな要望工区を取りまとめ、三期地区として事業採択を目指す必要があり、今年度は、県において三期地区の対象区域及び事業計画概要等の策定が予定されております。

水産業の振興につきましては、種苗放流事業による栽培漁業の確立と、豊かな魚場づくりに取り組み、水産資源の確保と漁業振興に努めます。また、藻場の復活と海藻類の有効活用等による、海藻の森構想を支援していきます。

平成25年度に開催される全国豊かな海づくり大会に関して、県や関係機関と連携して、プレイベント等を開催します。

林業につきましては、長引く木材価格の低迷と需要の減少により、依然として厳しい状況に置かれ、このままでは環境保全への影響が危惧されています。

このようなことから、国、県等の補助事業を活用した間伐等の活用を進めるとともに、水俣市産材の活用による住宅補助制度で木材の販路を拡大し、林業活性化を進めます。

次に、医療・福祉の充実について申し上げます。

総合医療センターは、水俣市を初め、芦北・天草地域の県南医療圏や、出水郡市、伊佐市などの北薩医療圏における二次救急医療機関、災害拠点病院として重要な役割を担っており、平成23年11月には地域医療支援病院の承認を受け、地域医療の中核的病院としてさらにその役割は重要性を増しております。

現在、医療センター周辺地域を中心に、個人病院や薬局、リハビリ施設、介護福祉施設が開設されており、医療福祉分野の集積地域として、水俣市の経済振興や雇用確保につながっていると考えております。今後も、医療・保健・福祉の各関係機関と連携を図りながら、良質な医療サービスを提供してまいります。

また、平成23年度に着工した西館の建てかえ工事につきましては、平成24年度中に新西館本体部分が完成しますので、西館本体の運用を開始しつつ、引き続き平成25年度にかけて周辺施設の整備を行う予定です。なお、全事業完了後は、より災害に強く、より高機能な医療施設が確保され、安定的な医療サービス提供の基盤強化が図られるものと期待しております。

高齢者福祉につきましては、介護予防として、まちかど健康塾の継続実施、内容充実を図るとともに、要介護認定の主な原因疾患である認知症予防のための認知症予防教室を新たに開催します。また介護施設の整備を図るとともに、権利擁護、地域での見守り・支え合いの取り組みを推進してまいります。

障がい者福祉や子育て支援につきましては、国による制度見直しが行われていますが、利用者への周知や対応を的確に行い、市民が地域の中でともに安心して暮らせるよう、福祉施策の充実に努めます。

まず、障がい者福祉につきましては、4月からの新体系への円滑な移行、各種サービスの実施とともに、障がい者の方が地域で自立し、生きがいを持って安心して暮らすことのできる環境を整え、地域での支え合いを高めるために、関係機関や団体、事業所等との連携を図ってまいります。

高齢者や障がい者等の災害弱者対策では、23年度に災害時要援護者支援システムを整備しましたので、システムの充実を図るとともに、災害発生時に支援できるよう、日ごろの自助と共助の

関係を高めるための啓発・支援に努めます。

子育て支援におきましては、ファミリーサポートセンターの利用促進、療育相談事業の推進などに努めるとともに、保育園、学童クラブなどの関係機関と連携を図りながら、安心して産み育てられる子育て環境の充実や虐待防止等に努めます。

健康づくりの推進につきましては、生活習慣病予防を主眼においた健康づくりをさらに強化していきます。

具体的には、30歳代の若年者向けの特定健診、40歳節目の方たちを対象とした無料検診の新規導入、また、医療機関委託による個別健診や未受診者検診の充実など、引き続き病気の早期発見・早期治療に力を入れていきます。

併せて、各関係機関と連携して健康を増進し、発病を予防する一次予防、また、生活習慣病発見後の医療機関との連携、保健指導体制を強化し、合併症の発症や症状の進行など重症化予防の強化にも積極的に取り組んでまいります。

次に、暮らしやすい生活づくりについて申し上げます。

まず、教育の推進について申し上げます。

学校教育につきましては、小中学校の中から学校図書館活用教育推進モデル校を指定し、学校図書館の充実及び学校図書館を活用した学習指導の研究・推進を図ります。

また、学力向上研究推進校を中心とした学力向上プロジェクトの推進、特別支援教育支援員、外国語指導助手、外国語活動支援員の配置、小学校の放課後補充教室等により、引き続き児童生徒の学力向上と学校教育の質の向上に努めます。

熊本県が開発・提供している校務支援システム（ゆうnet）を、小中学校に導入し、校務情報化の推進、教職員の負担軽減を図ります。

保護者や地域住民等が一定の責任と権限をもって学校運営に参画することを通して特色ある学校づくりを進めるコミュニティスクール（学校運営協議会制度）を推進してまいります。

学校施設の整備につきましては、引き続き学校耐震化工事を進めます。

エコ改修工事が完了した第一中学校は環境教育の生きた教材として活用し、子どもたちや地域住民の環境教育の推進に努めます。

また、地域の交流拠点となる市内の小中学校においても、培った技術で環境に配慮した施設とすべく、ゼロカーボンを目標に改修計画を作成し、環境政策のさらなる推進を図ります。

社会教育の推進につきましては、青少年の育成のため、水俣市青少年育成市民会議主催の水俣市元気が出るまちづくり子ども議会を引き続き開催いたします。

また、地域が学校を支援するこれまでの取り組みを発展させ、組織的なものとする学校支援地域本部を設置し、地域ぐるみで子どもを育てる体制の充実を図ります。

文化振興につきましては、市指定史跡である水俣城跡の発掘調査を引き続き行い、保存整備のための計画策定に着手します。

また、平成25年に、本市出身の徳富蘇峰の生誕150年を迎えることから、その偉業、足跡を再発見する記念事業の開催を目指し、関係機関と準備に着手します。

自主文化事業では、住民の方々と一緒に作り上げる住民参加型の公演を開催し、芸術・文化活動の一層の活性化を目指します。

公民館においては、市民教室、高齢者の学習意欲に対応した高齢者教室を実施し、市民に学ぶ機会を提供するとともに、その内容の充実を図ります。

また、生涯学習フェスティバルを開催し、地域住民との交流を深めながら、住民の教養の向上、生活文化のさらなる振興を図ります。

日本一の読書のまちづくりにつきましては、第2回みなまた環境絵本大賞出版事業の実施や、赤ちゃんに絵本を贈呈し、親子のコミュニケーションを育む、ぐるりんぱブックスタート事業の継続、動く絵本館みなよむ号の活用による読書活動の推進を図ります。

さらに、おはなし会、絵本の読み聞かせ、童話教室等の図書館活動を初め、図書館まつりの実施により、図書館を身近に感じ、親しみのある図書館づくりを推進します。

スポーツの振興につきましては、市民スポーツ大会の開催やニュースポーツの普及推進等により、市民の健康づくりやコミュニティ形成を図るとともに、各種目団体の競技力向上に向けた施策を展開してまいります。

次に、生活環境の整備について申し上げます。

本市の公共交通につきましては、市民生活に密着した交通体系を維持するため、引き続き必要な見直しを行ってまいります。

また、広域的な交通の確保にあたり、湯の児、湯の鶴温泉への乗合タクシー事業の充実、肥薩おれんじ鉄道の車両改造などを行い、観光振興も考慮した交通体系の整備に取り組んでまいります。

自転車のまちづくりにつきましては、自転車利用の促進と自動車使用の抑制を図るため、市民への情報提供とともに、自転車が安心して走行できる道路環境の整備に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、下水道施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕などにより、増大した施設に係るコスト削減と効率的な運転管理を実施してまいります。

下水道への接続については、未接続の世帯には高齢者世帯や経済的な事情がある世帯もあるため、事情をお聞きしながら、戸別訪問での接続のお願いを行ってまいります。

また、公共下水道事業認可区域外の地域においては、補助制度を活用した合併処理浄化槽の設置促進を図ってまいります。

雨水対策については、市街地の低地に浸水対策の面整備を計画的に実施し、安全で安心な生活環境に取り組みます。

水道事業につきましては、東部地区及び久木野地区における簡易水道統合整備事業に着手します。

道路整備につきましては、主要幹線であります牧ノ内・大迫線の改良工事を初め、集落間の通過交通量の緩和や交通安全の確保や、また観光及び産業面への効果が期待できるアクセス道路の整備促進に努めてまいります。

公園事業につきましては、湯の児地区にある、湯之児公園を初めとする4カ所の公園の再整備に着手します。

また、環境首都にふさわしい景観づくりの1つとして、新水俣駅前広場やエコパーク入り口等の市内各所に、四季折々の花を植える実証実験を行っていきます。

住宅政策につきましては、市営白浜団地4号棟の建設、市営牧ノ内団地の実施設計並びに北側道路整備工事等に着手し、環境に配慮した快適な住環境の整備を進めます。また、市営住宅政策の基本的方向、及び市営住宅の今後の活用方針や維持管理方針を定める、公営住宅の長寿命化計画を策定します。

自治会活動につきましては、自治力向上を図り、住民主体のまちづくりを推進するため、水俣市自治振興交付金の交付を継続するとともに、水俣市がまだ自治会支援事業を推進してまいります。

防災対策としましては、昨年発生しました東日本大震災を踏まえ、市民の生命、身体及び財産をさまざまな災害から守るため、さらに防災体制の確立、消防施設の充実、自主防災組織の活性化など、市民とともに取り組んでまいります。

最後に、行財政改革について申し上げます。

厳しい経済状況から国の財政も厳しい中、地方自治体は自立性を高めることが求められています。

本市におきましても、第4次行財政改革大綱に基づき、経営意識と危機意識を持って自治体経営に取り組みます。

また、地域の実情を十分考慮し、簡素で効率的かつ機能的な行政運営を推進するため、計画的な組織の見直しを図るほか、人事評価制度、新地方公会計制度の導入に向けて取り組むこととします。

以上、平成24年度に取り組めます施策の概要を申し述べさせていただきました。

これからも、市民の声を聞き、市民のお力をお借りしながら、全力で豊かさの実感できる市政運営にあたらせていただきます。

市民の皆様の御理解・御支援、議員各位の御指導・御協力をお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） この際、10分間休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君）（続） 続きまして、本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第1号専決処分の報告及び承認について、専第1号平成23年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、任期満了に伴う熊本県知事選挙に要する予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,198万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ154億1,784万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に県知事選挙費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第15款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第2号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市企業支援員の設置等に伴い、非常勤の特別職の報酬額に関して設置する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第5号水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例の制定について申し上げます。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設形態を変更するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第6号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成24年度からの介護報酬改定率が改定したこと等により、再度平成24年度から平成26年度までの保険料率を見直し、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第7号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

市営住宅の入居者資格である同居親族要件を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第8号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成24年4月1日から実施される排水設備工事責任技術者一括登録制度への参加に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第9号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

湯出中学校及び久木野中学校が閉校したことにより、それぞれ所有していた学校林を湯出小学校及び久木野小学校へ移管するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第10号徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

現在の研修室使用料は、冷暖房使用料を含んでおり、冷暖房を使用する場合と使用しない場合に公平性を保てないことから、研修室使用料と研修室冷暖房使用料をそれぞれ定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第11号平成24年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ141億1,235万8,000円で、平成23年度の当初予算額と比較いたしますと5億5,163万4,000円、約4.07%の増加となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、電算システム管理運用経費、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、自治会活動の振興に係る経費、第3款民生費に、生活保護費、法人立保育所運営費負担金、自立支援給付費、子ども手当等支給費、老人福祉施設措置費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に、市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業、合併処理浄化槽設置整備事業、エコ建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第5款農林水産業

費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、中山間地域等直接支払事業、鳥獣害防止対策支援事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、全国豊かな海づくり大会推進事業、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工業資金貸付・出資事業、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業、観光振興団体等助成事業、環境視察及び外国人観光客受け入れ事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地及び白浜団地整備事業、江南橋・古城線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、都市再生整備計画関連事業、第8款消防費に、消防に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団装備等整備事業、防災関係に係る経費、第9款教育費に、小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小学校施設耐震化推進事業、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ振興事業費、読書のまちづくり関係経費、埋蔵文化財発掘事業などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、ネットワーク機器リース料外6件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、過疎対策事業債外5件を計上いたしております。

次に、議第12号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億6,757万5,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費等交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金などをもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上いたしております。

次に、議第13号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,336万8,000円を計上いたしております。

歳出におきましては、第1款総務費、第2款諸支出金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第3款繰入金などをもって充当いたしております。

次に、議第14号平成24年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,674万2,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第15号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,403万7,000円を計上しております。

歳出におきましては、第1款公共下水道事業費、第2款公債費、第3款予備費を計上しております。

第1款公共下水道事業費の主な事業としまして、浄化センター等運転管理業務委託料、雨水管渠整備、浄化センター改築更新工事委託料等を計上しております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第7款市債をもって充当しております。

また、債務負担行為としまして、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外1件を計上しております。

このほか、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業を計上しております。

次に、議第16号平成24年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に66億1,921万7,000円、収益的支出に64億7,690万8,000円、資本的収入に10億9,058万円、資本的支出に27億7,817万9,000円を計上しております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上しております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上しております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、耐震不足による西館建てかえ事業の2期工事費、古賀町医師住宅新築工事費、MRI棟増築工事費、厨房設備、超音波診断装置、無影灯等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上しております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等の病院事業債及び過疎対策事業債を計上いたしております。

また、債務負担行為としまして、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであります。

次に、議第17号平成24年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億6,230万3,000円、収益的支出に3億4,624万8,000円、資本的収入に1,504万8,000円、資本的支出に2億7,430万2,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業等の建設改良費、企業債償還金等であり、本年度も、補償金を伴わない企業債繰上償還金6,926万6,000円を予定しております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,107万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ150億4,677万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、地方バス路線維持対策事業、第3款民生費に、法人立保育所運営費、第5款農林水産業費に、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第7款土木費に、市内一円道路改良事業、第9款教育費に、小中学校施設整備事業などを増額したほか、各款において、事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上いたしております。

なお、その財源といたしましては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費補正として、エコ住宅建築促進総合支援事業外10件を追加、介護予防地域づくり事業の変更を計上いたしております。

債務負担行為補正として、水俣市議会会議録印刷業務外10件を追加、施設園芸緊急支援資金の融資に対する利子補給を廃止、みなまた環境テクノセンター管理委託料外2件の変更を計上いたしております。

地方債補正としましては、緊急防災・減災事業を追加、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第19号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,759万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億2,206万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費、第7款共同事業拠出金並びに第11款諸支出金を増額し、第5款老人保健拠出金などを減額いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第5款療養等給付費、第7款共同事業交付金、第9款繰入金、第10款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第20号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,105万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に人事異動に伴う人件費の増額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金、第4款繰越金で調整いたしております。

次に、議第21号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ30億1,696万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、共済費及び電算システム改修委託料の増額、介護認定審査会経費の減額、第3款地域支援事業において任意事業費の減額を計上いたしております。

なお、これらの財源といたしまして、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第22号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,293万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億5,197万3,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、基礎年金負担金の改正に伴い共済費を増額し、公課費及び下水道建設に係る工事請負費等を減額しております。また、第2款公債費において、地方債の利子償還を減額しております。

これらの財源としましては、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第7款市債をもって調整いたしております。

また、繰越明許費としまして、浄化センター再構築基本設計（長寿命化計画）作成業務を新たに計上し、浄化センターの建設工事委託における金額を変更しております。

また、地方債としまして、公共下水道事業及び過疎対策事業の限度額を補正しております。

次に、議第23号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を149万5,000円増額し、補正後の収益的収入の額を65億3,721万円とし、資本的収入の額を3,731万6,000円増額し、補正後の資本的収入の額を28億9,207万円とし、資本的支出の額を3,564万7,000円減額し、補正後の資本的支出の額を31億5,033万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、太陽光発電設備設置事業の入札減による事業費と財源をあわせて減額し、交付決定通知等のありました国保調整交付金及び各種補助金をそれぞれ増額するものです。

このほか、債務負担行為につきまして、ウィルス対策ソフトウェア・ライセンス更新料外1件

を追加するものであります。

次に、議第24号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を4,261万7,000円減額し、補正後の資本的収入の額を4,012万円とするものであります。

補正の内容としましては、市補助金を減額するものであります。

次に、議第25号から議第42号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、一小ふれあい学童クラブ、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館、湯之児フィッシングパーク、水俣市立武道館、グリーンスポーツみなまた、水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家並びに水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第43号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第1号専決処分の報告及び承認について及び議第18号から議第24号までの平成23年度各会計補正予算は、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第1号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第19号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第20号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第21号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第22号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第23号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

○議長（真野頼隆君） 議第24号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号及び議第18号から議第24号まで議案8件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時7分 休憩

午後6時46分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案8件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、総務産業委員会から議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号に対する修正案が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第1号平成23年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

本案は、任期満了に伴う熊本県知事選挙に要する予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,198万2,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ154億1,784万8,000円とするものである。

補正の内容は、第2款総務費に県知事選挙費を計上しており、財源としては第15款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第2款総務費に地方バス路線維持対策事業、第5款農林水産業費に戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業、第6款商工費に企業誘致対策事業、第7款土木費に市内一円道路改良事業などを増加したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整及び職員の退職・異動等に伴う人件費の調整などを計上した。

これらの財源としては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費補正として戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業外7件を追加し、債務負担行為として水俣市産業団地用地取得造成及び附帯事業に係る債務保証外5件を追加し、施

設園芸緊急支援資金の融資に対する利子補給を廃止、みなまた環境テクノセンター管理委託料外1件の限度額変更を行った。また、地方債補正として緊急防災・減災事業を追加し、公営住宅建設事業外2件の変更を計上したとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で誘致企業立地促進補助金に関し、誘致企業立地促進補助金は、ほかの同業者の理解が得られていない中で、なぜ計上したのかとただしたのに対し、12月議会以降業者に対し、12月22日、1月30日、2月15日の3回意見交換会を実施し、説明を行い、業者の意見を伺った。そのうえで、古紙収集に関する随意契約をやめてほしいという要望を受け、古紙の中間処理を行う競争入札に改めることとした。その後昨日まで各業者に個別に説明をし、3社には理解をいただき、後の業者にも理解をいただけるよう努めたいと考えているとの答弁がありました。

また、中間処理とすることで、現時点で入札に参加できない業者が出るのではないかとただしたのに対し、ゼロウェイストを進める水俣市としては、さらにレベルの高い古紙リサイクルの形を選択したものであり、また、入札は半年ごとに実施を考えており、初回に参加できない業者も体制を整え次には参加の機会があると考えたとの答弁がありました。

この誘致企業立地促進補助金に関しては、他業者の十分な理解が得られない中、計上すべきでないという意見と、これに対し誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づいており認めないのはおかしいという意見があり、議員間の自由討議を行い、賛否を議論しました。

その後、委員の中から、議第18号について古紙リサイクルの入札条件に中間処理業務を義務づけることは、既存の業者に不利となり、十分な合意が得られていない中での今回の予算計上は時期尚早であるとして、誘致企業立地促進補助金を削除する予算の修正案が出されましたので、修正案についての質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決定しました。

なお、委員会で可決した修正案は、お手元に配付のとおりです。

次に、修正案による修正部分を除く議第18号原案について、採決を行った結果、修正案による修正部分を除く議第18号原案については、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,293万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億5,197万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、基礎年金負担金の改正に伴い共済費を増額し、公課費及び下水道建設に係る工事請負費等を減額、第2款公債費で地方債利子償還金の減額を行っている。

これらの財源として、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出

金、第4款繰入金及び第7款市債をもって調整している。

また、繰越明許費として、浄化センター再構築基本設計作成業務を新たに計上し、浄化センターの建設工事委託における金額を変更している。

このほか、地方債の補正として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第24号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を4,261万7,000円減額し、補正後の資本的収入の額を4,012万円とするものである。

補正の内容は、市補助金の減額を行うものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教副委員長中村幸治議員。

（厚生文教副委員長 中村幸治君登壇）

○厚生文教副委員長（中村幸治君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

なお、本日は委員長が欠席でありますので、水俣市議会委員会条例第12条の規定により、副委員長が委員長の職務を代行しております。

まず、議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に法人立保育所運営費、第9款教育費に小中学校施設整備事業などを増額したほか、各款において事業確定等に伴う事業費の減額調整及び退職・異動等に伴う職員人件費の調整を計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金等で調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、エコ住宅建築促進総合支援事業外2件を追加し、介護予防地域づくり事業の変更を計上している。

また、債務負担行為補正としてスクールバス運行業務委託料外4件を追加し、図書館情報システムリース料の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、子ども手当の減額理由についてただしたのに対し、子ども手当制度の改正に伴う月額単価の変更や支給対象数の変動によるものであるとの答弁がありました。

また、法人立保育所運営費の増額理由についてただしたのに対し、平成22年度から保育所の入所児童数はふえており、保育単価の高い0歳児の入所がふえたことなどによるものであるとの答弁がありました。

また、第二小学校のバリアフリー化工事の工事期間についてただしたのに対し、工事にあたっては、施工場所の状況に応じて施工する必要がある、昇降機等の設備も受注生産となるため、3カ月程度の期間を要するとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,759万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億2,206万8,000円とするものであります。

補正の内容は、第1款総務費、第7款共同事業拠出金並びに第11款諸支出金を増額し、第5款老人保健拠出金の減額を計上している。

財源としては、第3款国庫支出金、第5款療養給付費等交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金及び第10款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ100万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,105万5,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費に人事異動に伴う人件費の増額及び熊本県後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上している。

財源としては、第3款繰入金、第4款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ30億1,696万7,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費共済費及び電算システム改修委託料の増額、介護認定審査会経費の減額、第3款地域支援事業において任意事業費の減額を計上している。

財源としては、第4款国庫支出金、第6款県支出金、第7款繰入金、第8款繰越金で調整して

いるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第23号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入の額を149万5,000円増額し、補正後の収益的収入の額を65億3,721万円とし、資本的収入の額を3,731万6,000円増額し、補正後の資本的収入の額を28億9,207万円とし、資本的支出の額を3,564万7,000円減額し、補正後の資本的支出の額を31億5,033万3,000円とするものである。

補正の内容は、太陽光発電設置事業の入札減による事業費と財源をあわせて減額し、交付決定通知等があった国保調整交付金及び各種補助金をそれぞれ増額するものである。

このほか、債務負担行為については、ウイルス対策ソフトウェア・ライセンス更新料外1件を追加するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、太陽光発電設置事業の落札者についてただしたのに対し、市内業者であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、入札によって工事費が減少するのはよいことだが、工事にあたっては、施工管理を十分徹底するよう努められたいとの意見がありました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年2月24日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第7号)	承認	全員賛成
議第18号	平成23年度水俣市一般会計補正予算(第8号)付託分	修正可決	賛成多数
議第22号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	全員賛成
議第24号	平成23年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報

告します。

平成24年2月24日

厚生文教常任副委員長 中村幸治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第18号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）付託分	原案可決	全員賛成
議第19号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第20号	平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第21号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
議第23号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成

議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり提出します。

平成24年2月24日

提出者

総務産業常任委員会

委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

(別紙)

議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）に対する

総務産業常任委員会修正案

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）を下記のとおり修正する。

第1条中「371,078千円」を「396,078千円」に、「15,046,770千円」を「15,021,770千円」に改める。

第1条第2項第1表を次のとおり修正する。

第1表 歳入歳出予算補正（第8号）

歳入

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	金額
18 繰入金		546,306	$\Delta 8,472$ 16,528	537,834 562,834
	1 基金繰入金	546,306	$\Delta 8,472$ 16,528	537,808 562,808
歳入合計		15,417,848	$\Delta 396,078$ $\Delta 371,078$	15,021,770 15,046,770

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	金額
6 商工費		429,155	$\Delta 2,148$ 22,852	429,155 454,155
	2 総合経済対策費	243,845	465 25,465	243,845 268,845
歳出合計		14,417,848	$\Delta 396,078$ $\Delta 371,078$	15,021,770 15,046,770

(参考)

平成23年度水俣市一般会計歳入歳出補正予算（第8号）事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
18 繰入金	546,306	△8,472 16,528	537,834 562,834
歳入合計	15,417,848	△396,078 △371,078	15,021,770 15,046,770

(歳出)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計	補正後の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 商工費	429,155	△2,148 22,852	427,077 452,007			△46	△2,102 22,808
歳出合計	15,417,848	△396,078 △371,078	15,021,770 15,046,770	△132,764	△219,100	△7,512	△36,702 △11,702

2. 歳入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	既定額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	495,289	△6,162 18,838	489,127 514,127	1 財政調整基金繰入金	△6,162 18,838	財政調整基金繰入金 △6,162 18,838
計	546,280	△8,472 16,528	537,808 562,808			

3. 歳出

(款) 6 商工費

(項) 2 総合経済対策費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 総合経済対策費	243,845	465 25,465	244,310 269,310			100	365 25,365	19 負担金補助及び交付金	0 25,000	誘致企業立地促進補助金 0 25,000
計	243,845	465 25,465	244,310 269,310			100	365 25,365			

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

西田弘志議員、緒方誠也議員、谷口明弘議員及び大川末長議員から議第18号修正案について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は今回出されました修正案について反対の立場で討論をいたします。

今回修正されました誘致企業促進補助金は、市の要綱に沿って何ら問題なく支出されるべき補助金であります。

前回問題視されてました古紙の処理、随意契約につきましても、同等の要件を満たす企業があるなら競争入札という文言がありましたように、市内の業者にもそういった説明があったと委員会で聞いております。今回の誘致企業促進補助金の対象の企業に有利に働くものでもございません。今回の助成を受け、設備投資をしたから、優先的に紙処理の委託契約が、古紙の委託契約がなされるわけでもありません。

市の条例に則り、水俣市に投資を行い、雇用を発生させる企業に出すべき誘致企業促進補助金を市議会が反対することは、対外的に見ても理解が得られないというふうに考えております。

また、今後水俣市の企業誘致のマイナスを考えますと、水俣市民の利益にならないことは明白でございます。執行部も議員も、何より市民の利益を守るのが、市政であり政治であるというふうに思っております。

ぜひ皆様の党派を超えました正しい選択をしていただきたいとお伝えをいたしまして、私の反対の討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私は、議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号に対する総務産業委員会の修正案に賛成の立場で討論いたします。

先の12月議会で、同案件に対して、本来市民に対して公平・公正を重視すべき行政が、古紙売却に関して時代に逆行しているともとられかねない一般競争入札から業者を特定しての随意契約への移行という極めて特異な案件を、議会への事前説明はおろか既存の入札業者への説明が、覚書締結から9カ月間も行われないうまま放置されていたことを、著しく公平性に欠けると指摘いたしました。加えて私個人といたしましては、財政難の折り、随意契約にすることによって売却益が年間数百万円単位で大幅に減少することを是とする執行部の考え方にも、疑問を抱いておりました。

さて、12月議会の一般質問の答弁で宮本市長も立地を予定している業者から提案書が出た時点で関係業者の方々への説明を怠った。申し訳ないと陳謝したうえで、今後は経緯を説明し御理解

いただくように努力し、同等の条件を有する中間処理施設が整備され、稼動した場合は覚書に基づいて競争入札に変更すると答弁されました。

その後、12月22日、1月30日、2月15日と3回にわたって、業者との意見交換会が行われましたが、その議事録にもありますように1月30日の意見交換会で市長自ら今回の件を進めるにあたり本当に配慮が足らなかったことを深くおわび申し上げると陳謝されておりますが、覚書は撤回できないのかとの業者の問いに覚書をひっくり返して白紙にするということは厳しいとお答えになっています。また、2月15日の説明会でも、田中商店を除く説明会参加の4事業所すべては、4月以降も入札も希望し、随意契約への移行に反対との発言をされております。12月議会で市長が答弁された既存の業者に経緯を説明し、御理解いただくように努力すると発言されたことを念頭に、過去3回の議事録を読むと、御理解頂くどころか、むしろ行政への不信感を募らせる結果になっているようにも見受けられます。

さて、議会開会間近に迫った今週の21日になって新たな動きがあり、かたくなに拒んでこられた随意契約を破棄し、条件付ながら一般競争入札にするという大きな方針転換をされましたが、現時点で関係するすべての業者への説明及び同意は取りつけていないと聞いております。入札に戻すという点については評価するものの、新たに追加された条件により、実質的に入札に参加できない事業者が発生するなど課題もあり、加えて関係する事業者への説明がまだ完了していない点を踏まえると、きょうこのタイミングで判断するのは時期尚早であると断ぜざるを得ません。再三申し上げておりますが、宮本市長も関係業者への説明を怠ったと議会でも業者への説明会でも陳謝されております。今度こそ、関係業者に対して十分に説明を行っていただくべきではないでしょうか。

従って、方針転換からわずか数日しか経過していない中、関係業者への説明が不十分という理由で、現時点での2,500万円の誘致企業立地促進補助金を認めることはできない。つまり、修正案に賛成であります。

今後、随意契約を締結される際には、慎重に審議され、議会への事前説明はもとより、関係事業者への情報公開、説明を十分に行われることを強く申し入れて、討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号修正案に対して反対の立場で討論いたします。

12月議会で修正案が出され、可決をされました。主なる指摘は、1、覚書を結んだ後、業者に対して説明がなされていない。2、随意契約である。3、誘致企業には優遇しながら、地元業者への優遇策がない等々であったと委員会では指摘があったと思います。

執行部としてはその後3回にわたり業者説明会、意見交換会の実施をした。随意契約から競争

入札に変更をした。地元業者への支援策も検討している、と委員会で答弁がありました。また、市長としても議会で陳謝をし、業者に対しても説明不足の陳謝をされて、執行部としての誠意を見せております。

修正案は、現状の市民が苦勞し選別した紙を入札業者が一時的に利益を確保する道を保存しようとするものであります。たった5名という12月の発言もありましたけれども、5名の雇用が発生し、税収入が発生、また土地代金の収入もあり、リサイクルの進化、経費の削減等々大きな効果があります。企業誘致条例、要綱に則り支給する補助金に、議会が反対したと市民にとられ、議会不信となります。また、水俣への企業進出の大きな障害となることであり、ぜひ議員諸氏の良識を信じ、修正案が否決されることを期待し、反対討論といたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、大川末長議員。

○大川末長君 議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号修正案に賛成の立場で討論します。

私は12月議会でも賛成の立場で討論しました。それは、これまで市内数社により入札売却していた紙類を既存業者へは何の説明もなく、田中商店1社と随意契約の覚書を交わして売却しようとしている。これは1企業への利益加担、利益誘導を図るものであり、公平・公正の面から行政としてあるまじき行為であり、そのプロセスに問題ありとして田中商店を誘致企業と認めず、従って2,500万円の誘致企業立地促進補助金を認めることはできないというものでした。

市長はこのときの答弁で、既存事業者と話し合いをし、了解をいただくという旨の答弁をされました。その後3回ほど話し合いをなされたようであるが理解を得られず、今度は随意契約ではなく一般競争入札に戻すということであるが、附帯条件として中間処理設備を有している業者に限るということであります。これでは業者が現在のところ2社しか対象にならないということになります。この案をもって今回個別に事業者を訪問され、3社については了解がとれたとのことであるが、私が調査したところでは2社は了解していないとのことでありました。

こんな中で今回再度誘致企業立地促進補助金を提案される意味はどこにあるのか、そうであればなぜもっと早くから事業者との話し合いをされ、十分なコンセンサスを得た後に提案されるか、どうしても今議会に間に合わないようであれば、臨時議会でも開いて提案する方法はとれなかったのか。いずれにしても状況は以前とほとんど変わっていない。このような既存事業者を無視した強引な手法は民主的進め方ではないというふうに思います。こういうことでこの修正案に賛成の立場での討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

川上紗智子議員。

○川上紗智子君 私は修正案に反対の立場から発言をいたします。

今度の古紙中間処理業を行う企業の進出、このことによって水俣の古紙リサイクルが1歩進むこと、そして雇用が新たに生まれることは、水俣市民にとって利益になることだと思います。

加えて毎日毎日の分別、そして回収などで苦勞もしながらやっている市民の皆さん方の日ごろの努力にこたえるものだと思います。

今度の補助金は水俣市企業立地条例、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱に基づいて、立派に対象となる企業だということが明らかになっている以上、補助金を削るということには反対です。以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 私は議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号修正案に反対の立場から討論いたします。

最初に今討論の中でいくつか賛成者の方から議論がございました。議会運営に関することからちょっと先に申し上げておきますと、こういう重要な議案を出すときは議会への事前の説明等をすべきだという意見がございましたけれども、これは事前に説明してそこで了解をとっておれば、いざ議会が始まったときに委員会での質疑とか、あるいは本会議での質疑だとかこういうのが形骸化されます。そういう意味では、議会が形骸化されないようにいうことで今この議会でもその点については注意されてることでありますので、まずこの点についてはお互いの認識が、確認がいるのではないかなというふうに思います。

それから、お二人の賛成者の御意見を聞いておりますけれども、すべての業者さんへの同意だとか、あるいは入札に参加できない業者さんがいらっしゃるとか、あるいは説明が不十分として2,500万円は出すべきではないとか、附帯条件が中間処理というのがついているとか、最後のところは既存の事業者の存在と営業が無視されてるのではないか、これは民主主義の手法に反するのではないか。おおむねこういうような賛成者の議論であったように思います。

それで私も12月議会が終わってから、何回かの会合を業者さんと水俣市の福祉環境部長が参加されて、行かれて話し合いをされてるというので、議事録を私も読ませていただきました。この議事録をずっと見ておきますと、ほんどの方が、以前はある業者さんにクリーンセンターの仕事はみんな随意契約で行くようになっていた。今は市民が集めた紙についても競争入札でできるようになった。それは非常によかったというふうに言っておられます。私もそう思います。それで随意契約を去年の12月議会で提案されたわけですけども、それについては随意契約をするべきでない。それから随意契約ではなくて、入札すべきだと、というような主張をどの方もほぼされてるというのが特徴であります。

今年の2月15日のこの議事録をずっと読ませていただきますと、ほぼ同じような主張をされて

おりまして、中には中間処理する施設は自分は持っているんだと、なのに随意契約というのはいかたがましいのではないかとということで、12月議会の説明、あるいは執行部の提案に対して批判されてる業者さんもいらっしゃいました。だから競争入札になれば自分たちのところも対応できる力を持っているんだと、というようなこともおっしゃってる業者さんもいらっしゃいました。ポイントは入札するかどうかということでこの議論はおさまったというふうに私は思ってます。そういうのが、この参加されてる業者さんたちの共通の願いだったというふうに私は理解しました。

それを受けて今回執行部のほうから提案されたのが、入札でしかも中間処理をしようと、これまでは市民が必死になって、今朝21区はリサイクルでした、私も6時半ごろから出てリサイクルしましたけれども、最初は紙少なかったです。ダンボール出ても紙類は本当に少なかった。だけれども紙類出しましょうという呼びかけする中で、今たくさん出るようになりました。どの自治体でもあるいは行政区でも、紙がリサイクルされて、それが水俣の理念にかなうことであれば、そしてそれがトイレットペーパーだとか再生紙に使われて、循環型の社会をつくるのであれば、こういうのに大いに協力しようということで、今たくさんの方がどこの行政区でも出されるようになってきているのではないのでしょうか。そういう流れの中で、今、紙問題をどうするかというのが議論になっているのだろうというふうに思います。そういうものにこたえるような行政の対応も求められてるのではないだろうかと思えます。

今はセンターに集められた紙がそのまま振興公社等の車でクリーンセンターに持ってこられて、それが何社かの業者さんで誰がとるかということで入札して、そのまま手も加えないままに熊本市の業者さんに売り払われて、そして一定の手数料の利益を得られるという、そういう仕組みになっています。この仕組みを中間処理することによって市内で雇用が生まれる。自分たちが出した紙が、それこそ水俣市内で中間処理されて、雇用も生まれて、そしてさらにそれがリサイクル、水俣の理念にかなうような事業につながっていく、こういうようなことこそ、今、市民が私は求めていることではないのか、改めてそのように思います。

それでまた返りますけれども、この市の説明会に出られた方の中では、改めて言いますと、今度市が提案したような競争入札の方式こそ世の中の流れだ、行政のほとんどの業務も入札制度になってるというふうにおっしゃるのですよ。例えば公共事業だってどうでしょうか。Aランクもあれば、Bランクもある、Cランクもある。それぞれの業者さんには人員と技術者の数と資金力と、いろんな力の差はあるはずですよ。すべてのところが条件がそろわないと入札しないのかといたら、そんなことはありません。どこかの時点で必ず入札して、例えばBランクCランクの人が今度はAランクの仕事ができるように人員もそろえよう。そしてコツコツ工事をやって資金力も集めて、Aランクになるようにしよう。そういう努力をされていくのではないのでしょうか。その方式を今度中間処理をしようということで提案されてるのだと私は思います。

それから、この業者の方の発言の中に、中小零細企業をつぶすのか。あるいは新規事業者が来たのはいいけれども、今、市内で自分たちが雇用している人たちの雇用がなくなるのか。そういうような議論もありましたし、また、委員会の討論の中でもそういうような議論が出たように聞いております。しかし、現在のクリーンセンターで行われている入札制度というのは、そこで新たに雇用が発生するような入札ではありません。先ほど言いましたけれども、集まった紙を誰がとるかということで札を入れられる。そしてそれを熊本市の業者さんに売り払われるということですから、そこには雇用はありません。入札を参加された事業者のその人件費なり何かはあると思いますけれども、雇用があるからということには私はならないというふうに考えます。そういう意味からも、今度のこの修正案については、否決されるべきだというふうに思います。

最後にちょっと申し上げます。今度の2,500万円の補助金のは何かというと、水俣市の条例及び水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱が根拠ですよ。私たち日本は法治国家です。憲法があり、そのもとに法律があり、市町村・自治体では条例がある。この条例のもとに数々の要綱だとかがつくられてる。私たちの行動規範は、基本的には法律であり、条例です。これに合致してるかどうかということを私たちの判断基準にしなければならないというふうに思います。

水俣市の企業立地条例は、平成14年6月です。宮本市長の先代、その前の市長さんのときにつくられた条例ですよ。この第1条「企業の立地を図るために、新設又は増設を行う者及び新設等を行った者に対して奨励措置を行う」というのが第1条なのです。第2条の4項「市内に工場等を有しない者が新たに工場等を開設するということ」、これ2条の4項です。こういうのに基づいて補助金要綱が同じように、最初は平成12年につくられて、そして平成14年の企業立地条例と同じときに補助金要綱も今ように整理されてます。ですから、1億円近い投資をしたりすると補助金が5,000万円ですよ、あるいはそれ以下のところだったら2,500万円の補助金ですよというのが整備されているのですよ。で、もしですね賛成者の方が2,500万円出しているのはいけないということであれば、この企業立地条例のどこに違反するのか、あるいは企業立地促進補助金交付要綱のどこに抵触するから、それは出してはならないとおっしゃるのか。それは明確にすべきだというふうに思います。それが明確にされない段階で、この修正案は可決されるべきではないというふうに思います。以上で討論終わります。

○議長（真野頼隆君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言うものあり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第1号専決処分報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長(真野頼隆君) 議第18号平成23年度水俣市一般会計補正予算第8号を採決します。

本件に対する総務産業委員長の報告は修正でありますので、まず総務産業委員会の修正案を採決いたします。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決いたします。

総務産業委員会の修正案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって総務産業委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

なお、本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) したがって修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

○議長(真野頼隆君) 議第19号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号から議第24号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第2号まで、以上6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明25日から3月5日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、3月6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により3月6日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は2月28日正午まで、議案質疑の通告は3月6日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後7時32分 散会

平成24年3月6日

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成24年3月6日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後4時5分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（渕上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第2号

平成24年3月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 瀧上道昭君
 - 1 市政方針について
 - 2 第3次定員適正化計画について
 - 3 観光振興について
 - 4 東部地域特別養護老人ホーム建設について
- 2 福田 斉君
 - 1 2013年度開催事業について
 - 2 「環境首都水保」創造事業について
 - 3 医療センター工事に伴う駐車場対策について
 - 4 旧三中跡地利用状況について
 - 5 湯の児・湯の鶴観光振興について
- 3 緒方誠也君
 - 1 市長所信表明について
 - 2 高齢者福祉施策について
 - 3 人口減少対策について
 - 4 公契約条例について
- 4 西田弘志君
 - 1 施政方針について
 - 2 平成24年度予算、施策について
 - 3 「環境首都」創造事業について
 - (1) 本事業について
 - (2) ゼロカーボン産業団地創造事業について
 - (3) 環境大学構想について
 - (4) 環境に配慮した安全安心な食と農の確立について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに渚上道昭議員に許します。

（渚上道昭君登壇）

○渚上道昭君 皆さん、おはようございます。

自民党議員団の渚上でございます。

東日本大震災関連の補正予算がすべて成立し、復興交付金や特区の制度も整い、復興庁も発足しましたが、最も重要な予算の執行はおこなわれております。早急に急ぐべきと考えます。また、被災地域は、一日も早い復旧、復興の対応が強く求められる中、被災自治体は、より多くの応援職員の長期の派遣要請を強く希望していると聞いております。

平成15年7月20日の未明の宝川内集地区、深川新屋敷地区の土石流災害がこととして9年目を迎えます。災害は決して忘れることはできません。当時、神戸市にある人と防災未来センターの永松先生ほか数名が宝川内災害跡地に来られ、今でも交流のある先生から、震災前はほとんど知らなかった言葉、「キャッシュ・フォー・ワーク 震災復興の新しいしくみ」の本をいただきました。最近ではボランティア、自治体職員の方によく口にされる言葉になっているそうです。

大規模災害に遭われた方々の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げ、通告に従い順次質問を行いますので、市長初め執行部の積極的な答弁を強くお願いいたし、最初の質問、1、施政方針について。以下4点を質問します。

- ①、24年度予算は、前年比5.5億円増の141億円となっております。基本的な考えは。
- ②、主要事業を強く推進することは不可欠であります。具体的にどのように展開をされるのか。
- ③、トップセールスを多くの自治体で実施している中、市長はどう展開をされるのか。
- ④、23年3月、日本で唯一の環境首都に選ばれました。事業は何を実現しようと考えているのか。

次に、2、第3次定員適正化計画について。

- ①、現状と課題はどうなっているか。
 - ②、人口減少が今後も確実に進む中、具体的にどのように推進をされるのか。
- 3、観光振興について、3点を質問します。
- ①、湯の児温泉、湯の鶴温泉の現状と今後について、どのように総括をされておられるのか。
 - ②、九州新幹線全線が昨年3月12日に開通いたしました。本市の現状と課題は。
 - ③、バラ園周辺が多くの方々から好評である。現状と課題は何か。

最後に、4、東部地域特別養護老人ホーム建設について、2点質問します。

①、東部地域の高齢者対策のあり方についてどう考えているか。

②、業者はどのような経緯で選定したのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 洲上議員の御質問に順次お答えします。

まず、施政方針については私から、第3次定員適正化計画については総務企画部長から、観光振興については産業建設部長から、東部地域特別養護老人ホーム建設については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

施政方針について、24年度予算は前年比5.5億円増の141億円となっている。基本的な考えはこの御質問にお答えします。

御指摘のように、平成24年度水俣市一般会計当初予算は、総額約141億1,235万8,000円で、前年比約5億5,163万4,000円、率にして4.07%の増加となっております。

予算規模に関しまして申し上げますと、平成の初めごろに100億円前後であった本市の一般会計予算規模は、バブル崩壊後の国の政策に連動して実施した地域経済対策等のために増大し、平成10年度以降は140億円を超える水準に達しておりました。その後、国の財政再建路線への転換、三位一体の改革、地方交付税改革などの動きを受け、本市では平成15年度に水俣市財政健全化計画を策定し、持続可能な財政運営確立に向けた取り組みを進めた結果、平成19年度に当初予算は約123億6,500万円と、平成15年度と比べて約14%の縮小を行ったところです。

しかし、平成20年秋、アメリカにおける金融危機に端を発した世界的な経済・金融危機により、我が国は深刻な経済の停滞に見舞われ、国は、国民生活を守るという観点から、緊急経済対策として公共事業の前倒し実施、地方公共団体への臨時交付金、地方交付税の増額などを次々と打ち出しました。

この間、本市においても、有利な財源措置を活用して学校施設の耐震化を集中的に推進したほか、内閣府の環境モデル都市選定を背景に環境省の選定を受け、エコハウス整備事業、水俣一中エコ改修事業などの大型事業を実施し、二度にわたる地域振興券の発行など、地域経済活性化のための施策にも取り組んでまいりました。加えて、子ども手当を初めとする社会福祉関連経費の増大などが加わったことから、平成22年度以降、再び予算規模は増加に転じ、平成24年度には9年ぶりに140億円を超える予算規模となったものです。

今回の予算編成に当たりましては、初日の所信表明において申し上げましたように、日本で唯一の環境首都として、命と環境を根底に据え、環境を軸とした経済活性化と雇用創出を図りつ

つ、環境で飯が食えるまちづくりに目に見える形で取り組むこと、市民とともに汗をかき、着実にかつスピーディーに事業を推進すること、地域経済の活性化に積極的に取り組むことを念頭に、既存事業の見直しと新規事業の検討を行ったものであります。

一方で、長引く景気の停滞から、市税については減収を見込まざるを得ない状況にあり、地方交付税についても、東日本大震災の復興需要の影響がどの程度のものになるか未知数であるなど、厳しい財政運営が見込まれます。

今後、予算の執行に当たりましては、限られた財源を有効に活用し、最大の効果を得るよう努めつつ、再び行財政改革の原点に立ち返り、持続可能な財政運営の確立に向けさらに努力してまいる所存です。

次に、主要事業を強く推進することは不可欠、具体的にどのように展開するのかの御質問についてお答えします。

平成24年度においても、各分野において重要事業がありますが、過疎化が進む本市において、人口流出を食い止めるため、地場企業の積極支援と環境産業を柱とした新産業の創出等による地域経済の振興と雇用の確保が最重要課題であると考えております。

地場企業の支援としましては、主要事業所と中小事業所との関係性を整理し、企業間の連携による新たな事業創出を促します。さらに企業等からの各種相談や事業連携等を支援する産業支援センターを開設するとともに、新たな融資制度や起業化のための助成制度の創設など、他方面から地場企業を支援する環境を整備します。

また、みなまたエコタウンのさらなる発展と環境関連産業の拠点づくりを目的とし、水俣産業団地ゼロカーボン化を進め、既存企業の環境価値を高めるとともに、水俣環境ブランドによる競争力向上と新たな企業立地につなげてまいります。

企業誘致につきましては、県や既存企業などと情報交換を密にし、企業誘致戦略を立て、設備投資や拡張を予定している企業を対象に積極的な訪問活動を行い、誘致できるよう取り組みを進めます。

あわせて、観光振興においては、湯の児・湯の鶴地区での各種施設整備を進めるとともに、出水市と連携しパンフレットを作成するなど、宣伝広報を強化し、集客の増加を図ります。また、観光客に向けた飲食店マップや情報誌を作成し、商店街へ誘導するなど、観光に関する各種産業の活性化を図ってまいります。

次に、トップセールスをどう展開するのかについてお答えします。

私も市長みずからセールスマンとして水俣市をPRする重要性を十分認識しております。これまで出張の際などには少しでも時間を見つけ企業訪問を行っています。同郷会や同窓会などのあらゆる人脈を活用して、各分野から御紹介いただいた企業を訪問させていただいております。

今後の展開といたしましては、現在も総合経済対策課を中心に市内事業所の状況を把握するために、年間50社ほど訪問して相談を受けておりますが、事業者の方々から市役所に出かけるより相談がしやすいとの御好評をいただいておりますので、さらに進めてまいりたいと思います。

また、伺った意見の中で、誘致企業だけでなく、もっと地場企業にも支援をしてほしいとの要望がありましたので、現在は誘致企業にしか適用されていない企業立地促進補助金を地場企業にも適用できるよう準備をしているところです。あわせて、中小企業経営安定化融資資金利子補給交付金も、新たな支援制度として設けたいと思っております。

そのほかにも、環境モデル都市の実現に沿うような事業をJNC株式会社初め、ノウハウを持つ企業や大学などに相談をし、事業化や起業化に向けて積極的に行動していきたいと思っております。トップセールスが実りあるものとなるよう、担当部署との連携を密にしながら、組織力を生かして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、平成23年3月に水俣市は日本で唯一の環境首都に選ばれた。事業は何をしようと考えているのかとの御質問にお答えします。

水俣市はNGO環境首都コンテスト全国ネットワークが主催する持続可能な地域社会をつくる日本の環境首都コンテストで、昨年3月、日本初となる日本の環境首都の称号を獲得いたしました。これは市民、議会そして行政が一体となり、水俣病の経験を教訓とし、さまざまな環境に配慮した取り組みを推進してきた成果であると思っております。水俣市は、日本の環境首都として、全国の自治体のモデルとなるよう、より一層環境に配慮した取り組みを推進していかなければなりません。

昨年3月の環境まちづくり研究会の報告をもとに、今年度、市民等からなる環境モデル都市推進委員会、市役所庁内組織である環境モデル都市推進本部のもとに組織した5つの円卓会議を中心として、今後取り組むべき事業内容等について意見交換を行い検討してまいりました。この検討内容を踏まえて、平成24年度には、環境省からの補助金を活用して環境首都水俣創造事業として実施する予定にしております。

本事業は大きく3事業に分類されます。まず一つ目が、ゼロカーボン産業団地創出等事業、二つ目が低炭素型観光推進事業、三つ目が公共空間整備事業であり、それぞれの事業について具体的に申し上げますと、まず一つ目のゼロカーボン産業団地創造事業としましては、①、産業団地内の温室効果ガス排出量ゼロを目指して、調査・設計を行うゼロカーボン産業団地創造事業、②、市内の各家庭や企業にエネルギー使用量を記録するスマートメーターを設置することによって、エネルギー使用量を削減していこうというスマートコミュニティの構築事業、③、高等教育・研究機関の設置等の可能性について検討する環境大学の検討事業、④、環境定期預金など環境金融商品を開発したり、地域の企業を連携させるためのセミナーや交流会を開催する環境金融

商品の開発や地域企業の連携事業、⑤、エコポイントのシステム導入実証実験を実施したり、商店街の情報誌を作成する商店街の魅力向上事業、⑥、環境と健康にこだわった新商品の開発や販売促進を行う環境に配慮した安心・安全な食と農の確立事業、⑦、水俣の海の写真集を製作する水銀条約を踏まえた情報発信事業があります。

二つ目の低炭素型観光推進事業では、観光産業の活性化を図るための研修会を開催したり、クーポン等の観光商品を開発する低炭素型観光推進事業を実施する予定にしております。

三つ目の公共空間整備事業では、湯の鶴温泉の地域交流拠点の整備構想や基本設計を行い、湯の鶴温泉を自然エネルギー等を活用した環境負荷の小さい魅力ある温泉地にしようという地域交流拠点施設整備構想策定・基本設計作成事業を実施する予定にしております。

以上のような事業の実施により、地域社会のきずなの修復を初め、地域の再生・融和、地域の振興及び雇用の確保を実現しようとするものであります。また、国内外に水俣の再生を発信することで、中小都市が多い東日本大震災の被災地の復興モデルになるものと考えております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 今、市長から施政方針について詳しく述べていただきました。いずれにしても、この主要事業を今述べていただきましたけれども、これが一番根幹かなと思っております。この主要事業の結果が出るように、強力に推進をしていただきたいということを、まずお願いしたいなと思っております。

そこで、2次質問に入りますけれども、何しろ今、本当厳しゅうございます。その中で、まず1点目、環境で飯が食えるまちづくりに目に見える形で取り組むとありますが、なかなかわかりません。どのように取り組みされるか、これがまず1点目でございます。

2点目、もう何といっても、今、水俣、これはどこも一緒です。経済の活性化です。そして、雇用の創出をつくるということが最も重要であろうと思えます。そういう中で、トップとして具体的にどのように雇用の場をつくることをなされるか、取り組まれるかを2点目にお伺いいたします。

3点目、私も再三この場でトップセールスというのを市長にも申し上げてきました。なぜ申し上げるかといいますと、トップが言ったほうが早いんですね。即効性があります。したがって、今後ともその必要性を申し上げまして、トップセールスを実施されたいと思うんですが、そのセールスの中で、いい情報とかいろいろな情報があられると思う。その情報を何かあったら教えていただきたいなと思っております。

以上3点、お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、目に見える形というのは、どのように取り組んでいくのかというようにございます。先ほど答弁で申し上げましたけれども、本市が日本で唯一の環境首都に選ばれました。環境首都という名称だけで、例えば外国からおいでになる方が、じゃあ、水俣は環境首都といってるけれども、どこが環境首都なのかというような、水俣に入ってこられた方が、ああ、さすが環境首都だなということがわかるような水俣のまちにしていかなければならない、そのようにまずは思っております。

現在、お気づきになったかもしれませんが、まず水俣のまちを美しくしようという思いで、いろいろ花壇等の手入れをさせていただいております。新水俣駅でありますとか、あるいは百間のロータリーとか、あそこら付近にも花を植えさせていただいて、おいでになった方が、おお、美しいなと、そういう声も最近聞いたところでございますが、いずれにいたしましても、さきの答弁の中でも言いましたけれども、湯の児、湯の鶴あたりも今手を入れておりますし、また、自然エネルギーの開発ということで、太陽光、その他に手を入れております。そういうことで、水俣が動いているんだな、それを市民の皆さん方と一緒に、水俣が動き始めているなということを実感できる、市民の皆さん方が実感できる、そういう形をつくっていかなければならない。そういうことによって、仕事も生まれてきますし、それがひいては経済につながっていくのではないかなと、そういう意味で、水俣市が市民の皆さんと一緒に頑張っていただいているんだという姿が実感できる、そういう形を目に見える形と、私はそのようにとらえておりますので、ぜひ具体的な形で今後も進めていかなければならない。

今回の合同会議の中でもいろいろ指摘を受けておりますけれども、もう議論だけじゃなくて、議論と即実践と、これはつながっていきやならないんじゃないかというような御指摘も受けております。まさにそのとおりでろうと思っておりますので、そういう意味で、実感できるまちづくりをつくっていききたいと、このように思っております。

それから、トップセールスということでございますけれども、洲上議員から再三にわたってこのことを御指摘もいただいておりますし、御指導もいただいておりますけれども、非常に正直申し上げて大変厳しい状況であるということは間違いございません。

その中ですけれども、この前ちょっと御報告においでいただいたんですが、マルイ食品さんが増設をされまして、その増設後、21名の雇用を生み出したということで御報告もいただいております。また、JNCさんも今春は17名の雇用を予定しているというようなことで、それぞれ頑張らせていただいているんだなということを、まず感謝をしなければならぬと思っております。

もちろん、私が行ってトップセールスするのが一番大切なことだということは十分承知をしております。市のほうでもそういったいろんな情報が漏れがないように、担当課も含めまして頑張ってもらいたいと、粘り強くやっていきたいなと思っておりますのでございます。

この件につきましては、今度の4月でございますけれども、どうしてもやっぱり県北のほうが企業誘致には有利だというようなお話も聞きますし、熊本市も政令指定都市になります。そういう意味でもっと、もっとさらに厳しくなるんじゃないかなというような思いもしておりますので、水俣市、それから、人吉市、それから八代市、3首長が寄りまして、八代市で県南にどうしたら企業誘致ができるか、それぞれのまちの個性を発表しながら、そして、その誘致活動につなげるようなサミットをやる予定で、今、組んでおります。そういった中でも精いっぱい私なりにPRができればと、こう思っております。

それから、企業誘致をして、何かいい情報はないかということでございますけれども、残念ながら、今御報告できるものはございません。非常に申しわけないんですけれども、これまで担当含めまして、関東、関西あたりに10回ほど出かけて行って、一つ、二つ、少しは手ごたえあるかなというのはありましたけれども、それはまだ公表できるようなものではございません。引き続き担当課とも連携をとりながら頑張りたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 渚上道昭議員。

○渚上道昭君 3回目の質問をします。またダブるかもしれませんが、何しろ市長は顔が売れております。本当に名前も全国区だろうと思うんです。それくらい周りの方からも、あ、水俣の市長さんかと言われるような、今、私は状況じゃないかなと思います。したがって、今、再度しますけれども、トップセールスを十分できるバックグラウンドは、私、できておるだろうと思うんですね。そういうことで、再度聞きますけれども、最も重要な雇用確保、経済の活性化に、みんなこれを望んでおるわけですから、それについてもう一回いかが考えておられるかをお伺いして終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 以前にもその件につきましては、私も考えも申し上げてきたつもりでおりますけれども、今申し上げましたように、非常に企業誘致の実態というのは大変厳しいし、特に県南の地というのはおくられているのではないかなと思っております。道路網を初めとするインフラ整備がおくられているというような状況もあるのではないかなと思いますし、そのことは企業にとっては、魅力ある地域としてはなかなか今受けとめてもらえていないのではないかなと。そういった中で、各自治体も今懸命に努力をしているところですが、なかなかうまくいっていないというのが実情ではないかなと思っております。しかも、国内の企業あたりは、外国に目を向けているような状況もございます。

そういった中で、水俣へ企業を引っ張ってくるということになりますと、やはり他と違った魅力、他と違った刺激、そういったものを水俣から出していかなければならないと思っております。

す。やはり、これまでも申し上げてきたことと同じことですが、環境というものに特化して取り組んでいかなければならない。今回、幸い環境首都という日本にどこにもない、争うことのない環境首都という称号をとりましたので、このことをぜひ今後看板として進めていかなければならないと思っております。東日本大震災がありましたし、新たなエネルギーの事情というのが見直されてきているのではないかなと、私はそのように思っております。再生可能エネルギーへの転換というのが、これからは急速に進んでいくのではないかなと、そういうふうに思います。

そういう中で、今回も産業団地のゼロカーボンということで事業を進めてまいります。恐らく、環境意識の高い企業が目を向けてくれるのではないかなと、そのような思いをしております。だから、これからはやはり環境に配慮した企業というのが求められてくるのではないかなと、そういう考えを持っておりますので、水俣市が今目指しているのは、これからの将来を見据えた取り組みではないかなと、私はそういうぐあいに自負しているところでございます。そういった意味で、環境首都を基盤に据えながら、先手を打って今後も進めてまいりたいと思っております。なかなかうまくいっていない現状がございましたけれども、精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、御支援よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、第3次定員適正化計画について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、第3次定員適正化計画について、順次お答えをいたします。

まず、現状と課題はどうなっているのかについてお答えいたします。

本市では、効率的な行政運営を目指すとともに、地方分権や複雑多様化する行政ニーズに対応しながら、厳しさを増す財政状況を踏まえ、平成7年度に第1次定員適正化計画を、平成15年度に第2次定員適正化計画を策定し、職員数の削減に取り組んでまいりました。

その結果、平成8年度から20年度までの13年間に、普通会計に属する職員を96人、地方公営企業及び特別会計に属する職員を109人削減いたしました。しかしながら、地域経済の長期低迷、人口減少と少子高齢化の進行など、本市を取り巻く環境は厳しさを増し、よりスリムな行政組織の構築と効率的な行政運営が求められており、限られた職員数や財源を有効に活用していく必要があります。

そこで、組織を支える人員の計画的な確保に配慮しつつ、職員数の適正化に取り組むことを重点課題として掲げ、平成24年度から28年度までの5年間を取り組み期間として、新たに第3次定員適正化計画を策定いたしました。平成23年4月の職員数は、普通会計に属する職員258人、地方公営企業及び特別会計に属する職員397人、職員総数655人となっております。この職員数を他の自治体と比較するときの参考指標として類似団体というものがあります。人口規模と産業構造

を基準に全国の自治体を類型区分したものです。

本市は、人口5万人未満、2次、3次産業が95%未満、かつ3次産業55%以上に属していますが、類似団体の職員数と比較すると、普通会計に属する職員数で30人多い結果となります。また、県内の類似団体と人口1万人当たりの職員数を比較いたしますと、本市と同様に市町村合併を行っていない市の中では、職員数が多い状態となっております。職員数はそれぞれの自治体によって抱えている課題、地理的条件、重要政策、業務推進の考え方などが異なり、単純に比較することはできないと思いますが、本市の職員数が他の自治体と比較して多いという傾向はあります。しかし、ここ二、三年で相当数の退職者が予定されますので、以後、かなり改善されるものと想定をいたしております。

また、職員の年齢構成は、50歳代と30歳代から40歳代前半に偏っており、20歳代以下の職員が極端に少ない年齢構成となっておりますので、年齢構成の平準化に留意しながら、職員採用を行っていく必要があります。これらのことを踏まえ、第3次定員適正化計画につきましては、平成28年度までに医療職を除く職員数を10%程度削減することを目標として策定いたしました。

次に、人口減少が今後も確実に進む中、具体的にどのように推進するのかについてお答えいたします。

計画の推進方法につきましては、4つの事項を基本方針として掲げております。

まず一つ目としまして、人口規模に見合ったスリムな組織への再編を推進いたします。二つ目としまして、業務量に見合った適正な人員配置を基本としながら、職員数が不足する場合には、非常勤職員の活用や流動応援体制の運用によって、短期的な行政需要や繁忙期に柔軟に対応していきたいと考えております。三つ目は、行政コストの観点から、事務事業のアウトソーシングの推進を図ってまいります。四つ目としましては、これらの三つの取り組み状況を考慮しながら職員採用を行い、職員数の削減を図りながら、年齢構成を考慮した職員採用に努め、年齢構成の平準化を図ってまいります。職員数の削減につきましては、行政サービスの停滞を招かないように配慮しながら取り組むことを基本として、計画を推進してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 2回目の質問に入ります。

私の手元に第3次水俣市定員適正計画がありますけれども、今、部長が説明されましたけれども、大体大方理解をいたしました。そして、それと別に、参考ですけれども、これ見ると、水俣の場合は、県内の自治体がありますけれども、人口1万人当たりの職員の数というのは、どこが一番多いかというと、阿蘇とか、あるいは上天草とか、水俣もちょっと高いですもんね。逆に低いのはこれで行くと宇土市、宇土市は極端にやっぱり人口の割には職員が少ないというデータも出ているみたいです。そういう中で、今回のこのようなことで、定数適正化、定員適正化計画で

すか、できたらろうと拝察いたします。

そこで、二の矢でございますが、いずれにしても職員は仕事のかなめですからね、これはもう本当にいい人材を確保せねばならないというのは当然のことだろうと思います。そこで、3点質問します。

まず、職員数の適正化を重点課題とする今年度の適正計画だと思いますが、事務事業の見直しを具体的にどのように見直すのかということで、これ1点目。2点目、組織は人なりですね、これはもういろんなところで言われます。職員のやる気をさらに引き出すための対策が求められると思うんですよね。今の10というのを20、30ということで伸ばす。そういうことで、その引き出す対策をどのように考えておられるか。3点目、職員採用に目先を変えまして、面接官に民間の方を入れて視野を広げた採用というか、そういうので考えておられないか、面接官としてですね。そこをどのように考えておられるか、この3点をお伺いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第1点目でございますが、事務事業の見直しについて第2質問ございましたけれども、具体的にはどのようにということで考えているのかということでございますが、市が行っている業務というのは、多種多様、数多くございます。地方分権というのが、今現在進められているわけでございますけれども、その中で国とか県から権限移譲とか、あるいは事務の移管ですね、そういったことが盛んに進められておまして、市の行う事務事業というのは、これからも増加するのではないかなと、そういうことを考えておりますし、実際にそういった傾向がございます。

事務事業、今までと同じようにやっていたのでは、より多くの職員を必要とするわけでございますけれども、中には時代の変化に対応できない、対応しないというか、必要としなくなったもの、あるいは見直しを行うべきもの、さらに、今、IT化が進められておりますけれども、そういったITを有効に利用することによって、効率的に実施できるものなどがあると思っておりますけれども、これらについての業務の廃止あるいは再構築、あるいは業務の効率化を図っていききたいと、そのように考えております。

そういった中で、組織機構の見直しについても、検討を実際に進めておりますし、あわせて、各課・係の事務の分掌を見直すことによって、その業務量の平準化ということをまず図ってまいりたいと、そのように思います。

それから第2点目でございますが、職員のやる気をどう引き出していくのかと、どのようなことを考えているのかというお尋ねでございましたけれども、スリムな行政組織に再編して、効率的な行政運営を行っていくためには、やはり職員のやる気、あるいはモチベーションの向上とい

うのが不可欠であると、そのように思います。

今、具体的に考えているのが、その方策として人事評価制度の導入というのを考えております。これは、その人事評価制度の目的というのは、職員一人一人の能力を高めることで、組織としての能力の向上を図っていく、そういうものでございます。その評価の中で、例えばより頑張った、評価の高い職員、能力の高い職員については、評価結果を給与であるとか、いろいろな処遇面で反映させて、職員のモチベーション、やる気っていうのをどんどん引き出していききたいと、そのように考えております。具体的にはこれからのことになりますけれども、そういった手法も取り入れて、職員の能力、そういったやる気っていうのを引き出していききたいというぐあいに考えております。

それから、職員採用に関連いたしまして、試験の面接官に民間の方、民間の有識者と言われる、そういった方を入れたらどうかということでございますけれども、公務員の採用試験というのは、もちろん人物重視、そういった観点から、面接試験を最近では重視する傾向にございます。本市においても、本年度の採用試験から大学卒業の採用試験においては面接の回数を1回から2回にふやしたと。より人物を見きわめたいというか、非常にそういった人物重視という視点から、回数をふやしたということもございます。

民間の有識者を面接官に採用することについては、受験者をいろいろな方面から見ると、そういった意味では有効であるというぐあいに考えますけれども、受験者と関係のない有識者を選任しなければならないということもございます。どのような方を適任者として選ぶのか、そういった問題、極めて多分難しい、かなり高度な問題じゃないかなというぐあいに考えております。

そういった問題もございますし、市の職員としてどのような人が必要であるかということは、手前みそになるかと思っておりますけれども、市の職員が一番理解いたしているんじゃないかなと、今のところそういうぐあいに考えておりますので、民間の有識者については現在のところは面接官に採用すると、そういったことは具体的には考えてございません。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 瀧上道昭議員。

○瀧上道昭君 答弁をいただきました。大体わかった次第でございます。

最後です。今もおっしゃいましたけれども、やっぱり職員を最大限能力を発揮させると、そして仕事効率を上げるというのは、これはもう当たり前なんですね。そういう中で、今回もやがて人事異動があらうと思っておりますけれども、職員の適材適所に職員を配置ということについて、簡単で結構です、どのように考えておられるか聞いて終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 職員の能力を引き出すと、そういった観点から適材適所というこ

とで、人事につきましては、適材適所というのが基本中の基本であろうというぐあいに考えております。適材適所によって職員の能力が発揮されると、そういうぐあいに考えます。ただ、しかしながら、市が行っている業務というのは、先ほど言いましたように多種多様ございまして、職員にもいろいろな能力、あるいは知識、技術が求められると、そういったことになります。例えば、退職などによってポストが空席になりますけれども、そういったポストには職員のだれかがつかないといけないと、そういった状況になります。例えば空席となったポストに適材の職員がいないからといって、そういった空席のままそこをあけておくとか、そういうぐあいにはいきませんので、そのような場合は、そのポストに最も適任と思われるような方を就任していただくと、そういったことになりますけれども、その就任後にも、やはり必要な適性というのを獲得していただく、これはみずからの努力にもよりますでしょうし、いろいろな研修の場を通じて、みずからのスキルを高めていくと、そういったことにもなろうかと思えます。

また、職員としての経験や知識の幅を広げるために、それまで全く異なる部署というか、そういったところにも配置する場合もございまして。そういった意味で、人事は適材適所を基本としていますけれども、現実的には、組織全体の運営や管理、あるいは将来の組織運営を考える中での適材適所と、そういったことになります。職員にはそれぞれの職において必要な能力・知識、それを習得していただいて、いずれの部署においても適材となつていただくように期待をいたしております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、観光振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、観光振興について順次お答えいたします。

まず、湯の児温泉、湯の鶴温泉の現状と今後について、どのように総括しているかとの御質問にお答えします。

湯の児温泉については、年々、宿泊者の減少が進んでおり、特に九州新幹線全線開業を目前とした昨年1月に旧三笠屋旅館が営業を停止したことにより、平成23年の宿泊者数は前年と比較し、さらに減少する見込みであります。しかし、昨年11月、湯の児海と夕やけがオープンし、本年はある程度持ち直すのではないかと考えております。

また、湯の児公園や湯の児島公園などの公園整備や湯の児地域の観光振興計画のコンセプトである湯の児育ての取り組みが今後進んでいくことによって、宿泊者の減少に歯どめがかかり、増加に転じるものと期待をしております。また、湯の鶴温泉については、現在のところ、宿泊者の減少は歯どめがかかったと考えておりますが、宿泊者増とまでは言えない状況であると考えております。

そこで、今年度は県からの補助金を受け、湯の鶴観光振興計画に基づき、湯の鶴観光物産館の整備や温泉街の外灯整備、観光用トイレ、七滝歩道の整備などを進めております。今後も引き続き、県等と連携を図りながら、必要な整備を進めていきたいと考えております。

次に、九州新幹線全線が昨年3月12日に開通したが、本市の現状と課題は何かとの御質問にお答えします。

まず、本市の現状についてですが、昨年3月の九州新幹線全線開通を契機とした観光活性化を図るため、近年は、みなまたスイーツや水俣チャンポン、みなまた地のもんなどの地域ブランドの確立を図ってきております。また、エコパークバラ園や中尾山公園などのハード整備を進めており、日帰り客は増加傾向にあると感じておりますが、宿泊者増にはつながっていないところがございます。

これは、観光地としての認知度が低い上、魅力が十分伝わっていないことが原因であると考えており、今年度から既に開始しておりますが、熊本、福岡、鹿児島を対象に観光情報の発信を積極的に実施しなければならないと考えております。

次に、バラ園周辺が多くの方に好評であるが、現状と課題は何かとの御質問にお答えします。

まず、現状についてですが、エコパーク水俣・バラ園については、議員御指摘のとおり、道の駅みなまたの登録との相乗効果もあって、年々利用者が増加しております。また、バラ園周辺の観光物産館まつぼっくりやご飯処たけんこにおいても、バラ園の春・秋の開花時期にはバラ園の利用者に比例して利用者が伸びており、売り上げ増につながっております。

今後の課題といたしましては、バラのシーズンだけでなく、年間を通じて利用していただく工夫が必要だと考えております。このため、現在、毎月第4土曜日に開催しておりますみなまた新鮮市を初め、さまざまなイベントの開催や特産品の充実、食事メニューの充実等を行いながら、リピーターの確保に努めていく必要があると考えております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 2回目に入ります。早速、2回目の質問を言いますけれども、まず一つ目は、出水市と連携・協定し、協議会を立ち上げると今あったわけですけども、どのような取り組みをなされるのが1点目ですね。そして2点目です、2月末の冬のフェア、3月1日からの春御膳フェアとか、湯の児・湯の鶴温泉で期間限定で実施されております。私も湯の鶴に行ってきました。十何人で利用してきましたけれども、その利用状況とか反応はいかがだったのか。

最後ですけども、特に湯の鶴温泉周辺が今着々と整備が進んでおります。道路とかいろんな面で、非常に変わりつつあるなということを実感としてこの前見てきましたけれども、そういう中で、何ととっても、やっぱり湯の鶴の場合は駐車場だろうと思うんですね。その駐車場確保が最大の課題と思います。どのように取り組まれるか、この3点をお伺いしたいなと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、出水市との連携方策は何をするのかというような御質問にお答えさせていただきます。

多くの観光客に水俣に来ていただくためには、観光に関して出水市と連携することは不可欠だと考えております。遠くから来られた方ほど広い範囲での移動を好まれます。宿泊者増につなげていくためには、水俣だけの観光資源ではなく、広域的な例えば出水市の観光事業も活用しながら、相乗効果をねらっていく必要があるというふうに考えております。

20年ほど前、水俣市と出水市とは、水俣のカメと出水のツルを組み合わせた鶴亀ツアーと銘打って観光PRをしていたことがございます。また、最近では芦北地域と鹿児島県の北薩地域の県境連携事業として、薩摩街道ふれあいウォークも昨年までで4回を数え、出水からエコパークまでが1つのコースとなったり、同じ肥薩おれんじ鉄道沿線自治体として、物産展等に共同出展したりと、交流が再び少しずつ進んでいます。

このようなことから、24年度は出水市と観光に関する連携に向けた協定を結び、手始めとして出水市との合同の観光パンフレットを作成、あるいは共同のイベント実施、こういったことから始めて、観光上の発信に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、水俣観光物産館で実施しております冬の膳、春御膳、これは春御膳のチラシでございますけど、これの利用状況と反応はどうだったかということでございます。議員みずから湯の鶴温泉に行ってごぜんを食べていただいたということで、大変ありがとうございます。

この地元のしゅんの食材を使いました冬の膳につきましては、水俣観光物産協会のほうで2月1日から29日まで実施しております。湯の児温泉ではあわび御膳、湯の鶴温泉ではあったかなべで料理の提供を行っております。

利用実績といたしましては、日帰り客が312名で、昨年より58人減、これは15%減となりますけれども、宿泊はほぼ倍の101名、およそ200%増ということになります。全般的には日帰り客は減少しておりますものの、宿泊客への誘客につながっているというふうに考えております。

また、春御膳につきましては、3月1日から4月1日まで実施しております。湯の児温泉は海の幸、湯の鶴温泉は山の幸で、地域の特色を生かした料理となっております。実績といたしましては、まだ始まったばかりでございますので、単純には比較できませんが、日帰りのお客様が昨年の433人に対して、予約状況、現在のところ246名となっており、宿泊においても昨年の42名に対して20名となっている状況でございます。ただ、この数字にはあらわれておりませんが、他の予約と重なったりして一度に60人ほどの予約を断らざるを得なかったなどの話も聞いており、今後の数字の動向に期待したいと思っております。

なお、このイベントでございますけれども、以前、湯の児温泉旅館のみで実施してございましたけれども、2年前から湯の鶴温泉の旅館とも共同で実施することにしておりまして、両方相乗効果が出ているものではないかというふうに考えてございます。

最後でございますが、湯の鶴温泉街で駐車場が足りないのではないかと、その対策はどのように考えているかというような御質問でございます。

湯の鶴温泉に来られるお客様の駐車場につきましては、その必要性は痛感しております。しかしながら、現実問題として、今の湯の鶴温泉街の中に駐車場を設けることは困難だと考えております。このため、温泉センター周辺に駐車スペースを確保し、お客様には温泉街をゆったり散策してもらうような湯の鶴温泉としたいと考えております。

このような考えに基づきまして、現在、温泉センターには約40台ほどが駐車可能でございますけれども、現在実施しております観光用トイレの整備にあわせて、新たに約10台分の駐車スペースを整備いたしますし、また、24年度の当初予算においても、駐車スペースの用地購入費を計上させていただいているところでございます。ぜひ引き続き、お客様の利便性向上と湯の鶴温泉の振興に積極的に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 時間がいろいろありますから、最後はですね、これは要望にかえさせていただきます。というのがですね、やっぱり観光競争でございます。したがって、行政あるいは関係者、地元あたりとの真剣な協議をなされて、湯の鶴温泉、湯の児温泉が非常に士気が上がるようにぜひコミュニケーションを深めていただきたいということを要望して終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、東部地域特別養護老人ホーム建設について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、東部地域の高齢者対策のあり方についてどう考えているのかとの御質問にお答えします。

水俣市では、平成24年度から26年度までの第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、通称ひまわりプランでは、地域包括ケアの推進と高齢者を支える体制整備の二つを柱として、生き生きと安心して暮らせる地域づくりを継承しながら、高齢者の方々がみずからできることを行うことにより、社会や地域とのつながりを持って、だれもが住みなれた地域でともに支え合いながら、健康で安心して暮らすことができ、高齢者の尊厳を守り支えるケアの確立に向けて取り組んでまいります。

ひまわりプランの策定資料とするため、平成23年度に水俣市日常生活圏域ニーズ調査を行いました。対象者を市内全体で1,440人、うち東部地域の方を360人選んでアンケートを送付し、305

人から回答をいただいております。

東部地区における高齢者の現状につきましては、水俣市の高齢化率31.6%に対し42%で、東部地区の10地区のうち10区、23区、24区が40%以上、25区、26区が50%以上と高齢化が進んでいる状況にあります。

調査結果から、東部地域を他の地域と比較して見えてきた傾向としましては、ひとり暮らしが少なく、多世代が同居する大家族の割合が多い傾向にあります。また、地縁的なつながりが強く、友人の家を訪ねたり、祭りや地域行事に参加しているとの回答が最も多かったのが東部地域でした。一方、家族で介護を抱え込みがちであることもわかりました。介護サービス事業所ではなく、配偶者が主な介護者となっており、そのため老老介護の状態である方が約6割に上る結果となりました。この結果から、東部地域では地縁社会を維持しつつ、介護が必要な方に対しては、要介護者やその家族の負担を軽減するため、介護サービス利用を促していく必要があると思われれます。

東部地域は、市街地から距離があり、介護保険サービス事業所の少ない圏域でありますので、特に中山間地域に、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を整備いたします。東部に整備するこれらの施設は、市内で最も高齢化率の高い地域のニーズに応じ、高齢者の在宅での生活が継続するよう支援する拠点として役割を果たすものです。

今後、高齢者が認知症や要介護状態になっても、できるだけ住みなれた地域で生活が継続できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、業者はどのような経緯で選定したのかについてお答えします。

業者選定の経緯につきましては、平成23年度は緊急経済対策の一環として、介護施設を整備する際利用することができる熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が基本額に上乗せして交付されており、さらに、熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金が1床当たり60万円交付されています。しかしながら、平成24年度からの補助金については減額されることが予想されたため、第5期計画の一部を前倒しして、平成23年度中に取り組み、有利な補助金を利用していただき、整備を図ろうとしたものです。

第5期ひまわりプランの策定については、水俣市介護保険等運営委員会に諮問を行い、施設整備についても御審議をいただいております。平成23年11月7日の運営委員会で、新規の施設整備と保険料について承認を得、答申を受けたものです。

平成23年11月25日、12月議会の初日に、新規施設整備等に伴う給付費の増加等を勘案して算出した介護保険料の一部改正についての議決をいただき、12月1日に事業者の募集を開始いたしました。12月20日までに事前協議書を受け付け、その後、書類の審査を行い、平成24年1月25日に開催しました第4回水俣市介護保険等運営委員会におきまして、応募事業者のプレゼンテーショ

ンを実施しました。プレゼンテーションを受け、委員により審査、結果についての答申を受け、平成24年1月31日に事業者を選定いたしております。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。私は先般、市長お見えいただきまして、葛彩館の前のトイレの完工式場で、東部は一つという言葉をあえて言ってたんですね。これはいろんな方々が言っておられます。というのは、前にも学校名でもいろいろありました。しかし、今うまく東部がまとっています。そういうことで、東部は一つという言葉皆さんの前で使ったわけですが、今そこが少し若干ですね、そういう中で、今回の取り上げたものですから、御理解をいただきたいと思えます。

そこでですね、早速2回目の質問に入りますけれども、まず、要望書に対して、どのように認識をされておられるかが1点目ですね。2点目、スケジュールは守られたのかということですね。3点目は、今度県議会でも、2月22日の新聞がありますけれども、土砂警戒とかのいろんな避難所等々の記事が載っております。したがって、そのときに知事公室長、土木部長は、市町村に見直しを、あるいはまた見直しを要請するという答弁があっているようでございます。そういう中で、今回の選定場所についての御見解はいかがかということですね。最後は、4点目ですけれども、選定場所がある石坂川小学校体育館周辺ですけれども、ここは公的財産でございます。そういう中で、教育委員会教育総務課、担当課の連携は機能したのか、この4点をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず、第2の質問にお答えをしたいと思います。

まず、要望書について認識をどのように考えているのかというようなことですが、2月8日付で東部地域振興協議会の会長の中村さんのほうから、要望書ということでいただいております。この要望書の内容としますれば、やはり特別養護老人ホームの建設予定地、石坂川グラウンドは、がけ地とかそういう危険なところじゃないのかというような趣旨のことが書いてございまして、その最後に、市の担当部署から災害危険地域に関する情報の開示と説明会を開いていただけないかという御要望だったのかなというふうに思っておりますけれども、市としましては、御要望というような受けとめ方をしております、まだ返事をいたしていません。

それで、そういった急傾斜地とかそういうものにつきましては、地域防災計画の中に詳しく書いておりますし、平成19年6月にお配りしましたハザードマップのほうに地図と場所とどういう急傾斜地とかの指定をしていますよというのが書いてありますので、そちらのほうをごらんをいただきたいというふうに思っておりますし、もしわからない点があれば、こちらのほうにお尋ね

をしていただきたい、そういうふうを考えております。

それから、スケジュールはきちんと守られていたのかということですが、事前協議のスケジュールとしましては、12月20日までが書類の提出期限にしておりまして、三つの事業者からは20日までに書類の提出がっており、その後、書類審査を行いまして、介護保険等運営委員会で議論をいただいておりますので、スケジュール的にはちゃんとしてあったのかなというふうには思っております。

それともう1点、新聞といいますか、土砂災害区域84避難所、これの件だったかというふうに思いますけれども、県のほうの一般質問のほうであった分に関しまして、水俣市のほうにもそういう調査が1回来ております。それで、これにつきましては、土砂災害の警戒区域内の避難所の調査ということで、今回、石坂川のグラウンドは土砂災害の危険箇所ということになっておりまして、それと、また別の区域というふうなことでございまして、対象にはなっておりません。

それで、その場所がいかがなのかということにつきましては、現在、急傾斜地の指定だけがありますので、法的にそういう建物を建ててはいけないとか、そういう制約もございませんので、市としてもそういう方向で考えていきたいというふう考えております。

それともう一つが、教育委員会との連携はということでしたけれども、市役所内に関係各課で組織をいたします学校跡施設活用検討会というのを設置をいたしております、組織としましては、総務課長とか、財政課長、生涯学習課長、教育総務課長とか、9課の課長で構成をしております、その中でことしの1月6日から2月16日までの3回、そういう会議を開催しております。その中で、やはりそこに土地の利用についての情報交換であったり、その土地をどういうふうにか、売るときに土地の売却範囲であったり、進入路の管理をどうするのか、通行権の確保をどうするのかという議論をしておりますので、連携はとれていたのかなというふうには考えております。

○議長（真野頼隆君） 瀧上道昭議員。

○瀧上道昭君 時間があと3分ですが、最後でございます。私たち水俣は、平成15年7月20日、忘れもしない豪雨災害を経験したところでございます。私も毎日見る目と鼻の先が集地区でございます。というのを私たちも自分も忘れません。そういうことを思う一人として、今回の件は、その災害の教訓はどのように反映されておるのかを、私は確認、聞きたいと思って最後に取り上げておりますから、それについていかが考えられるかを聞いて終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 宝川内災害の教訓はどのように考えるかというようなことがござ

いましたけれども、平成15年の豪雨では19人というとうとい命が奪われておりますので、この災害の教訓として水俣市で取り組んでまいりましたのは、やはり一番大事なのは災害に対する危機意識の醸成、それとその当時の教訓としては情報伝達のおくれと初動体制のおくれが、当時の課題だったのかなというふうに思っております。

これを受けまして、やはり市としましては、地域防災を支える自主防災組織の設立、活性化に今まで取り組んできております。また、先ほども申し上げましたけど、平成19年にはハザードマップを配布をいたしまして、土砂災害などに対する住民の人たちの防災意識の向上に努めてきているというふうにも考えております。

今後もこの教訓を忘れることなく、災害はいつどこで起こるか分からないという、そういう防災意識を持ちながら、市としましても自主防災組織の活性化と各種訓練を実施していきまるとともに、やはりそういう危険箇所にある施設というのが結構ありますので、そういう事業者の方と一緒に、やはり避難体制の整備であったり、情報の早期収集体制、その他、防災体制について強くお願いをしていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 以上で渚上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福田斉議員に許します。

（福田斉君登壇）

○福田 斉君 おはようございます。

議長のお許しを得ましたので登壇いたしました。新政同友クラブの福田斉でございます。

よろしくお願ひいたします。

宮本市長は、本定例会の所信表明で冒頭述べられております。水俣市が被災地を初めとする日本の地域再生のモデルとなるよう、環境行政にさらに磨きをかけなければならない。これまでの環境まちづくり研究会の提言や円卓会議での検討事項を、市民と一体となって実現する年だと、強い決意で述べられました。私も異論ございません。そのように水俣市民はもうそろそろ目に見える結果を求めている年であります。そういう危機感をぜひ共有しながら、大いに提言を交えながら、早速質問に入ります。

質問が多岐にわたりますので、メモの用意をよろしくお願ひいたします。

まず、1、2013年度開催事業について。

かつて、世界では西暦2000年への切りかわり時には、コンピューターが誤作動するとして、世界で大さわぎしたことがございました。いわゆる2000年問題です。あれからやがて13年、本市の2013年問題として大きくとらえるべく平成25年は、本市を会場としたとても大きな大会がメジロ押しでございます。多くの人々においでいただくことはもちろん、メディアを通じて水俣市のすばらしさを知っていただく千載一遇のチャンスでございます。一方では、これまでの市の既存の行事と重なることも危惧されます。各課の連携を含め、万全の対応を図っていただきたく

（「携帯が鳴りよるみたい」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） わかりました。続けてください。

○福田 斉君 よろしいでしょうか。

千載一遇のチャンスであります。一方では、これまで市の既存の行事と重なることも危惧されます。各課の連携を含め、万全の対応を図っていただきたく、以下質問いたします。

(1)、全国豊かな海づくり大会について。

- ①、開催時期はいつの予定か。
- ②、地元として何を期待するのか。
- ③、前後のイベントとして何か検討されているのか。

(2)、水銀条約国際会議について。

- ①、開催時期はいつの予定か。
- ②、これまでの経緯はどうなっているのか。
- ③、地元として何を期待するのか。

(3)、日本商工会議所青年部全国会長研修会開催について。

- ①、開催時期はいつになるのか。
- ②、どのような会議か。宿泊についての予定はどうか。
- ③、市の対応はどうなるのか。どのような効果を期待するのか。

(4)、徳富蘇峰生誕150周年について。

- ①、市民や外部へどのように周知していくのか。
- ②、どのような記念行事を予定されているのか。

次に、2、環境首都水俣創造事業について。これは水俣病特別措置法に基づく水俣・芦北地方への地域振興策として実施され、また、一連の事業が同規模の都市が多い東日本大震災復興のモデルとなるとされております。

そこで、①、どのような事業があるのか。その内容は。

- ②、本市に該当する事業はどのようなものがあるのか。
- ③、これまでの環境関連補助事業の成果についてどう考えるか。

次に、3、医療センター工事に伴う駐車場対策について。

①、医療センター工事期間中の仮設駐車場はどのように利用されているのか。また、来院者からの評価はどうか。

②、今後の駐車場計画についてどう考えているのか。

③、総合体育館も含めた浜グラウンド周辺公共施設の駐車場配置をどう考えているのか。

次に、4、旧三中跡地利用状況について。

①、現在、旧三中の施設（グラウンド、プール、体育館）の利用状況はどうなっているのか。また、一中生の利用状況についてはどうなっているのか。

②、旧三中校舎の解体計画は進んでいるのか。

③、市民運動場としての活用策は考えられないか。

最後に5、湯の児、湯の鶴観光振興について。

(1)、湯の児観光について。

①、それぞれの観光地と連携するためにエコパークの周遊コースづくりを考えられないか。

②、エコパーク前おれんじ鉄道の新駅については、どう検討されたのか。結果はどうなったのか。

③、公共交通利用者に対してエコ割観光券発行は考えられないか。

④、どんがばちよ号の維持費と今後の利活用策について、どう考えるか。

(2)、湯の鶴観光について。

①、物産館指定管理者の募集状況と、今後の予定についてはどうなっているのか。

②、市はどのように物産館の活用策を考え、思い描いているのか。

③、魅力ある交通手段の導入は考えられないか。

以上について、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 傍聴席の方に申し上げます。携帯電話等鳴らないようにマナーモードか電源をお切りになるように協力をお願いいたします。

答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 福田議員の御質問に順次お答えします。

まず、2013年度開催事業については私から、環境首都水俣創造事業については副市長から、医療センター工事に伴う駐車場対策については、総合医療センター事務部長及び産業建設部長から、旧三中跡地利用状況については教育長から、湯の児、湯の鶴観光振興については産業建設部長からそれぞれお答えいたします。

それでは、2013年度開催事業の全国豊かな海づくり大会についてお答えします。

まず、開催時期はいつの予定かとの御質問についてお答えします。昨年12月22日に開催されました第33回全国豊かな海づくり大会熊本県実行委員会第1回総会において、開催時期は平成25年10月から11月の土曜、日曜の2日間で審議されており、今後の実行委員会において継続して検討される予定となっております。

次に、地元として何を期待するのかとの御質問にお答えします。この大会は、全国各地から招待者をお迎えするとともに、過去の大会例では、物産展等の関連行事を含めると、数千人の一般来場者が参加されており、大きな経済効果が期待されます。さらに、水俣市での開催が決定した放流行事には、天皇皇后両陛下が御臨席され、テレビ中継が予定されています。全国の目が向けられることとなり、八代海を初めとして、有明海、天草灘で営まれている県や水俣市の特色を生かした水産業の魅力や、水俣の海の再生を広く理解していただくことにもつながる絶好の機会になると考えます。

次に、前後のイベントとして何か検討されているかとの御質問にお答えいたします。現在、大会の開催意義を周知し、大会に向けた機運を醸成させること等を目的に、平成24年10月下旬から11月中旬の時期に、大会1年前のプレイベントとして、水俣市民等による稚魚の記念放流事業などの案が、県の実行委員会により検討されています。このほか、市においても実行委員会等を設置し、何ができるのか、水俣市で開催されることの意義を踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

次に、水銀条約国際会議についての御質問にお答えいたします。

まず、開催時期はいつの予定かとの御質問にお答えいたします。水銀条約国際会議の開催時期については、環境省にお尋ねしたところ、現在のところ平成25年後半の予定というだけで、詳細は決まっておりません。

次に、これまでの経緯はどうなっているのかとの御質問にお答えします。水銀条約制定に関する動きにつきましては、広報みなまた3月1日号にも掲載し、市民の皆様にお知らせいたしました。現在、国連環境計画（UNEP）において、水銀による環境汚染や健康被害を防止するための国際条約制定に向けた議論が進められています。これまでに3回の政府間交渉委員会が開催されており、昨年1月に千葉県で開催されました第2回の会合では、条約の採択、署名のための外交会議を平成25年後半に日本で行うことが了承されました。

昨年10月末にケニアで開催されました第3回会合では、条約の具体的な条文案が議論され、論点整理が進められたと聞いており、ことし6月の南米ウルグアイでの第4回会合を経て、来年2月の第5回会合までに合意されることを期待しております。

また、ことし1月には、条約交渉の状況や水銀対策の現状などを紹介する公開セミナーが東京

で開催され、本市からは副市長が参加しております。

日本政府においては、条約づくりに積極的に参加するとともに、平成25年に水俣条約としての採択を目指しており、市としてはこの条約採択のため、外交会議を本市に招致したいと考えております。環境省は、昨年6月に本市で水俣条約について考える会を開催していますが、条約交渉の進展状況に応じて、ことしも本市で同様の会を開催したいということです。

次に、地元として何を期待するのかとの御質問にお答えします。水俣市は、有機水銀が原因の水俣病という未曾有の公害病を経験いたしました。そこで、水俣会議が水俣で開催されることによって、水俣病の経験と教訓を世界に発信し、強く訴える機会になるととらえております。また、水俣で署名を行うことによって、会議参加者が水俣被害の現実に直接触れる機会になるとともに、水俣病を教訓とした本市の環境配慮の取り組み、そして、その取り組みによって再生した水俣を知っていただく絶好の機会になると思っております。そのことが水俣市のイメージアップや、市民の環境意識のさらなる向上につながるとともに、今後の環境モデル都市づくりにもよい影響を及ぼすものと期待しております。

次に、日本商工会議所青年部全国会長研修会の開催について順次お答えいたします。

まず、開催時期でございますが、事務局を努めます水俣商工会議所に伺いましたところ、水俣での開催は平成25年11月ごろの予定で、本年7月、正式な日程が決定されるとのことでした。

会議の内容及び宿泊予定についてですが、日本商工会議所青年部の皆さんが一堂に会して、毎年開催されている研修会で、通常は木曜日より事務局及び関係者が現地入りされ、事前会議が行われます。翌日の金曜日がメインとなりますが、会員の総会及び分科会を中心とした研修会、そして、夜に懇親会が行われ、土曜日の午前中に全体研修会、その後、昼には閉会式というスケジュールで、多くの方は1泊2日、長い方で3泊4日の宿泊となり、参加者は約1,200名の予定と聞いております。宿泊については、商工会議所事務局も市内の宿泊施設利用を推進されておりますが、水俣市内での宿泊可能数は湯の児、湯の鶴を含めておよそ800名となっておりますため、足りない部分については熊本市内及び出水市内の宿泊施設を紹介される予定と聞いております。

次に、市の対応についてでございますが、水俣開催が検討されておりました昨年の6月に商工会議所より相談がありまして、今回の研修会のうち総会については文化会館を、分科会についてはもやい館内を、また大懇親会については水俣市総合体育館の大アリーナを使用したいということでしたので、これらについては可能な限り協力を行うつもりでおります。

期待します効果としましては、まず、全国の青年部の皆様の交流の場ができるため、新たなビジネスチャンスが期待できます。宿泊施設を利用いただくことや、総合体育館での懇親会用に市内飲食店へ料理を御注文いただくこと、その後の懇親などにより地域経済の活性化が図られると思っております。

また、全国から来られる青年部の皆さんに水俣のよさを実感していただく絶好の機会であり、また水俣に来たいと思っていただけるようなおもてなしを関係者の方々と連携し、実施してまいりたいと考えております。

次に、徳富蘇峰生誕150周年について申し上げます。

まず、市民や外部へどのように周知していくのかについてお答えします。

平成25年に、徳富蘇峰が生誕150周年を迎えます。それを記念し、蘇峰の偉業と足跡を再発見し、さらに後世に語り継いでいくために、さまざまなイベントを計画していきたいと考えております。

さて、お尋ねの周知の方法につきましては、市内の方はもちろん、市外の方々にも蘇峰の偉業に触れていただきたいと考えておりますので、蘇峰・蘆花関係機関、マスコミ・観光業者等を通じて広く周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、どのような記念行事を予定されているのかとの御質問ですが、いまだ決定した行事はございません。既に、これまで水俣市蘇峰会から御提案いただいている行事も含め、講演会、回顧展、書道展を想定しておりますが、今後関係の皆様さまざまな意見を賜りながら、魅力ある事業を計画していければと思います。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 答弁いただきましたので、2回目に入りたいと思います。

まず、全国豊かな海づくり大会についてでございます。昨年の鳥取大会では全国から1,900名の方が参加されたそうでございます。私の所属する神社庁の団体では、先月に天皇皇后両陛下の御奉迎の対応について、第1回目の検討会を開始いたしております。天皇皇后両陛下におかれては、その御訪問が日本国民の感動を与えていただいていますし、東日本大震災で被災された方々へのお優しい言葉かけ、そのお姿の映像をたびたび目にしております。要人警護ということで、関係機関の対応も大変になるかと思っておりますけれども、ぜひ全市民挙げて両陛下を御奉迎いたしたいと考えております。

さて、ことしの10月から11月にかけてのプレイベント、熊本県の実行委員会が検討されていて、そのプレイベントに乗っかる形で地元の稚魚放流や同時開催ということの答弁でございましたけれども、私はどうも全国同じようなやり方を感じております。私はもうちょっと地元として水俣ならこうやるといった独自性をアピールできる取り組みをやるべきだというふうに思っております。市長、今から提案しますけど、後ほどどう思われるか答弁お願いしたいと思います。

まずですね、水俣川は川の源流から河口まで一つの自治体で完結しております。これは皆さん御承知のとおりでございます。本番まであと1年半ございます。源流から再生した豊穡の海への稚魚の放流が行われるというようなコンセプトで、ぜひ本番の稚魚放流までにいろんなことを

行ってみたらどうかというふうな思いもございます。

まずですね、植林や間伐に始まる源流水保全への取り組み、こういったことですね。それとか、河川の水質観察や美化活動、そういった子どもたちも含めた水環境保全への取り組みを、新聞あるいはテレビ等でそういったドキュメンタリー的にメディアで流していただいて、水俣だからこそ取り組んだ豊かな海づくり大会であったということで、一つのこの大会を完結させたらどうかと、そういうことで改めて市民のこの大会にかける取り組んだ一つの感動につながっていくかというふうに思うんですけれども、これについていかがか1点ですね。

次の水銀条約国際会議です。これについては、去年の6月議会でも取り上げました。大勢の要人を迎えるキャパがこの水俣市にないなら、いっそのこと大型客船を浮かべて船上で開催したらどうかというような提言をいたしました。貴重な提案として環境省や県にも伝えてみたいという市長答弁でございましたけれども、その後、音さたなしでございますので、没になったんだなというふうに私的にはもうあきらめております。

一つだけ気になっているのが、やはり水俣という条約名の採択でございます。普天間問題では、民主党の当時の鳩山総理ですね、最悪でも県外と言ったり、水俣へ来て、いきなり水俣条約に命名したいと、そういった発言をしておられました。もう今では水俣へ来たことさえも忘れておられるんじゃないでしょうかね。無神経とも思えるようなあの発言の後、こちらでは少なくとも条約名についてどう思うかといった騒動まで起きております。条約名が将来的にどう影響があるのか、ないのかも含めて考えていただいて、地元の長としては国にきちっと発言していただきたいと思いますが、市長のお考えを改めてお聞かせください。これが2点目です。

次の日本商工会議所青年部全国会長研修会の開催についてでございますけれども、1,200名ほどの会長さんたちが研修に来られる、これについてはバックアップ対応、よろしくお願ひしたいと思ひます。商工会議所の青年部会長さんといへば、地元の次期リーダーとして発信力の強い方々ばかりでございます。真に水俣を理解していただいて、今後の水俣に大きな力になってもらえるよう思っておりますので、よろしくお願ひしておきます。これは要望です。

次の4番目の、徳富蘇峰生誕150周年についてでございます。改めて徳富蘇峰の年表を見ますと、1863年、母の実家である現在の益城で生まれて、水俣へ帰ってきております。ちなみに1863年といへば、あの高杉晋作が奇兵隊を組織した年でもあるということだそうでございます。

以来、95歳で没するまで、望郷の念を忘れてなかったとされております。私は平成19年6月議会の質問でも取り上げましたが、改めて郷土の誇る偉人をたたえるために、盛大に今回取り組むべきじゃなからうかというふうに思っております。あと1年半もござひます。また、これを機会に、文化の薫る浜町かいわいとしての整備を進めるべきと考えて、以下提案したいと思ひます。

まず、徳富蘇峰故郷へ帰るといふコンセプトで、レプリカ像を設置する、あるいは望郷の念を

歌った徳富蘇峰の碑文ですね、これは宮本市長に題字をお願いしてもよろしいでしょう。そういった形のあるものをつくって除幕式を行う、こういった記念事業に取り組む考えはないのか、以上、2回目の質問といたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、今度のイベントの件でございますけれども、水俣ならではの感動的な、しかも水俣にしかできないような、そういうイベントにしなければならないのではないかという御指摘、御質問でございます。まさに私もそのとおりだと思いますし、今、議員から提案もございました、例えば小・中学校による河川の環境調査であるとか、そういったものは我々が進めていくまちづくりの中でも、非常に重要なものであらうと思っております。

したがって、この機会をとらえて水俣の自然でありますとか、あるいは水俣の環境への取り組みをPRする絶好の機会であらうと、また、そういうぐあいにとらえて、それをアピールしていかなければならないと思っております。

そういう意味におきまして、新年度に担当部署を設置いたします。そして、必要な予算措置等も含めながら、今後具体的に関係機関とも連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

それから、二つ目でございますが、水俣条約という条約名に対してどう思っているのかということでございますけれども、私もその反対というんですか、そういったお気持ちの言葉、その他直接は伺っておりませんが、いろいろなさまざまな受けとめ方があるんだということは承知しております。

私といたしましては、やはりこの条約は、やっぱり先ほど申し上げましたけれども、よみがえった水俣、あるいはよみがえるために努力をしている、そういった水俣を伝えていくことであらうと、基本的なねらいは、私はそこに求めております。また、その姿を、頑張っている姿を評価していただく、そのことが水俣のまちづくりの基本にならなければならないのではないかと思っております。したがって、いつも申し上げておりますけれども、厳しい歴史は歴史として受けとめながら、やっぱりその上に立って、それを復興につなげていく、そういう姿を発信することは、私は水俣の環境首都として、あるいは環境モデル都市としての役目ではないかなと、そのように思っているところでございます。

私も前回、千葉県の幕張にまいりまして、120カ国の代表がお見えになっておりましたし、関係の方々を含めまして、また500名の方もお見えになっておりました。その中に参加させていただいたんですが、私の感じるころでは、私や皆さん方が感じていらっしゃるよりも、非常に知名度が水俣は高いのではないかということをそのとき実感いたしました。したがって、これからは、やっぱりそういった水俣が頑張っている姿を、私は世界に発信していく絶好のチャン

スではないかな、そんなふうにも今思っておりますし、そのことが今後の水俣の進展、発展につながっていくのではないかなと、そういう解釈をしているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 蘇峰のレプリカ像の設置、または碑文の設置が浜町にできないかということでございますけれども、これにつきましては、生誕150周年の記念事業の準備委員会を早速立ち上げたいというふうに思っておりますので、今おっしゃいました議員の御意見をその会議に提案して意見を伺ってみたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 本日に平成25年はメジロ押しという感じがいたします。まず、ことしですね、9月2日の日曜日には、よさこい祭りが開催されますし、来年9月にも同じく開催予定であると、これも秋口になってくるかと思っておりますけれども、4月には三社祭り、5月には各学校の体育祭、7月あたりにみなと祭りのフェスティバル、あるいは競り舟大会、市民体育祭、あるいは文化祭、これまでの恒例の市内における開催行事との兼ね合いがどうなるのか一番心配しております。まさに、平成25年はイベントが集中する年であると。それぞれ既存の催しものも、水俣独自の歴史と伝統があるわけでございますし、そういった中で、そういった総合的な旗振り役は、やはり市役所でございます。しっかりとあしたからでも対応策を進めてもらいたいという思いがあります。

そこで、ちょっと3回目の質問に入りますけれども、まず、豊かな海づくり大会については、ぜひ市民を挙げて、今、市長のほうの御答弁もありましたけれども、参加意識を共有できるようなしかけを立案していただきたいというふうに思います。私の先ほどのそういった河川の一連の流れの中で、参加意識を高揚させるというのと別に、何か検討されていることがあれば、御紹介いただきたいというふうに思います。

次の水銀条約国際会議についてでございます。命名については釈然としない思いがずっと私は残ります。同じような思いを持たれる方がたくさんおられるということも考えていただきたいと思っております。将来を見据えて足元を見詰めることが大切だと思っております。今の水俣市の置かれた足元ばかりを見詰める余り、条約名が将来的に市民生活への影響が出てこないのか、将来を見据えた対応をしていただきたいと思っております。世界水銀被害防止条約という名称で何も問題はないと思っておりますけれども、私と市長の主張は違うみたいでございまして、このことはおさめたいと思っております。

最後にですね、徳富蘇峰生誕150周年についてなんですが、講演会とか記念行事も大切でしょうけれども、やはり末代に残るような、また観光客が来ていただいたとき見てもらえるような銅像とか石碑なりをぜひつくっていただきたいと思っております。平成25年にはぜひ落成の除幕式に当たって、蘇峰故郷へ帰るといったコンセプトでちょうちん行列でもやっていただいて、大いに盛

り上げていただければと思っております。

これからは浜本通りというのは、高校の統廃合で生徒の登下校が一気に増加してまいります。そういった傍らに、郷土の偉人のそういった像が建てば、情操教育でも非常に大いに役に立つというふうに思っております。これから地元地区の理解とそういった協力等も必要になってくると思います。こういったアイデアについて、当然、地元が一番の地元の御意見も伺うべきかというふうに思っております。こういったことを投げかけてみて、地元あるいはああいっただ商店街の人たちに、そういった御意見伺う機会を設けるおつもりはないか、それを最後お尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、最初のほうの答弁をさせていただきたいと思うんですが、全国豊かな海づくり大会について、参加意識も高めて頑張ってもらいたいというようなお気持ちでございます。私どもも早速委員会等立ち上げまして、早急に具体的に組み込んでまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 銅像等の設置について、市民の意見を聞いたほうがいいんじゃないかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、準備委員会をもちろん立ち上げますし、地元の皆様方の意見も十分拝聴してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、環境首都水俣創造事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、環境首都水俣創造事業についての御質問に順次お答えします。

まず、環境首都水俣創造事業はどのような事業があるのか、その内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。

先ほどの洲上議員への答弁で申し上げましたとおり、本市は日本初の環境首都として、全国の自治体のモデルとなるよう、また、東日本大震災の被災地の復興モデルとなり、復興への希望を与えられるような事業を推進していきたいと考えております。

環境首都水俣創造事業は、三つの事業に分類されております。まず一つ目が、ゼロカーボン産業団地創造等事業、二つ目が低炭素型観光推進事業、三つ目が公共空間整備事業となっております。

次に、本市に該当する事業はどのようなものがあるのかとの御質問にお答えします。

まず一つ目のゼロカーボン産業団地創出等事業については、ゼロカーボン産業団地創造事業のほか、スマートコミュニティの構築事業、環境大学の検討、環境金融商品の開発や地域企業連事

業、商店街の魅力向上事業、環境に配慮した安心・安全な食と農の確立事業、水銀条約を踏まえた情報発信事業となっております。

二つ目の低炭素型観光推進事業については、着地型観光商品の開発事業を実施する予定にしております。

三つ目の公共空間整備事業については、湯の鶴温泉を自然エネルギー等の活用により環境負荷の小さい魅力ある温泉地にしようという事業を行う予定にしております。

次に、これまでの環境関連補助事業の成果についてどう考えるかとの御質問にお答えします。

本市はこれまでさまざまな環境施策の取り組みを市民協働で進めてまいりましたが、平成20年の国による環境モデル都市の選定以降、太陽光発電のような新エネルギーの導入などの新しい分野につきましても、補助事業を活用し、積極的に実施しています。また、そのほとんどが国や県の例えば100%補助のように高い率の補助を活用し、できるだけ市の財源に影響を与えないようにしているものであります。

近年取り組んできた事業としましては、地域グリーンニューディールの推進等を通じて、市庁舎を初めとする公共施設、学校等への新エネルギー設備や省エネ設備の導入を進めてまいりました。また、学校エコ改修では、水俣第一中学校が全国のモデル校に選定され、最新の環境配慮型技術を取り入れた改修を行いました。また、地元資源を活用したバイオマスエネルギーの創出としましては、竹を活用したバイオエタノール実証プラント事業をJNC株式会社が主体となり、大学や市との共同で進めております。さらに、緑の分権改革推進事業を活用し、太陽光、小水力、波力といったクリーンエネルギーを効率的に活用するスマートグリッドの構築を目指した実証調査事業も行ってまいりました。

これらの成果としましては、このような先進的な事業や実証調査を行うことで、その技術が市内外企業へ波及したり、また、成果が他の自治体へ公開されることにより、水俣のブランド力が高まり、日本の環境首都である環境モデル都市水俣を内外にアピールできるものと考えております。また今後もこのような先進技術の開発、実証調査について、産学官と連携を進め、全国でも有数の実証フィールドとして認知いただき、市民の協力と理解を得ながら実施していきたいと考えております。

さらに、環境共生モデル住宅エコハウスの建築、自転車の市民共同利用システムの導入等も行ったことにより、市民の身近な暮らしへの普及・啓発も着実に進んでおります。これにあわせて市としまして市民を対象とした太陽光・太陽熱エネルギーの活用設備への補助制度や、エコ住宅建築補助制度、自転車購入補助制度も創設してまいりました。いずれの補助制度も市内業者を優遇することを組み合わせた制度となっております。

例に挙げましたが、補助事業だけでも総事業費は約20億円以上になります。また、市が創設し

た補助制度につきましても、今年度だけでも合計約7,200万円の予算を計上し、広く活用いただいております。今後もさまざまな環境施策を進めることにより、低炭素社会の実現を目指し、あわせて市経済の振興を図りつつ持続可能な地域社会づくりを進めることが、日本の環境首都である環境モデル都市水俣の発展につながるものと考えております。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 これまでこの水俣市においては、環境関連事業がたくさん行われております。華々しく広報紙等で取り上げられて、さすが環境モデル都市であるというふうに関心を持っております。本庁の建物の周りを見ただけでも、ソーラーパネル、電気自動車、電動バイクや充電設備、そういったものがありまして、よく議員団の視察で来られた方たちも、関心を持って帰られていると、そういう状況でございます。

反面ですね、特に小水力発電、あるいは丸島での波力発電の実験機のほったらかしと見えるような感じ、本当に期待に反してしり切れトンボの印象はぬぐえるものではございません。補助金の切れ目が事業の切れ目と、市民からやゆされても仕方がないのかなというふうな思いもございます。

事業所であれ、研究機関であっても、よそから来て、この環境モデル都市でフィールドテストを行うことができたという実績のステータスだけを得るだけなら、この水俣にとっては得にならないというふうに思っております。フィールドテストだけの用地提供とならないように、ぜひ次への展開へ努めていただきたいと思います。

冒頭のほうでお話ししたように、一連の地域振興策事業は、同規模のそういった都市が多い震災復興のモデルとなると公言をされておりますので、とても重い言葉でございます。重い取り組みだと思えます。やるならしっかりとやってもらわなければ、表面だけの薄っぺらな環境モデル都市というふうに評価されても仕方がないというのを思います。大変なことになりますので、改めて市長の思いというか、覚悟、お聞きしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃるとおりだと思います。先ほども申し上げましたけれども、今回、合同会議の中でいろいろな取り組みも展開していくように話をしておりますし、できるものからとにかく早くきっちりやっていかなければならないと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、議論とそれから実践は本当に並行してやっていかなければならないんだなということを今しみじみまたかみしめさせていただいているところでございます。精いっぱい頑張っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、医療センター工事に伴う駐車場対策について答弁を求めます。

田畑総合医療センター事務部長。

(総合医療センター事務部長 田畑孝次君登壇)

○総合医療センター事務部長(田畑孝次君) 次に、医療センター工事に伴う駐車場対策についてお答えします。

まず、総合医療センター西館増改築工事期間中の仮設駐車場はどのように利用されているか、来院者からの評価はどうかについてお答えします。

総合医療センターでは、玄関前の立体駐車場を含めて262台の来院者専用駐車場がありましたが、玄関前の立体駐車場を解体し、その場所に新西館増改築の工事の準備を進めているところです。玄関前の立体駐車場は、収容能力が116台ありましたが、この部分の駐車場が不足するため、臨時駐車場として浜グラウンドに140台、体育館駐車場に40台分を現在借用しております。さらに駐車場対策としまして、リハビリ館横の職員駐車場と大園町職員駐車場の2カ所を、来院者専用駐車場に転用し、職員駐車場を総合体育館プール横に新たに整備するとともに、旧第三中学校敷地内を臨時駐車場として利用させてもらっております。

来院者からの評価はどうかとの御質問ですが、雨天時の場合は、体育館駐車場からは少し遠過ぎる、また、グラウンドに関しましては、雨の日は足元が悪いなどの声が出ております。

次に、今後の駐車場計画についてどう考えているのかとの御質問についてお答えします。

増改築前の駐車場収容台数は、水俣幼稚園側の第一駐車場54台、リハビリ館の第二駐車場42台、3号線側の第三駐車場26台、玄関前フラッパー式駐車場24台、玄関前立体駐車場116台、合計で262台を収容しておりました。

増改築後の駐車場計画につきましては、高齢者や乳幼児を抱えた来院者が多いため、少しでも玄関に近い駐車場が欲しいとの声が出ていますので、西館の跡地に駐車場を整備することとしております。

駐車場が整備されますと、その後の来院者専用駐車場の収容台数は、水俣幼稚園側の第一駐車場54台、リハビリ館の第二駐車場42台、3号線側の第三駐車場26台、玄関前フラッパー式駐車場10台、西館跡地の駐車場70台、体育館横の駐車場70台、合計で272台の収容計画をしております。

しかしながら、地域医療支援病院の承認を受け、芦北地方や鹿児島県北薩地方などの遠方からの患者様も増加傾向にあり、広い駐車場の確保は避けて通れない状況であります。

駐車場問題は、選ばれる病院として発展し、来院者の利便性を高める上でも重要な問題であると認識しており、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長(真野頼隆君) 厚地産業建設部長。

○産業建設部長(厚地昭仁君) 次に、総合体育館も含めた浜グラウンド周辺公共施設の駐車場配置をどう考えているのかとの御質問にお答えします。浜グラウンド周辺には、総合体育館と総合医

療センターの2施設の公共施設があります。それぞれの施設の駐車場配置状況は、総合体育館については敷地内に99台分の駐車スペースが確保されておりますし、また、総合医療センターは西館の増改築にあわせて独自に駐車場の確保を進めております。このように両公共施設は独自にみずからの利用者のための駐車場確保の努力をしております。ただし、イベントが重なる場合やこれらの施設の利用者が今後恒常的に向上する場合などは、駐車場不足の事態が生じる可能性もあり、新たな駐車場の確保が課題となってくることもあり得ると考えます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 今月ですね、いよいよ西館の起工式が行われるわけですが、新しい建物を非常に完成を今から楽しみにしております。

私は医療センターからすぐ近くに住んでおりますけれども、毎日の状況をよく目にいたします。浜グラウンドの仮設の、先ほどありましたけれども、駐車場ですね、雨のときは最悪です。患者さん優先で駐車場を確保してやろうとすれば、職員の方々、はるか遠くまで車をとめにいかなければならないと。夜勤の職員の方は特に大変だというふうに思っております。建てかえ計画の前に、こういう状況はわかっていたというふうに思うんですね。こういった不自由な状況がこれから1年以上も続くというようなことがあれば、本当にいやがってよそに行く患者さんも出てくるんじゃないかというような心配もするところでございます。いっそのこと、早目に浜グラウンドはアスファルト舗装してしまえばよかったんじゃないかなという思いもいたしております。

次にですね、今、厚地部長の答弁ですが、あそこ周辺の状況がよくわかっておられますかね。総合体育館の敷地内には、今、99台ですか、とめられるということですが、ちょっと大きな大会等があれば、大型バスとかが入ってきたりすると、本当に充足することは全くございません。道路沿いの違法駐車が多さというのを御存じでしょうか。現実はそのようなこともございます。やはりですね、今後なんですけれども、公共空間を考えた上で、あそこら辺周辺の都市計画をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

ここで事務部長にお尋ねいたしますけれども、この水俣環境まちづくり研究会の、この中に医療センター周辺にコミュニティの拠点を整備というふうにございます。これがまちづくり研究会の報告書でございましたけれども、中心市街地活性化に触れて、そういったコミュニティ拠点を医療センター周辺に整備とあるんですけれども、医療センターとしては、このことをどのように受けとめて、どう思われるのか、それを最後にお尋ねしたいと思います。これは次に関連してきますので、二の矢で終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田畑総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（田畑孝次君） 医療センター周辺のコミュニティの拠点整備という

ことですが、今回の建てかえ計画では、建てかえた後の医療センターの敷地内では、空間としましては玄関前と西館跡地があります。しかし、この場所には建てかえ前の駐車台数を確保するために、来院者用の駐車場を考えております。また、西館建てかえでは、西館の機能をそのまま移設するというのが耐震化補助金の条件となっておりまして、今回、コミュニティとしての空間につきましては、計画できませんでした。

まちづくり研究会の報告書にありますコミュニティの拠点整備をどう思われるかということですが、先ほど申しました現時点では公共空間としましては、医療センターの建物内の空間しかなく、拠点としての計画はできませんでした。周辺の施設で共同利用ができるものがあれば、医療センターにとっては駐車場問題の解消にもつながるものと考えておりまして、期待したいと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、旧三中跡地利用状況について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 旧三中跡地利用状況について順次お答えいたします。

まず、現在、旧三中の施設利用状況はどうなっているのか。また、一中生の利用状況についてはどうなっているのかとの御質問についてお答えいたします。旧第三中学校の体育館やグラウンドにつきましては、既に第一中学校の第二体育館、第二グラウンドとして移管をしております。第一中学校エコ改修工事期間中は、体育の授業等で使用して使用しては、現在は部活動で使用をしております。また、学校教育に支障のない範囲で開放をされており、市民の皆様にも社会体育等で活用していただいております。なお、プールにつきましては防火水槽として転用をしております。

次に、旧三中校舎の解体計画は進んでいるのかという質問についてお答えいたします。校舎の解体につきましては、解体後の更地の利用計画にあわせまして解体する予定にしております。

次に、市民運動場としての活用策はないかとの御質問についてお答えいたします。第三中学校の敷地面積は、建物が建っている敷地も含めまして、おおよそ2万平方メートルございます。面積的には十分な広さがあるかと思っております。ただし、市民運動場となりますと、市全体の計画がまず必要になるかと思っておりますので、御質問の趣旨から考えまして、一つの活用案として受けとめをさせていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 だんだん時間がなくなってまいりましたけれども、旧三中の今ちょっと出ましたけれども、調べてみました。旧三中の建物を含んだ総面積がおおよそ1万9,800平米、そのうちグラウンド部分だけでも1万3,400平米ございます。これに対しまして、先ほどの浜グラウンドの総

面積が9,600平米ございます。実にすっぽり入ってまだ4,000平米余り、実に1,200坪以上の余裕が旧三中のグラウンドにあるというような計算になってまいります。

ただいまの答弁で、一つの活用策として受けとめたいということでございました。そのとおり教育委員会の立場としては、活用策の一つとしてしか受けとめられないでしょうけれども、言われるとおり、市全体の計画として、数年かけてでも取り組んでもらえるように、先ほどの浜グラウンドの代替地として、旧三中のグラウンドを提案したいというふうに思っております。見られるとおり、旧三中グラウンドと、すぐ横には日本一の長い運動場がございます。三中のグラウンドへは直接スロープでもつながっております。市民の体育施設として、すばらしい環境が形成できるというふうに思いますがいかがか、これ1点ですね。

それと次に、先ほどの駐車場問題と絡んでまいりますけれども、現在の浜グラウンドについては、総合体育館向けの一部駐車場確保と医療センターの利用も含めた多目的広場を兼ねた駐車場というふうにしたらどうかと、多目的広場の使い方はいろいろあると思っておりますけれども、緊急の避難場所や、あるいは各種催しもの、特に医療センターの利用者の買い物、そういった触れ合いの場としてイベントも開催できるんじゃないだろうかというふうに思っております。

以上この2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 教育委員会の立場で非常に言いにくい部分もございますけど、じゃあ、私見も含めましてということで、発言をさせていただきたいなというふうに思います。

まず1点目、市民の運動場ということで活用できないかということでございますけれども、あそここの土地の有効活用ということからいけば、いろんな想定ができるのかなというふうに思っております。先ほどからも出ていますように、やっぱり雇用の面からいけば、企業誘致もございまずし、今出ました市民の運動場としての活用もあるかというふうに思います。

広さも今おっしゃいましたように、実は倍近くございます。ただ、形状的にどういう形のグラウンドをつくっていくかで、かなり違うのかなというふうな考えがあります。今残っているのは、体育館がちょうど実はいい場所にありまして、あそこがどうも縦横いろんな形にしてもひっかかる部分が、いろいろ検討してみましたが、ひっかかる部分がございまして、どういう形状にしていっていかでかなり違うのかなというふうに思っております。ただ、今おっしゃいましたように、日本一長い運動場との絡み、あるいは湯出川の公園化、小崎も含めた、あるいは中央公園を含めたところの、そういうやはり計画の、どうしても全体のゾーンとして考えていくことが必要じゃないかなというふうに思っております。

二つ目の質問の中に浜グラウンドの代替施設みたいなことでおっしゃいましたけれども、それ

も考えますと、やはりあそこ全体を川も含めて、浜グラウンド、体育館も含めましたところで、総合的にやっぱり考えていく。道路の問題も出てきますし、あるいは駐車場の問題も出てきますから、やはり、あそこを健康、医療あるいはスポーツのゾーンとして、やっぱり考えていくことが必要じゃないかなというふうに思います。本当に貴重な提言だというふうに思いますけれども、現にそのグラウンドあたりを使っている少年野球、グラウンドゴルフ、あるいはソフトボール等々、団体等もございますので、その辺の利便性も考えながら、広く市民的な議論をやっぱりしていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今後もいろんな話をしていきたいし、また御提言を議員の皆さんからもいただきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、湯の児・湯の鶴観光振興について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、湯の児・湯の鶴観光振興について順次お答えします。

まず、湯の児観光振興のエコパークの周遊コースづくりについてお答えします。エコパークには、バラ園、竹林園、恋人の聖地のほか、水俣病資料館、県環境センターなど市外から訪れる人が利用する施設が集積しており、それらを順番に案内するようなパンフレットや案内板は、今のところありません。

議員御提案のコースづくりは、エコパーク内の滞在時間延長に寄与する一つの試みになるのではないかと考えられるため、指定管理者や水俣病資料館のほか、お客様をお連れする旅行会社等と協議を行いたいと思います。

次に、エコパーク前おれんじ鉄道の新駅についてはどう検討されたのか、結果はどうなったのかとの御質問についてお答えします。おれんじ鉄道の新駅設置につきましては、今年度、みなまた環境まちづくり推進事業の中で、観光と公共交通円卓会議におきまして、車両の改造などとともに肥薩おれんじ鉄道活性化策の一つとして検討を行ってきたところです。

ここでは新駅設置の可能性として、エコパーク及び南福寺の2地区を想定し、かつ新水俣駅、水俣駅及び袋駅を加えた五つの駅の各駅乗降客数の推計を行っております。推計に当たりましては、平成21年度の各駅乗降客数をもとに、国の推計モデルを活用し推計を行った結果、年間27万人の乗降客数が36万人に増加すると見込んでおります。

これを各駅別に見てみますと、エコパークでは年間6,000人、南福寺では年間9万4,000人、袋駅では年間1万人の増加となっておりますが、逆に新駅への乗降客の移動が予測されるため、新水俣駅では年間3,000人、水俣駅では4,000人の減少となっております。

なお、この推計につきましては、新幹線など他の公共交通機関との接続による影響や、エコパークでのイベント開催による効果などは反映されておられません。これらについては、不確定な

要因である新幹線全線開業の効果やエコパーク活用策などによる影響を除き、市内のみでの移動推計を行いましたので、これらの要因を加味した場合は、市全体での駅利用者数は増加する可能性があるとしております。

今後は、まず短期的には、沿線地域への観光振興に資することを目的に、肥薩おれんじ鉄道の車両改造等による鉄道の魅力向上に努め、中期的には、新幹線利用の状況や観光、商業の状況を見きわめながら、新駅の設置について、さらに調査、研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、公共交通利用者に対して、エコ割観光券発行は考えられないかとの御質問にお答えします。これまで市では、みなまた観光物産協会と協力し、イベント時の日帰り温泉入浴の半額券の発行や、宿泊者に対する3,000円の商品券がらぶる券の発行、観光キャンペーンでのクーポン券の発行などを行っているほか、JR新水俣駅から湯の児・湯の鶴温泉まで1人500円で乗れるワンコインタクシーなどを実施し、一定の効果は上がっております。

議員から提案がありました公共交通利用者に対してのエコ割観光券につきましては、公共交通機関利用者の把握や、公共交通機関との連携等が必要となるなど、今後解決すべき課題があるのではないかと考えております。

次に、どんがばちょ号の維持費と今後の利活用策についてどう考えるかについてお答えします。まず、どんがばちょ号の維持費につきましては、船舶検査料、船舶保険料、修繕料がございしますが、合計額は年間約150万円から約200万円程度となっております。金額の変動の要因としましては、主に船舶検査において定期的に実施されるバラストタンク内部検査など、検査項目の追加によるものです。平成18年度から平成22年度までの5カ年間の費用の累計で約850万円の維持費がかかっております。

次に、今後の利活用策についてどう考えるかについてお答えします。先般の12月定例会において谷口議員の御質問にお答えしましたとおり、どんがばちょ号が平成6年度に設置され、既に17年が経過しております。老朽化が進んでおり、現状の形で維持していくのであれば、補修等に多額の費用を要することとなります。現在、利用者や湯の児地区関係者に実施したアンケート結果を分析し、廃止も視野に入れた利活用の方向性について、庁内検討会を数回実施しております。また1月末には地元の観光関係者の方々に直接御意見をお聞きしました。これまでも陸上に揚げる案を初めとしたさまざまな案が検討されておりますが、今後地元の方々も含めた関係者による検討委員会等において、湯の児フィッシングパークの改修案等も含めましたところで、利活用策を検討し、方針を決定してまいりたいと考えております。

次に、湯の鶴観光について順次お答えいたします。

まず、物産館指定管理者の募集状況と今後の予定についてお答えします。湯の鶴観光物産館の指定管理者の募集状況ではありますが、ことし1月13日に募集要項の配付を開始し、広報みなまた

や観光ホームページなどを活用し、周知を図っているところであります。

今後のスケジュールとしましては、まず、申請を希望される方は3月16日までに参加表明をしていただきます。そして、その後現地物産館の内覧会を実施し、申請書を4月13日までに提出していただきます。それから第1次審査として書類審査を行い、第2次審査としてプレゼンテーション等を予定しており、4月下旬から5月上旬に選定委員会を開催し、候補者を決定する予定です。

次に、市はどのように物産館の活用策を考え、思い描いているのかとの御質問にお答えします。今回の観光物産館は、湯の鶴温泉の拠点施設として、湯の鶴温泉を訪れる観光客等に良質な休憩場所を提供するとともに、本市の農産物等を生かした飲食物の提供や地域の特産品の展示販売を行うことで、湯の鶴温泉の活性化を図ろうとするものであります。

そのために、日本を代表する工業デザイナー水戸岡鋭治氏にデザインを含むトータルコーディネートをお願いし、利用者にこれまでにない良質のサービス、心地よい公共空間を提供したいと考えておりますので、指定管理者についても本市の意向を十分御理解いただき、湯の鶴温泉の魅力向上に向けて頑張ってもらえる方を選んでいきたいと考えております。

最後に、魅力ある交通手段の導入は考えられないかとの御質問にお答えします。現在、湯の鶴温泉街にはコミュニティバスとしてみなくるバスが肥薩おれんじ鉄道水俣駅から湯の鶴・頭石まで運行しております。議員お尋ねの魅力ある交通手段につきましては、県内では人吉市内の観光コースをめぐるレトロバスのじゅぐりっと号や山江村のイベント等で利用されているボンネットバスのマロン号があり、観光客の誘客につながっているものと考えております。

本市におきましても、今後、湯の鶴温泉街の整備が進む中、温泉街の雰囲気合うバスの運行は観光客の誘客に一定の効果があるものと考えられますので、将来、財源等の確保ができれば夢ではないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 福田斉議員。

○福田 斉君 ちょっと走りますけれども、さっきの周遊コースですね、これもう部長にもこの写しをお渡ししたと思いますけど、ぜひエコパークは本当に魅力ある見どころがたくさんございます。ただ、それを一連でずっとコースを回っていくという、一つのアプローチの仕方がきちっとしてないということで、本当に宝の持ち腐れのように感じています。やはり、環境再生の道のりを体感できるコースとして、きちっとコース提供するというふうに、例えばインフォメーションセンターからずっと土地を見ながら最終的には資料館の見学に入るところですね、そういった周遊コースをきちっと作り上げていただきたいというふうに思います。

そして、資料館を見た後に、資料館のそばの港から漁船を使って、それに乗り込んで、恋路島を一周して、15分かけて湯の児湾に入って旅館に入ると、こういった一つの旅行プランといいま

すか、こういったやつを旅行会社等にそういった提供をしてみるとか、あるいは水俣市民の20代、30代、あるいは50代、70・80代、こういった方々の御夫婦を一つのモニターとして、今言ったような旅行を体験していただいて、次、どういう展開に持っていくかということも、ぜひすべきじゃなかろうかと思うんですね。言葉だけが走ってしまって、なかなかそういったこともやってないように私は見受けられますので、ぜひですね、思いついたことをどんどんやってほしいという思いがございします。

それと、おれんじ鉄道の件ですけれども、これ私のライフワークみたいにして言っておりますけれども、やはりですね、今後車両のデザインをいろいろやっておりますけれども、電車に乗ってもおりれる駅がないと、そこで金が落とせないわけですね。ぜひ、このおれんじ鉄道のエコパーク前の駅は実現してほしいなという思いがございします。

あと5分でございますですね。

そして、どんがばちょ号です。これは本当に頭の痛い問題だと私は思っております。もうこれはお荷物じゃなかろうかなというふうに感じております。これにつきましては、私一つ考えておることがございします。まず、前回、谷口議員もいろんな御提案されましたけど、私は、ぜひ日本で一番売れている漫画、少年ジャンプのワンピース、あれにサニー号というのがございします。これはですね、これが日本で一番売れている漫画なんですね。これを書いている人が集英社の江口寿史さんの、先輩格の江口さんと同じところに勤めている尾田栄一郎さんですね、熊本市出身の方です。こういった人のところに、こういう船があるんですということで、何とか監修をお願いできませんでしょうかという、副市長なり市長なり言っていただいて、それがだめであれば、もう沈めるか、撤去するか、本当に最終判断を下さないと、年間200万円近くも毎年かけてるということを市民の人が知ったら何やって言われますよ。ですから、真剣にこころはどうかという判断を早目に下していただきたいと思ひます。

それと最後にですね、湯の鶴なんですけど、これについては、ぜひボンネットバスを導入していただきたいなというふうに思っております。今度、新駅ができれば、新駅とかあるいはほかのところからでも、1日3往復ぐらい物産館を往復するというような思いがございします。

今、非常に中尾山公園に本当に金をかけております。今回だけでも24年度、時間がないですから、要するに、いわゆるこういった屋根のない本当箱物みたいなところに、今後まだお金をかけるのかなと思ひが私は強くあります。ぜひですね、こういう緊急性を考えると、こういった興味のわくようなボンネットバスあたりを導入したらどうかという思いがございしますので、ちょっと何か今の提案に対して、答弁があればお願いしたいというふうに思ひます。まず、ボンネットバスとどんがばちょ号、これ2点でお願いしします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） では、どんがばちよとボンネットバスということですので、それについてお答えいたします。

議員御提案がございましたワンピースのサウザンドサニー号、私も好きでよく読んでおりますけれども、これにつきましてですけれども、作者の尾田栄一郎さんが熊本出身ということでございまして、同じような考えというのが県内ほかの自治体でも実は話をしておりまして、数年前にワンピースの出版元でございます集英社につきまして、著作権使用料、ロイヤリティーといたしますが、これにつきまして尋ねましたところ、その使用料だけで約1億円かかるというような回答があり、断念したというような現実がございます。そういうようなことから、簡単にはそういう船の使用法を変えると、それに似せてやるというのは、なかなか簡単ではないのかなというふうに考えるところでございます。

先ほど御指摘ありましたように、年間多額の金がかかっておるといような現状でございます。ですので、これは24年度中にも方向性につきまして皆様の御意見聞きながら、ある程度の一定の方向を出していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、ボンネットバスにつきましてでございます。先ほど御質問でもお答えさせていただきましたが、実際、人吉では例の水戸岡鋭治さんデザインのレトロバスでございますけど、そういったものが走っておりますし、山江ではマロン号というのが走っており、やはり風景にマッチしているというような状況でございます。

問題は財源でございますし、ルートでございます。現在、生活者優先のルートとなっております。こういったルートを例えば観光客の視点を入れたルートにする、そういったものを含めまして、今後検討する課題であろうと思っておりますので、財源あるいは使い方、そういったものも含めて今後検討しなければならない課題だというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で福田斉議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時09分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 こんにちは。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたしますので、執行部の前向きな答弁を期待します。

東北大震災から1年、犠牲となられた方の御冥福を心からお祈りをいたします。原発廃止に向かって強力な取り組みを期待したいものであります。

震災対策を含め、国会をテレビ観戦する機会が多くあります。参議院選挙での国民の判断から、参議院で野党勢力が多数を占める状態となり、物事を決められない議会となってきました。良識の府と言われた参議院がレベルの低い言葉でやじが飛び交う場となり、国民から見離されつつあります。国会議員として品格を取り戻し、前向きの議論が飛び交う国会となることを望むものであります。

水俣においても、—————昨年9月議会では立地企業の工事おくれを理由に補助金修正を準備し、12月議会では随意契約と説明がなされていないことを理由に、今議会では執行部がとった随意契約から入札への変更、3回の業者説明にも納得がされていないと条例、要綱にのっとった誘致企業に交付する補助金交付が2回にわたり否決をされています。—————

早速質問に入ります。まず、市長所信表明について。

- ①、地場企業支援のため産業支援センターを開設すると述べられたが規模と内容について。
- ②、観光の振興が基盤整備から広報活動に移行した感を受けるが、基盤整備は整ったと理解すべきなのか。
- ③、農林水産業の振興で、大変喜ばれていたアグリサポート体制整備支援事業が消えているが、事業の成果をどう総括され次の事業に反映されているのか、お尋ねをいたします。

続いて、高齢者福祉対策について。

- ①、12月議会で第4期ひまわりプランにない地域密着型老人福祉施設計画が浮上し、事業者募集となったのはなぜか。
- ②、前倒ししての施設建設計画はいつ決定し、事業者募集はいつされたのか。
- ③、国の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画はどのような方向性を目指しているのか。
- ④、第5期ひまわりプランの目指すところは何か、第4期ひまわりプランとは何が違うのか。
- ⑤、介護保険料の限界を幾らに置いておられるのか。第5期ひまわりプラン整備終了時までには、基準額5,350円と理解していいのか、お尋ねをします。

次に、人口減少対策について。

- ①、みなまた環境まちづくり研究会報告書の2020年の人口構成予測図を見ての問題意識について。
- ②、水俣の出生数、出生率、死亡数の5年間推移及び出生数アップの対策について。

③、子育て支援でもっと力を入れるべき事業とは何を考えておられるのか、お尋ねをします。
次に、公契約条例について。

①、市役所、公営企業体ではどのような形の非常勤職員がいるのか、数とそれぞれの勤務形態、担当業務の具体的な例を伺います。

②、非常勤職員の待遇改善について、どのような考えを持っておられるのか。今までの経過と育児休業の取り組みや賃金はどうなっているのか。

③、事業委託、公共工事入札の労務単価基準はどうなっているのか。

④、公契約条例を結び中小企業や労働者の保護、公共事業の品質を確保する考えはないか。全国的な公契約条例の取り組みは把握されているのか、お尋ねをします。

以上で当壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長所信表明については私から、高齢者福祉施策については福祉環境部長から、人口減少対策について及び公契約条例については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市長所信表明について、順次お答えします。

まず、地場企業支援のための産業支援センターの規模と内容についてお答えします。産業支援センターは本市の産業の活性化及び雇用の安定と創出を図るため、みなまた環境テクノセンター内に開設するものでございます。支援センターには、所長及び企業支援員1名を配置し、地場企業への各種支援業務を行うものです。

業務の内容は、①、企業訪問、電話等により企業の課題・問題等を把握し、課題等の解消に向け、ハローワーク、商工会議所、県雇用創造協議会、みなまた環境テクノセンターなど関係機関による効果的な対策や支援について検討を行う、企業支援会議を主催すること。

②、新商品開発、販路拡大、マーケティング等についての助言や関係機関への紹介を行うこと。

③、異業種間の事業連携に関する仲介や提案を行うこと。

④、経営や財務、技術などについて、専門家と連携した総合的サポートを行うこと。

⑤、国・県・市の各種助成制度や支援制度に関する相談や紹介を行うこと。

⑥、その他、各種セミナーの開催支援を行うことなど、地元企業の事業支援を主な業務と考えております。

次に、観光振興が基盤整備から広報活動に移行した感を受けるが、基盤整備は整ったと理解すべきかとの御質問のお答えいたします。

私の平成24年度施政方針では、議員がおっしゃられるように、観光キャンペーンなどの観光PRや各種イベントの開催への取り組みを重点的に述べさせていただきました。これは基盤整備については、ここ数年、バラ園や中尾山公園などの整備がある程度進んでいることと、また、湯の児温泉においては、今後も都市再生整備計画に基づいた公園整備や温泉街の外灯や道路の舗装、浮棧橋の設置などを行うこととしておりますし、湯の鶴温泉におきましても、保健センター及び周辺整備など引き続き整備を行うこととしており、これらが実施されると、一定程度、観光の基盤整備は整うものと考えております。

一方、観光PR等については、九州新幹線全線開業の平成23年から観光キャンペーンを開始したものの、いまだ緒についたばかりであり、真に水俣の観光振興を図るためには、観光キャンペーンや各種イベントの実施により継続的に観光情報の発信を行わなければならないと考えているものです。

しかしながら、これらの基盤整備と観光PRはどちらか一方を行えばよいというものではなく、車の車輪のごとくバランスをとりながら積極的に行う必要があると認識しております。引き続き、観光基盤整備も積極的に進めていきたいと考えております。

次に、農林水産業の振興で大変喜ばれていたアグリサポートの体制整備支援事業が消えているが、事業の成果をどう総括され、次の事業に反映されているのかとの御質問にお答えいたします。

アグリサポート事業につきましては、国のふるさと雇用基金を財源に、新規雇用者による耕作放棄地等の草刈りや農地保全活動業務を行うため、平成21年度からJAへ委託して実施しております。

実施当初の平成21年度は8カ月で18.6ヘクタール、22年度は44.9ヘクタール、今年度は47.6ヘクタールで実施される見込みであり、農家の方々には大変喜ばれていると伺っております。3年間事業を実施してきましたが、農業者の高齢化や担い手不足の影響は大きく、草刈り等の維持管理作業や農繁期に集中する作業などをサポートする仕組みは有用であり、当事業は十分その成果があったと認識しております。

ふるさと雇用基金を活用したアグリサポート事業は今年度で終了するため、このような事業を何とか継続していきたいと検討を進めてまいりましたが、平成24年度におきましては、国の緊急雇用基金を活用してアグリサポート事業に類似した事業を実施する計画でございます。

内容といたしましては、鳥獣害防止対策支援事業として、被害防止に関する業務やその人材育成を実施する予定であり、有害獣のすみかとなり得る耕作放棄地の草刈りや、農地の維持管理業務など、この事業の中で対応していければと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

地場企業支援のために産業支援センターをつくられたということで、地場企業育成のためにしっかり取り組む市長の姿勢がわかったわけですが、まず、産業支援センターの開設に至った特別な理由があればお尋ねしたい。

それと、2番目の観光の問題ですが、基盤整備とPRは車の両輪だという答弁ですが、新幹線新水俣駅の1日の利用客は、出水2,100人に対して新水俣は7月・12月で1,000人、7月から12月が1,050人と目標どおりというか、少しアップしてきた感じであります。3月4日から開かれた環境まちづくり会議の資料によると、観光入込客数、宿泊者数は平成4年のピーク時の6分の1の4万人、日帰り客は持ち直しつつあるが、まだまだ低レベル、いかにして水俣滞在時間を延ばし宿泊に結びつけるか、これが今後の課題だろうというふうに考えます。

市長は就任以来、水俣に元気をつけるため、いろいろと努力されてこられました。エコパークのバラ園は客を呼び、中尾山整備の効果を上げてきています。湯の児温泉・湯の鶴温泉整備が進み、さらにみなまた環境まちづくり事業が進めば、水俣の魅力は高まり、交流人口はふえると考えます。しかし、さらなる水俣の魅力アップ、交流人口増に対する市長の熱意をお尋ねしたい。

谷口議員が1回取り上げた恋路島問題について、その後市民からの動きはないのかどうかお尋ねしたい。

水俣の農業は後継者不足、人手不足に悩んでおります。アグリサポート事業は、まさに水俣の農業にとって救いの神であります。甘夏採取、お茶園管理、耕作放棄地の草刈り等々で地域環境の整備、鳥獣対策等々大変喜ばれております。今年度は類似事業として鳥獣防止事業での継続を考えておるといふ答弁ですが、将来的にも、この事業の精神を生かして、援農対策、農業を支援する対策にぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、そこら辺についての考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、水俣市産業支援センターの設置、特別な理由はというような御質問でございますけれども、要するに創業支援による雇用創出などを積極的に展開して、地域の経済の振興を図らなければならないというような思いで設置をさせていただきました。また、私自身、企業訪問をしていく中で、特に地場企業の支援、相談窓口の必要性というものを感じたところでございます。なかなか事務だけではわからない非常に専門的な部分もございますので、そういった意味も含めまして、ぜひ設置をしたいという思いで設置をさせていただいたところでございます。

それから2点目に、交流人口をさらにというようなことでございますけれども、この件は引き続きいろんな形で先ほど申し上げましたように、PRも含めまして、整備も行っていかなければ

ならないと思っております。

今、御提案ございました恋路島につきましても、いろんな方からの御要望も承っております。非常に恋路島の開発といいますのも一つの大きな目玉になるのではないかなと思っておりますし、そういう意味からも非常に夢のある取り組みではないかなと思っておりますので、今後考えさせていただければなと思っております。

それから、第3点でございますが、アグリサポートの件でございますけれども、議員御指摘のとおり、非常に農家の方が助かっていらっしゃるし、喜んでいただいている、それも直に直接声を聞いております。引き続き頑張っていかなければならないと思っておりますが、御案内のように、25年度で一応終わるということになります。したがって、それ以降につきましても、1市2町でこれは取り組んでおりまして、津奈木町、芦北町とも相談をさせていただきながら、そして、関係機関、あるいはJAさんあたりも相談をしていただきながら、新たな財源を確保できるように今後も努力してまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

経済対策室をつくり、総合経済対策課に格上げし、今回産業支援センターを開設するなど、市長の地場産業振興や経済活性化対策に取り組む熱意が伝わってきます。1次産業再生に向けての取り組みもあわせ、精力的な今後の取り組みを期待したいものであります。

恋路島は水俣の魅力づくりの最後の切り札ではないかというふうに私は考えています。水俣病が大きく解決に向かうとき、自然環境を大事にした中で、水俣病の教訓を生かし、恋の島、若者が集う島、高齢者の健康づくりの島として取り組むときに来たと考えます。

私の提案は、四季咲きの花公園であります。そして、グラウンドゴルフコースをつくり、熊本県出身の歌手に恋路島演歌を歌ってもらいPRする。入園料を取りながら花公園づくりに仕事の場をつくります。ぜひ検討いただきたいと思えます。

恋路島があります。また、恋路という銘菓もあります。村下孝蔵の初恋、恋龍祭、「ばあちゃんの恋」の恋路物語の映画制作、恋人の聖地に平成20年4月にはNPO法人から認定されたモニメントの建設、昨年は、みなまた恋せよ観光キャンペーンと、水俣は恋にちなむ名所やゆかりの深さがあります。

環境で水俣まちづくりと同時に、恋は水俣の財産、観光のキーワードになると私は考えます。周囲4キロメートル、面積26ヘクタール、東京ドーム6個分の恋路島、戦のために海を渡った若き武将の夫の無事を祈り続けた妻の美しい恋の物語の恋路島を、鎮魂の島、恋を实らせる島、長寿健康の島として整備を計画したらいかがですか。村下孝蔵の初恋を聞きながら、花を見つつ散歩をする恋ロード。水俣ゆかりの深い恋のまちづくりは、花の名所づくりにも合致した事業と考

えます。若者及び高齢者を呼ぶ事業として考えます。

3月4日の環境まちづくり会議の課題に挙がっていないかと期待をしましたが、残念ながらありませんでした。2月26日の新聞は、上天草市大矢野町の商工会が公園整備をして、花の島再びに取り組み、観客増に取り組んだと報道しています。再度市長の思いをお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、今、議員が御提案いただきました御意見は非常に貴重な提案として受けとめさせていただきたいと思います。今おっしゃるように、本当に恋路島は歴史もありますし、ロマンを秘めた島だろうと思っております。そういう意味で、水俣市の観光と環境をかみ合わせた一つの大きな財産であろうとも思っております。そういう意味におきましても、引き続き考えさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（真野頼隆君） 次に、高齢者福祉施策について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、高齢者福祉施策について、12月議会で第4期ひまわりプランにない地域密着型老人福祉施設計画が浮上し、事業者募集となったのはなぜかについてお答えします。第4期ひまわりプランで計画した施設整備につきましてはすべて終了し、平成23年度は第5期ひまわりプランに向けての検討を行ってまいりました。第4期までの整備状況から、次の第5期では介護サービスの基盤の弱い東部圏域に地域密着型サービスを整備する方向で検討を行ってきたところです。また、平成23年度は緊急経済対策の一環として、介護施設を整備する際、利用することができる熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が基本額に上乗せして交付されており、さらに熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金が1床当たり60万円交付されています。しかしながら、平成24年度からの補助金については減額されることが予想されたため、第5期計画の一部を前倒しして、平成23年度中に取り組み、有利な補助金を利用させていただいて整備を図ろうとしたものです。

次に、前倒ししての施設建設計画はいつ決定し、事業者募集をいつしたのかについてお答えします。第5期ひまわりプランの策定については、水俣市介護保険等運営委員会に諮問を行い、施設整備についても御審議をいただいております。平成23年11月7日の運営委員会で、新規の施設整備について承認を得たものです。平成23年11月25日、12月議会の初日に、新規施設整備等に伴う給付費の増加等を勘案して算出した介護保険料の一部改正についての議決をいただき、12月1日に事業者の募集を開始いたしました。

次に、国の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画はどのような方向性を目指しているのかとの御質問にお答えします。水俣市を含むすべての市町村は、すべての高齢者の福祉を対象とした高齢者福祉計画と介護保険におけるサービスの利用見込みや、保険料についての介護保険事業計画を一体のものとして作成することが義務づけられています。このうち介護保険事業計画は3年ごとに国が示す基本指針に沿って作成されることとされ、基本指針には計画の策定体制や計画に盛り込むべき事項、設定すべき目標等が定められています。

第5期介護保険事業計画の策定に当たって、国が示す指針では、基本理念として地域包括ケアの推進が掲げられています。地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域において継続して生活できるよう医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく考えで、平成26年度までの目標を設定するものとなっております。

高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、地域包括ケアの5つの視点による取り組みが必要であるとされております。

1番目に、医療との連携強化としまして、24時間対応の在宅医療、訪問介護やリハビリテーションの充実強化、介護職員によるたんの吸引などの医療行為を実施すること。

2番目に、介護サービスの充実強化としまして、特養などの介護拠点の緊急整備や24時間対応の定期巡回、臨時対応サービスの創設など在宅サービスを強化すること。

3番目に、予防の推進としまして、できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや、自立支援型の介護を推進すること。

4番目に、見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護などとしまして、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援と見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービスを推進すること。

5番目に、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備としまして、一定の基準を満たした有料老人ホームと、高齢者専用賃貸住宅や、生活支援拠点の一体的整備として持ち家のバリアフリーの推進が掲げられております。

この第5期の介護保険事業計画策定は、日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等を通じて把握した地域の諸課題を踏まえて、今後地域で必要と考えられる認知症支援策の充実、在宅医療の推進、高齢者にふさわしい住まいの計画的な整備、生活支援サービスについて地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができる計画となっております。

次に、第5期ひまわりプランの目指すところは何か、第4期ひまわりプランと何が違うのかとの御質問についてお答えします。

本市では、第4期までの計画において、健康維持のための介護予防事業の推進、在宅介護支援のための地域密着型サービスの基盤整備、認知症高齢者を支える事業等に地域を含め積極的に取

り組むなど、多岐にわたる高齢者福祉施策を推進してきました。

第5期計画においては、前回計画の基本方針であるいきいきと安心して暮らせる地域づくりを継承しながら、高齢者の方々がみずからできることを行うことにより、社会や地域とのつながりを持って、だれもが住みなれた地域でともに支え合いながら、健康で安心して暮らすことができ、高齢者の尊厳を守り支えるケアの確立に向けてさまざまな施策に取り組むこととしております。

新規施策としましては、いきいき暮らしを目指すための施策では、介護予防活動の充実と予防体制の整備として認知症予防教室を開催いたします。水俣市の要介護認定原因で認知症は1位になっております。認知症早期発見プログラムの利用により、認知機能低下が疑われる高齢者を対象とした教室を実施し、認知機能の維持向上を図り、介護保険の要介護認定率の低下を目指します。

次に、安心暮らしの権利擁護の推進施策としましては、高齢化に伴う認知症の増加が予測されることから、判断能力が低下した方々が尊厳を保ち、安心して地域で暮らせるよう、専門機関と連携した権利擁護体制を整備し、その中核的機能を持つ（仮称）権利擁護センターの設置など、権利擁護事業に積極的に取り組み、高齢者の尊厳を守り支えるケアの確立を目指した高齢者福祉施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、介護保険料の限界を幾らに置いているのか、第5期ひまわりプラン整備終了時までは基準額5,350円と理解しているのかについてお答えします。

介護保険料の限界につきましては、現在のところ具体的な額の設定は行っておりませんが今後の検討課題であると認識をいたしております。来年度からの基準保険料につきましては、第5期ひまわりプランの計画期間である平成24年度から26年度までの3カ年の高齢者の人口増による給付の伸び、施設の整備に伴う給付の増加等を勘案し算出しています。したがって、平成26年度までは基準額は5,350円で考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

第5期ひまわりプラン策定に当たり、生活圏域のニーズ調査を65歳以上の高齢者1,440人をアンケート調査され、83%の回収率で23年7月15日、最終的には訪問回収されたというふうになっております。その後、集計されて、集約をされて、資料をつくられたと思いますけれども、5期プランの一部等を前倒しをしたという答弁ですけれども、8月から集約、検証、そして11月7日で決定、即断即決の感があり、一見すばらしいなという感じがいたします。しかし、介護保険料納付者の立場に立ったことを考えておられるのかどうか、非常に問題点を持つところであります。

高齢者福祉計画作成は介護保険等運営委員会でやられるわけですけれども、もっと議会への説明、議論の必要性を感じる問題ではないかなというふうに感じています。

そこで、この前倒しをされた5期ひまわりプランというのは、いつでき上がったのか、1点お尋ねをしたいと思います。

次に、市長は22年6月の川上議員への答弁で、介護待機者は実質60名なんだと、29名以下の市管理の地域密着型老人福祉施設1カ所、認知症対応型共同生活介護施設2カ所18名をつくり対応し、計画的に在宅サービスの整備を図る。介護保険等運営委員会で第4期ひまわりプランを検証し見直しをすると答弁されています。

第5期ひまわりプランでも5回検証したとありますけれども、いつの時点で入所施設の必要性が論じられたのか。介護保険運営委員会では、専門的知見を持った委員は反対だと言っていた。その反対の理由はどういうことだったんですか。また、第4期ひまわりプラン策定時とアンケート結果でどこに大きな違いが出てきたんですか。出てきての見直しなのか。運営委員会の中での委員意見での見直しなのか、外部からの意見での見直しなのか、政策的な見直しなのかお尋ねしたいと思います。

それと11月25日14時からの介護保険運営委員会のプレゼンテーションを傍聴させていただきました。大変よかったですし、事業者の介護に取り組む姿勢に感銘を受けました。ぜひ将来にわたり営利主義ではなく、虐待のない高齢者福祉の向上に努めていただきたいと思います。

その中で、石坂川に設置予定業者に対し、委員長より、きょう追加資料が出たみたいだけど、きのうまでの分では問題があった。なぜきょう出されたのかという質問がありました。それに対して、時間がなかったと。やっと間に合いましたという答弁があった。また、久木野に設置予定事業者からも、同じように時間がなかったという答弁がっております。深川に設置予定業者は分厚い資料で、11月30日の議事録までついていたということで、できレースではないのかという委員から疑念の声が上がりました。土地についても3カ所をあたり、アルペン跡地に決めた。11月まで東部、久木野地区でも説明会もし、1年前から行政が話し合ってきたという話を聞き、何かおかしいなというふうに感じを覚えました。他の事業者からも早くわかっていれば応募するのだった。一人の自治会長からは1年前に事業者から話があったとも聞きました。行政の不公平感が浮き彫りにされた感がしますが、どう説明をされますか。今回の一般質問でも二人の議員が業者選定について質問をされています。何が問題だったのか、お尋ねしたいと思います。

介護保険料については、幾らが限界か設定したいという答弁ですけれども、自治体関係者の間ではもう5,000円が限界だろうということを言われていると新聞は報道しています。ところがもう、どこでも水俣もちろん350円、八代、熊本もそのくらいになっていますし、上がる一方です。今後さらに上がる可能性がありますので、非常に介護保険料の問題を考えた施策の必要性が今後出てくるのじゃないかというふうに考えます。

以上で2回目を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目の、第5期のひまわりプランはいつでき上がったのかという御質問にお答えをしたいと思います。5期のひまわりプランの作成につきましては、まず、平成23年6月に庁内の関係各部署で担当者組織を立ち上げて、プランの策定に取りかかっております。以後、日常生活圏のニーズ調査、介護保険サービス事業所への各種調査など、そのような結果を踏まえまして、介護保険等運営委員会のほうで議論を重ねていただいて、最終的には2月16日の介護保険等運営委員会で承認をいただいております。

次に、いつ入所の施設の必要性が議論されたのかという、反対意見の内容はどのようなものだったのかという御質問にお答えをしたいと思います。

まず、施設の整備につきましては、平成23年10月23日の第2回委員会から議題に出させていただいて検討がなされてきております。委員会の委員の皆さんの意見としまして、さまざまな意見がありましたけれども、やはり、施設整備により介護保険料が上がるのではないのか、あるいは施設整備よりも在宅サービスの充実を図るべきなんではないか、そのような御意見もいただいております。

第5期プランの考え方といたしましては、やはりこれから多くなるであろう認知症高齢者の方や、ひとり暮らしの高齢者が確実に増加してまいります。こうした方々ができる限り住みなれた地域で生活が継続できるように在宅支援をしていくというのが重要な課題だというふうに思っております。しかし、一方では居宅での暮らしが難しくなった高齢者の方で、介護施設待機という現実もありますので、第5期プランにつきましては、このようなさまざまな実態を踏まえながら、施設整備なども含めまして、第4期プランの考え方をさらに発展させたというふうに考えております。

それと、行政の不公平感といいますか、何か1社と協力してやっていたんじゃないかということのお尋ねですけれども、今回の選定につきましては、市としてはやはり公募、運営委員会による選考という情報をすべて開示した状態で事業者選定がされたものであるというふうに思っておりますので、あらかじめそんな事業者が決まっていたというようなことは絶対ないというふうに考えております。

それと、久木野地域につきましては、平成23年度に中山間地域と24時間在宅サービス提供モデル事業というようなことを県の補助事業でやっております。そういうところで久木野地域に在宅サービス事業所の誘致ができないかなどの検討も起こっております。それで、市内の介護保険サービス事業所には、やはり立ち上げ時期の運営補助があるとの説明を行いまして、久木野の進出を促してきた経緯もありますが、市内の全事業所を対象とした事業を進めておりまして、特別

に一事業所だけと協力してきたということは絶対ありません。以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今の答弁聞いても、5期の計画は2月16日にでき上がったんだと。それを前倒して11月にはもう一部前倒しでしたんだと。もう施設をつくるというのが先に走っているような感じがするわけですね。これはもう3回目ですから答弁要りませんけれども、それと、公募で開示をしたと言われますけれども、実際、委員会の中で委員からおかしいんじゃないかという懸念をされるようなことはですね、ぜひ今後の問題では慎んでいただきたいということ、これ要望としておきます。

もう一回、地域介護をメインとして、4期計画を踏襲していますが、高齢者人口増加を予測の中で、介護給付費の増加、保険料を含めた介護保険制度自体の持続可能性を問題としてとらえながら、特養施設の増設に安易に方向転換したのではないかという感じを受けます。

1月21日、もやい館で開かれた地域包括フォーラムでは、山鹿市役所の介護保険課の佐藤講師は、待機者が多いと入所施設整備に走らないと。高齢者も10年後をピークに減少に転じるんだと。待機者を減らすのではなくて、待機しないで暮らせる社会づくりが大事だと。介護者の立場だけでなく、介護される立場にも視点を置きながら、介護者をサポートし、地域で生活できる体制づくりに力を入れていくと、こう申されています。

4期ひまわりプランでは、本市は全国と比較して、施設整備は充足している状況から地域内の大規模な施設整備は難しいというふうに書かれています。しかし、入所施設をつくらんがためか、意図的なのか、この5期プランではこの文言が消されています。国の基準では難しい施設も、地域密着型の小型施設は地方自治体でできることになり、ここら付近は地方自治体の力、先見力が試されている問題だというふうに考えます。

第4期プランでは、介護施設の入所待機者は実質五十数名で、地域密着型老人ホーム29名を1カ所、認知症対応型共同生活介護2カ所、18名を設置すれば、充足できるとしていました。23年度4月開所分で大方充足できる計画だったんですけども、さらに前倒しをして、地域密着型老人ホーム29名、小規模多機能型居宅介護施設25名が入るわけですから、当然、十分充足している。さらに5期ひまわりプランでは、月浦福祉ニュータウンに小規模特養1カ所29名をつくる。わからんのは、地域密着型特定施設入居者介護施設がさらに1カ所29名できる。西部には3カ所の入所施設ができることになる。高齢化が進む南部地区にならまだわかりますけれども、国の方針に逆行するのではないですか。限界に達している介護保険料が上がり、利用しない高齢者との不公平感が増してくることになるのではないですか。なぜ4期ひまわりプランの地域居宅介護中心から、施設入所介護の方針に変わったのか、なぜ西部地区にさらに2カ所施設を考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、介護施設をつくれば、介護保険料が上がり、将来に問題を残すこととなります。人口減少の厳しい中で、高齢化のピークが過ぎたとき、今の学校の二の舞となります。少ない現役世代に負の遺産を残すことになるのは自明の理であります。議員も介護に苦しんでいる人の姿を見、声を聞けば、入所施設の設置を要望します。身近に介護する人は大変であり、入所の施設を要望されます。十分理解できます。しかし、声として出てくるのは介護するほうの声であります。介護される側の声は届かないのが実情であります。いつまでも住みなれた地域で家で過ごしたいと望まれている。施設入所は昔のうば捨て山の感を持たれているのも事実であります。だから国も介護に苦勞される人をサポートする体制づくりに力を入れていきますし、どうしても必要な場合を入所として、施設入所者の重度化を目指し、介護保険制度の維持を目指しております。

市民等の声を聞きながらも採用されず、介護する人、介護される人、介護保険料等々を見据え、将来を見据えた判断をしていかねばならないのが行政担当者だろうと思います。そのためには専門性を持った職員の醸成であり、人事施策での大きな交流点であると考えます。介護保険制度の維持、不利用者との公平性に気をつけながら、介護に苦勞される人をいかにサポートする体制をつくるか、今元気な人を介護の必要ない状態で人生を終わらせるようにするか、介護を支える人材をいかに確保するか、もっと力を入れるべきと考えます。

国の枠ではつくれず、市の権限でつくる密着型は、将来を見据えた計画、事業所が営利目的にならないように、虐待の施設にならないように、専門的知見を持った職員、監視的指導ができる職員の醸成が喫緊の課題と考え、市長の見識をお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず前段の部分の方針が変わったのかという問題についてお答えをしたいと思います。

先ほどもお答えしましたように、第5期のプランにつきましては、いろいろなアンケートであったりそのような実態を踏まえながら施設整備なども含めて第4期プランの考えをさらに発展させたということですので、方針を転換したというわけではございません。

それと、西部地区の特養等につきましては、やはり福祉ニュータウンのほうに特別養護老人ホームを整備することで、地域サポートセンターとしての地域の高齢者全般の地域生活を支えていただきたいということと、特定施設につきましては、やはり住宅型の有料老人ホームを介護つきの有料老人ホームに指定できないかということを検討しておりますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） すべての方々に豊かな人生を送っていただくためには、やっぱり受ける側の気持ちに立った施設の設備が一番基本になるのではないかなと、そのように思っております。これらの施設につきましては、私どもも十分指導を入れながら、あるいは話をしながら、一緒にやっていかなければならないと、こう思っております。したがって、職員につきましても、十分研修等を行いながら、質の高いサービスがしていただけるように努力をしますし、また、専門家も入れたそういった体制づくりも今後考えていかなければならない、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、人口減少対策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 人口減少対策についての御質問にお答えします。

まず、みなまた環境まちづくり研究会報告書の2020年の人口構成予測図を見ての問題意識についてお答えします。みなまた環境まちづくり研究会報告書の人口構成予測図を見ますと、2005年から2020年の間に人口が2万9,120人から2万3,054人にまで減少するとの予測がなされております。これは5年間でおよそ2,000人が減少しているペースです。実際、2010年の国勢調査のデータでは、水俣市の人口は2万6,978人となっており、5年前の調査時点と比べて2,142人減少しています。そうしますと、この人口構成予測図を単なる推計として軽視することはできません。そして、その構成比率についても生産年齢人口比率が低くなり、高齢者の比率が高くなることが国勢調査のデータから明らかになっています。この人口構成予測図のように、いずれ85歳以上が最大比率を占める日が水俣市に訪れることも現実味を帯びてきております。

少子化による人口減少と高齢化は、全国的な問題となっておりますが、本市では若手労働者層の流出による減少とそれに伴う出生数の減少が人口減少に拍車をかけています。2030年の推計人口は1万9,089人となります。人口が減少することで、現在の行政サービスの水準を維持することができなくなることも予想されます。人口減少への対応は、これからの最大の課題であると認識しています。

次に、水俣市の出生数、出生率、死亡数の5年間推移及び出生数アップの対策についての御質問にお答えします。まず、出生数の過去5年間の推移につきましては、平成19年が205人、平成20年が199人、平成21年が210人、平成22年が184人、平成23年が201人となっております。

次に、出生率については、幾つかの算定方法があり、そのうち合計特殊出生率が一般的ですが、年度別のデータがなく、最新の数値では平成15年から19年の間の値が1.6となっております。なお、人口1,000人に対する1年間の出生数である普通出生率は平成19年が7.3、平成20年が7.2、平成21年が7.7、平成22年が6.8、平成23年が7.5となっております。

次に、死亡数については、平成19年が403人、平成20年が383人、平成21年が399人、平成22年が352人、平成23年が411人となっております。

出生数アップの対策につきましては、安心して子どもを産み、育てられる環境を整備することが最も重要であると考えております。そこで、子育てにかかわる経済的負担を軽減するため、妊婦健診の無料化、子ども医療費助成の対象を小学生まで拡充し、保育所負担金の見直しなどを行いました。子育ての不安解消については、保健センターで乳幼児健診や乳幼児発達相談、母子健康相談、マザークラス、離乳食教室を実施し、子どもセンターでは子育て親子の交流の場を提供するとともに、相談等の育児支援を行っております。また、水俣芦北地域療育センターとして集団療育事業等も実施しております。

母子の健康対策として、今年度から新たにヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの接種を初め、定期的予防接種を無料化しました。働いている保護者のために、保育園の延長保育、ファミリーサポート事業、放課後児童学童クラブなどを実施し、保護者の病気などで一時的に養育ができない場合には、保育園で一時保育・休日保育を行い、児童養護施設で短期の養育・保護を行っています。

なお、出生数が少ないことの根底には、子育て世代となる年齢層の市外への流出があることから、地元経済の活性化と雇用の場の確保が急務であると思っております。そのため、地元企業の支援や企業誘致など雇用の場の創出のための各種事業を実施することとしております。

次に、子育て支援でもっと力を入れるべき事業として何を考えておられるのかとの御質問についてお答えします。

本市では、だれもが安心して子どもを育てられるまちづくりを基本理念とした次世代育成支援行動計画（後期計画）を平成21年度に策定し、さまざまな事業の展開を図っております。また、これらの事業を掲載したみなまた子育てガイドブックを昨年10月に更新し、子育てに関する情報提供も行っております。

さらに力を入れるべき子育て支援事業としましては、次世代育成支援行動計画の中でファミリーサポートセンター事業と病後児保育を重点目標としております。ファミリーサポートセンター事業につきましては、昨年7月に事業を立ち上げ、社会福祉法人光明童園に委託しております。10月から1月までの活動実績は、保育園終了後や買い物等での預かり、母親の病気による預かりなど13件となっております。利用された方からは大変助かっていますという御意見をお聞きしております。

しかしながら、登録会員が1月末時点で85名、内訳は提供会員が23名、依頼会員が48名、両方会員14名であり、会員を増員して事業の充実を図るため、今後もさらなる周知に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、同じく重点事業でもあり、保護者から要望の高い病後児保育の取り組みについては、児童が病気の回復期で、集団保育が困難な時期において、当該児童を衛生的で安全に管理できる施設等の専用スペースで保育することができる場所が望まれます。このため、人的、物的両面において医療機関等との緊密な連携や協力が不可欠であり協議検討を凶っておりますが、実施には至っておりません。今後もできるだけ早く実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 時間が迫っておりますけれども、まず、2回目の質問をいたします。

人口減は若年労働者の流出、出生数の減少なんだということの答弁です。けさの人口は2万7,308人というふうに出ていたと思います。やはり、若年労働者の流出は働く場の確保に力を入れる、もう最大の課題です。そのとおりだと思います。それと同時に、やはり今、一番問題なのは、子育てには皆さん一生懸命力を入れて、子育て環境の整備に頑張っておられるのは事実です。しかし、それと同時に非婚率がアップしている。この非婚率対策をやっぱり真剣に取り組むときに来てるんでないか。

確かに結婚という問題は、人のプライバシー上の問題があります。しかし、それを乗り越えないと、人間社会を保てないというのも事実であります。現代社会は忙しくて、出会いの場が少なく、結婚したくともチャンスに恵まれない人もたくさんいます。社会全体が結婚に理解・支援し、応援する体制づくりを進めなければなりません。その点について、特に水俣は恋にゆかりのある水俣、恋人の聖地の指定を受けた水俣だからこそ、そういう面に取り組むべき時期に来ていると思いますが、そこら辺の決意をお願いしたい。

それと、病後児保育については、これはもう去年から問題としておりますので、早急な実現をぜひ頑張ってください。1点だけ質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） まさしく恋人の聖地にふさわしい水俣としましては、非婚率を上げていくということで、非常に大事な問題かなと思っております。子育て環境というのは従来行政的にはいろんな施策をやりますけれども、今まで結婚なさらない方々への手だてというのは、プライベートな問題ということで、意外と真剣にしてこなかったんですが、考えてみますと、出生率を上げるというか、そういった意味でも未婚者に結婚を促すような場をつくるというか、取り組みを促すというか、そういったことも非常に有効な施策の一つかなというぐあいに考えております。

いろんな自治体でいろんな取り組みが最近はなされておるようでございます。特に佐賀県においても、武雄市あたりではお結び課っていうんですか、特別にそういったチームを設けて、課長

みずからがそういった取り持ちの場をセットしたり、いろんなことをやっておられる。出会いの場を、あるいは結婚相談とか、そういったこともやっておられるようでございます。

ほかにも伊万里市であるとか、いろんなところでいろんな企画・イベントをやって、実効を上げておられるようでございます。水俣の場合も、ちょっと卑近な例で申しわけないんですが、水俣市役所の中においても、非常に未婚率が高くなっているという現実もございますし、そういった場をやっぱり早晩考えていくことも必要ではないかなというぐあいにも思っております。ほかの自治体でもいろいろと取り組みをやっておられるようでございますので、今後のこの問題については、調査等も行いまして、今後の検討課題としていきたいというぐあいに思います。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

今言われたように、長野県下條村は出生率が2.04と全国トップになっている。あるいは、福井県では企業子宝率を考案して、企業で子どもを産み育てる体制づくりに力を入れると、そういうところをぜひ自治体としても勉強して研修して、取り入れていただきたいと思います。

今の答弁でもあったように、市役所にも未婚者が多いということでもいただきましたけれども、市役所、病院、関連職場に結構未婚者が多いのは事実です。福沢諭吉は学問のすすめを書いて学問を勧めたわけですけれども、ぜひ宮本市長、結婚のすすめを書いて、やはり市役所が先陣を切って、そういう未婚者減少に取り組む姿を出すべきじゃないかと、そういうことで、そのためには結婚してよかったと、子どもを産んでよかったという体制整備ですね、これが必要ですので、最後に市長の決意を聞いて、これを終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 決意ということでございますので、今、市役所の話も出ましたので、頑張っていきます。

○議長（真野頼隆君） 次に、公契約条例について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 公契約条例について順次お答えいたします。

まず、市役所、公営企業体ではどのような形の非常勤職員がいるのか。職員数、勤務形態、担当業務の具体的な例についての御質問にお答えします。本市では、正規職員のほかに、一般職の職員として3月1日現在で、本庁に152人、総合医療センターに224人、水道局に3人を雇用しております。勤務形態としましては、週29時間以内勤務の非常勤職員74人、週30時間から38時間45分未満勤務の時間制職員232人、正規職員と同じ勤務形態の臨時職員73人を任用しております。

担当業務につきましては、医師3人、看護師37人、臨床検査技師や管理栄養士などのメディカルスタッフ17人、事務補助員147人、労務補助員158人、保育士9人、ボイラー技士3人、宿日直員3人、夜警員2人となっております。このうち、事務補助員につきましては、文書作成やデータ入力などの行政職の補助業務のほか、医療センターでの外来及び病棟窓口での患者受付業務が主な業務となっております。また、労務補助員は、市道や公園などの市の施設の維持管理業務、学校給食センターの調理補助、学校用務員、看護助手、臨床検査科やリハビリ技術科などでの検査補助や訓練補助、栄養科での調理補助などを担当しております。また、勤務時間につきましては、3時間から正規職員と同じ7時間45分の間で業務内容によって異なっております。

次に、非常勤職員の待遇改善についての考え方と今までの経過と育児休業の取り組みや賃金はどうなっているのかについてお答えします。

非常勤職員の任用についての基本的制度は、平成12年に整備しております。休暇制度につきましては、当初、年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇だけでしたが、正規職員の休暇改正などにあわせて、子の看護休暇、短期の介護休暇、病気休暇、骨髄液提供者の検査・入院休暇、公民権行使のための休暇、裁判員休暇、災害発生に伴う休暇、忌引休暇などを追加してまいりました。

育児休業につきましては、平成22年の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、任期付育児短時間勤務職員、臨時的任用職員及びこれらに類するものとして条例で定める職員を除いて、非常勤職員についても育児休業を取得できるようになりましたが、本市においては現在のところ運用しておりません。今後、非常勤職員の育児休業について調査研究を行い、対応してまいりたいと思います。

賃金につきましては、財政的理由から据え置き状態が続いておりましたが、熊本県の最低賃金が年々上昇していることを考慮して、本年4月から改正することを予定しております。

また、総合医療センターにおきましては、看護師、准看護師、看護助手、管理栄養士、栄養士について平成20年4月に賃金の改定を行っております。

次に、事業委託、公共工事入札の労務単価基準はどうなっているのかとの質問にお答えします。本市で設計発注します委託業務、公共工事の労務単価については、熊本県の公共工事労務単価に準拠しております。

次に、公契約条例を結び中小企業や労働者の保護、公共事業の品質を確保する考えはないか。全国的な公契約条例の取り組みは把握されているのかとの御質問にお答えします。

公契約条例については、公共工事の件数減による業者間の競争激化や予定価格を大幅に下回る価格での落札を原因とする下請労働者賃金へのしわ寄せや、工事の品質への影響を回避することを目的として制定されていると聞いております。ただ、民間の賃金等に係る労働条件は、労働基

準法に基づき労働者と使用者の自由な取り組めにゆだねられているものですし、下請の下請、いわゆる孫請の場合はどのように対処するのかといったような問題もあります。

本市においては、予定価格を大幅に下回るような落札はほとんど見受けられませんので、この条例の制定については、今のところ考えておりません。

今後、先例市のように、業者間の競争の激化、低価格落札の増加が見られる場合には、公契約条例の制定を検討する必要も出てくるかと考えますが、何よりも公共事業に従事する建設労働者の労働条件は、優良な工事を確保するためにも重要であると考えており、市としても建設業法等が遵守され、適正な労働条件の確保が図られるよう、引き続き建設業者を指導していきたいと考えております。

また、全国的な公契約条例の取り組みについては、千葉県野田市、神奈川県川崎市、相模原市、東京都多摩市の4自治体が条例を制定していると認識をいたしております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員に申し上げます。ごらんのとおり、もう残り時間ございませんので、そのつもりで質問をお願いします。緒方誠也議員。

○緒方誠也君 時間を確保して、今回もう要望だけしておきます。

4月1日に待遇を改定するということでしたので、ぜひやっていただきたい。官制ワーキングプアというのをぜひ生み出さない体制で臨んでいただきたい。

それから、病院等でも非常勤職員がいないと、やっぱり成り立ちません。やっぱり病院事業も院長初めとする職員の努力で累積債務を減らして、西館まで建て直すということが出てきました。こういう面でも、今度は臨時職員等の待遇見直しも積極的にやっていただきたいというふうをお願いしておきます。

工事予定入札価格は低価格はないということですがけれども、予定価格を通知している段階ではこういうことは起こり得ないというふうに考えます。ぜひやっぱり工事の品質低下、業者の技量の低下を招いているのではないかと、この工事価格の通知はですね。そういう面では、ここの見直しも含めて、やはり今後考えていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時54分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さんこんにちは。

未来みなまた西田でございます。

初日とはいえ、4人目ということで、集中力も少し切れぎみでございますので、最後までよろしく願いをいたします。

私は先日福岡に知り合いのぎょうざ屋さんを見にいきまして、店主は女性の方なんですが、小さいときから自閉症、障がいをお持ちで、独身時代、結婚されてからも障がいを理由になかなか仕事につけない、就労ができないというのがありまして、それならと、障がい者も働ける職場を目指して奮起され、ぎょうざ屋を始められたそうです。現在は障がい者7名、健常者の方も5名雇われて営まれているところでございますが、私、当然、もう障がい者雇用の助成金とか、そういったものを活用して起業されたのだというふうに思っておりました。話聞きますと、もう助成金とか補助金とか、全然使ったこともないし、逆にそういったのがあるんですかという感じだったんです。

昨年は海と夕やけに5,000万円出ました。私はもう単純に少子高齢化の進むまち、2020年には人口2万3,000人予測されるまちに、何千万、億という投資を行い、進出される、雇用が生まれるなら単純に本当に応援したいなというふうな気持ちでございます。しかし、実際、何千万、億、投資される企業、なかなかないというふうに思います。今回、障がい者の職場をつくりたいという気持ちだけで、ぎょうざ屋を営んでいらっしゃる方、何千万というのは無理でも、500万、1,000万、小さな規模の投資で起業される方、そういった方に50万でも100万でも助成ができる、そういったシステムがあれば、若い人、またやる気のある人は、一人でも二人でも水俣に起業され、運営されれば、水俣の雇用改善にちょっとでもつながるんじゃないかなというふうに改めて思ったところでございます。

東日本大震災以降、日本人の価値観も変わりつつあります。今までとは違う形の柔軟な考えで、行政も対応していくべきだというふうに思いつつ、今回は新年度を迎えるに当たり、気になるものを質問をいたします。執行部と建設的な議論ができればと思い、よろしく願いをいたします。

1、施政方針について。

新年度を迎え、宮本市長のことしにかけ、今年度にかかる意気込みをまずお聞きしたいという思いから質問をいたします。

①、昨年日本で唯一環境首都となった市として、市長の本年度の目指す方向性についてお尋ねをいたします。

②、宮本市長2期目の折り返し年度として、前半の施策をどう評価、反省して今後の市政に反映していくのかお尋ねをいたします。

2、平成24年度予算、施策について。

当初予算、施策、こういったものを見れば、本年度の水俣市の形がわかるわけでございます。全体の予算と気になる部分を以下質問をいたします。

①、新年度予算の主な施策、編成方針をお尋ねいたします。

②、エコ住宅建築促進支援事業など、環境モデル都市推進の補助事業について、現状、本年度の方向性をお尋ねいたします。

③、中心市街地（商店街）が寂れていくと、まちの活気につながらないが、活性化の施策をお尋ねいたします。

3、環境首都創造事業について。

本年の施策の目玉の一つだというふうに思います。環境省から来た予算を帳面消しみたいにするのではなく、水俣のまちづくりに寄与できる使い方をお願いしたい、そういった思いから以下質問をいたします。

(1)、本事業について。

①、水俣病特措法の救済措置方針に沿った環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり、そういった事業だと思うが、内容をお尋ねします。

②、この事業の発展性についてお尋ねをいたします。

(2)、ゼロカーボン産業団地創造事業について。

①、ゼロカーボン産業団地構想のイメージをお尋ねします。

②、本事業の企業誘致などのメリットをお尋ねをいたします。

(3)、環境大学構想について。

①、環境大学構想の現状についてお尋ねいたします。

②、円卓会議などいろいろ議論され、方向性は決まってきたかお尋ねをいたします。

(4)、環境に配慮した安全、安心な食と農の確立について。

①、環境首都ブランドの確立とはどんなものか。

②、サラたまの次の商品が望まれる中、水俣市の安心安全な農作物で競争力のあるものを把握しているかお尋ねをいたします。

本壇からは以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、施政方針については私から、平成24年度予算、施策については総務企画部長から、環境

首都創造事業については副市長から、それぞれお答えをいたします。

まず、施政方針についてお答えします。

昨年、日本で唯一の環境首都となった市として、私の本年度の目指す方向性についてお答えをいたします。

世界に類例を見ない水俣病を経験した本市は、水俣病の経験から学んだ貴重な教訓を生かし、どこよりも環境を大切にすまちをつくろうと、平成4年の環境モデル都市づくり宣言以降、市民と行政が協働で、既に20年近くも連綿と環境のまちづくりが進められてきています。

このような歴史の途上で、平成20年7月に国から環境モデル都市の認定を受けました。ごみの高度分別・リサイクル、さまざまな場所での水俣版環境ISO制度、環境マイスターやエコショップ、エコタウン事業の推進など、市民と行政の協働によるさまざまな環境の取り組み実績が大きく実を結び、さらに先導的に温室効果ガス削減と地球温暖化対策に取り組むモデル都市として国から認められたのです。

この認定を契機に、国から優先的に有利な補助事業を次々と獲得することができ、エコモデルハウス建設や第一中学校の学校エコ改修事業、地域グリーンニューディール事業の特別枠による市役所庁舎のエコ改修、緑の分権改革推進事業によるスマートグリッドの実証実験など、まさに環境モデル都市の名にふさわしい、他都市では考えられないほどの環境関連事業を展開してきています。

また、さらに環境政策の充実を図ることで、昨年3月には過去9年間、全国のどこの自治体も獲得できなかった日本の環境首都の称号を幸いにもコンテストの最後の年に獲得させていただくことができました。環境モデル都市認定、そして、日本の環境首都の称号獲得という流れは、決して私一人だけの力ではなく、議員各位を初めすべての市民の皆様のさまざまな力の結集と努力の積み重ねの成果であると深く認識しております。

日本の環境首都と環境モデル都市の名誉ある二つのタイトルを持つ都市は、日本では唯一水俣市だけです。水俣市は間違いなく日本で比類なきトップレベルの環境自治体となっております。私はこのような自信と誇りを持って、今後も市民の皆様と力を合わせ、市政発展に全力を尽くしていく覚悟です。このような覚悟のもと、平成24年度市政運営に臨みます。

平成24年度の目指す方向性については、本定例市議会の冒頭で申し述べたとおりですが、これまで同様、水俣病の経験と教訓を生かし、何よりも命と環境を大切にすまちづくりを環境一点突破、全面展開の基本的な考え方のもとに、さらに推進してまいります。

環境モデル都市であり日本の環境首都として、これまでのさまざまな取り組みの成果の上に立ち、昨年度来の環境まちづくり研究会の提言や各円卓会議で検討された事項を、市民の皆さんと一体となって一つ一つ目に見える形で実現していかなければなりません。中でもとりわけ、過疎

化が進む本市において、地域経済の活性化と雇用創出は、最重要の課題であり、最優先で緊急に対策を講じていく必要があると強く認識しております。

環境で飯が食える水俣の実現を目指して、市民、事業者への補助事業を初め、これまでの環境関連政策により一層磨きをかけることはもとより、地域産業・地場企業へのさまざまな支援、環境付加価値の創造強化、企業誘致の推進、環境技術の育成など、環境と経済を軸とした経済活性化、雇用創出を図るための諸施策を推進してまいります。

また、経済活性化の大きな柱ともなり得る観光の振興についても、湯の児・湯の鶴温泉、エコパークを中心に、施設・周辺の整備、各種イベント開催、宣伝広報の展開、近隣自治体との連携強化など、商業振興と並行して積極的に取り組んでまいります。

農林水産業の振興につきましては、環境首都ブランドの確立や全国豊かな海づくり大会に向けた取り組みを中心に推進していきます。

このほか、医療・福祉、教育、市民生活にかかわる各分野での施策・事業の推進につきましても、環境と経済をキーワードに、安心・安全な暮らし、経済的にも精神的にも豊かな暮らし、子どもからお年寄りまで、水俣で暮らせる喜びを実感できるまちづくりを目指して、全力で市政運営に取り組んでいく所存です。

次に、市長2期目の折り返しの年度として、前半の施策をどう評価し、反省し、今後の市政に反映していくのかについてお答えいたします。

2期目前半の施策の評価としては、1期目の国の環境モデル都市の認定に続き、さらなる環境政策の充実と展開を図ったことが、日本で唯一の環境首都の称号獲得につながったことで、象徴的に示されていると思います。環境モデル都市認定を契機として、さらに環境首都の称号獲得以降に、さまざまな環境政策の展開と事業の実施により、具体的な成果、効果があらわれてきています。

環境モデル都市認定を機に創設した太陽光発電設備・太陽熱温水器の設置補助制度では、これまでに太陽光発電189件、温水器95件といずれも目標を大きく上回る申請に補助を出しております。また、23年度から開始したエコ住宅建築促進総合補助金には16件、最近実施した電動自転車の購入の補助金についても、市民の高い関心が寄せられています。これらの補助金には、いずれも市内企業への高い優遇措置を講じており、地場企業の支援・地域経済の活性化に大きく貢献しています。

また、環境を基軸とした経済活性化、雇用創出については、総合経済対策課を設置し、企業誘致を積極的に進めた結果、立地協定締結中を含め4社を誘致することができ、新たな雇用創出につながっています。

観光面では、湯の児、湯の鶴の両温泉地について、より積極的な観光振興を図るための観光振

興計画を策定し、その第一弾として、水戸岡鋭治氏の総合プロデュースによる湯の鶴観光物産館の整備に取り組み、旅館のおもてなし研修を実施するなど、地元関係者の機運も非常に高まってきています。

エコパークのバラ園は、道の駅認定以降、積極的なPRやローズフェスタなどのイベント開催により、年々大幅に来場者が増加し、まつぼっくりの物産販売などの売り上げ増にも結びつくなど、恋人の聖地と合わせて新たな観光のスポットとして大いに期待される施設です。

商店街におきましては、空き店舗を利用した出店が出てきており、また積極的なイベント展開などでスイーツ、チャンポン、地のもんといった水俣の料理や食べ物に関する各業種団体の活動が活発となってきています。市内の景気浮揚策として発行したプレミアムつき商品券は、2億円分が販売からわずか4日間で完売し、市内の小売業等の活性化に大きく寄与いたしました。

さらに、日本一の読書のまちづくり事業においては、水俣環境絵本大賞のひよっこりじぞうを出版し、保育園、幼稚園や小・中学校に配布して、環境教育に活用していただくとともに、多くの市民に購入していただきました。

健康・福祉に関する分野では、子育て支援の一つとして、乳幼児医療費助成の対象者を小学6年生まで拡大し、さらに予防接種の無料化と肺炎球菌のワクチンなどの項目を追加することにより、子どもを持つ家庭の経済的負担と健康不安の軽減を図ることができました。

また、花の名所再生事業として、湯の児海岸道路や水俣川沿いの桜並木の再生を進めるとともに、中尾山公園の山頂にスカイロードを整備したことで、これまでにない多くの参加者がコスモス祭りに訪れるようになるなど、市民の憩いの場としての整備を進めております。

以上、2期目前半の施策による目に見える形での成果・効果の一端を申し上げましたが、市長1期目から2期目前半にわたり、これまでに展開し積み重ねてきた取り組みを、それぞれ評価・反省をした上で、さらに2期目の後半の政策展開につなげていきたいと考えております。

先ほど平成24年度の目指す方向性の中でも申し上げましたとおり、環境と経済を基軸として、安心・安全で豊かな市民の暮らしが実感できる真の環境首都の実現を目指して、市民の皆様と協働しながら、全力を傾注して取り組んでまいります。

議員各位の御指導・御協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今、聞きますと、2期目、6年間、かなりの施策打ったなという感じがしました。施政方針は総理大臣や自治体の首長が政治を行うときに方向、政治の目的、方法、理念、そういったものを年度初めに行われますが、宮本市長の施政方針のほうも1期目当初は産廃阻止、そういったものが盛り込まれながらありました。その後は、環境に軸足を置いた環境で飯が食えるまち、そういった大きな方向性を示されているように思っております。

日本は復興、震災、福島放射能問題、円高問題など大きな問題を抱えての24年度スタートとなりましたが、水俣市は昨年環境首都を取りまして、新しいスタート、そういったものが切れるんじゃないかなというふうに思っております。この環境首都を取るのが目的ではないと思っております。環境首都として日本じゅうから注目されるまち、そのまちの施策が必要だというふうに感じております。

市長の第5次水俣市総合計画の基本理念であります環境と経済が一体となった持続可能な発展の実現を目指し、真の豊かさを実感できるまちづくり、これが理念であります。これに沿った施策、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

質問としては1個だけちょっとさせていただきますが、先日、日曜日に環境モデル都市推進委員会と環境まちづくり推進専門委員の合同会議がありまして、いろんな意見がありまして、私も聞かせていただきました。そんな中で、委員の方が湯の鶴の物産館の話、ちょっと出たときに、積極的に市長は足を運んでほしいという言葉があったと思いますけど、これは物産館だけの話じゃないと思うんです。市長がいろんな施策打たれる中で、市長がみずから足を運ぶ、市長が動くことで周りも動きますし、その事業が推進していく、推進力になるなというふうに私は思うわけです。

朝、トップセールスの話がありましたですが、それも重要だと思います。こういった市長の施策に対して足を運んでいくということについて、今のお考えをひとつ質問をいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 昨日の合同会議の中で市民の方から、具体的には湯の鶴の物産館は、今度開設されるんだと、市長はとにかく足しげく通ってほしいと、そのことで住民の方の元気も出るし、また、よそからもそういった形でおいでになるのではないかな、とにかく市長が足を運んでほしいというようなお言葉をいただきました。

その言葉を受けながら、自分が抱えているよりも、やっぱりそうやって期待をされているんだなという反面、もう少し積極的に打って出なさいよというような叱咤激励の意味もあったんじゃないかなと、そこは素直に自分として受けとめていかなければならない。時間の許す限り、とにかく外に出て、足でかせぎ、そういうような自分の姿勢を求めていかなければならないなと強く思ったところでございます。今後そういう意味で、期待されている反面と、今後のいろんな発展のためにも、積極的に足を運んで頑張りたいと、そのように受けとめたところでした。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 やっぱり何か結果を出すには、やっぱり市長みずから動く、大事だというふうに思います。市長の掲げる環境を軸にしたまちづくり、決して間違っていないというふうに私も

思っております。ぶれることなく、市長の施策を推し進めていただきたいというふうに思います。午前中に施政方針のほうも質問もありましたので、これはもうこれで終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、平成24年度予算、施策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、平成24年度予算、施策について、新年度予算の主要な施策、編成方針についてお答えします。

平成24年度水俣市一般会計当初予算の主要な施策として、予算編成において特に重点を置いた分野について御説明を申し上げます。

まず、これまで進めてきたごみ問題へのさまざまな取り組み、太陽光発電の普及事業、自転車のまちづくり、ゼロ・ウェイスト実現に向けた取り組みなどをさらに推進しつつ、みなまた環境まちづくり推進事業等を通じて得た新たな視点を加味して、産業振興、地域振興につなげるための新たな取り組みとして環境首都水俣創造事業に着手いたします。

これは環境の分野にとどまらず、産業・経済分野とも連動して、環境をキーワードにした地域の再生・振興という新たな地域経営モデルの構築を目指し、環境省、熊本県とも連携して実施するもので、2款総務費、5款農林水産業費、6款商工費にまたがり、環境大学の検討、安全安心な食と農の確立、ゼロカーボン産業団地の創造、環境金融商品開発など10事業、総額1億2,500万円に上るプロジェクトであります。

また、道路、住宅の整備、総合医療センター西館の建てかえ、学校施設の耐震化など市民生活を支える社会基盤の整備に係る事業費を計上しており、長引く景気停滞の中、地域経済の活性化という視点からも本年度の重要な取り組みの一つと考えております。

そのほか、商工業振興について、新たに産業支援センターを設置し、専任の支援員を置いて、地元企業の各種相談、事業連携の支援体制強化を図ることとしているほか、商工資金貸付事業においては、新たな利子補給補助制度の創設を予定しております。

さらに、湯の児地区において公園、浮き栈橋などの観光基盤整備を、湯の鶴地区では観光物産館のオープンに伴う事業を、中尾山公園ではアクセス道路と案内看板の整備などを予定しており、あわせて観光地としての水俣の知名度アップに向けた各種PR事業にも力を入れることとしております。

これらの取り組みを通じ、地域経済の活性化、雇用の創出といった市民の皆様の切実な御要望に少しでもおこたえできるよう努力してまいりますとともに、福祉、保健、衛生、防災など、市民の安心・安全な生活を確保するための事業を着実に推進し、子どもからお年寄りまで水俣で暮らせる喜びを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、予算の編成方針について申し上げます。初日の所信表明において市長から申し上げましたように、平成24年度はこれまで取り組んできた環境に関するさまざまな取り組みのほか、生活基盤の整備、観光振興の施設整備、暮らしの安心・安全を守るための施策などを基礎として、環境まちづくり研究会や円卓会議での市民を交えての検討の成果を実現に向けて推進する年であると考えております。

日本で唯一の環境首都として、命と環境を根底に据え、環境を軸とした経済活性化と雇用創出を図りつつ、環境で飯が食えるまちづくりに目に見える形で取り組むこと、市民とともに汗をかき、着実かつスピーディーに事業を推進すること、地域経済の活性化に積極的に取り組むことを念頭に、既存事業の見直しと、新規事業の検討を行ってきたところであり、所信表明に掲げた地域経済の元気づくり、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進、農林水産業の振興、医療・福祉の充実、暮らしやすい生活づくり、行財政改革の推進の6つのテーマに沿って、事業の選択と集中を図ったところです。

次に、エコ住宅建築促進支援事業など、環境モデル都市推進の補助事業についての現状、本年度の方向性についての御質問にお答えします。

まず、市産材や地場企業を活用し、環境に配慮した住宅を建設した方に対する補助事業として行っております水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業につきましては、2月末現在、新築・増築あわせて15件、1,751万8,000円の交付決定を行っております。また、水俣市住宅用太陽光発電システム設置補助金につきましては、2月末現在、申請件数100件、執行額3,213万円と非常に多くの方に御利用いただいております。さらに、水俣市住宅用太陽熱利用システム設置補助金につきましては、2月末現在、申請件数79件、執行額743万4,000円と多くの方に御利用いただきました。これら太陽エネルギー利用システムの導入に対する補助制度につきましては、間もなく予算額に到達する勢いで、利用者数の増加は環境に対する市民の意識の高まりが数字として顕著にあらわれたものと考えております。

そのほか、1月から申請の受け付けを開始しました水俣市自転車のまちづくり推進自転車購入補助金につきましては、6件の申請をいただいております。

次に、24年度におけるこれら補助事業の方向性につきましては、環境モデル都市の推進を行っていくに当たり、市民の環境に対する意識を啓発する上で非常に有効な施策と考えておりますので、日本の環境首都にふさわしい制度となるよう見直しを行いながら、事業を継続してまいりたいと思います。

次に、平成24年度予算のうち、中心市街地活性化のための施策についてお答えします。

まず、これまで取り組んでおります空き店舗を活用した新規出店者に対する家賃補助や、商店街活性化につながる団体へのイベント補助制度を引き続き実施いたします。昨年度はこの補助金

を活用して空き店舗に4店舗が出店し、新年度も新たに2店舗が申請される予定であり、新規出店者の役に立っているものと思っております。

また、ローズフェスタ開催期間中にバラのまち水俣を商店街に演出しておりますミニバラ園ですが、ことしはさらに商店街のにぎわいを醸し出すために、この春、バラ園に誕生しますゆるキャラを載せたフラグを作成し、商店街の街路灯に設置する予定であります。これらとあわせて商店街の耳寄り情報や飲食店情報を掲載したパンフレットを作成し、市内の観光施設や宿泊施設に配布することにより、水俣に宿泊される方々に商店街を訪れていただくようにしてまいりたいと考えております。

また、昨年より開催しております観光と公共交通円卓会議の中で、公共交通機関との連携を図り、年間20万人を超える医療センターへの来院者を商店街に呼び込んでいく方策を検討いたしました。その結果、新年度は水俣市商店会連合会に御協力いただき、みなくるバス利用して市内へ来られ、商店街で買い物をされた方に、フラワースタンプのエコポイントを発行するとともに、バスで帰られる際にお買い物品が大きい場合は自宅まで届ける宅配サービスを実験的に行い、高齢者の方々の買い物支援を実施するとともに、大型店にない商店街のよさを実感していただきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 新年度の予算につきましては、141億円ですかね、国は小さな政府を目指し、規制緩和、三位一体改革、進めておりましたが、長引く不況、東日本大震災の復興の予算計上で、24年度予算は96兆円、過去最高になっております。23年度が92兆円ですから、大体4%増、水俣市の当初予算も23年が135億円から24年度141億円、大体4%ぐらいの増、同じような組み方になっているように思います。

なかなか今、景気が悪いですから、小さくならない予算規模ですけど、仕方ないところかもわかりませんが、内容は大きいところでは、牧ノ内の市営住宅関係が3億5,000万円ぐらいですかね。都市再生整備事業、湯の児のほうの公園、大崎ヶ鼻、和田岬、湯の児の入り口の公園、湯の児島ですかね、そういったところの整備に2億2,000万円ぐらい、こういったハードの整備をされるということですけど、こういった景気の中、投資するのも必要ではないかというふうに思っております。しかし、いつまでも大きな予算を立てることはやっぱり無理があると思います。公から民へ、民間ができることはどんどん民間にやらせていくべきじゃないかなというふうに思っております。

エコ住宅につきましては、市長の2期目のマニフェストに個人住宅の補助がたしか載っております。それを実施、昨年実施をされまして、秋ですけど、新築住宅は東日本大震災の影響で資材の調達が大変ままならないというふうに聞いておりましたが、資料を見ますと新築が15件、増

築、建て売りが各1件、予算はまだもう少しあるそうですが、施策的には施主、事業者、地元の木材の普及、当初の予定どおり、そういったものには寄与できたんじゃないかなというふうに見えております。

これについての質問ですけど、初年度実施した経験から、24年度に少しでも使いやすい制度になるように改善した点があるのかを一つと、本年度も3,000万円ぐらいの予算組んでありますけど、経済効果というものをどのくらい見ているかをお尋ねをいたします。

中心市街地につきましては、中心市街地が寂れていくとまちの衰退をあらわす指標に感じるというふうに思います。いろんなまちを見てきた観光の業者と話しますと、まちが寂れていく過程として、まず町なかにあった駅がなくなると。そして、商店街が大型店に競争に敗れてシャッター商店街になってしまう。そして、まち全体がどんどん疲弊していく、こういった流れが大体あるそうですが、新水俣駅は郊外にできましたですが、辛うじて、おれんじ鉄道の駅が市内に、中心市街地にあります。しかし、もう赤字が続いているので、非常に心配しているところでもありますし、商店街も、これはもう別に行政の云々じゃなくて、商店街の力の不足というのも当然あると思います。だんだん歯抜け状態になって、出水、八代の競争、非常に厳しいように感じております。

日曜日のこの合同会議で話がありましたのですが、今、水俣で人を集める集客力があるのは、やはり医療センター、年間20万人の人を集める。市内は6割、市外からは4割来院している、そういった方々をどうやって、どうにかしてこの中心市街地に商店街、そういったところに足を向けてもらうか、人の流れをつくるのが必要じゃないかっていうふうな提言というか、あったと思います。私もそれは思いますし、よく聞く話であります。

この中心市街地についての質問は、先ほど答弁でフラワースタンプのエコポイントをつけて、バスで市内に入っただく、そういったことをやりたいとか、宅配サービスを補助をするとか、何かそういった計画があるというふうに聞いております。公共機関でまちに来てもらうのは非常に大事だというふうに思いますけど、医療センターから商店街、町なかに流れるようなシステムをつくるには、そういった話し合いがやっぱり必要じゃないかなと思います。商店街の方々、また医療センターの関係者、そういったものに付随するような方々と、そういった議論できるような会議というものをつくれないうかを、一つ質問をさせていただきます。

それと、今年度ですかね、エムズシティのほうに自転車のまちづくりの関係で、何か整備されるというふうにちょっと聞いたんですけど、そういった自転車のまちづくりでやるのを、これを医療センターあたりにそういったものをつくって、町なかにどんどん自転車を入れてもらう、そういった施策も必要じゃないかなと思いますので、この2点を、この中心市街地では質問をさせていただきます。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第1質問の答弁の流れで、私のほうからちょっとエコ改修補助金等についても答えさせていただきませうけれども、不足する部分があったら、また補いたいと思います。

まず、エコ住宅補助金の改善点については、詳細に私のほうでちょっと把握していませんので、後ほどまた御提供したいと思います。

あと、補助金の効果、経済効果をちょっと言っておられましたけれども、15件ということで、申請・交付いたしておりますが、全体の建築事業費が2億400万円ぐらいですので、2億を超える事業費がかかっておりますので、それだけ地元の方々の工賃で賄えたのかなと、2億以上、いろんな最低でも2億ということで、それ以上はあるのかなという感じで考えております。

それから、商店街の活性化ですが、話し合いですね、これは常に地元の商店街の店主の皆さん含めて協議の場というのは持っていき、話し合いをやっていくというのは必要でございますし、商店街へ来られる方々の細かい要望なり、そういったものもリサーチしていく必要があるんじゃないかなというぐあいに考えておりますので、今後も引き続き重点化して、一生懸命取り組んでまいりたいというぐあいに考えております。

それから、自転車のまちづくりを進めておりますが、間もなく今年度予定しております、エムズのほうに共同利用システムを導入する予定でおりますけれども、今後実証的にやっておりますので、その辺の実証ぐあいを見て、これが極めて有効だと、そういう判断がつきますならば、どんどんやっぱり広げていきたいなと。例えば、御提案のありましたように、医療センターと商店街ですね、ふれあいセンターあたりもございますので、そういったところでもうちょっと活用度合いを図っていくという、そういう実証実験を踏まえた上で、展開を図っていければというぐあいに考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 商店街につきましては商工観光課で、ことしは国水研のほうも一緒になってアンケートをとったり、商工会議所を通して交通量調査を実施されて、いろんな形でかかわっていらっしゃるの、私も知っております。実際、商店街の悪い部分というのも、行政のほうから厳しくいろんな形で指摘するのも必要だというふうに思っております。

新築・増築のエコ住宅の補助金ですけど、実際にもっと広報するのがちょっと足りないんじゃないかなというふうに思っております。こういったエコ住宅の推進を広報ですね、もっと知らしめるのをどういった形で今年度やるかを、ちょっと一つ質問したいと思います。

それとエコ住宅推進する上で、エコハウスをつくっていますよね。あちらのエコハウスのほ

うの役割というのは、当然こういったエコ住宅のものに必要なものだと思いますけど、現状をちょっと、エコハウスの現状ですね、活用方法、どうなっているか、ちょっとそこを質問したいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） エコ住宅補助金のほうですが、建築促進支援の補助金については、確かに広報等は不足しているのかなという御意見でございますけれども、建築士会等を通じて、その都度そういう普及を図っているところでございますけれども、なお、広報が足りないということであれば、例えばそれを活用して使われた方々のインタビューであるとか、取材を行って、こういうところがよかったという、よかった点であるとか、もっとこういうことをしてほしいなという取材でもしまして、広報等で市民全域に、市民の皆様にもお知らせして、その活用を図っていききたいというぐあいに考えております。

エコハウスのほうについては、産建部長のほうから。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） エコハウスにつきまして、どういった使い方をしているかというような御質問でございました。エコハウスにつきましては、水俣の環境に即した環境を大事にするということに即したことを体現するためにつくった住宅ということで、いろんな環境にいい作り方、在来工法の作り方ですとか、あるいは断熱のことですとか、あるいはしっくいを使った作り方とか、そういったことをやっております。実際に、そういったエコに即した住宅をつくるということのいいPRの場としてつくるというような啓発の場として使っております。

具体的には、今年度におきましては、例えばあそこでお月見会をしたり、あるいはまきストーブを体験するとか、そういったイベントをしておりますし、先日の土曜日も東京から建築士の方がお見えになって、まきストーブを体験する会を実際にやったりとか、そういったことをやっております。ただし、そういったエコ住宅のPRということが十分に行われているかという点、まだまだPRも必要ですし、せっかくこういったものをつくられた施工主さんも水俣にいらっしゃるので、実際にお金が落ちるという仕組みを、水俣にお金が落ちるという仕組みを、今後検討していく必要があるかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、環境首都創造事業について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、環境首都水俣創造事業についての御質問にお答えします。

まず、環境首都水俣創造事業について、水俣病特措法の救済方針に沿った環境負荷を少なくし

つつ、経済発展する新しい形の地域づくり事業だと思うが、その内容はどのようなものかとの御質問にお答えします。環境首都水俣創造事業は、西田議員御指摘のように、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり事業であり、国内外に水俣の再生を発信するとともに、東日本大震災の被災地に対して、復興のモデル提示を行い、復興への希望を与えるための事業だと思っております。

事業の内容につきましては、先ほど淵上議員、福田議員の答弁でも申し上げましたとおり、一つ目のゼロカーボン産業団地創出等事業としましては、ゼロカーボン産業団地創造事業のほか、スマートコミュニティの構築事業、環境大学の検討、環境金融商品の開発や地域企業の連携事業、商店街の魅力向上事業、環境に配慮した安心安全な食と農の確立事業、水銀条約を踏まえた情報発信事業であります。

二つ目の低炭素型観光推進事業としましては、低炭素着地型観光商品の開発事業、三つ目の公共空間整備事業としましては、湯の鶴温泉における地域交流拠点整備構想の策定・基本設計作成事業を実施する予定にしております。

次に、環境首都水俣創造事業の発展性についての御質問にお答えします。本事業のうち、ゼロカーボン産業団地創出等事業の実施によって、二酸化炭素の排出量の削減が図られるとともに、本市の環境ブランドが向上し、経済産業基盤の強化が図られ、産業の競争力の強化が図られるものと思っております。

また、低炭素型観光推進事業の実施により、観光の活性化が図られ、公共空間整備事業の実施によって、地域の活性化や振興が図られると確信しております。これらの取り組みによって、温室効果ガスの大幅な削減によって環境負荷を少なくするばかりではなく、市民の環境意識の向上や再生した水俣を国内外に発信することで、水俣市のイメージアップにもつながります。また、ひいては、雇用拡大や経済の活性化にも寄与するものと思っております。

次に、ゼロカーボン産業団地創造事業についてお答えします。

まず、ゼロカーボン産業団地構想のイメージについてお答えします。ゼロカーボンという言葉でございますが、これは二酸化炭素を出さない、あるいはゼロにするという意味で使用しております。地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素の削減は世界規模で取り組まなくてはならない大きな課題であり、本市も環境首都として、他の自治体の模範となるような施策に取り組んでいかなくてはなりません。

さて、このゼロカーボン産業団地構想でございますが、現在の水俣産業団地に供給されている電気などのエネルギーを再生可能エネルギーに置きかえることで、水俣産業団地内で行う事業活動では、CO₂を発生させないようにしようとする構想でございます。

具体的には、バイオマス発電施設を産業団地に隣接して設置し、発電したクリーン電力を供給

します。また、このバイオマス発電によって発生する蒸気や温水なども産業団地内の熱源として供給することで、重油や灯油などの化石燃料を使わない、すべてが再生可能エネルギーで賄われるといったような、これからの産業団地のモデルとなり得るようなゼロカーボン産業団地をイメージしております。

次に、本事業の企業誘致などのメリットについてお答えします。地方における企業誘致の実態は、道路網を初めとするインフラ整備等のおくれなど、企業が求める魅力が少なく、各自治体では独自の企業誘致制度を設けて、誘致競争を展開しておりますが、それでもなかなか企業は来てくれません。そこで、水俣市としてはよそにない魅力は何かを考えた場合、強みはやはり環境です。何といたっても環境首都という称号を持つ自治体は日本で唯一水俣市だけであります。これに関して競合する自治体はほかにはございません。この称号を名実とも最大限に発揮しなければなりません。

昨年の東日本大震災における原発事故以来、我が国のエネルギー事情が大きく見直されようとしている現在、とりわけ再生可能エネルギーへの転換は、今後急速に展開していくことは必至であり、これは重要なポイントだと思います。

事実、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法がことし7月から施行されることが決まっており、再生可能エネルギーの電気についてはCO₂1トン当たり数万円の価格が付加される予定です。CO₂排出量取引制度についても、環境省を中心に導入の検討が進められており、導入されれば、各企業にCO₂の削減義務が課され、本格的に取引されることになっております。今後は徐々にCO₂の価格は上昇し、2020年には1トン数万円程度になることも予想されています。

さらに今後は排出規制が厳しくなっていく傾向であり、現在国会に提出されている地球温暖化対策税は、本年10月にも創設される可能性も高く、ほぼすべてのCO₂排出について、1トンにつき追加的に289円が課税されるということでございます。逆に言えば、1トン減らせば289円の価値が生まれるということでございます。したがって、今後、国の施策によってCO₂を出せば費用がかかり、CO₂を削減すれば価値が生まれることになり、水俣産業団地にCO₂を出さない電気や熱を供給し、使用してもらえば、企業はCO₂排出の費用を払わなくても済むということです。年間には相当の経費削減につながり、これは企業にとっても大きなメリットではないでしょうか。

このようなことから、他の自治体に先駆けて産業団地のゼロカーボン化を図ることは、環境意識の高い企業を誘致できるなど、水俣のものづくりの環境ブランド力を高めることも期待できるものと考えております。これは誘致企業だけではなく、既に産業団地に位置している地元企業にとっても大きなメリットでございます。これからの社会では環境へ配慮していることが企業の価

値を高めます。そのため、いかにCO₂を発生させないようにするかは最大の課題となることでしょう。

水俣市が目指そうとしているゼロカーボン産業団地構想は、こういった時代の到来を見据えて先手を打って、まさに環境首都水俣という看板を持って、名実ともに実践することです。このような仕掛けをすることで、水俣の魅力を中心に打ち出し、企業誘致の切り札として誘致活動を展開していきたいと考えております。

次に、環境大学構想についてお答えします。

まず、環境大学構想の現状についての御質問にお答えします。環境大学構想については、環境大学・環境学習円卓会議において、市民、市役所担当課職員、有識者といった大学教授、オプザーバーとして環境省及び国立水俣病総合研究センターの職員が参加し、昨年9月からことし2月までの5回の会議と2回の作業部会を実施しました。

環境モデル都市推進委員会と推進本部会、専門員による合同会議においても、これまでに3回の会議で議論されてきました。

検討内容としましては、まず、水俣市が目指す高等教育・研究機関の形態を検討し、複数の大学が連携して、社会の課題解決に取り組む水俣連携大学院を第一の目標に設定しました。また、複数の大学の研究員が水俣をフィールドとして研究活動ができる拠点施設として、大学院リサーチパークを次の目標といたしました。

これらの構想案について、熊本県内や関東地方の大学など10の大学を訪問し、また水俣でのフィールドワークや訪問等で実績のある研究者116名に対して、水俣における高等教育・研究機関設置に対する意向調査を行いました。

調査の結果として、学生及び教職員の確保、コアとなる大学の確保、大学の経営環境の厳しさなど、さまざまな観点から実現は非常に厳しいものということも明らかになってきました。また、水俣でのフィールドワークにおけるニーズとして、コーディネート機能や会議室などのスペース、市内の移動手段、既存の資料が容易に閲覧できる仕組みになどがあることがわかりました。そのため、これらを踏まえて、水俣連携大学院につながる現実的な施策を積み重ねて、高等教育、研究機関の実現に向けた基礎固めを実施していく方向で取り組むこととしております。

次に、円卓会議などでいろいろ議論され、方向性は決まってきたのかのお尋ねについてお答えいたします。先ほど述べましたように、目標としている水俣連携大学院については、課題が多いものの、連携大学院や大学院リサーチパークを最終目標としつつ、来年度以降は現実的な施策を積み重ね、目標の実現を目指して取り組むこととしております。

大学関係者への働きかけや協議などを続け、水俣での研究フィールドワークや学会の誘致、複数大学による集中講義の実施などの実現に取り組んでまいります。また、水俣での受け入れ体制

について、大学のニーズを踏まえ、各方面と協議しながら体制整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、環境に配慮した安全安心な食と農の確立についてお答えします。

まず、環境首都ブランドの確立とはどんなものかとの御質問にお答えします。本事業は、環境に配慮した安全安心な食と農の確立を目的としており、環境と健康にこだわった農林水産物や加工品につきまして、①、環境や健康にこだわった新商品の開発、②、インターネットによる販売の確立、③、首都圏におけるPR活動を実施する計画でございます。

その中で、有機農業者や水俣市環境マイスター、あるいはエコファーマーといった環境に配慮した農業者に対して認定を行い、認定を受けた農業者のみが使用できる統一ブランドイメージを導入することで、環境首都水俣としてのブランドの確立を目指したいと考えております。

なお、事業の実施に当たりましては、現在、積極的に環境配慮型農業を実施しておられる生産者や加工業者を中心とした会議を開催し、御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、サラたまの次の商品が望まれる中、水俣市の安全安心な農産物で競争力のあるものを把握しているかとの御質問にお答えします。

本市のタマネギは、昭和36年に栽培が開始され、昭和63年ごろから減農薬・減化学肥料栽培によるサラダタマネギの生産が始まりました。平成9年度、第3回全国環境保全型農業推進コンクールで、農林水産大臣賞を受賞したことで、全国的な知名度を得て、その後、サラたまちゃんとして商標登録に至っております。

このように競争力のある農産物の産地として確立するためには非常に長い年月がかかっており、本市といたしましても、サラたまちゃんのブランド力をさらに継続し高めていく必要があると考えております。

一方で、本市は近年、比較的高単価で取引され、山間地で栽培に適しているとされてるショウガの作付やJAあしきたが実施する抑制カボチャの試験栽培の支援を行っております。今後、農薬等の適正な使用のもとで、収量、販売単価、生産コスト等から競争力を含めて作付推進の優位性を検証していきたいと考えております。

なお、抑制カボチャの生産時期はタマネギの裏作に当たり、JAを通じた販路もある程度確保されていると伺っておりますので、農家の方が安心して生産拡大を行いやすい環境ができ上がりつつあると考えております。市といたしましては、引き続き、熊本県やJA等と連携し、競争力のある作付品目の把握、推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 大変丁寧な答弁で、もう時間がないので、もう絞って質問させていただきます。

ゼロカーボン産業団地、カーボンニュートラルという考え方ですかね、化学燃料を燃やすとCO₂が出る。こういった木とか、そういったものだとCO₂を吸って成長しているから、燃やしてもCO₂は基本的に地球上ふえない、プラスマイナスゼロという概念だと思いますけど、そういったものをもとに、今後地球温暖化対策で税金が課せられるようになるので、前もってこういったものを設備を投資していくということですね。それで、よそとの企業誘致の競争力をつけたいというふうに考える、もう非常に結構だと思いますし、こういったものを地域的に不利なところをこういったもので補っていただければなというふうに思っています。

質問は、このバイオマス発電、原料、木なのか、よく前から、竹が水俣、南九州一帯は非常にいっぱいあって、エタノール等の話もありましたですけど、竹というのは使えないのかですね。

あと環境大学ちょっといきます。環境大学は市長の公約の一つでもありました。意見聴取も進んで24年度からはもう動き始めないと、もう構想だけに終わってしまうというふうに思っています。大体二つに絞られてきたというふうに聞いております。水俣の連携大学院、幾つかの大学の連携して大学院をつくって、60人ぐらいの大学院生に学んでもらうというのが一つと、大学院のリサーチパーク、これ研究者レベルですね、研究室レベルのものを水俣に滞在型で学生に研究してもらい、この二つに大体絞られていると思いますけど、少子化になったこの時代、大学もつぶれる時代に、なかなか学生を集めるというのは非常に難しいというふうには私も思います。これだったらできるものを、もう大体絞り込んで、もう目標にしてやったほうがいいんじゃないかなと思います。

ここに水俣に今まで来られた大学の教授とか、大学名がありますが、国際基督教大学、中央大学、東京大学、早稲田大学、明治大学、いろんな大学が実際水俣に入っていると思います。教授を含めですね。こういった方にアンケートをとっておりますけど、そのアンケートの中では、やはり合同利用の滞在施設がないとかセミナーハウスがあればいいとか、インターネットが使える環境が欲しいとか、パソコン、プリンターなどが使えるような施設が欲しいとかございます。こういった実際来られた方の話がありますので、そういったものを一個一個詰めていけば、大学院、教授たちが水俣を気に入っていただければ、そういった研究に学生を連れてこっちで、さっきのリサーチパークですかね、そういったものもできるんじゃないかなと思います。

この中には、水俣までの交通費が高いとか、こういうのは何か補助ができればいいと思いますし、水俣の移動手段が確保しにくい、こういうのはもう自転車を準備すればいいことかもしれませんし、やはり宿泊施設がない、会議スペースがない、いろんな声がありますので、こういったものを一個一個つぶしていけば、大学というものも少し目に見えてくるんじゃないかなというふうに思います。

それにはやはりハードの整備というのが必要じゃないかなと思います。あいている学校を使う

というのも一つの手かなと思いますけど、三中の話がけさ、きょうありましたですね、グラウンドにという。実際、もし環境大学に使うのも一つの案として、もう三中つぶしたときに、あそこにそういったハードを整備する、それも一つの案だと思います。

湯の鶴に1億円、県の予算でぱっとできるんだったら、国の予算で平家のそういった施設ができれば、非常にいいかなと思います。実際にもう動いていかないと、実際に大学構想というのは、また夢に終わってしまうんじゃないかなと思いますので、このハード整備について、どう考えられるかを一つ。

それとやはり人だと思えます。職員の方にいろんな大学に行って、こういった構想を話す、また大学教授に会って話すというのは、どうしても限度があると思えます。実際にそういった人を見つけて1年間、もう委託するとか、そういった団体があったら、そういうところに委託してみて、1年間もう動いてもらうっていうのも案かなと思います。実際そのくらいやらないと、今はもういろんな競争が厳しいわけですから、水俣に来ていただく大学、それとまた教授、難しいかなと思いますので、そのソフトとハードですね、その部分について質問をさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 答弁が長くなって申しわけございませんでした。

西田議員の第2質問ですけど、まず、バイオマス発電で竹を使用できないかということでございます。いろいろ検討した結果、竹はなかなか難しいという結論になっています。これは竹を燃やすときに、燃やす中でクリンカという何かガラス繊維のものが発生して、それがボイラーの中に付着するという性質があるということで、付着したものを取っていく、除去することが非常に難しいというふうになんて言われています。それと、燃焼するとき、竹は一気に燃えてしまうので、なかなか継続性がとれないということで、じわっとずっと一定で燃やすものが、本当にボイラーとしては使えるというふうになんて伺っております。ただ、これから研究によって使えるようになれば、それはさらに検討しなければいけないと考えております。

それと、大学院、環境大学構想なんですけれども、これは議員御指摘のように、なかなか非常にハードルが高いと考えておまして、ただ、一番水俣の強みは、そういう大学院で、学生さんが来るということを目標にしますと、そういう受け皿をしっかりとつくっていくということが大事だと思います。福田議員もおっしゃいましたけれども、西田議員もおっしゃいましたけれども、第三中学校の跡地ということで、今、環境大学の円卓会議の中では、第三中学校も視野に入れて検討しております。先ほどありましたように、こちらに来てどういう教室とかそういう施設が欲しいということで、それをそういう既成の廃校になったところを活用してやっていくということが一番安価で取り組みやすいと思いますので、ぜひそういう形で進めてまいりたいと考えており

ます。

それと、実際に動ける市民とか組織とかに1年間契約して、任せたらどうかということでございますけれども、今、円卓会議のメンバーは有識者も含めたところで、今後、この環境大学構想を進めようとしておりますけれども、その有識者、それとも市民の中にいろんなネットワークございますので、できれば、そういう市民、いろんなネットワークを持っている大学の先生等も含めて、市と一緒に進めたほうが、より効率的じゃないかということで思っておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 水俣で学習される大学生というのは、別に水俣病だけのことじゃないですよ。環境政策、環境経済学、社会学、いろんな多岐に分野が広がっていく。ですから、こういった大学の先生が水俣に入っらっしゃると思います。この小さなまちに、こんな大学の先生がたくさんいらっしゃるということはないと思います。やっぱりそういうのをうまくあいに使っていただきたいなというふうに思っております。

それと、月に1回ぐらいの円卓会議みたいなので、やっぱり進まないんじゃないかなと思うんですけど、私は。本当につくる気があるんだったら、やっぱりもう、ある程度、本当、本腰入れて、1年間、ことし1年、実際水俣に国のほうが目が向いているのもここ一、二年だと思っておりますので、ここで実際に形になるものにしていただきたい。水俣市民、地元子どもたちにとりましても、対外的に環境大学、どんな形にしろ胸が張れるものになると思います。学生さんが水俣にいろんな時期に入っただいて、自転車で町なかを動く、活気にもつながると思いますので、ぜひこれは1年間動いていただいて、それでだめだったときには、もうそれはしょうがないと思うんです。会議ばかりずっとやって、そのままお流れになるというのが、やっぱり一番心配しているところなんです。だから、本当、この24年度、実際にいろんな形で動く、職員は行政も一緒にやったほうがいいというのは、それでも構わんと思っておりますけど、本腰を入れて、この環境大学というものをぜひ実現をしていただきたいなというふうに思っております。それを伝えて、私の質問は終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時5分 散会

平成24年3月7日

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成24年3月7日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時28分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（渕上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第3号

平成24年3月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 環境まちづくりについて |
| | 3 地場企業支援策について |
| 2 大川末長君 | 1 所信表明について |
| | 2 平成24年度一般会計予算について |
| | 3 外郭団体の現状について |
| | 4 東部地域特別養護老人ホーム建設について |
| 3 田口憲雄君 | 1 教育機関について |
| | (1) 小中学校の再編成の検証について |
| | (2) 地元高校に進む子どもたちの状況について |
| | (3) 高等教育機関の設置について |
| | 2 産業構造と方向性について |
| | (1) 産業構造分析と育成について |
| | (2) 広報活動と市民益について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、おはようございます。

日本共産党の野中重男です。

昨年3月11日の大震災と原発事故から、もうすぐ1年になろうとしています。家族を亡くされるときともに、多くの財産を初め、甚大な被害に遭われた方たち、被害者の方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、地震や津波など自然災害に私たちはあらがうことはできません。一方、原発は人間がつくり出したものです。関連業界と政府は危険性が指摘されていたにもかかわらず、ひたすら利益を追求して安全だと国民をだまし、原発建設と増設に突き進んできました。その結果が福島の記事です。日本にある57基の原発で、今動いているのは2基だけです。4月にはそれもすべてとまります。

昨年の夏は猛暑でした。この冬は厳寒でした。しかし、私たちは知恵を働かせて節電したり、企業の操業日を変えたりして乗り越えてきました。原発の再稼働をしないと電力が不足し、産業活動に影響が出ると盛んに言われたときもありました。しかし、それらを私たちは乗り越えてきました。

中央省庁は独自の発電設備を既に設置し、地方自治体も既存の電力会社ではなくて新たな電気事業者から電気を購入し、産業界も独自の電源開発を進めようとしています。水俣市民は太陽光発電を初め太陽熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの開発を支持し、設置も急速に伸びています。市議会は脱原発の意見書を2回も政府に上げました。これは市長の脱原発表明とともに水俣市議会の高い良識・見識のあらわれです。私たち人類のあらゆる活動は、まず安全であることがすべての前提です。水俣市議会が、さすが水俣の議会と言われるように、皆さんとともに私も努力をしていきたいと思っています。

早速、政策提案を交えながら質問に入ります。

1、水俣病について。

①、不知火海沿岸から転出した人たちについては、個別に連絡をとり、情報を提供する手段は考えられないか。

②、濃厚汚染地区であるにもかかわらず、水俣市の申請率が低い状況です。これは水俣病への差別と偏見の結果と思われる。チッソは環境省の要請を受けて、現職勤務員及び関連会社職員が特措法への申請をしても不利益扱いをしないことを伝えました。特措法申請を退職者にも案内するように市長から働きかけられたらいかがでしょうか。

③、ことしの1月、水俣市は特措法の申請を周知するチラシを市民に配布しましたが、熊本県の許可が出ずに、自覚症状を記載したチラシは発行しませんでした。これだけ周知徹底が言われるときであり、自覚症状を入れたチラシを全戸に配布すべきであると考えますけれども、いかが

でしょうか。

④、水俣市内では、対象地域外とされた地域でも、一時金対象になった人もおれば、療養費の対象になった人も出ております。地域外だからと初めから手続きをあきらめることがないように広報すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

⑤、特措法でも健康調査をうたっていますけれども、実施しておりません。健康調査が実施されていないのに、すべての被害者が特定できると考えられるでしょうか。見解をお尋ねします。

⑥、環境省は、特措法の申請受け付けを7月末に終わるとしてしています。処分はいつまでに終わり、JNCの株式の売却とチッソの分社化完了までどのような手順を考えているかお尋ねします。

2、環境まちづくりについて

①、環境首都水俣創造事業として、平成24年度予算に幾つかの計画が計上されています。それぞれの事業内容と今後の計画についてはどのように予定されているでしょうか。きのうの質問等と重複するところはあると思いますけれども、そのまま質問を続けます。

3、地場企業支援策について。

以下3点についてお尋ねします。

①、水俣市の20年前との産業分野ごとの就労者数の変化。

②、同じく第一次産業中、農業、林業、漁業の就労者数の変化。

③、同じく第二次産業中、製造業、建設業、鉱業の事業所数と就労者数の変化。

以上、お尋ねします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については私から、環境まちづくりについては副市長から、地場企業支援策については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、水俣病に関する御質問のうち、不知火海沿岸から転出した人たちについては、個別に連絡をとり、情報提供する手段は考えられないのかとの御質問にお答えします。

現在の住所を把握する方法としては、消除された住民基本台帳及び戸籍の附票での確認が考えられます。なお、個人情報の取り扱いの観点から慎重な対応が必要であると考えます。また、水俣在住者を通じた親類・知人の方々に対する情報提供が考えられると思います。

次に、濃厚汚染地区であるにもかかわらず、水俣市の申請率が低い。これは水俣病への差別と偏見の結果であると、チッソは環境省の要請を受けて現職勤務員及び関連会社職員へ、特措法へ

の申請をしても不利益扱いはしないことを伝えた。特措法申請を退職者にも案内するよう働きかけたらどうかとの御質問にお答えします。

チッソにおかれても、2月17日にJNC水俣製造所において、従業員や取引先に申請の呼びかけを行ったところであり、私も同席をいたしまして、周知をお願いしたところでもあります。なお、今後、労働組合やOB会への周知の協力を要請されるとのことでもありますので、引き続きお願いしてまいりたいと思っております。

次に、ことしの1月、水俣市は特措法の申請を周知するチラシを市民に配布したが、熊本県の許可が出ずに、自覚症状を記載したチラシは発行しなかった。これだけ周知徹底が言われるときであり、自覚症状を入れたチラシを全戸に配布すべきであると考えがいかがかとの御質問にお答えします。

チラシを含む周知につきましては、これまでも行ってきたところではありますが、このたびの救済の申請受け付けが7月31日と決定されましたので、さらに細かな広報・周知が必要であると考えております。

自覚症状につきましては、症候要件の一部であり、掲載の方法に注意が必要ではありますが、御質問に沿うような方向で対応したいと思います。

次に、水俣市内では、対象地域外とされた地域でも、一時金対象となった人もいれば療養費の対象になった人もいます。地域外だからと初めから手続をあきらめることがないような広報をすべきと考えがいかがかとの御質問にお答えいたします。

対象地域に相当の期間お住まいでない方については、客観的な資料や本人への聞き取りを踏まえ、相当な理由を個別に判断されますので、その内容についても、広報・周知していきたいと考えております。

次に、特措法でも健康調査をうたっているが、実施していない。健康調査が実施されていないのに、すべての被害者が特定できると考えるのかとの御質問にお答えします。

地元市長といたしましては、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されるために、健康不安を持たれている方は漏れなく申請をされるよう、特措法に基づく救済について、さらに広報・周知に努めてまいらなければならないと考えております。

次に、環境省は、特措法の申請受け付けを7月末に終わるとしている。その後、処分はいつまでに終わり、JNCの株式の売却とチッソの分社化完了までどのような手順を考えているのかとの御質問にお答えします。

申請受け付け後の処分につきましては、法の規定にのっとり、救済措置の対象者の確定事務を進められるものとお聞きしております。また、JNC（チッソ事業会社）の株式売却（株式譲渡）に関しまして、現時点では、法律上、救済の完了及び市況の好転まで暫時凍結とされてお

り、具体的な手順につきましては、将来的な課題と認識されているものと理解しております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。2回目の質問に入る前に述べておきたいことがございます。

2月27日に、溝口訴訟の福岡高裁判決が出ました。溝口さんを水俣病と認定しなさいという、短く言うとそういう判決だったろうと思います。高裁判決ですので、大変重たい判決ですけれども、このような趣旨の判決はこれまでも多く出ておりましたけれども、環境省は、判決を受けても抜本的に認定制度そのものを変えると、見直すということをしてきませんでした。今回においても、判断条件は認めてもらったというコメントを出しているようであります。本当にすべての被害者を正当に救う姿勢があるのかと、とても私にはあるようには思えません。これを先に述べた上で具体的に2回目の質問に入りたいと思います。

私は、特措法は7月31日で締め切るというふうに言っておりますけれども、恒久的な制度にすべきだと思います。被害を訴える人がいつでも名乗り出てこれるそういう制度にしておくべきであって、門戸はいつでもあけておくべきだと、そのように考えます。

質問項目、6項目入れておりましたけれども、1番から4番までは周知徹底についての部分の質問です。

1番については、個人情報保護法もあるのでということでした。附票等で追っかけられることは追っかけられるけれどもという答弁でしたけれども、親戚とか知人ルートでも、健康不安な方がいらっしゃったら呼びかけてくださいというのを、3番のところの周知徹底の自覚症状を入れたチラシ等をさらにつくったらどうですかというふうに質問したとき、沿うように対応したいということでしたので、その辺の中でも入れていただいて、周知できればというふうに思います。

それから、2番目のところ、チッソの退職の方にも御案内されるように働きかけたらどうかという質問しましたけれども、チッソのほうでも労働組合等にも働きかけるということでしたけれども、退職者の方が私は一番残ってらっしゃるんじゃないかなと実は思うんです。私がこの間、いろんな方からお話を聞く中でこういうのがありました。

なぜ今まで手続しなかったのですかと聞きますと、自分はチッソマンだったと、飯を食わせてもらった。今は年金生活してるけれども、勤務してたときがあったからこそ年金で生活できてるというふうに言われた方もいらっしゃいました。またある方は、夫がチッソに行ってた。またある方は、兄弟がチッソ勤務だった。それらの関係でこれまでできなかったという方が本当にいらっしゃいます。最近はこういう方にぶつかることが多くなりました。

ですから、現職の方とか関連会社だとか、今勤務されてる方については伝わると思うんです。

一番市内で、特に勤労者の方たち、その家族で残ってらっしゃるのは、チッソ勤務されてた退職者の方だと思うんですね。そこに焦点を絞って働きかけるということ、改めてここは市長からチッソに呼びかけていただきたい。そのように思うんです。

1回目の答弁のところでは、お願いしていききたいということでしたので、退職者のところについても、呼びかけていただくようお願いしていききたいという趣旨なのかどうか、そこだけちょっとここは確認させていただければと思います。

それから3点目、自覚症状のところについては、沿うようにということでしたので、そのように接していただきたいというふうに思うんですけれども、実は、自覚症状については、熊大医学部が確立した自覚症状の項目があるんですけれども、五十数項目あります。55項目くらいあったと思います。その中で、もう皆さん御承知の特別措置法の申請用紙、市役所の環境モデル都市推進課に書類を置いてありますけれども、この3ページに10項目については書いてあるんですね。しびれる、震える、カラス曲がりをする、見える範囲が狭い、耳が遠い、耳鳴りがする、味覚・嗅覚の異常、言葉を正確に発せない、目まい、立ちくらみ、つまずきやすい、ふらつく、物を落としやすい等々10項目書いてあります。

そのほかに熊本大学の問診票を使いますと、よくある症状として、手足がやける、布団から手足の先を出して寝ないと寝れないとか、音は聞こえるけれども言葉がはっきり聞き取れないとか、いつも頭痛がする、頭が重い、スリッパが脱げる、手でさわってもおふろの湯かげんがわからない、指先の動作がよくできない、こういうようなことが言われています。

よくある自覚症状については10項目が基本になると思いますけれども、今申し上げたことなども参考にして、自覚症状のところも、これはチラシ等をつくることを検討していただきたいと思います。これは新たなところが入っておりますので、質問にちょっとさせていただきたいと思います。

それから、健康調査のところなんですけど、市長の今の答弁は、あとう限り救済されるように出てきていただきたいということでした。今やるべきことは周知徹底をして、不安のある方、みんな出てきていただきたいということに努力することがポイントだというのは現時点ではそのとおりなんです。ただ、それですべてが出てこられるかどうかというのはだれもわからない、未知数のことなんです。

以前、ここでも議論しましたがけれども、95年のときも、出てきてくださいとテレビでも報道されましたし、新聞でも報道されました。私も当時、患者会の中におりましたので、もう出てみえる方は出てみえたんだろうなというふうに思ったりしてました。でも、新たに今5万近くの方が名乗り出ていらっしゃるわけですけれども、こんなに被害が広がっているというのは、実は渦中にいる者でも把握できなかったことなんです。本当に私は自分の不明を恥じています。ですから、

本当にやろうと思えば、健康調査しない限り、私はわからないというふうに思ってるんですね。だから、熊本県知事は47万人の健康調査を言いましたし、今度の特措法37条でも健康調査の必要性を言ってるんです。しかし、それをしようとしてない。現在までしてないということになっていきます。

それで幾つかあるんですけどね、この前、東京に行きまして、環境省の特殊疾病対策室の室長、室長補佐あるいは医官、お医者さんですよ、3人の方と私ども日本共産党の国会議員団も一緒に陳情する機会がありました。それで、中央公開審議会答申、中公審答申というんですけども、健康調査が十分されてなかった、やるべきだったというふうに書いてあるんです。あなたたちは、こういうのをよく承知した上で、この間、その特措法の業務してきたのかといいますと、実は中公審のこの答申さえもよくわからない、知らないという状況なんです。もう世代が変わってましてね、平成3年の中公審答申、それから20年間開かれてないんですけども、世代があの方たちは二、三年でどンドンどンドンかわっていくんですよ。前のこと、よくわからんというままに今の業務をなさってる実態なんです。ですから、現地からやっぱり物を言っていけないかんというふうに改めて思うんですね。

ここについては、今、特措法である特定範囲が地域的にも年齢的にも区切られてるんですけども、地域的にはどこまで汚染が広がったのか、あるいは44年の12月以降生まれの方で臍帯水銀持っておられる方がどれくらいいて、臍帯水銀のデータと現実の健康状態とを比較対照するというこの調査ですね、あるいは44年以降の転入者、これについても調査するだとか、こういうものを丁寧にやっていかないと、私は特措法を閉じたとしても、水俣は終わることできないというふうに思います。これは本当に不幸なことです。

そういう意味で、現地から不幸な事態にならないように、被害者にとって不幸です。水俣病をずっと、被害者の救済が終わらないままに引きずっていくのは、熊本県を初めとする、国だってその分だけ人を配置して対応をせざるを得ません。費用もかかるわけで、そういう意味では、もうこの際、きちっと終わらせる。そのためにも健康調査するということで、これは現地から声を上げていっていただきたい、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、大体3点だったと思いますけれども、2回目の答弁をいただければと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、チッソに申請の呼びかけをさらにしてほしいというような要望ではなかったと思います。答弁で申し上げましたけれども、去る2月17日に私も行きまして、チッソの社員の方々、それから関連会社の方々を含めまして、東京の本部のほうからおいでになりまして、いろいろな説明もございましたし、その中で、とにかく極端に入り

込んでお話もされまして、これを申請したから人事に関係するようなことはないんだと、そういうこともしっかり御説明になって、健康不安のある者はとにかく手を挙げてほしいというような説明もございました。私も含めまして、そのときに、ぜひ健康不安のある方は手を挙げていただきたいということでお願いをしたところでございました。

その後、お聞きしますと、さっきの答弁でもありますけれども、OBの方々、チッソに関連のあった方々、そういった方々には徹底してその話をしていくんだと、先日はたしか婦人会のほうにも御説明をされたり、商工会議所、または自治会長あたりのところにも、一応そういうことでお願いをしていっているんだというようなお話も伺っておりますので、今後とも引き続き、手を挙げられない方がないように対応していただけるのではないかなと思っております。

それから2つ目でございますが、自覚症状を入れたチラシを作成・配布してはいかがかということでございますので、これは先ほども申し上げましたけれども、議員御指摘のように、自覚症状に関する部分も掲載したチラシを配布したいと思います。

それから第3点でございますが、水俣病の全容をつかむために地元市長として意見を上げてほしいというようなことでございます。もちろん、これからも必要な状況に応じて意見を申し上げていくつもりでおりますけれども、特措法の申請が7月31日で締め切られるということでございますので、その後、その状況によっては、国がそれぞれの考えで、またいろんな御対応もあるのではないかなと思っております。

要は、私といたしましては、7月31日までに、お一人も残ることがないように、手を挙げていただくように、今後も、今考えておりますのが、地区懇談会あたり等を再度やりながら、そこでも十分、健康不安のある方に手を挙げていただくように努力をしまいたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 どうもありがとうございました。1番目と2番目、よくわかりました。OBだとか、いろんなところに働きかけていただいている。自覚症状もそれなりに、入れるべきことは入れてってということでしたので、よろしく願います。

地区懇談会もされていくという今答弁いただきましたけれども、地域に出かけて行って、ある方がこういうふうに出てらっしゃいました。1月の市報に入ってたチラシを見て、行政からこういうふう呼びかけられると、何か安心して相談できるし、申請してみようかなというふう思った方もいらっしゃったという話も聞いてますので、市長が出ていかれるのは、またそれはそれで大きな効果があると思いますので、これも徹底していただきたいと思います。

健康調査については、改めてまた議論するというので、きょうはそういうように受けとめました。

3回目の質問に入ります。

特措法の締め切った後は、7月31日で締め切って、来年の7月末までの間に、その間に名乗り出てきた人たちの何らかの処分をするということで、その後は市況の状況だとか処分の状況を見て環境大臣が判断するというふうに特措法は規定しておりますですね、それはそのとおりなんです。結局、判断は環境大臣が持っているんであって、環境大臣の判断次第では、すぐ行うのか、1年後にするのか、2年後なのか、3年後なのか、大臣の手中に判断権があるという状況になります。だから被害者側にはないんですよ、それで国民の側にもない、環境大臣の側にあるという状況になります。

結局、私は特措法そのものが非常に大きな問題点を抱えてるんですけども、7月31日で締め切ってしまうという、これを是認することは、その後出てくる人たちについては、公健法に基づくものしかないということになるわけですから、結果的には、今たくさんの人が一定の中身で救われてる、特措法で救われてるということを切ってしまうことになると思います。ですから、もっと突き詰めて極論すると、この特措法の流れに身をゆだねるということは、結局、被害者切り捨ての立場に身を置くということにならないかと私は考えるんです。そういう立場にあってはならないんじゃないかな、私はそのように思っています。これについては、市長、どういふふうにお考えになるか、1点、お考えを聞きたいと思います。

2点目は、特措法が締め切られますと、被害者の人たちは公害健康被害補償法に基づく水俣病の認定申請をする以外に制度がありません。行政がつくった制度はありません。もう一つ、司法の制度はあるんですけど、司法の制度は3年、4年、5年というふうに、また苦痛を強いることになります。こういう件については、必ず行政が制度をつくっていくというのが、この三権分立の我が日本においては、そういう制度が当然つくられるべきだというふうに思います。

そして、申請がふえてくるということなんですけど、認定申請がふえてきますと、これを処分しなきゃいけないということになるんですね。処分というのは、認定か棄却かどっちを決めるということを決断するというふうにするんですけども、これはこれで多くの手間と時間とお金がかかるというふうになっています。そういう意味では、特措法を延長したほうがよっぽど経費的には安く上がると、失礼な話ですけども、そういうような中身になっています。

それで、私は認定申請者が続いている間は、公害健康被害補償法に基づく地域指定は解除するべきではないというふうに思いますけれども、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

以上2点。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますが、特措法が締め切られれば、公健法による認定

の申請者も増加するし、そういう可能性があると思うけれども、どうかというような御質問だったと思います。

特措法の救済申請期限後の認定の申請状況については、どのように変化していくかということは、なかなかわかりませんが、高齢化も進んでおりますし、今の時点では、特措法の周知徹底を図って、一人でも残ることがないように全力を尽くして周知徹底を図るべきであろうと、そのように今思っております。

それからもう1点、認定申請が続いている間は、公健法による地域指定は解除すべきではないと思うがどうかということでございますけれども、この件につきましては、将来にわたって、国のほうで慎重に考えられて対応されるのではないかなと思っております。私も引き続き、状況を見させていただきながら、物を言うべきときにはきちっと物を言えるようにしていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、環境まちづくりについて答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、環境まちづくりについて、環境首都水俣創造事業として、平成24年度予算に幾つかの計画が計上されているが、それぞれの事業内容と今後の計画はどのように予定しているのかとの御質問にお答えします。

昨日の淵上議員、福田議員、そして西田議員への答弁でも申し上げましたとおり、平成24年度の環境首都水俣創造事業としては、大きく3つの事業を計画しております。

まず1つ目がゼロカーボン産業団地創出等事業であり、そのうちのゼロカーボン産業団地創造事業は、産業団地内の温室効果ガス排出量をゼロにすることを目標に調査・設計を行うものでございます。次に、スマートコミュニティの構築事業は、各家庭及び企業にスマートメーターを設置することによって、エネルギーの使用量を把握し、使用量削減につなげようとする事業でございます。環境大学の検討事業は、高等教育・研究機関の実現可能性について引き続き具体的に検討する事業で、環境金融商品の開発や地域企業の連携事業は、環境定期預金の開発など、環境金融商品の開発や地域企業の連携を図っていくための事業です。商店街の魅力向上事業では、エコポイントシステム導入実証実験や商店街情報誌の作成を考えております。環境に配慮した安全・安心な食と農の確立事業は、環境と健康にこだわった新商品の開発や販売促進を行う事業です。水銀条約を踏まえた情報発信事業では、水俣の海の写真集の作成を考えております。

2つ目の低炭素型観光推進事業は、観光産業の活性化を図るため、研修会開催やクーポン等の低炭素着地型観光商品の開発を行う事業です。

3つ目の公共空間整備事業は、湯の鶴温泉を事業対象とした地域交流拠点の整備構想策定・基

本設計作成を行う予定でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問に入ります。

きのうからの御答弁だとかをずっと聞いておりました、私も大分理解が深まってきました。それで、3月4日の日に私も同じく環境モデル都市推進委員会、環境まちづくり推進専門委員会の合同会議がもやい館の3階でございまして、傍聴いたしました。私の感想は、9人の職員の方だったと思いますけれども、それぞれ全体、それからそれぞれの円卓会議の様子を報告されたんですけれども、非常に生き生きと報告されてたということが印象で、精査が、若手の職員の方たちの報告だったんですけれども、蓄積されていってるということを改めて感じました。2点目は、報告の中身が極めて専門的であるという、分析の中身も深いという印象を持ちましたし、同時に円卓会議で議論されておりますので、市民的な感覚も要素としては入ってるというふうに思いました。

今度の合同会議等の報告は、環境に配慮した水俣のモデル都市・環境首都の、この水俣らしいまちづくりをさらにどう発展させるかということで、一定焦点を絞りながら進められておりましたので、水俣市として取り組んでいる業務のすべてではないと思います。ただ、すべてではないんですけれども、水俣らしいまちづくりを進めていく上で大変重要な、伸びていく先端を切り開いていく部分なのではないかなというふうに思いました。

それで、最近、水俣市への視察が多いということを知ってたものですから、議会事務局で資料を出していただきましたら、水俣市の方針が今全国的にも浸透し始めてるというのを実感しました。平成23年4月からことしの2月まで57団体、おいでになってるそうです。うち、環境関係の視察は45団体になってる。特に原発事故と環境モデル都市・環境首都関連の称号をいただいてからの視察がふえてるというふうに聞いております。

それで、2つ目の質問に入りますけれども、5つの創造事業があるんですけれども、ゼロカーボン産業団地構想というのは、当面、産業団地内だけの計画ということがわかったんですけれども、今後、産業団地外の事業所あたりにも広げていくというような計画といたしますか、展望といたしますか、こういうのはどのように考えていらっしゃるか、これが第1点です。

2つ目の質問ですけれども、太陽光発電を設置するとか、あるいは水力発電の活用などとか、3月4日の合同会議でも一定ここは資料として出されておりましたし、口頭報告でも一部はあったんですけれども、改めて、この辺のところの計画を質問したいというふうに思います。

なお、電気事業法との関係があると思いますので、市民へのそういうところで発電した電力の供給などについては、今後どのように進めていかれる予定なのか、その辺のところ、2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） ゼロカーボン産業団地について、今後、将来的には産業団地以外にも広げていくかということでございますけれども、市としましては、やはり公害を経験したまちとして、本当に水俣だからこそ模範となるような、他の自治体の模範となるような政策をとっていかなくちゃいけないというふうに考えております。今回の環境首都創造事業は、その使命を具体化するものであると考えております。現在のところ、初めての試みですので、ゼロカーボン産業団地の構想につきましては、まず産業団地内で進めるということで、その成果を見て、今後、将来的には産業団地外にもできないかということで検討していきたいというふうに考えております。

それと、市民への電力の供給のためのいろんな市民参加ということでございますけれども、今申しましたように、ゼロカーボン産業団地構想においては、今後、バイオマス発電も含めて、将来的には太陽光の発電とか小水力発電とか、そういう形でだんだん広げていこうと思ってるんですけども、この再生エネルギーの取り組みをしながら、あと電気会社、ここは九電なんですけれども、その送電との関係とかいろんな問題で非常にハードルは高いものでございます。

それで今後としましては、例えば発電や供給事業の市民参加につきましては、市民がお金を出し合って自分たちの電気をつくるという、市民ファンドみたいな形で、既に全国の例もございますので、それらを参考にしながら、水俣に合ったファンドなどということで検討していきたいと、そういうことで市民参加を図っていきたいということで考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 3回目の質問をいたします。

当面は産業団地の中ということでしたので、一定その容量で電気を使わないと電気事業法では、そのほかに一般にすぐどっかで発電したものを売電することができるかということ、それは規制されてますよね。だから、その関係なんだろうと思うんですけども、いずれ、今回の動きも発送電の分離だとかということも出てくるでしょうし、あるいはもっと少ない電力の使用のところについても、電気事業法の中身が変わっていくということも考えられますので、これらもあわせて今後検討していただきたいと思います。

それから、市民参加のところについては、3月4日の会議でも市民ファンドの話もありました。以前から円卓会議のほうでも議論されてるというふうに聞いてましたけれども、あっちこちに市民ファンド、市民がお金出し合って会社を設立する。あるいは事業所がお金を出し合って電気を供給する事業所を立ち上げて、そこが電力を送るという、ヨーロッパなどでは随分進んでる政策だと思いますけれども、これらも検討しようという話になってましたので、これぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それで、質問の3点目ですけれども、今回予算化されてる創造事業、9つの事業を合計すると1億数千万だったと思いますけれども、とりあえず、現時点で予算化できたものについて計上されてるのかなと私は思いました。今後、円卓会議で合意になったもので、市長がこの政策は進めようと、実施しようという判断したものについては、今後補正予算をつけていくとか、あるいは環境省からのお金を25年度、26年度も引っ張ってくるだとか、そういうような展望といたしますか、予定といたしますか、そういうものはどうなっているでしょうかね。以上、お尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 議員おっしゃいましたように、今現在、9つの事業を今年度の当初予算で計上させていただいております。9つの事業で2億くらいあるんですけれども、今後は、円卓会議を進める上で、当然緊急性なものが出てきたり、すばらしい案が出てくると思います。そういうときには、補正予算ということをお願いしたいと思うんですけれども、基本的には、24年度の事業をしっかりと行って、それから新たなものについては、25年度に再度お願いしていこうということで今のところ考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、地場企業支援策について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、地場企業支援策についての御質問にお答えします。

まず、20年前の産業分野ごとの就労者数の変化についてお答えします。

第一次産業従事者数は、1990年、これ平成2年なんです、国勢調査及び2010年、これは平成22年です。世界農業センサス並びに2008年（平成20年）漁業センサスの統計調査から見ますと、1990年は1,294人、2010年は1,425人となっており、約130名の増加です。

第二次産業従事者数は、2009年（平成21年）経済センサス、1990年（平成2年）の国勢調査によりますと、1990年が5,391人、2010年は3,135人となっており、約2,250人の減少です。

第三次産業従事者数は、同じく1990年（平成2年）の国勢調査、2009年（平成21年）経済センサスによりますと、1990年が8,744人、2010年は9,758人となっており、約1,000人の増加であります。

次に、第一次産業中の農業、林業、漁業の就労者数の変化についてお答えします。

農業従事者数は、先ほどの出展によりますと、1990年が1,107人、2010年が1,134人です。林業従事者数は1990年が87人、2010年が130人です。漁業就業者数は1990年が100人、2010年が161人となっております。

次に、第二次産業中の製造業、建設業、鉱業の事業所数と就労者数の変化についてお答えし

ます。

製造業については、1990年が事業所数154、従事者数3,595人、2010年が事業所数80、従事者数2,049人です。建設業については、1990年が事業所数174、従事者数1,462人、2010年が事業所数115、従事者数887人です。鉱業については、1990年が事業所数の記録はありません。従事者数は6人、2010年が1事業所で従事者数3名となっております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございました。私も国勢調査の資料等はインターネット等を出しておりまして、この傾向はずっと考えてきました。それで、総括的に言えることは、就労者数で言いますと、第一次産業でこの5年間に少し増加してる。二次産業については、この20年間に58%に減少してる。三次産業については、20年間で10%増加してる。こういう傾向があると思うんです。なお、一次産業について、一次産業の農業、林業、漁業については、3つの業種とも統計のとり方がちょっと変わったのかわかりませんが、数字だけ見ると、少し増加かなというのが言えると思います。

二次産業の中で、製造業の減少が非常に顕著であるというのが見えてきました。事業所数は154から80になってますので、52%になってますね。従業者数がほぼ半減、就労者数は57%になってますので、これは6割くらいになってるといえるのがわかると思います。この中で、二次産業の減少の原因がどこにあるのか、ちょっとこのデータだけではわかりません。どういう業種でどういう事業所において減ってるのか、あるいは倒産したのか、人員の縮小なのか、その辺はちょっとよくわかりませんので、ちょっと物が言えないんですけども、それはまた追って時間をかけて調査するとして、これらの産業構造の衰退といいますか、きのうからの議論ありまして、労働可能な世代の減少傾向が少子化とかいろんなのに結びついてるといことも言われてました。それで、この減少傾向が20年前と比べると、人口で3万4,500人が今2万7,000人になってるとい、この産業構造のところで、事業所数あるいは就業者数の減少がまち全体の人口の減少にもつながっているというのがよく数字でわかりました。

実は私ども、議会運営委員会では、この前、京都の綾部市について視察をさせていただきました。綾部市は京都から北のほうに五、六十キロのところですので、大都会の郊外ということで、人口がそんなに減ってるというふうには思わなかったんですけども、林業の衰退、農業の衰退、限界集落が相次いでると、そして主力産業であった繊維産業が縮小するというので、人口が物すごく減ってるというようなことを言われておりました。しかし、全国的に減ってるというのは、もう国の人口政策そのものが大きいかかわるというのは、もちろん当然のことなんですけれども、地方自治体にできることは限られてるといふふうに思いますけれども、しかし、指をくわえて待つとくわけにいかないといふふうに思います。水俣に合ったやり方で地場の企業をどう

支援していくかということが必要なんだろうというふうに思います。

きょうの熊日新聞に、きのうの議会答弁を受けて地元企業の建設とか増設などへの補助について検討してるという記事が出ておりましたので、私もこれをお伺いしたいなと思ってたんですけども、きのうの一般質問に出て、熊日記事出ましたので、大まかについては理解できてるんですけども、改めてちょっと質問したいと思います。

1番目は、議会に提案されている条例改正案のところで、企業支援員というのが新たに費用弁償のところで出ております。この企業支援員というのはどんな仕事をされるのか、あるいはどんな仕事をしてもらいたいと想定されているのかについて答弁いただきたいと思います。

2点目は、私は先日、熊本県庁に行きまして、商工観光労働部の産業支援課長から話を聞きました。県では、今年度から、今年度というのは23年度ですね、から地場企業の立地に関する優遇措置を始めたということでありました。外からの企業進出が進まない状況で、地場企業を育成し、雇用を拡大していくことが大切になってるということで、水俣市も地場企業が増設をして拡張するときに補助金を出せるように研究したらどうかというふうに思っています。もちろん新聞記事の中身なんですけれども、これについても答弁をいただきたいと思います。

それで、もう少し県から出てきた資料を紹介しますと、熊本県の地場企業立地に対する優遇措置の御案内というペーパーをもらってきたんですけども、県内に本社を有する企業が行う工場等の新增設のうち、県が事前に認定したもの、対象事業等についても、製造業、サービス業等が入っております。なお、補助対象経費としては、工場等の建物、機械設備などが対象になるというふうになっておりますけれども、水俣市で今計画されているのはどういうものか、2点にわたって、ちょっと答弁をいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、企業支援員について御質問ございました。昨日の緒方議員への御質問にもお答えしましたように、本市の産業の活性化と雇用の安定あるいは創出を図るために産業支援センターを設置いたしまして、そこに所長と企業支援員を配置したいというふうに考えております。

企業支援員の主な業務といたしましては、企業訪問や電話等の連絡により、それぞれの企業の課題や問題点を把握いたしまして、その解消に向けて職業安定所や商工会議所、県に新たに設置いたしました雇用創造協議会、みなまた環境テクノセンターなどと連携いたしまして、効果的な対応策や支援を行うことを目的とした会議を主催すること。地元企業の新商品開発や販路拡大、マーケティングの動向など、助言や関係機関とのマッチングを図ること。異業種間の事業連携に関する仲介や提案をすること。経営全般や財務・技術などについて相談を受け、専門家を紹介す

るなどの総合的サポートをすること。国や県・市の各種優遇制度や支援制度などの相談や紹介をすること。その他各種セミナーの開催支援をすること。こういったことを企業支援員にやっていただきたいというようなことを考えております。

次に、地場企業に関する補助金につきましての御質問でございました。

先ほど申されました県が実施します地場企業立地に関する優遇措置、こちらにつきましては、昨年か県の産業支援課あるいは企業立地課、こういったところと情報交換をしております、市といたしましても、県と同様に地場企業の支援に取り組むべきという考えから、補助制度の創設に向けた作業を現在行っております。基本的には県の制度を参考に、市内において工場等を新設または増設する地場企業に対しても、現在の誘致企業に対する補助制度と同じ条件で投下固定資産額や新規雇用者が一定以上であれば支援したいというふうに考えておりました、できるだけ早い時期に実施できますように進めてまいります。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 わかりました。3回目の質問ですけれども、県の課長の話では、申請を何件か受け付けてるといふふうに言っていました。だけれども、まだ交付には至ってないということですので、税金を補助するわけですので、慎重さとともに、使い勝手がいいといえますか、スピーディな点も必要があるのかなというふうに思います。この点については、補助制度についてはどのように、よりスピーディにされるように考えていらっしゃるか、やっていく中でいろいろと改善していく面は当然出てくるというふうに思うんですけれども、現時点で考えておられることについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 地場企業支援の制度について、現在考えていることということでございました。

現在、この補助要綱の検討を行っているところでございます。市においては、まずは誘致企業に対する支援と同等の支援制度を創設することをまず考えております。あわせて、今議会に予算を提出しておりますように、地場企業の経営安定化を図るため、市の融資制度を活用して、金融機関から融資を受ける場合、その利子の一部を補給する制度を新たに設けたいと考えております。

また県におきましては、本年度から水俣・芦北地域の産業振興と雇用創出を図るため、法人の企業あるいは新分野への業務拡大を行う場合に、設備整備費等に関しまして、500万円を限度としまして3分の2補助の助成等を行う制度を創設したりしております、県・市がそれぞれに地場企業への支援策を準備しておりますので、こういったものを積極的に活用していただきたいと

思っておりますし、その上で必要があれば、さらに地場企業に対する支援を行うような制度の創設を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 こんにちは。

自由民主党の大川末長でございます。

東北大震災からはや1年を迎えようとしております。亡くなられた方あるいは被災に遭われた方に改めてお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

それにしても、復興・復旧が遅々として進まない現状に、被災者、被災地域はもちろんのこと、全国民のいら立ちは増すばかりであります。政府におかれましては、一日も早い復興・復旧を図られるよう切にお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして順次質問をしていきます。

1、所信表明について。

市長は、今議会冒頭で今年度の所信表明をされた。関心と期待を持って聞き入ったところであります。市政全般にわたる総花的なものであったが、首長の所信表明としては、当然といえば当然であろうと思います。ただ、毎年聞いて感じるのは、抑揚もなく棒読みので、例えば今年が目玉になるような施策などには力を入れるなり、あるいは繰り返すなどの工夫があれば、もっとやる気も感じられ、期待感も違ってくるものであるというふうに思いました。

また、みずからを律するという意味での行政改革についての取り組みに意欲が欠けているようにも感じられました。

さて、前年度の所信表明では、水俣の発展に向け、目に見える形で、かつスピーディに取り組むということで施策展開された。特に目立ったものには、南九州におけるレアメタルリサイクルの中間処理拠点を目指し、経済の活性化と雇用の創出につなげるというものであった。もちろん他にもいろいろな施策は盛り込まれていましたが、そこで、以下質問します。

①、前年度の所信表明をどう総括するか。

②、前年度と特に変わった施策は何か。

③、今年度最も重点的に取り組みたい施策は何か。

2、平成24年度一般会計予算について。

地方行政はそこに住む住民のためのものであり、その究極の目的は、とりもなおさず住民の福祉を高めることでもあります。平たく言えば、住民の幸せを高めることでもあります。

市長は常々、住民のだれもが生きる喜びや楽しみ、豊かさを実感できるまちづくりを進めると言っておられる。魅力あるまちにはおのずと人々が集まり、交流が盛んになって活性化するものである。

近年、市民のニーズはますます複雑多様化しており、その中で究極の目的達成へ向け限られた予算を配分するには、まず財政が単年度に限らず長期にわたって健全でなければならない。一般的に健全財政とは税收、地方交付税などの経常的一般財源で人件費、物件費、公債費などの経常的経費を十分賄い、なお相当額の一般財源を建設事業費等の投資的経費に向けることであるが、内部管理経費を極力圧縮して、いかに住民福祉向上のための投資的経費を捻出するかが最も重要なかぎであろうと思います。また、そこに財政の運営の難しさもあるんじゃないかと思います。

ここ数年の財政状況を傾向的に見てみると、公債費比率は下降きみであるのに対し、補助費、物件費、繰出金等が上昇きみ味である。ひところ100%近くまで上昇していた財政構造硬直化指標である経常収支比率が目標とされる80%まで、あと一步のところまで下降していることは、やや柔軟性を帯びつつあるのかなというふうに思われます。

要は冒頭に言及したように、端的に言うならば、経常的経費を極力抑え、投資的経費をふやす努力をしないと、市長が目指す、市民が豊かさを実感できるまちづくりにはつながらないのではないか。

そこで、次に質問します。

①、今年度予算の目玉は何か。

②、所信表明の重点施策とはどう整合されているか。

3、外郭団体の現状について。

本市の外郭団体には株式会社、公社などがあるが、それぞれに目的・使命を持って設立されたはずである。この外郭団体は公共性を持った企業・団体でありながら、法制上は議会や住民の監視、住民参加の道が閉ざされている。果たして所期の目的は達成されているのか、そしてそのメリットにはどんなものがあるのか。

もともとこの団体は、本来市場メカニズムの洗礼を受け、独立採算制を堅持し、効率的な経営と適正な費用負担を期待されて設立されたものではなかったのか。初めから行政主導型で発足したことから、依然として親方日の丸的意識がありはしないか。赤字になっても、最終的には一般会計からのテコ入れがあることを予測し、民間企業で見られるような経営の厳しさ、効率化・収

益化の努力が欠けてはいないか。また、行政側と団体の癒着も生まれやすく、天下り人事のたまり場にもなりやすい。

このようなマイナス症状の原因の一つに、市民的コントロール機能を欠いたまま内輪だけの問題となっていて、先ほども申したように、制度的に議会の批判が届かないこと、第2に厳しい市場メカニズムに対する認識を欠き、官庁式の甘えの体質が残っていること、第3に行政側は団体を下請負、便宜な団体として育成し、これを利用し、本来の目的、メリット、効率等に余り関心はなく、ひたすらに既得権化していないか。いずれにしても、どの団体も設立二十数年を経過しており、そろそろ制度疲労も出るころでもあるのではないかと思い、取り上げた次第であります。

そこで、以下質問します

①、本市の外郭団体はどのようなものがあり、補助金、委託料の総額は幾らか。

②、振興公社の設立目的・役割は何か。

③、振興公社の事業内容にはどのようなものがあるか。

4、東部地域特別養護老人ホーム建設について。

このたび、市はかねて予定していた東部地域への特別養護老人ホーム建設について、業者及び場所を決定し、その建設予定地は石坂川小学校跡地と聞いている。

①、建設予定地の学校跡地は全体的にどのように利用されるのか。

業者選定については、平成23年度水俣市地域密着型サービス事業所等指定事前協議事務要綱の中にスケジュールが示され、書類提出が求められたようであるが、質問として、②、業者選定はどのように行われたのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、所信表明については私から、平成24年度一般会計予算について及び外郭団体の現状については総務企画部長から、東部地域特別養護老人ホーム建設については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、所信表明についてお答えします。

まず、前年度の所信表明をどう総括するかの御質問についてお答えします。

平成23年度は、よその自治体と違う水俣ならではのまちづくり、水俣の特性を生かした環境をまちづくりの機軸に据え、市民が豊かさと活気を実感できるまち、安心していきいきと暮らせるまちを目指して市政運営に取り組んでまいりました。

環境産業の振興、地場産業支援、安心して住めるまちづくりなどを市政運営の基本方針として各施策・事業を実施してまいりました。主なものとして、新たな補助・支援事業として一般住宅への環境配慮技術補助制度、電動自転車購入補助制度を市内事業所の活性化に配慮した形で創設しました。施設整備としては、第一中学校のエコ改修、市役所庁舎空調設備改修、医療センター及び水道局庁舎への太陽光発電設備の設置など低炭素化に向けた整備を行い、また観光振興のため、湯の鶴観光物産館を整備しております。医療センターについては、医療施設の充実のため、老朽化した西館建替工事に着手しました。さらに、市民の利便性向上のため、みなくるバス、乗合タクシーの路線の見直し、子育て支援策として予防接種の無料化と拡充などを実施しました。引き続き検討を進めている事業や計画段階の事業もあるものの、おおむね事業は着実に進捗していると思っております。

また、東日本大震災は多くの人々の生命・財産に甚大な損害を与えたのみならず、日本全国に多大な影響を与えましたが、水俣病を経験した市としてメッセージを発信するとともに、物的・人的支援にも努めました。まだ目に見える形になっていない施策や事業もありますが、23年度の成果と反省を踏まえて、24年度の施策事業に取り組んでまいります。

次に、前年度と比較して特にかわった施策とは何かについての御質問にお答えします。

水俣の特性である環境をまちづくりの軸に据え、経済活性化・雇用創出、安心・安全な暮らしができるまちづくりに取り組むことは、変わることなく引き続き推進してまいります。

平成24年度においては、これまでの自然エネルギーへの取り組み、観光施設等の整備などとともに、市民と一体となってさらに取り組みを進めたいと思っております。特に、環境まちづくり研究会の提言や各円卓会議で市民の皆様と一緒に検討していただいた事項の実現に向けた取り組みを進めます。

具体的には、環境首都水俣創造事業として新たにバイオマス熱電併給施設を設置して、ゼロカーボン電力を供給するとともに、水俣産業団地内全体の温室効果ガス排出量をゼロにすることを目的とするゼロカーボン産業団地の整備、環境と健康に配慮した安全・安心な食と農の提供を推進する環境首都ブランドの確立、着地型観光商品の開発による観光産業の活性化、高等教育研究機関の実現可能性を検討する環境大学検討など、さまざまな事業に取り組んでまいります。

平成24年度は、このような事業に取り組んでいくことで、これまで以上に環境行政に磨きをかけ、東日本大震災の被災地を初め、国内の中小都市の地域域再生モデルとなるよう取り組んでまいります。

次に、今年度最も重点的に取り組みたい施策は何かの御質問にお答えいたします。

日本で唯一の環境首都として、命と環境を根底に据え、環境を軸として経済活性化と雇用創出を図っていくための施策が最重点の施策と考えております。

そのため、まず、地域経済の元気づくりのためのさまざまな施策に取り組みます。

地場企業の支援につきましては、企業等からの各種相談や事業連携等を支援する産業支援センターを開設します。新たな融資制度や起業家のための助成制度の整備を図ることや、新商品や新技術の開発、販路拡大への補助・支援についても引き続き行います。

水俣産業団地内で使用する電気や熱供給を再生可能エネルギーを活用したゼロカーボン産業団地として整備していきます。このことにより既存企業の環境価値を高め、水俣環境ブランドによる競争力向上と新たな企業立地に貢献できるものと考えております。

企業誘致につきましては、企業誘致戦略を立て、県と連携を密にして、設備投資や拡張を予定している企業を対象に積極的に訪問し、誘致できるよう活動します。

また、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進では、平成24年7月31日までとなった水俣病被害救済特別措置法に基づく救済申請について、本市としても被害者の皆様のあたう限りの救済がなされるよう、国と県と連携して周知方法に努めます。

環境モデル都市の推進につきましては、環境モデル都市推進委員会や5つの円卓会議を通じて協働を進め、さらに磨きをかけて、実践につなげます。さらに、太陽エネルギー利用補助事業やエコ住宅建築促進総合支援事業等の具体的な事業を行うことで、環境と経済が調和した日本の環境首都みなまたにふさわしい環境のまちづくりに取り組んでまいります。

また、農林水産業の振興につきましては、サラたまちゃんを代表とする特別栽培農産物や有機農産物など、安心・安全を基本とした農作物の生産拡大を図るため、生分解性マルチの普及や有機農業等への取り組み支援とともに、販路開拓・PR活動を行い、環境首都ブランドの確立を目指して取り組んでまいります。さらに、平成25年度に開催されます全国豊かな海づくり大会に関して、県や関係機関と連携してイベント等を開催いたします。

また、医療・福祉の充実では、高齢者福祉については、介護予防として、まちかど健康塾の継続実施、内容充実を図るとともに、要介護認定の主な原因疾患である認知症予防のための認知症予防教室を新たに開催します。また、健康づくりの推進につきましては、生活習慣病予防を主眼に置いた30歳代の若年者向けの特定健診、40歳節目の方たちを対象とした無料検診の新規導入を行います。

暮らしやすい生活づくりとして、学校教育については、小・中学校の中から学校図書館活用教育推進モデル校を指定し、学校図書館の充実及び学校図書館を活用した学習指導の研究・推進を図ります。生活環境の整備として、肥薩おれんじ鉄道の車両改造などを行い、観光振興も考慮した交通体系の整備に取り組んでまいります。

水道事業については、市東部地区及び久木野地区における簡易水道統合整備事業に着手し、安定した水道水の供給を行います。公園事業については、湯の児地区にある湯の児公園を初めとす

る4カ所の公園の再整備に着手します。

このような施策を重点的に取り組むことで、市民のだれもが安心・安全で豊かな暮らしが実現できることを目指してまいります。以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

前年度の総括としては、掲げた施策が確実に進捗しているという答弁でございました。効果がさらに目に見える形であられるように、さらに全力を挙げて取り組んでいただきたいというように思います。

さて、前年度と特に変わった施策に環境首都水俣創造事業が出てきました。国の予算が2億円もつくということで、この上ない喜ばしいことでございます。これは停滞した水俣の経済界に活力を与える絶好の機会ととらえるべきであると思います。既に本年度の予算に計上されて執行されるが、①、今年度、これに充てられる総予算は幾らか。②、この事業は今年度から始まって、いつごろ終了の予定か。③、主な事業と実施計画にはどんなものがあるか。④、その実施計画には効果が予測されているか。⑤、その実施主体はどこか。これにつきましては、昨日からきょうにかけて数名の方の質問があっているが、それだけ、これに対しては皆さんが関心と期待を持っているということで、そのまま答弁をいただきたいと思います。③の主な事業と実施計画にはどんなものがあるかについては、省略してもらっても結構です。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、お答えをさせていただきます。

来年度の予算に計上されているが、どのように執行されていくのかということですが、まず、来年度、これに充てる総予算は幾らかということでございますけれども、水俣市、芦北町、熊本県含めまして、総事業費が2億4,850万円でございます。このうち、水俣市での事業が1億2,450万円となっております。これは、このうちの8割が環境省で1割が熊本県が補助金として出すというようなことになっております。

それから、この事業は今年度から始まって、いつごろ終わるのかという御質問でございますが、本事業の終わりの時期については現在聞いておりません。25年以降の予算につきましては、今後、円卓会議の検討内容でどういったものが出てくるか、よくわかりませんが、それに応じて、国のほうには要望していきたいと、そのように思っております。

それから、その実施計画には効果の予測はされているのかということですが、これらを行うことによりまして、まずはやっぱり二酸化炭素の排出量の削減がまず行われると、水俣が求めておりますということだろうと思います。そのことが本市の環境ブランドが向上

し、経済産業の基盤というのが強化されるのではないかなと思っておりますし、競争力に勝っていくためにも、強力な手だてになるのではないかなと、そんなふうにしております。

それから最後に実施主体ですね、この事業の実施主体はということでございますけれども、これは水俣市が主体になります。以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をいたします。

具体的な事業の中にゼロカーボンというのが出てきました。具体的にはどういう事業で、どのような効果が期待されるのかということをお聞きしたいと思っておりましたけれども、これについては、もう何回も答弁がっておりますので、割愛させていただいて、ただ、木質系を利用するというようなことを聞いているが、そこはわかっている範囲内で答弁をお願いします。そして、その実効性の見通しについて、この2点を質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 御案内のように、このゼロカーボンの産業団地構想と申しますのは、先ほど副市長のほうからも答弁いたしました。水俣市の産業団地を想定しております。現在供給されております電気などのエネルギーを再生エネルギーにかえるということでございまして、まず、水は、一応計画でございまして、チッソの工業用水を利用させていただいて、そして間伐材あるいは建設廃材と申しますか、そういったものを燃やして、それで水を温めて蒸気を出して蒸気を電気にかえるというやり方です。そして、その熱をまた温熱水ということで工場に利用していただくと、そういうような一応今のところ計画を立てているところでございます。

これによって、もちろんCO₂の削減もできますし、さっき言いましたように、これがうまくいきますと、水俣市全体に広げていくこともできるのではないかなと、そのようにしております。

○議長（真野頼隆君） 次に、平成24年度一般会計予算について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、平成24年度年度一般会計予算について、今年度予算の目玉は何かとの御質問についてお答えします。

先ほどの今年度最も重点的に取り組みたい施策は何かとの御質問と重複する部分もございまして、重ねて申し上げます。

まず、これまで進めてきたごみ問題へのさまざまな取り組みや太陽光発電の普及事業、自転車のまちづくり、ゼロ・ウェイスト実現に向けた取り組みなどをさらに推進しつつ、みなまた環境まちづくり推進事業等を通じて得た新たな視点を加味して産業振興、地域振興につなげる新たな

取り組みとして環境首都水俣創造事業に着手いたします。

これは、環境の分野にとどまらず、産業・経済分野とも連動して、環境をキーワードにした地域の再生・振興という新たな地域経営モデルの構築を目指し、環境省、熊本県とも連携して実施するもので、2款総務費、5款農林水産業費、6款商工費にまたがり、環境大学の検討、安全・安心な食と農の確立、ゼロカーボン産業団地の創造、環境金融商品開発など10事業、総額約1億2,500万円に上るプロジェクトであり、今回の当初予算の目玉となるものと考えております。

そのほか、道路・住宅の整備、総合医療センター西館の建てかえ、学校施設の耐震化など、市民生活を支える社会基盤の整備に係る事業費を計上しております。

これらは、長引く景気停滞の中、地域経済の活性化という視点からも、本年度の重要な取り組みであると考えており、これにより、投資的経費である普通建設事業費は、前年と比べて約18%の増加となっております。

また、新たに産業支援センターを設置し、専任の支援員を置いて、地元企業の各種相談、事業連携の支援体制強化を図ることとしているほか、商工資金貸付事業において新たな利子補給制度の創設を予定しております。

さらに、湯の児地区での公園、浮き桟橋などの基盤整備のほか、湯の鶴地区の新たな観光物産館のオープンに伴う事業、中尾山公園のアクセス道路と案内看板の整備、観光地としての水俣の知名度アップに向けた各種のPR事業などに力を入れております。

これらの取り組みを通じ、地域経済の活性化、雇用の創出といった市民の皆様の実切な御要望に少しでもおこたえできるよう努力してまいりますとともに、福祉、保健、衛生、防災など市民の安心・安全な生活を確保するための事業を着実に推進し、子どもからお年寄りまで、水俣で暮らせる喜びを実感できるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、所信表明の重点施策とはどう整合されているのかとの御質問についてお答えをいたします。

所信表明において市長から申し上げましたように、平成24年度は、これまで本市が取り組んできた環境に関するさまざまな取り組みのほか、生活基盤の整備、観光振興の施設整備、暮らしの安全・安心を守るための施策などを基礎として環境まちづくり研究会や円卓会議での市民を交えた検討の成果を実現に向けて推進する都市であると位置づけております。

そこで、所信表明において掲げた地域経済の元気づくり、水俣病問題の解決と環境モデル都市の推進、農林水産業の振興、医療・福祉の充実、暮らしやすい生活づくり、行財政改革の推進という6つのテーマに沿って、日本で唯一の環境首都として、命と環境を根底に据え、環境を軸とした経済活性化と雇用創出を図りつつ、環境で飯が食えるまちづくりに目に見える形で取り組むこと、市民とともに汗をかき、着実かつスピーディに事業を推進すること、地域経済の活性化に

積極的に取り組むことを念頭に既存事業の見直しと新規事業の検討を行い、事業の選択と集中を図ったところであります。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

答弁にありましたように、環境首都水俣創造事業は、確かに今年度当初予算の目玉と言えるものと思います。このあたりの投資の影響があったのか、私が注視してる投資的経費が今年度は前年度比18%上昇しております。いい傾向にあるのではないかというふうに思います。ただ、全体の予算比では、12.27%と他市に比べて平均で3%ぐらい低いんじゃないかという気がいたします。そこで質問として、さらに投資的経費比率を高める方策としてどんなことが考えられるか。②、上昇傾向にある物件費、補助費、繰出金、ほか委託料などを下げる考えがあるのか、あるとすれば、どういう方策があるのか。以上。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 投資的経費をいかに高めていくのかと、そういった方策について第1点目の質問でございましたけれども、本市の平成24年度一般会計予算における普通建設費の事業費は約17億3,100万円と、最初申しましたように、18%程度を占めております。でございますが、全体的には12.27%、議員が申されたとおりでございますけれども、県下他市町村の平成24年度の当初予算というのは、まだ全体を把握しておりませんが、22年度の決算について申しますと、県下でも14市中、下から2番目の位置に、24年度においてはあったということで、そんなに大きな数字を占めてるわけではございません。

本市のここ数年の普通建設事業費の推移を見ますと、財政健全化計画に基づき、歳出の見直しに着手した平成16年度以降、決算額に占める割合は10%前後で推移しておりましたが、22年度には国の緊急経済対策等の影響で13%に達し、それから23年度につきましては、一中の学校エコ改修あるいは湯の鶴観光物産館などの大型事業を実施したと、そういったことから、さらに増加するものというぐあいに見込んでおります。

長引く景気停滞の中で、都市部に比べおくれがちな社会基盤整備を推進するとともに、疲弊した地域経済の底支えという意味からも、地方において公共事業には大きな役割と意義があると、事業量の確保について一定の配慮が必要であるということは十分に認識をいたしております。

ただ一方で、普通建設事業の多くは財源として国・県の補助金あるいは交付金を伴うと、そういったもので事業量の増減が国の政策に大きく依存してるというのも現実でございます。着手に当たっては、なお財源の裏づけだけではなくて、事業の必要性であるとか、あるいは有効性、さらに緊急性等についても検討が不可欠でございます。将来にわたって市民生活を支え、本市の

さらなる発展に資することを期すべき投資的経費については、内容を十分に吟味して、必要な事業を適切に実施に移すということが肝要であると、そのように考えております。

今回、当初予算に掲げました環境首都創造事業や円卓会議で調査研究の成果の事業化が今後においては見込まれる。そういった、ほかに引き続き都市再生整備計画、それと消防本部庁舎の建て替え、あるいは防災行政無線のデジタル化といった、さらに袋インター接続道路の建設であるとか市役所庁舎、文化会館、公民館などの施設の維持改修など多くの大規模事業が見込まれております。そういったことから、普通建設事業につきましては、25年度以降も今年度と同程度、またそれ以上の金額、比率で言いますと、もっと伸びるのではないかと、推移するものと見込んでおります。

物件費、補助費、繰出金などを下げる方策ということでどうかということでしたが、25年度以降見込まれる財政需要に対応できる財源の確保と財務体質の改善は差し迫った喫緊の課題であると、それはもう御指摘のとおりでございまして、一般に義務経費とされる人件費、それと扶助費、公債費のほか、物件費、補助費、繰出金の削減に取り組まなければならないと、そういった強い認識を持っています。

24年度当初予算では、人件費は職員給与費等については減少していますものの、退職手当の増加により約1,600万円の増加、それから扶助費については障害者自立支援費、それから保育所運営費の増加によりまして約5,400万円の増加、補助費については広域行政事務組合のごみ処理費負担金、病院事業負担金の増加によりまして約1億4,700万円の増加、さらに物件費については、先ほど言っておりますが、環境首都創造事業に係る委託料などのために約8,000万円の増加になっております。繰出金については介護保険事業、後期高齢者医療事業への法定の繰出金の増加等によりまして約5,500万円の増加など、各費目とも軒並み増加に転じているというのが実情でございます。

これらは制度上義務づけられた負担や新たな事業展開に伴うやむを得ない負担増でございますが、それ以外のいわゆる経常経費を見直し、少しでも一般財源を浮かせて投資的経費に充てるよう努める必要があると、そのように考えております。

これまで本市では財政健全化計画、それと四次にわたる行財政改革大綱、定員適正化計画などに基づいて歳出の適正化、定員管理の徹底などに努め、人件費や物件費、補助費、繰出金などの経常的経費の削減に取り組み、一定の効果を上げてきたものと考えております。幸いにいたしまして、22年度においては、市税、それと地方交付税等の増収に伴い、財政調整基金、それと減災基金への合計5億3,600万円の予算積み立てを行っております。財政調整基金の残高は約19億円ということで望ましい水準とされます標準財政規模の約2割のレベルにようやく達することができたというそういう状況でございます。

今後、水俣市の将来像を描き、現実のものとしていくために、いま一度、行財政改革の原点に立ち返りまして、引き続き、事務事業の徹底した見直しに努め、歳出削減と適正化、組織機構の合理化、定員管理の徹底などに真摯に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 冒頭に、地方行政の目的は住民の福祉を高めることにあるということを申しました。市長も全く同じように、だれもができる喜びや豊かさを感じる、そういうまちづくりをすると、これはまさに行政の目的であるというふうに感じます。そういう面では、やはり住民福祉向上のための投資的経費を捻出するということが大事なことであろうというふうに思います。

答弁を聞いておりますと、投資的経費は国の政策に左右されるというようなことでございましたけれども、きのう吉本部長の答弁の中には、職員数が他市に比較して30名ぐらい多いというような答弁もございました。そういう面からすると、内部管理費の圧縮努力が不足していると言えるんじゃないかというふうに思います。もっと、そういう内部管理費を圧縮する努力をされたいということ、これは要望としておきます。

第3の質問としては、産業支援センターを新たに設置し、専任の支援員を置いて、月額18万3,000円を支給するとしている。これについては、テクノセンターとか、あるいは総合経済対策課がこれらの所管するところではないかというふうに思うわけです。なぜ新たにこういうセクションを設置しなければならないのか、二口目には、予算がない、予算がないと言いながら、組織ばかり広げて、経費をつぎ込むことに非常に疑問を感じるところです。もっと既存組織を有効に活用して、それらでこういうことに充当するということは考えられないのか、これを質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 環境テクノセンターのお話が出ました。株式会社環境テクノセンターでございますけれども、これらは産・学・研究機関との連携によりまして、主に国の研究事業の受託や財団からの助成を受けまして、環境技術研究開発に取り組んでまいってきたところで、これまでにバイオマス有効利用のための微生物生育技術に関する基盤研究事業、環境再生のための海藻の利活用に関する技術

（「議事進行」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質問に対して、テクノセンターの役割とかそういうのじゃなくて、だから、そういうテクノセンターとか経済対策課で産業支援センターのかわりをすべきじゃないかというそういう質問ですから、その質問に的確に答えてください。

○産業建設部長（厚地昭仁君） これに関連いたしますので

〔議事進行〕という者あり)

○大川末長君 時間がありませんので、簡潔にお願いします。

○産業建設部長(厚地昭仁君) はい、わかりました。

続けます。環境再生のための海藻の利活用に関する技術開発研究、竹からの高効率バイオエタノール生産技術の実用化開発事業等に取り組んでまいりました。一方、今回新たに設置いたします産業支援センターは、先ほども申し上げましたが、地場企業の支援のために設置するもので、そもそもの設置趣旨が違うということでございます。以上でございます。

○議長(真野頼隆君) 次に、外郭団体の現状について答弁を求めます。

〔議事進行〕という者あり)

〔答弁が1つ足りないようですが、総合経済対策課は、じゃあどうなんだという質問だったんで、その答弁はないでしょう。〕という者あり)

○議長(真野頼隆君) 厚地産業建設部長。

○産業建設部長(厚地昭仁君) 総合経済対策課につきましては、この産業支援センターを所管いたしまして、トータルとして市の産業政策あるいは企業誘致、そういったものを所管いたしまして、その下で産業支援センターが具体的に地場企業支援を行っていくと、そういうようなことでございます。以上でございます。

○議長(真野頼隆君) 次に、外郭団体の現状について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

(総務企画部長 吉本哲裕君登壇)

○総務企画部長(吉本哲裕君) 次に、外郭団体の現状について順次お答えいたします。

まず、外郭団体はどのようなものがあり、補助金・委託料の総額は幾らかとの御質問にお答えいたします。

外郭団体とは、主に地方公共団体の行政を補完する目的で設立され、資本金など一定の金額を当該地方公共団体が出資し、業務の円滑な運営を図るために必要に応じて職員を派遣している法人などに対する呼称として用いられ、その定義については法律等で制度上明確に示されているわけではなく、地方公共団体によって、その範囲や呼称が異なります。

そこで、本市が地方自治法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、経営状況に関する書類を作成し、議会に提出している地方公社及び資本金の2分の1以上を出資している法人並びに株式会社について申し上げますと、水俣市土地開発公社、財団法人水俣市振興公社、株式会社みなまた環境テクノセンター及び株式会社みなまたがでございます。

また、それぞれに対する平成23年度の補助金・委託料の総額について申し上げますと、土地開発公社に対しては、補助金・委託料の支出はありません。株式会社みなまた環境テクノセンター

に対しては、補助金はなく、みなまた環境テクノセンターの指定管理委託料が1,285万4,000円となっております。株式会社みなまたに対しても、補助金はなく、みなまた観光物産館まつぼっくりの指定管理委託料が540万円となっております。振興公社に対しては、もやい直しセンター運営費の補助金が3,444万4,000円、文化会館、体育施設、武道館の指定管理及び資源ごみ等収集処理業務、介護予防事業、もやい音楽祭事業の委託料が合わせて1億4,566万円となっております。

以上4つの団体に対して総額で補助金が3,444万4,000円、委託料が1億6,391万4,000円となっております。

次に、振興公社の設立目的と役割についてお答えします。

振興公社は、平成元年に市が設置する公の施設の管理を目的として設立された財団法人であります。現在は、先ほど申し上げましたとおり、公の施設の管理のほか、市民生活に不可欠な事業も受託しており、市民サービスの向上及び福祉増進に寄与しております。

次に振興公社の事業内容についてお答えします。

第1に、受託事業として、さきに申し上げました文化会館、体育施設、武道館の管理及び資源ごみ等収集処理業務、介護予防事業、もやい音楽祭事業のほか、水俣・芦北広域行政事務組合から受託しているクリーンセンター運搬等業務がございます。

第2に、文化振興事業として、徳富蘇峰筆塚顕彰書道展の開催や文化会館における市民の文化活動の支援を行っております。

第3に、体育振興事業として、総合体育館本館を拠点とした市民のスポーツ活動の推進及び温水プールやトレーニングルーム等の施設を利用した健康増進事業に努めております。

第4に、もやい直し事業として、総合もやい直しセンターにおけるもやい達人塾やシルバーコーラスによる音楽療法の活動支援、南部もやい直しセンターにおけるもやい座談会や、もやい祭り事業などの実施により、市民の保健福祉活動や交流の拠点となっております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

今回はたまたま外郭団体の中でも一般会計からの補助金あるいは委託料が最も多い振興公社に的絞りで質問をするわけですが、答弁を聞きますと、事業主体は多岐にわたっており、今年度も一般会計から約3,600万円の補助金、そして、ごみ収入業務委託料としても一般会計から約7,900万円強が拠出されております。これらの使途内容については、我々議員の監視・批判は届かないところでございますけれども、事業の中で指定管理者として管理してるところが6カ所あります。他市では、ほとんどもう指定管理者は民間に委託しているのが現状でございます。

平成12年12月議会で私はクリーンセンター事業運営に関する一般質問をしました。ごみは年々減少してるのに、振興公社への委託料が変わってないか、むしろふえているということを指摘い

たしました。結果的には、この質問があったからかどうかわかりませんが、結果としては、約1,500万円、翌年は委託料が下がっております。

当時の吉本環境部長は、県下13市は民間による収集業務運搬を行い、中には分別作業まで委託していると、仮に民間に委託しますと費用対効果も期待できるのではないかと推測すると、これまで振興公社に委託してきた経緯を踏まえ、検討するという答弁をされておりますが、その後どう検討されたのか。いずれにしても、さきの一般会計の質問でも触れたように、内部管理的経費を圧縮すると、そしてそれらを住民福祉向上のための投資的経費に充てるといような観点からすると、こういうところへも目を向けて、英断を下すべき時期が来ているのではないかということとで質問をいたします。

①、外郭団体のあり方を見直す考えはないか。②、その中で振興公社について、そのあり方を公益法人から市場メカニズムが働く株式会社への移行はできないものか。振興公社からクリーンセンターへ管理を委託されておりますけれども、これを民間へ移行することはできないものか、もう指定管理者の全般も含めて民間へ委託するということはできないものか、これを質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 公社を含めた今後のあり方について見直すべきじゃないかという第1の質問でございましたけれども、振興公社は、平成元年に当初、冒頭言いましたように、公の施設の管理を目的として設置されたと、その後、平成7年に水俣病問題の解決策の一環として、もやい直しセンターを建設した際、その設置運営についても当たっていると。当時、国・県と協議を行った結果、地域住民のきずなの回復を推進するに当たっては、そういった施設が必要であると、それを振興公社が担うというような形で、その設置運営主体になった経緯もございました。そういった経緯もございますので、地域住民のもやい直しのためにも水俣にとっては必要な法人であると、そのように考えておりますし、振興公社が現実にやっておりますもやい直し事業のあり方については、今後の水俣病問題の動向を見ながら見直さなければならないと、そういった認識を持つものでございます。

振興公社は、その一環として先ほど設営されたわけですが、現時点では、公益法人のままであることが適当であると、そういった意味ではそのように考えております。

そういったことで、当面、振興公社については、公益法人の制度改革は25年11月までにしなければならないということでございますので、公益法人への移行を目指して準備を進めていると、そのように伺っております。

したがって、先ほど株式会社あたりへ移行できないかということでございますけれども

も、当面は、その国の制度に乗った方向で目指していきたいということでございます。

それと、振興公社の今後のあり方の見直しを含めて、クリーンセンターあたりのごみ処理業務等を民間に、ほかの指定管理しているところも含めてですが、民間委託にする考えはないかと、そういったお尋ねであったかと思えますけれども、先ほど来言ってますように、振興公社の今後のあり方見直しについては、時間をかけて検討するという必要がございますので、そういった、しばらく時間をかけながらやっていくべきではないかなというぐあい考えております。

議員から御提案がございました資源ごみ収集処理業務の民間委託については、振興公社のそういったあり方を今後見きわめた上でコスト比較等を行って、今後の検討課題というぐあいしていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、東部地域特別養護老人ホーム建設について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、東部地域特別養護老人ホーム建設についてお答えします。

まず、建設予定地の石坂川小学校跡地は、全体的にどのように利用されるのかについてお答えします。

今回、建設が予定されている小規模特別養護老人ホームは、旧石坂川小学校跡地のグラウンドを利用するもので、校舎は生涯学習施設として、体育館は体育施設として、現在のまま残る予定です。

次に、業者選定はどのように行われたのかについてお答えします。

淵上議員、緒方議員の御質問にお答えしましたとおり、平成23年度は緊急経済対策の一環として、介護施設を整備する際利用することができる熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金が基本額に上乗せして交付されており、さらに、熊本県施設開設準備経費助成特別対策事業補助金が1床あたり60万円交付されています。しかしながら、平成24年度からの補助金については減額されることが予想されたため、第5期計画の一部を前倒しして、平成23度中に取り組み、有利な補助金を利用していただいて整備を図ろうとしたものです。

第5期ひまわりプランの策定については、水俣市介護保険等運営委員会に諮問を行い、施設整備についても御審議をいただいております。平成23年11月7日の運営委員会で新規の施設整備と保険料について承認を得、答申を受けたものです。平成23年11月25日、12月議会の初日に新規施設整備等に伴う給付費の増加等を勘案して算出した介護保険料の一部改正についての議決をいただき、12月1日に事業者の募集を開始いたしました。

12月20日までに事前協議書を受け付け、その後、書類の審査を行い、平成24年1月25日に開催しました第4回水俣市介護保険等運営委員会におきまして応募事業者のプレゼンテーションを実

施しました。プレゼンテーションを受け、委員によります審査結果についての答申を受け、平成24年1月31日に事業者を選定いたしました。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 小学校全体の活用としては、グラウンドに養護施設を建設すると、あとここに残った校舎は生涯学習、体育館はそのまま体育館として利用するというようなことをございまして、ちょっと聞き漏らしましたけれども、このグラウンドは売却ですか、賃貸ですか、予定としては。それは答弁ございましたかね、まだあってないですか。

○議長（真野頼隆君） 今のは質問ですか。

○大川末長君 じゃあ、質問としてそれを質問いたします。

売却しようとするのであれば、売却しなくてもしてもいいですけども、面積はどのくらいあるのか。売却するとすれば、その金額はどのくらいになるのかというようなことですね。

それと、ここはたしか県の危険区域、急傾斜崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流溪流危険箇所、これに指定されておりますけれども、こういう場所への建設には、これは建設してはならないということじゃないと思いますけれども、それなりの防護さく等が必要じゃないかというふうに思います。こういうことについては、行政としての指導は及ばないのかということも2つ目の質問ですね。

それと、業者選定に当たっては、事前協議事務処理要領に沿って事前協議書期限を設定して提出させ、書類審査、ヒアリング、プレゼンテーションというスケジュールで進められたようでございますけれども、③として、応募業者が3業者おられると思いますけれども、応募業者は3業者とも、指定の期日までに所定の様式をそろえて提出されたのかということも質問します。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目のグラウンドの件につきましては、売却なのかということですけども、一応売却の方向で検討いたしております。それと面積につきましては、はっきりはわかりませんが、約5,000平米ぐらいになるのかなというふうに考えております。それと金につきましては、今、金額のほうを鑑定のほうに出しておりますので、しばらく金額のほうは待っていただければなというふうに思います。

それと、次の危険地域といいますか、災害危険区域等につきましては、3つ、土石流とかお聞きをしましたけれども、一応石坂川グラウンドについては、急傾斜地の指定だけ、1つだけの指定ということでこちらのほうは認識を持っておりますので、防護壁であったり、そういうハード部分のそういった整備というのは今のところ義務化はされていないというふうに考えておりますし、

もしそういう何かあれば、行政として指導のほうはできるかなというふうには考えております。

それとスケジュールの件につきましては、3業者とも提出期限までに提出されたのかということですが、一応事前協議のスケジュールは12月20日までが書類の提出期限になっておりましたけれども、3つの事業者さんからは20日までに提出が一応あっております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 公式の書類ですので、提出に当たっては、所定の書類を所定の期日までに提出ということは、これは厳に守らなければならないということは言うまでもありません。虚偽の記載、指定内容漏れ、指定期日に間に合わないなどのものは失格にはならないのかということをお聞きしたいと思います。

これは私の聞いた範囲でございますけれども、応募業者の書類提出には所定の期日までに所定どおりの書類が提出されないものがあつたようにも聞いておりますが、その事実は本当になつたのか。もしあつたとすれば、これはもうゆゆしき問題であります。ここははっきりと答弁をいただきたいと、募集要項については、どういう要項があつたのかは知りませんが、他市の要項を見ますと、施設を整備する土地建物は、設置者が所有権を有すること、または賃貸借契約を締結していること、もしくは土地建物の取得及び賃貸借契約の締結が確実であるというようなことがありますけれども、水俣市の募集要項を見ますと、こういうことが子細にうたわれてないということですね。なぜかということもお聞きしたいと思いますけれども、そういう面からすると、中田部長は指定の期日までに書類が提出されたという答弁をなさいましたけれども、プレゼンの当日になって、書類のほとんど全部が差しかえられたとか、あるいはその土地売買の契約あたりが1月24日になってたとかというようなこともお聞きしますが、そういう事実はありませんでしたか。以上、質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 3回目の御質問にお答えいたします。

後で書類の提出があれば失格にならないのか、そういうお尋ねだったかなというふうに思いますけれども、審査期間中に、もしそういう差しかえがあれば、お願いをしていると思いますので、それ以後にそういうのがあれば失格になる可能性はあるのかなというふうに思っております。

それと、追加資料ということで、不足分の資料ではなくて追加資料ということで当日に1事業者のほうからいただいておりますけれども、それにつきましては、委員会の委員長に相談しまして、委員の承諾を得て、資料の配付をしてよろしいというようなことでしたので配付をいたしたところでございます。

あと、そういう土地の確約をうたっていないけれどもということですが、それにつきまし

では、そういう御指摘があったということで、今後、そういうのは要領の中に入れていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、こんにちは。

自民党会派田口でございます。

先ほどは、おいしい給食もいただきました。眠いときとは思いますが、よろしく申し上げます。

今回も私のテーマである経済活動が基盤の街づくりを中心に通告どおり質問します。

今、世界の経済状況は、リーマンショック後、EUの財政危機をもとに四大通貨に影響を与え、アメリカ的価値観を失った国際社会は行き先を見失っています。GDP世界第2位の中国は、2011年度のGDPでは、前年比9.2%増と1けたの成長にとどまり、欧州の債務危機で世界経済には不透明感があり、中国の輸出の減速傾向が今後一段と強まると見込まれます。一方、日本はデフレ・円高により、戦後66年、高度経済成長を経て、現在では花形産業であった家電製造業の縮小や、地方を支えてきたIC関連企業の撤退・倒産が続いている状況です。

改めて日本産業の歴史を振り返ってみますと、資源のない日本は、高度な技術を持つ職人の確かなわざを基盤に輸出産業で発展してまいりました。今こそ、我が日本政府は、リーダーシップを発揮し、インフレ政策を行うことで円高を調整し、株価を上昇させ、安心・安全な技術を発信し、日本スタンダードを確立していくべきではないかと思えます。

また、我が郷土水俣も重化学工業により、早期の高度経済成長を体験し、製造業を経済の基盤の中心として、幸せな市民生活をつくり上げてきました。現在の水俣の製造業は、液晶の製造では世界シェアの約45%を製造しているJNCを機軸として、それを支える事業所によって成り立っています。しかし、その製造業も10年間で総生産額が53%に減少し、56事業所が撤退・倒産し、1,481名の方が職を失っています。

県の産業統計表から水俣の産業構造の変化を見ますと、今後の水俣市の戦略的な成長政策は、製造産業では、産業コストに影響の少ない産業インフラを整備していく。サービス産業では、今後の増加が期待できる医療・福祉の施設型サービス産業を核として、そのほかのサービス産業は

商圈を拡大して成長させていく、そのための行政サイドからの制度整備が必要であると考えます。

そこで、以下を質問します。

1、教育機関について。

(1)、小・中学校の統廃合の検証について。

本市の小学校、中学校の統廃合が断行され、平成23年4月から小学校7校、中学校4校になっていますが、その成果と子どもたちを取り巻く現状及び課題について質問します。廃止された学校の子どもたちには戸惑いもあると思います。そのような中での状況について、以下の質問をします。

①、子どもたちの学力について。

②、子ども間と保護者間の関係について。

③、通学路の問題点について。

④、各施設の問題点と改善状況について。

⑤、その後の相談等の窓口の設置状況について質問します。

(2)、地元高校に進む子どもたちの状況について。

①、平成24年4月から、旧水俣高校と水俣工業高校が再編統合して新しい水俣高校が設置されます。地元高校への進学に対する取り組みについて質問します。

②、新しい水俣高校の後期選抜の倍率は、2月17日の新聞では0.77倍と低迷しています。この状況に対して中学生を持つ保護者からの意見を聞くなど、情報収集を考えているのか、質問します。

(3)、高等教育機関の設置について。

①、9月議会において、新設高校に看護科の設置を県にお願いしてはどうかと質問しました。あわせて水俣市・芦北郡医師会から新しい水俣高校へ看護科の設置について議会にも陳情があり、県に対して意見書も提出しました。その後の状況について質問します。

②、厚生労働省の平成21年病院報告によると、病院の100床当たりの看護職員は全国では55.7人、熊本県では51.5人、水俣保健医療圏では37.6人です。県内でも最低数です。病院では慢性的な看護職員不足に陥っているのではないのでしょうか。水俣市の人口減少の危機、病院の看護職員不足の危機的状況をいかにして改善していくのか、具体的な人口流出対策がない現状において、県に県立看護学校の設置を要望していく考えはないのか質問いたします。

2、産業構造と方向性について。

(1)、産業構造分析と育成について。

①、県の産業統計表によると、水俣市の総生産額が平成12年から平成21年の10年間で1,059億円から272億円減少して787億円になっています。産業別で見ると、製造業が53.7%減少して110

億円、企業の倒産や撤退が目につく一方、サービス業は2.5%減の240億円です。企業支援制度を支える水俣市の財政も人口減少とともに自主財源が減少しています。平成22年度の最終予算ベースで、市税は31億3,000万円であり、うち市民税は個人税が8億4,000万円、法人税が6億1,000万円、固定資産税は14億7,000万円であります。市税の減少こそが本市経済の硬直化を引き起こしています。また逆を言えば、日本全体の経済の硬直化こそが地方自治体の財政を圧迫している現状と思われます。

現在の水俣市の企業支援制度に対して、産業構造の変化に伴い、どのような方向性で新しい企業支援制度を考えているのか質問します。

(2)、広報活動と市民益について。

①、第5次水俣市総合計画の分析の中に、市民が水俣に不満を思っていることの一つは、働く場所がないということです。情報は、求めている人にとってはタイムリーなものです。しかしながら、発信しなければ受け取ることもできません。市民からは働く場所がない、事業者からは働く人がいないという声が聞こえてきます。情報の発信こそが市民益と考えますが、求人情報について周知活動はされているのか質問します。

以上、檀上よりの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、教育機関については教育長及び総務企画部長から、産業構造と方向性については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 教育機関について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育機関について順次お答えいたします。

小・中学校の再編成の検証についての御質問で、まず、子どもたちの学力についてとの御質問にお答えいたします。

本市の小学校では、石坂川小学校、深川小学校の閉校に伴い、平成21年度から現在の7校に、中学校では平成23年度から再編成により4校でスタートをしております。

小学校においては、毎年、年度末に実施しております全国標準学力検査の結果では、平成21年度以前から全国標準を上回る結果を出してまいりました。再編成後においても、平成21年度、22年度ともに全市平均の偏差値は約53であり、全国標準の50を上回る良好な結果が出ております。ま

た、熊本県は独自に思考力、判断力、表現力の定着度をはかる熊本県学力調査を小学校の3年生から6年生まで4教科で実施をしております。この調査において、これまでは県平均を上回る観点が少ない状態でした。しかし、今年度は、各学校の学力向上の取り組みの成果があらわれ、特に5年・6年生については県平均を上回る項目がふえております。

また中学校においては、小学校と同様の全国標準学力検査及び熊本県学力調査の結果において、これまで全国標準や県平均を上回る良好な結果が出ておりました。全国標準学力検査は、年度初めに実施しておりますので、再編成後の結果について分析することはできませんが、平成23年度の熊本県学力調査の結果では、昨年度までと同様に大変良好な状況であり、5教科の3学年分の合計63の観眼中、51の観点で県平均定着率を上回る良好な結果を出すことができました。

これらのことから、学力につきましては、小・中学校の再編成に伴うマイナス面はないととらえております。

次に、子ども間と保護者間の関係についての御質問にお答えいたします。

まず、小学校については、日常生活の中で起こり得る自己主張のぶつかり合い程度はあったようですが、大きな問題となるトラブルは起きなかったと考えております。

中学校においては、本年度の再編成により袋中学校以外の3つの中学校の生徒数がそれぞれふえることになりました。再編の当初は、新しい学校生活を営む上で幾らかのトラブルが生じるのではないかと少し心配をしておりました。実際、学校によっては、部活動などで生徒同士の人間関係にかかわる発言や行動について、また、学校行事やPTA行事に対する保護者のかかわり方等に関して問題があったと聞いております。それらの問題につきましては、それぞれの学校で個別の対応や協議により解決され、現在では、よりよい方向で協力し合う関係が築かれてきていると聞いております。

次に、小・中学校再編成後の通学路の問題及び各学校施設の問題点と改善状況についてお答えいたします。

通学路の問題点につきましては、二小・二中校区チッソ通りの市道昭和・白浜町線の道路整備を懸案事項としております。このことにつきましては、中学校再編成に際し、水俣第二中学校校舎再編成準備委員会通学部会の中で、自転車の通学路となる路面状態が悪いとの意見が出て、現場調査を行い、関係部署と協議をした経緯があります。

現在の状況といたしましては、自転車通学者がいる第二中学校において、自転車安全利用五則に基づき、生徒集会及び各学級において危険予知等の交通安全指導を徹底して行い、対処しているところです。

学校施設の問題点につきましては、水はけをよくすることに重点を置いたグラウンド整備の要望があり、平成23年度には水俣第二中学校のグラウンド改修工事を行っております。今後とも快

適な教育環境を目指し、各学校の要望に対して施設調査等を行い、改善に努めてまいりたいと思っております。

次に、その後の相談等の窓口の設置状況についての御質問にお答えいたします。

再編成に係る問題を初めとして、学校におけるさまざまな課題やトラブル等につきましては、通常、保護者や地域の方から学校に相談があり、必要に応じて学校長から教育委員会にその内容が伝えられるという流れになっております。教育委員会といたしましては、学校と連携を深め、相談や連絡についてはしっかりと受けとめながら、早期解決の努力を行っているところでございます。

また、日常の相談窓口といたしましては、電話による相談を随時受け付けております。今年度も、電話で相談を受けたり、直接来庁していただいて相談を受けたりしております。日常の相談につきましては、学校教育全般にわたり広く受け付けておりますので、今後も機会をとらえて周知に努めたいと考えております。

次に、地元高校に進む子どもたちの状況について、平成24年度後期選抜の倍率が0.77倍と低迷しているが、保護者からの情報収集を考えていないのかとの御質問にお答えいたします。

後期選抜の倍率につきましては、市内の中学校に対して調査をしましたところ、次のような意見に集約されました。まず1つは、全校生徒の確実な進路保障につながるという肯定的な意見でございます。もう一つは、募集定員を割り込むことによる生徒の入試への危機感や学習意欲の低下を心配するという意見でございます。各学校では、随時、保護者や生徒からの進路相談を受けているのはもちろんでございますが、年間2回、保護者と生徒、担任が進路について話し合う三者面談を行っております。それは3年生すべてを対象として実施しており、その中で、生徒自身や保護者から、進路への思いや希望、不安などの相談を受けています。

このように各学校で丁寧な進路指導を行っておりますので、教育委員会といたしましては、現在のところ、保護者からの直接的な情報収集については考えておりません。

○議長（真野頼隆君） 吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、高等教育機関の設置についてお答えします。

まず、看護科設置について、その後の状況についての御質問にお答えいたします。

看護科設置につきましては、医師会からの陳情や市議会の意見書を踏まえ、市としても、県教育委員会の関係者に直接話を伺い、要望してまいりました。陳情や意見書については、県の定例教育委員会で報告され、事務局としては引き続き検討しているとのことであります。ただし、前回の9月議会でも答弁いたしましたように、施設整備を初め教員等スタッフ確保の面で非常に厳しい状況であることに変わりはありません。しかし、熊本県立高校として看護科を設置すべ

きかどうかも含め、引き続き検討中であると聞いております。

次に、県立看護学校の設置要望についての御質問にお答えします。

本市では、平成7年から8年にかけて、医療系高等教育機関の設置について、短大レベルを想定して検討していますが、建設費や運営費の調達、教職員等のスタッフ確保が困難などの理由により構想を断念した経緯があります。

議員御指摘のとおり、看護師不足の問題は、現在、当地域を含め全県的に差し迫った課題との認識を持っておりますが、先ほど申し上げましたように、県教育委員会で看護科設置について引き続き検討中とのことですので、まずは、この状況の進展を見守りたいと思います。

今回御提案いただきました県立看護学校の設置につきましては、看護科の設置要望とあわせて機会をとらえ、県にお話を伺ってまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、2回目の質問をします。

まず、小・中学校の統廃合の検証について、現在の子どもたちの状況はよくわかりました。今後とも一層努力をお願いします。統廃合はデリケートな問題です。保護者から相談窓口を今以上に検討していただきたい。

そこで、2つ質問します。

学校の減少に伴い、小・中学校の職員数も減少していると思いますが、本市における経済への影響をどのように受けとめているのか質問します。もう一つ、小・中学校の統廃合は、子どもたちにとって総合的に利益になったのか質問します。

2つ目の地元高校に進む子どもたちの状況についてですが、子どもたちは地域の宝です。また、幼児教育から義務教育、そして高校まで一貫した目標を立てて教育していくことが、就労人材確保ができ、就労人材確保で水俣の産業インフラの整備になると思います。

そこで3つ質問します。

教職員に対して地元高校に進むようメリット教育はしているのか質問します。2つ目、新水俣高校への道路アクセスについて、水俣川堤防からのアクセスを県は考えているようだが、水俣市としても校地地元の対策として、水俣市公民館裏の船津鮮魚から洗切団地の一方通行路線の整備を考えてないのか質問します。3つ目、今後、地元高校に対するかかわり方や県の教育委員会への提言などについてどのように考えているのか質問します。

3つ目の高等教育機関の設置についてなんですが、高校に看護科の設置が難しい状況なのはわかりました。しかしながら、市民の生活インフラは安全・安心が基本と考えます。本市としては、看護学校検討委員会などを含め、早急に積極的な取り組みを期待しています。

そこで2つ質問します。

市長なんですけれども、市長は施政方針の中で、高等教育機関の話をされていますが、それはどのような機関を指しているのか質問します。2つ目で、一次質問で、熊本県の中でも水俣芦北郡医療圏内の看護従事者が少ないと話をさせていただきましたが、年齢別の状況を見ますと、看護従事者は40歳から55歳までの従事者が中心であり、25歳、30歳から21歳かな、その辺ぐらいまで極端に少なくなってる状況です。現在でも従事者の確保が難しい状況なのに、今後また一段と難しくなると予想されることに対して市長はどのように考えているのか、2つとも市長にお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、私のほうからお答えを申し上げます。

まず最初の質問でございますけれども、学校の減少に伴って教職員ももちろん減ったわけですが、それに対する経済の影響はどのように受けとめているかということでございますけれども、今年度の教職員の数はおよそ200名でございます。昨年からいたしますと、32名の減少と、統廃合、再編成で32名減ったということになるんですけれども、そのうち、12人はほかの市町村にいますので、水俣在住は20人おります。実質的には、だから20人の所得が減ったというふうに考えることができるのではないかと思いますけれども、教職員の給与実態というの、私どもで把握が困難でございましたので、ここで例えばの話でございますけれども、同じ公務員としての市の職員がおりますけれども、市の平均所得給与というのが大体550万というふうに市報等では報じられておりますけれども、それから試算をいたしますと、およそ1億円強ぐらいの人件費というか給与費が再編成で少なくなったということが言えるんじゃないかなと思っております。ということは、当然税収あるいは購買力が減少するという結果につながっていくと、地域の疲弊にはマイナス要因だというふうに考えております。

それから、小・中学校の統廃合再編成で、子どもたちにとっては利益になったのかという御質問でございますけれども、小・中学校の再編につきましては、もちろん子どもたちの教育環境の充実ということを主眼に再編成をしたものでございます。その結果、効果については、子どもたちが集団での活動あるいは学習面、スポーツ、部活動などについては非常にメリットが大きかったというふうに考えております。

一方、学校数が減ったということで、予算面においてもばらつきというのが結構あったというふうに思いますけれども、集中して予算の効率化も図ることができたのではないかなということで、施設整備などの教育環境の面においては、ある程度充実するような方向で予算配分ができたんじゃないかなというふうに考えております。

それから、地元高校に対するかかわり方あるいは県の教育委員会の提言などについてどう考え

るかということでございますけれども、地元の、例えば水俣高校は夏休みに中学生を対象に夏期セミナーをやったりですね、あるいは高校生が中学生に学習指導をするというようなこともございました。水俣高校の実績として、例えば国公立の大学に現役世代で35名の人が合格するという、非常にレベルとしても上がってきているとかという、そういう地元高校の頑張りというのをやはり、まず中学校とか、あるいは保護者にきちんと伝えていくというのが1つあると思います。

それから、中学校、高校、それぞれにPTAとか保護者、いらっしゃいますけれども、それらの相互の交流というのをもうちょっと緊密にしていって情報交換をやっていくと、その中で水俣高校のよさというのをお互い知り合っていくということも大事じゃないかなと。それと中学校、高校の、もちろん校長を含めたところの教職員の交流ですね、そういうことを含めたところで関係強化をして、いろんな要望、出た意見を県の教育委員会に話を高校長からしていただくとかいということがいいんじゃないかなというふうに考えております。

それから、もう一つありました。教職員に対して地元高校に進むようなメリット教育はしているのかということだったと思いますけれども、今申し上げましたけれども、水俣高校で中学3年生を対象に高校の教師が夏期講座で中学生に学習会をしているということの実績がございます。それから高校生自身が中学3年生に勉強を教えるという、これは1校なんですけれども、あります。それから水俣高校の体験入学もしておりますし、中学校の時点で高校の授業の体験ができるというようなこともやられております。それから、高校側が積極的に中学校に出ていって説明会をしているというそういうこともございます。それから先ほど申し上げましたように、進学率が非常にいいという、国立にすごい通ってるということ、それから水俣工業は特に就職はずっと100%だと、そういういい面をやはりきちんと中学校側に説明をしていくというのが大事じゃないかなということで、高校のほうが一生涯懸命努力していることをやっぱりきちんと伝えていくということで、実は私もそういう話を水俣高校で校長と話したときに伺いまして、早速、校長会とか教頭会で水俣高校あるいは工業高校のそういった特徴・魅力を十分私のほうでも説明をいたしたところです。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 新水俣高校への道路アクセスについて、県では水俣川堤防からのアクセスを考えているようだけれども、市としては、地元対策として水俣市公民館裏の船津鮮魚から洗切団地への一方通行路線の整備を考えていないのかという御質問でございました。この件につきましてですけれども、この船津鮮魚から洗切団地の一方通行路線は、都市計画道路、天神・八幡線の一部になっております。この天神・八幡線は、天神町2丁目の森整備前の国道3号線との交差点を起点に、浜町2丁目の船津鮮魚前交差点を經由いたしまして、婦人会館の裏を通して、都市計画道路栄町・浜線の終点と合流しまして、チッソの八幡社宅跡地内を通過して焼

却場入り口の交差点付近にタッチする延長930メートルの道路でして、昭和54年に都市計画が決定されております。

街路事業の整備は、多くの建物を移転する必要があることから、多くの時間と事業費が必要となりますので、事業化には補助事業等の採択が一番の条件になると思います。仮に事業化になった場合、区間を区切って事業を進めていくことになると思いますけれども、仮にお尋ねの船津鮮魚から洗切団地付近までの整備を行う場合でも、調査開始から整備完了まで10年余りかかると考えられます。先ほど申し述べましたように、街路事業は多大な事業費を必要としますので、他の事業の進捗を見ながら事業化の可能性を探っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 田口議員の御質問にお答えいたします。

まず、高等教育機関とはどういう機関を指しているのかというようなお尋ねでございます。この前の答弁でも申し上げましたが、現時点では、連携大学院、それから大学院リサーチパークというようなところの今イメージをしているところでございます。先日も熊本大学に参りまして、熊本大学の学長さんといろいろお話をさせていただきましたが、正直申し上げまして、大変厳しい状況だと、越えなければならないハードルも非常にあるようでございますので、この件につきましては、粘り強く頑張っていかなければならないと思っております。

それから、2つ目に看護師不足ということでございますが、これはもう議員御指摘のとおり、私も非常に厳しい状況にあるということは認識させていただいております。医療センターのほうでも頑張らせていただいているところでございますが、早急にこの問題は手を打たなければならないのではないかなと思っております。ただ、本市だけの問題でなくて、これは県下一円の問題でございまして、それぞれの関係方面での議論をしていただいたり、あるいは看護師さんを育てる養成も含めまして、今後早急に検討を進めていかなければならない問題だと、そのように認識しております。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、3回目の質問をします。

また分けて質問しますが、小・中学校の統廃合ですが、通学路の話で、私は9月に質問をさせてもらって、昭和町から白浜線ですね、八幡通り、そこのところの自転車路ですね、その辺をお願いしたいということをお話をさせてもらいました。その辺は副市長からの答弁だったと思いますが、記憶違いじゃなければ、前向きに検討するということがあったんですけど、それに対して、前向きに検討するか、後ろ向きに検討するかということがあると思いますので、その辺もよろしく、また教えてください。

それと2つ目ですけれども、各学校にソーラーパネルの設置計画がありますけれども、防災上の避難場所とリンクさせて蓄電池設置計画や保存食計画は検討されていないのか、その辺を2つです、そこは。

次に、地元高校に進む子どもたちの状況について、3つ目なんですけれども、地元の子もたちが地元高校で一度は一緒に学ぶ機会をつくる。将来の水俣市のためにも大切なことだと思います。高校は義務教育とは違いますから、県の教育委員会の所管とはいえ、地元の一つだけの高校です。地元が盛り上がり、子どもたちに、また保護者に選ばれることに対して、もう一度、教育長の意気込みを質問したいと思います。

それと、高等教育機関のお話でもう一つ質問しますが、厚生労働省の平成21年病院報告を資料に質問させていただきました。水俣にとっては、極めて重大な問題として考えています。そこで1つ質問しますが、総合医療センターの問題は水俣だけの問題ではなく、看護師不足ということの問題だと思いますけれども、水俣周辺の自治体の問題でもあると思いますけれども、そこは市長はどのように考えておられるか、3つ目の質問とします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、通学路の御質問につきまして、前向きに検討するのか後ろ向きに検討するのかにつきましてお答えします。

通学路の整備につきましては、昨年9月議会でお答えいたしましたとおり、平成24年度から国の補助を受けまして、市道陣内・長野町線の整備を計画しております。市道昭和・白浜町線の整備につきましても、今後、国の補助を受けられるよう、整備方法を含め、また他の事業の進捗状況も踏まえまして、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 防災上の避難場所として使っている体育館がございましてけれども、防災計画として蓄電池設置計画、それと保存食の計画は検討されているのかといったような質問でございましたが、現在、各学校の体育館は避難所として指定をいたしております。学校施設としてのソーラーパネルの設置計画というのはありますけれども、避難所として活用するための蓄電池の設置計画あるいは保存食の備蓄計画については、現在のところ検討いたしておりません。ただ、昨年、東日本大震災がございまして、その教訓から、避難所における非常電源の確保、飲食料の確保の必要性というものについては認識をいたしておりますので、今後、費用対効果も含め、検討していく必要があると考えております。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） じゃあ、先にいかせていただきます。

地元高校への進学について、やっぱりきちんと教育委員会も意気込みを込めてみたいなことだと思います。やっぱり地元の高校が1校になるということで、田口議員心配されているように、地域でやっぱり盛り上げていくということが非常に大事なことだというふうに思っておりますし、地元の子はやっぱり地元に行って地元の高校を盛り上げてくれて、進学率も高めて、スポーツもやってというのが一番いいことだというふうに思っております。そして、最終的にはやっぱり立派な大人に成長して水俣を支えてくれるというのが理想だと思います。私もそういうふうになってほしいと思いますので、先ほどいろいろ答弁しましたように、水俣高校のいい部分というのはすごいたくさんありまして、レベルも非常に上がってきております。そういうことを、やはり親御さんがまず理解していくということが大事だと思います。

親御さんは、かわいい子には旅をさせよで、やはり市外に出して勉強させたがる親御さんというのは、まだ多分いらっしゃるというふうに思います。いろんな事情もあるとは思いますが、水俣高校がそういうのを吸収できるような魅力のある高校になるように私たちも支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 看護師・医師不足は水俣市だけの問題ではなくて、周辺自治体の問題でもあるのではないかなという議員の御指摘でございます。確かにそうだと思います。今現在、医療センターにおきましては、医師不足あるいは看護師不足、看護師不足までいかないと思えますけれども、医師不足の解消につきましては、周辺自治体との連携も図っているところでございます。出水市のほうへ応援をしておりますし、出水市のほうからも応援をいただいているという状況もあります。また、県内では宇城市からもお願いもしているということもございますので、今後もそういった意味で連携を図りながら、医師不足の解消に向けて頑張っていかなければならないと、そのように思っております。

また、看護師さんにつきましては、そういうような今やり方をしておりませんし、医療センターにおきましては、年に3回の採用試験を実施しております。そういったところで、今のところ、対応しているというような状況でございますので、それぞれ周辺自治体とも連携を図りながら、この問題の解決に向けて努力をしていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、産業構造と方向性について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業構造と方向性について順次お答えいたします。

まず、産業構造分析と育成について、本市の産業構造の変化に伴い、今後どのような方向性で新しい企業支援制度を考えているのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成12年から平成21年の10年間で、市内全体の総生産額は25.71%減少しており、市内全産業の事業所数も291減少し1,522事業所に、従業員数も2,133人減少し1万2,809人になっており、年々減少しております。特に市の主力産業である製造業の市内総生産額の落ち込みは10年前の半分以下になるなど、非常に厳しい状況であると認識しております。

このような中、市では、昨年10月に本市の経済状況や産業構造の現状を詳細に把握するため、市内事業所947社に対し、水俣の産業を元気にするための基礎調査としてアンケートを行いまして、296社から回答をいただいたところでございます。この調査では、市内事業所の保有技術や仕事の実態、新規事業への取り組み状況、資金面や取引状況等の回答を得ており、本市の産業構造の特徴を把握できる基礎データになるものと考えております。

現在、今議会に提出しておりますように、新たな企業支援策として産業支援センターの創設、市の制度融資への利子補給、地場企業への立地補助制度創設など準備を進めているところです。今後は、さらにアンケート調査結果などから導き出される市全体の産業構造の強みや弱み、保有技術、事業の特性等を分析しつつ、例えば各企業が保有している技術と求めている技術の情報から、企業間連携の提案や支援を行ったり、また市外から外貨を稼いでいるような市の強みとなる分野と、市内から市外企業に資金が流出しているような分野には個別に支援策を講じていく等、よりよい現状に沿った産業振興施策を実施してまいりたいと考えております。

次に、広報活動と市民益について、求人情報について周知活動はされているのかについてお答えいたします。

現在、市では水俣市公共職業安定所や、水俣・芦北地域雇用創造協議会と連携し、求人情報等の情報交換を行っているところです。求人情報の問い合わせに関しては、水俣公共職業安定所へお尋ねいただくように御案内しており、これまで、求人情報を市報等へ掲載するなどの直接的な広報活動は行っておりませんが、水俣公共職業安定所から毎月2回発行されている求人情報誌を市役所1階ロビーに設置し、求人情報の周知の場として提供しているところです。

この求人情報誌は、水俣公共職業安定所を初め、水光社本店、肥薩おれんじ鉄道水俣駅構内等の市内各所に加え、津奈木町役場、芦北町役場、芦北プラザ等でも配布をしているとのことで、毎回1,500部発行する情報誌がほとんどなくなってしまうとのことでした。

また、今回、市民への直接的な求人情報の周知活動の一環としましては、3月15日に水俣・芦北地域雇用創造協議会と連携し、就職支援セミナーを開催し、その中で企業説明会を行う予定です。

市としましては、今後とも水俣公共職業安定所や水俣・芦北地域雇用創造協議会との連携を深め、情報交換や情報紹介の場の提供を通しながら、求人への周知に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 それでは、2回目の質問をします。

制度については、財政との費用対効果を図ってつくっていかれると思います。ここで3つ、4つしようかなと思ったんですけれども、産業構造の分析をどういうふうに理解されたのかという質問をしようかと思いましたが、よく理解されていると思いますので、もうしません。

3つの中の1つですけど、制度をつくっていく財源はどのような認識を持っておられるのか、まず質問します。

医療福祉以外のサービス産業育成の企業育成制度について2つ質問したいんですけれども、サービス業も効率を高めていくためのライセンスの取得に対して育成制度を考えておられるのか質問します。2つ目が、さっき市長の答弁でもありましたけれども、本店は水俣で、支店をほかの自治体に出すとか、そのときの支援制度についてどう考えていらっしゃるのかですね。3つ目ですけど、水俣のGDPをどのようにするか、また今後ですね、目標値として水俣のGDPでの設定を考えていられるのか、質問します。

広報活動と市民益についてなんですが、ハローワークに今お話があったと思いますけれども、ハローワークは本人が行くとかしかないかと思えますけれども、例えば市の広報であれば、本人だけではなくて、地元就職を願う親とか、じいちゃん、ばあちゃんとかの情報が入ります。

そこで質問なんですが、市民が働く場所がないという声に対して、水俣スタンスというか、水俣スタンダードの求人紹介や水俣の企業紹介、起業の支援とか、起こす業ですけど、会社を起こすような応援を広報紙にする考えはないのか、質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは、御質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1番目でございますが、制度をつくっていく場合、その財源はどのような認識を持っておられるのかということでございますけれども、新たな制度をつくっていくことであれば、その都度、財源については検討していかなければならないと思っております。

それから、産業育成の企業育成制度についてということで、サービス業の質を高めるための育成制度あるいは免許とか、そういうものを取るための育成制度についてはどのように考えているかということでございます。この件につきましては、今、1市2町で立ち上げております水俣・芦北地域振興雇用創造協議会というのがございます。その中でいろいろ今そういった実施をしながら、資格取得講座でありますとか、あるいは他の業者との競争力をつけるための研修とか、そういうものを今そこで行っておりますので、今後ともその協議会と連携をしながら進めていくことになるだろうと思っております。

それから次に、本店は水俣で支店を他の自治体に出店したときの支援制度はどうかということでございますけれども、現在、企業への新たな立地ということにつきましては、水俣市の誘致企業促進補助金あるいは企業立地条例の企業優遇措置というのがございます。これらの優遇措置は、市内に工場などを新設あるいは増設をすると、そういう中で、例えば言いました新たな雇用が生まれたとか、あるいは地域の経済に寄与するとか、そういった趣旨であると私は理解しておりますので、そういう意味からすると、この優遇措置の趣旨からすると、整合性がなかなか図れないのかなと、今はそのように思っております。

それから、水俣市のGDPをどのようにするか、目標値の設定は考えているのかということでございますが、GDPにつきましては、国の経済力の指標と考えておまして、水俣市の場合は、現在、JNCさんが全体の4分の1ぐらいだと思いますが、4分の1以上を占めておまして、水俣の経済はJNCの業績に依存しているというのが現状でございます。

このGDPの国際的な景気の動向でいろいろ変化をするというようなことでございますので、市単位でこのGDPを目標に定めるというのはちょっと難しいかなというように今思っているところでございます。いずれにしても、企業の生産力強化あるいは支援は必要であると考えておりますので、その目標はしっかりと立てて頑張っていかなければならないと、そのように思っております。

それから広報でございますけれども、市の広報紙は締め切りが15日前になっておまして、ハローワークから出されるやつと、なかなかうまく合わないというのがございまして、ハローワークが出されたら、もうすぐに求人が入ってしまうというような状況もありますので、その辺のところの調整が難しいところもございますけれども、今議員おっしゃったように、ちょっと検討させていただければと思っております。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 今、2回目の質問をした中で、本店は水俣で、支店はほかの自治体に出すという支援制度という話をしましたけど、そのときに水俣の人がそこに雇用されていった場合は、水俣から雇用したということになるのですね、そういう意味合いのことだったんですけども、そこは市長確認して。

3回目の質問ですが、ゼロカーボン産業団地の構想は粗削りでありますけれども、基本的には水俣スタンダードの自主財源開発であると思います。今後もどんどん水俣を元気にしていくような経済を前に進めるような取り組みを提案していただきたいと思います。

その中で2つ質問します。

具体的な人口流出をとめる対策として、水俣の子どもたちを残す対策制度として、水俣の人で新卒を雇用したら、水俣の高校生もしくは大学に行っとなって帰ってきた子ですね、そういう人た

ちを雇用したら、3年間ぐらい補助を出すとかいうふうな支援制度を考えていらっしゃるのか質問します。水俣スタンダードの自主財源開発に、どのようなほかにお考えをお持ちか、その辺を2つ質問します。

あと、これは要望ですが、今の水俣、そして10年先、20年先を考えていただくような施策を、プライマリーバランスを考えていただき決定してもらって、市民が水俣に生まれてよかった、水俣に住んでよかった、これからも水俣に住み続けたいと思うようなまちづくりをこれからも提案していただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点は、人口流出をとめる対策として、新規採用者に3年間、毎月幾らか支援するというような制度も考えたらどうかということでございます。この前も卒業式にも参りましたけれども、今回、水俣高校、水俣工業から約260名ぐらいの卒業生がいるということで、またそれに近いような人口が減少するというようなことになっております。高校生が卒業するたびに大変寂しい思いをしなければならぬんですけれども、そんな中であって、人口流出を防ぐための施策を講じていかなければならない。議員おっしゃるとおりでございますが、地場企業に3年間で支援したらどうかということでございますが、やはり3年間支援したら、当然またその後も続けて残っていただかなければならないということでございますので、やはり入り口の部分で企業とよく調整をして、マッチングをして、そして決定をしていくということになるのではないかな。

実は、これ、お菓子屋さんと一回やったことがあるんですけども、実らなかったというような経過もございます。そういう意味で、入り口のところで、しっかりマッチングできるように、高校生あたりを企業とそういったところで話し合いをさせながら、あるいは現場を見ながら進めていけるようなになればと思っております。

それからもう1点ですが、自主財源の開発についてどのような考えを持っているのかということでございますけれども、これにつきましては、エネルギーと産業の円卓会議におきまして、要するに、市内から石油・石炭の製品とか、あるいは電気代等のエネルギーの関連の支払いが年間85億円ぐらい外に出ているということでございます。そういう意味におきまして、それにかわる代替のエネルギーを水俣でつくるということによって抑えることもできるのではないかな。だから、そういったやり方というのが環境首都に非常にマッチした考え方じゃないかな、そのように思っております。したがって、そういうところにずっとずっとこれらの支援をしていかなければならないんじゃないかな、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時28分 散会

平成24年3月8日

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成24年3月8日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後1時59分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（渕上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第4号

平成24年3月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 川上 紗智子 君
 - 1 義務教育における保護者負担軽減について
 - 2 中学校の武道必修化について
 - 3 介護保険について
- 2 江口 隆一 君
 - 1 水俣の経済活性化対策について
 - 2 12月議会後の緊急記者会見について
 - 3 古紙リサイクル問題について
 - 4 議会と市政との関係について

(付託委員会)

- 第2 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第4 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第5 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第6 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第7 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第8 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第9 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第10 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第11 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算 (各委)
- 第12 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 (厚生文教)
- 第13 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算 (厚生文教)
- 第14 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算 (厚生文教)
- 第15 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 (総務産業)
- 第16 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算 (厚生文教)
- 第17 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算 (総務産業)

- 第18 議第25号 指定管理者の指定について (水俣市厚生会館) (厚生文教)
- 第19 議第26号 指定管理者の指定について (ふくろふれあい学童クラブ) (厚生文教)
- 第20 議第27号 指定管理者の指定について (二小ふれあい学童クラブ) (厚生文教)
- 第21 議第28号 指定管理者の指定について (一小ふれあい学童クラブ) (厚生文教)
- 第22 議第29号 指定管理者の指定について (水俣市高齢者福祉センター) (厚生文教)
- 第23 議第30号 指定管理者の指定について (水俣市ワークプラザ) (厚生文教)
- 第24 議第31号 指定管理者の指定について (みなまた環境テクノセンター) (総務産業)
- 第25 議第32号 指定管理者の指定について (水俣市湯の鶴温泉保健センター) (総務産業)
- 第26 議第33号 指定管理者の指定について (みなまた観光物産館まつぼっくり) (総務産業)
- 第27 議第34号 指定管理者の指定について (水俣市地域農業担い手育成センター) (総務産業)
- 第28 議第35号 指定管理者の指定について (水俣市久木野ふるさとセンター) (総務産業)
- 第29 議第36号 指定管理者の指定について (水俣市東部センター) (総務産業)
- 第30 議第37号 指定管理者の指定について (水俣市はぜのき館) (総務産業)
- 第31 議第38号 指定管理者の指定について (湯の児フィッシングパーク) (総務産業)
- 第32 議第39号 指定管理者の指定について (水俣市立武道館) (厚生文教)
- 第33 議第40号 指定管理者の指定について (グリーンスポーツみなまた) (厚生文教)
- 第34 議第41号 指定管理者の指定について (水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家)
(厚生文教)
- 第35 議第42号 指定管理者の指定について (水俣市文化会館) (厚生文教)
- 第36 議第43号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について (総務産業)
- 第37 議第44号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について (総務産業)
- 第38 議第45号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)
- 第39 議第46号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第40 議第47号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

平成24年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件名	代表者の住所 及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第5号	郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市湯出1398 小嶋 良介		総務産業

陳第6号	消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理		総務産業
------	---------------------------	---------------------------	--	------

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から条例案4件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から平成24年1月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さんおはようございます。

日本共産党の川上紗智子でございます。

東日本大震災から、もう少しで1年がたとうとしています。あの震災の中で犠牲になった子どもたちは数知れません。生き残った子どもたちも、今必死になって頑張っている。そして、それを先生方や保護者の皆さん方が支えている、そんな映像がこの間のテレビなどでも放映をされています。日本全国の子どもたちが本当に安心して学校に行き、そして豊かな学校生活を送る中で大人になってほしい、心からそう思います。

ここ水俣でも、子どもたち一人一人の成長が、この水俣市の力になる、水俣市の宝だという、そういう思いで今回は質問したいと思っています。

それでは、早速、質問通告に従って質問に入ります。

1、義務教育における保護者負担の軽減について。

今から10数年前になりますが、私の息子が小学校に入ったとき、思ったことがございました。それは、何かとってはお金を徴収される、1,000円、2,000円、3,000円というふうにお金を小学校に持っていくわけですけども、どうして義務教育なのにこんなにお金が要るんだろうって、ふと思ったことを今思い出しています。といいますのは、この間、ある保護者の方からこんなことを聞いたからです。小学校に入って、やっぱり私が思ったように、1,000円、2,000円、3,000円とお金を持っていかなければならない。しかも、修学旅行、校外学習ということでお金を持っていかなきゃいけない。義務教育なのに、どうしてこんなにお金が要るんだろうって、あるほかのお母さんに言ったら、小学校はまだいいのよ、中学校になったら、もっと要るんだからって言われたそうです。そして、いざ中学生になったら、本当に小学校とは比べ物にならないぐらいお金が必要になったと言われていました。部活もさせてあげたいけれど、1人だったらまだ、中学生が1人だったら、まあ何とか、1カ月3,000円の部活動のためのお金、払えるかもしれないけど、2人になったら、ちょっと払えないかもしれない。そのときに、1人にだけ部活はだめよというふうには言えない、どうしたらいいだろうか、どうしようかと夫と話しているということもお話しになりました。

今、子どもの貧困が広がっていると言われていています。年収200万円以下が5人に1人となり、生活保護世帯が200万世帯を超えたという貧困の格差の拡大も伝えられています。こうした中で、水俣の親御さんだけではなく、全国の保護者の学校教育費の過重な負担が社会的に注目されるようになっていきます。皆さん、憲法26条には、義務教育は無償であると書いています。そのとおりになったら、どれだけ子育てにかかっているお金、負担に思っているお金、減らすことができるでしょうか。どの子にもお金の心配をしないで学校に行ってほしい、どの家庭でも、すべての子どもたちにお金の心配をしないで学校に送り出してほしいと心から思います。

その立場から、以下、質問いたします。

- ①、小学校1年生及び中学校1年生の保護者の年間負担額は、それぞれおおむね幾らか。
- ②、その保護者負担の内訳はどのようなものか。
- ③、就学援助児童・生徒数の推移はどうなっているか。
- ④、給食費の最近の納入状況はどうか。

2、中学校の武道必修化について。

皆さんもテレビや新聞などの報道で御存じかと思いますが、ことしの4月から中学校で武道が

必修となります。柔道、剣道、相撲の中から選択をする、選ぶようになっていきますけれども、学校ごとにそれは選ぶようになっていきます。私は、自分の息子はもう中学生ではありませんが、もし柔道が必修になったらどうしようと、ちょっと思いました。そのように思っているときに、テレビで柔道が一番死亡事故が多いと、学校教育の中で多いという報道がありました。それを見て、うわー、これは大変だなというふうに思ったんです。水俣では一体どのようになっているんだろうか。

①、水俣市内の中学校ではどのように取り組んでいこうとされているのか、質問いたします。

②、武道の必修化実施に向けて課題となっていることはどういうことか。

3、介護保険について。

介護保険は、昨年6月に介護保険法が改正をされました。それに伴って、ことし報酬の改定が行われておりますが、1番目の質問は、その法改正、また報酬改定の主な特徴は何かということとです。

②、第5期ひまわりプランは、第4期の計画のどこを発展させたものなのか。

③、日常生活圏域ごとの地域密着型サービス整備状況と、その課題はどうなっているのかお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、義務教育における保護者負担軽減について及び中学校の武道必修化については教育長から、介護保険については私からそれぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 義務教育における保護者負担軽減について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 義務教育における保護者負担軽減について、順次お答えいたします。

まず、小学校1年及び中学校1年の保護者負担の年間額と、保護者負担の内訳についてお答えいたします。

小学校の入学時にかかる費用は、平成23年度の各校の概算の平均額で申し上げますと、体操服が5,000円、体育館シューズ1,000円、上履き1,000円、算数セット等の副教材等4,000円となっており、そのほかに、標準服の購入が必要な学校が4校あります。標準服の平均額は、男子標準服1万3,000円、女子標準服1万6,000円となっており、小学校入学時に必要な保護者負担の平均は、

男子でおおよそ2万円、女子で2万2,000円となっております。そのほかにランドセル、絵の具、粘土、文房具等は各自で準備する必要があります。

また、入学後に必要な費用は、各小学校の平均で給食費4万1,000円、副教材費等8,000円、PTA会費等5,000円の計5万4,000円となり、小学校1年生で入学時と入学後に必要な年間の費用は男子7万4,000円、女子7万6,000円の保護者負担となります。

また、中学校の入学時にかかる費用として、各校の平均で、男子制服一式3万円、女子制服一式4万9,000円、体操服1万5,000円、通学かばん等9,000円、体育館シューズ3,000円、上履き1,000円などであり、中学校入学時に必要な保護者負担額の平均は、男子5万8,000円、女子7万7,000円となります。

入学後に必要な費用は、給食費4万7,000円、校外活動費4,000円、副教材費等1万2,000円、PTA会費等5,000円、校納金2,000円などであり、計7万円となり、中学1年生で、年間に、入学時と入学後を合わせますと、男子12万8,000円、女子14万7,000円の保護者負担が必要となります。

次に、就学援助児童・生徒数の推移についてお答えいたします。

就学援助制度は、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費、修学旅行費、医療費、新入学用品費、学用品費などの学校費用を援助する制度です。就学援助は、生活保護法の規定による保護を受ける世帯が要保護世帯、これに準ずると認められる世帯が要保護世帯、準要保護世帯と区分されています。

要保護及び準要保護を合計した小・中学校の就学援助受給対象者数と全児童に対する割合につきましては、平成17年度が263人の10.17%、18年度が256人の10.09%、19年度253人の10.28%、20年度が256人の10.7%、21年度が261人の11.27%、22年度が246人の11.26%、23年度が246人の11.73%となっております。

水俣市の全児童・生徒数が減少をしておりますので、就学援助受給対象者数は減少傾向にありますが、逆に割合につきましては、増加傾向にあります。

次に、給食費の最近の納入状況はどうかとの御質問にお答えいたします。

給食費につきましては、学校給食法第11条により、学校給食費は保護者の負担とするとなっており、給食の食材購入費として徴収しているところです。

本市では、保護者が地区委員となり、各家庭から給食費を徴収し学校に納入する方式で給食費を徴収をしております。最近の給食費の納入状況につきましては、ここ5年間では、各年度末に給食費の一部納入がおくれる学校が1校ありましたが、次年度までには完納をされている状況でございます。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 小学校1年生、中学校1年生、それぞれ、今、年間の負担額を言っていたきましたが、いかがでしょうか、この7万4,000円から7万6,000円、小学生が。中学生が12万8,000円から、13万円から15万円というところで、年間これだけの負担をしなければ、子どもを小学校、中学校に通わせることはできない。この言い方はちょっと極端かもしれませんが、それだけ必要なお金だということで徴収をされています。必要とされています。

就学援助の児童が、児童・生徒数の数は減っているけれども、割合が高くなっている。これはやはり、子どもたちの育つ家庭の経済状況が全体として悪くなっているということだというふうに思います。就学援助までは受けなくても、そのぎりぎりのところで頑張っている家庭も少なくなっているのではないかと思います。

私は先日、山梨県の早川町という、小さな町ですが、ここが平成24年度から町内の小・中学校に通学する児童や生徒の教材費、給食費、修学旅行費など、義務教育にかかる経費を全部町が負担する方針で準備を進めているという報道を見ました。この早川町は、日本で一番人口の少ない、小さな町だそうです。まちづくりの根幹である子どもを大切に、子どもは地域の宝を具体化するため、予算を見直し、費用を捻出するための取り組みを今行っているということです。この義務教育費の無料化は、この地域は、山村留学制度もやっているようですが、それで受け入れた子どもたちにも適用していく予定で準備を進めていると言われています。小さな町の大きな挑戦だというふうに思います。日本で初めて、義務教育を無料にした町ということで報道されておりましたけれども、本来ならば、国がこういう立場に立って、日本全国の子どもたちの義務教育費の本当の意味での無料化をしていくべきだというふうに私は考えます。

この質問の中で、私は保護者の負担軽減についてという表題を出しました。けれども、本来ならば、義務教育は無償である、この立場に立って、この一つ一つの保護者の負担が妥当なのかどうか、また保護者の負担ではなくて、負担にはいけないものもあるのではないかと、そういう視点で行政、そして教職員、考えていかなければならないのではないのでしょうか。

私も、教材費などを学校に持たせるときに、そんなに、だんだん違和感を感じなくなって、言われたら払うもんだなというふうに思って払っていましたが、よくよく考えると、ここで今子育て中の皆さん方が苦勞をされている、そしてしかも憲法で保障されている、義務教育の無償というのがうたわれている、そうであるならば、いかにそれに近づけるために、努力をしていくのか、せめてそのことに取り組まなければならないのではないかとこの思いで今いっぱいです。

そこで、2回目の質問をいたしますが、この保護者の負担は、これ1年生ですから、こういう額だと思うんですが、さらに学年が違くと校外学習とか、修学旅行などが入ってくると思いますので、それぞれの学年でも、それ相当の負担をしているというふうに思います。この負担額を改

めて見られて、一体どのように感じていらっしゃるか、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それと、給食費の問題ですが、聞くところによりますと、ほかの自治体などに比べると、水俣は規模の割には未納が少ないということだということを聞いています。しかし、学校のPTAの、同じPTAの人、地区委員が集めに来るということであれば、払えないとか、払わないとか、なかなか言えるものではないんじゃないかなと思います。払えない、払わないという方々の声は、私も多く聞いているわけではありませんが、一方で、集めに回っていらっしゃる保護者の皆さん方の苦勞は聞いています。

1つは、お母さん方も働いていらっしゃるということで、いつ行ってもいらっしゃらない、自分も働いているから、行ける時間は限られている。だから、なかなか集金ができないところがある。また、集金に行っても、なかなか出てきてもらえないようなところもあるなど、集金をしている人たちにとっても、苦勞の多い役回りになっているかと思います。でも、そういうふうに頑張ってもらっているから、この納入率はいいんだというふうに思いますが、問題は、集める側が苦勞する背景、そして一応払っていらっしゃるけど、どんだけの状態の中で払っていらっしゃるかということが、実態が、納入状況ではつかめないわけですから、ここに数字では見えないものを見ていかなければならないのではないかと思います。

あるところでは、未納になっている給食費を少しずつ払っていらっしゃるところもあるようですけれども、その中で、やっぱり1カ月、お金が入ってこないならば、その生徒さんにお手紙を渡さなきゃいけない、それは生徒さんは何であるかわかっているから、とてもつらそうな顔をして、本当にかわいそうだというようなお話も聞いています。そこまではいかなくても、本当に苦勞されているところがあるんじゃないかと思うんですね。ぜひ、給食費に関しても、教育の一環ということで、無料にしたらどうかというふうに私は思うんです。先ほど、給食費の食材費は保護者負担とするというような法律の一文を紹介されましたけれども、負担とするというふうには書いてありますが、無料にしてはいけないとは書いてないんですね。それで、恐らくそういうことがあって、日本全国の、今、あちこちで、まだまだ数は少ないですけれども、給食費の無料化に踏み切っているところがあるのではないかと思います。

朝から授業を受けて、御飯を食べて、昼からも授業を受ける、この御飯を食べるというのも、学校の生活の中の一部ですから、すべての子どもたちがお金のことを心配しないで給食を食べられる、実際今食べてるわけですが、お金の心配をしないでですね、食べられるような状態をつくれば、子どもにとっても、そして経済的に負担だと思っている親にとってもいいのではないかと思います。

最近、南関町が新聞に出ていました。南関町の出生率が上がったという報道でしたけれども、そこでは、医療費を中学生まで無料にするというのをやっていると同時に、給食費を無料ではあ

りませんけれども、1人2,000円の補助をするというふうになっているそうです。私が先日視察に行きました宮崎県の西米良村では、もっとたくさんの補助、4,000円近くの補助をやっていました。ですから、給食費の無料化についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 非常に難しい話をちょっと今されましたけれども、まず、生徒さんの負担額についてどう思うかということが一つございましたけれども、確かに、今、私が答弁で申し上げた数字といたしますのは、1年生を基本にして、今数字申し上げまして、2年生、3年生になると、当然先ほどございましたように、修学旅行とか、あるいは1年生もそうなんですけど、部活の費用とか、あるいは用具をそろえたりとかということもあまして、非常に親御さんの出費がかさむというのは、本当に厳しいなというふうには実際思っております。

私も子育てした経験がございますので、非常に苦しかったことを実は覚えておりますけれども、今の経済状況、水俣市の経済状況等を勘案いたしますと、非常に、もちろん、リストラとか、そういうことで実は所得が少ない人がふえてきているという現状もございまして、さっき出たような数字、保護世帯とか、あるいは要保護世帯がふえているという結果につながっているわけなんですけれども、給食費も一緒に、一生懸命払っていらっしゃるというふうには、無理して払っていらっしゃる家庭もあるかと思えます。

ですから、負担額については、本当に私どもも、厳しい状況を十分認識はしております。その中で、どういうことができるのかということを考えましたときに、要保護世帯については、ある程度法で守られた要件の中で、支援が受けられることとなります。ただ、準要保護世帯とか、それに近い世帯というのは、結構、かなりございます。ですから、そういう世帯に対しては、やっぱり制度がありますので、制度を周知していくとか、広報をしていくとか、あるいは案内書を各家庭に配って説明するとか、もう少しきめ細やかな、そういう我々の助言なりが必要じゃないかなというふうには実は、改めて今感じたところです。

そういうことをぜひやっていきたいなと思っておりますし、実際、要保護世帯、あるいは準要保護世帯の受給が実は人口が少ないところが割合が高いという、財政力指数ですね、が低いところがそういう世帯が高いというのが定説なんですけれども、実際受けているのは、大都会のほうほとんど、東京とか大阪、神奈川、愛知、そういうところが4分の1ぐらい、実は支援を受けているという実態があります。ですから、それはなぜかということ、やっぱり制度を周知しているということが一番大きくて、そういうふうになっているんだろうというふうには思っておりますので、私たちも、そういうものを十分説明してまいりたいというふうには、まず思います。

それから、給食費につきましては、無料化はどうかということで、今、南関の事例とか、あるいは宮崎県の西米良村のお話をいただきましたが、水俣市の場合は、給食費については、非常に委員さんが苦勞されているというのと、住民の意識というか、保護者さんの意識が非常に高いということもありまして、ほとんど未納がないと非常に珍しいケースです。若干はございますが、それも今支払いをされておりますので、完納に近いという実態がございます。今、議員おっしゃいましたように、そういう保護世帯、あるいは準要保護世帯が多い中で、この数字は本当にすばらしいなというふうに思っております。ただ、苦勞されているというのは十分承知をしておりますので、無料化について軽々に判断するというのは、非常に困難でございますけれども、家庭あるいは子どもたちの実態をもう少し把握させていただきたいなというふうに思っております。それから考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ぜひ実態はつかんでいただきたいというふうに思います。

先ほどの保護者の負担の中に、副教材費というのがあったと思うんですね。副教材費というのは、授業をする上で必要だから整えるということだと思っておりますけれども、これもどうしても必要なものだったら、教科書と同じじゃないかというふうに思うんですね、私はね。ですから、副教材費なども、できるだけ負担がないようにしていただきたいと思うんですが、学校の先生にお聞きしますと、できるだけ負担がかからないように、最小限のものをやっているんですけど、しかもちゃんと分割して、少しずつ納めてもらうようにしてありますというふうに、現場の先生方は先生方で、工夫をされているというのは重々承知をしているんですけども、全体として、教育に必要なもの、授業に必要なものについての負担を少なくするためには、どうしたらいいかということも、実態をつかむと同時に、教育委員会でも、現場でも、もう少し検討していただけないかなというふうに思います。

それから、給食費の問題ですけれども、私は無料化を求めているんですが、全国的には、やっぱりいろいろ工夫をされていて、先ほどは一律1人2,000円の南関の補助を言いましたけれど、和歌山県の新宮市では、小学生が2人以上いる世帯に対しては、所得に関係なく、2人目以降の給食費を無料にするとか。1人、2人、3人と子育てに頑張っているところに対して、負担が重いところに対して手当をするというようなこともやられていますので、そのことも含めてぜひ検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、副教材費についても支援をしたほうがいいんじゃないかということでございますけれども、副教材費については、1万円から1万2,000円程度は、多分年間要って

るんだろうというふうに思いますけれども、今、義務教育で無償化されているというのは、もちろん授業料は法にうたわれてますけれども、あれと教科書ですよ。副教材が教科書じゃないかといえば、教材がないと授業ができないわけで、そういえばそういう授業の一環だというふうに言えるわけですね。それを負担してあげれば一番いい話なんでしょうけれども、非常にその辺のところが制度上、簡単にはいかないということだと思います。国庫補助等で、ひもつきの補助金で来れば、非常にやりやすいわけなんですけども、財源上、一般財源の中、交付税の中に算入されてくるということでございますので、非常にその辺を、理論武装して、きちんと予算立てができるように、やっぱり我々も中身を検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

今すぐ副教材の支援というのはできないとは思いますが、どのようにしたほうがいいのかということもあると思います。あるいは、さっき出ましたように、家庭の状況とかという、その経済状況等を十分考えていく、あるいはもう市の財政状況もいろいろ考えていくという、総合的に考えていって、子どもたちの支援につながることであればいいことには違いないとは思いますが、やっぱり総合的に判断していく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、給食費の支援につきましては、自分で食べるというのは語弊があるんですけども、自分の、生きていくために食べていくということで、お支払いいただくというのは当然かなと思わなくもないんですが、ただ、現下の経済状況等を心配されて、議員の質問があると思いますので、先ほども言いましたように、実態をまず調べるということと、それが可能なかどうかというのは、検討はできるというふうに思いますので、そういうふうに検討していきたいなと、まず検討してみたいなというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、中学校の武道必修化について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、中学校の武道必修化について。まず、市内中学校ではどのように取り組んでいくのかについてお答えをいたします。

平成24年度から完全実施となる新学習指導要領には、武道の授業において、武道の特性や成り立ち、考え方を理解すること、基本動作やわざを習得すること、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を身につけること、健康・安全に気を配ることなどを指導内容として示してあります。

本市の中学校において調査したところ、平成24年度から指導を行います武道は、4校ともに柔道という回答がありました。

現在、各学校では実施に向けて、道着や畳の準備等、環境面での整備を行っているところです。

また、学習指導要領においては、2年生までに必ず学習するよう定めてありますので、それに従い、各学校の実情に合わせた指導計画を作成しております。

実際に指導に当たる体育担当者は、それぞれ機会をとらえて指導者研修会に参加し、武道の指導について、技能面・安全面などの研修を深め、必修化に向けた準備を行ってきました。

今後、安全面での配慮などを十分に行いながら、学習指導要領に示された内容を確実に実施するようにしていく計画となっております。

次に、武道の必修化実施に向けて課題となっていることは何かについてお答えいたします。

各学校の武道指導者は、本市においては、研修を受けた体育科の担当者となっております。既に、武道の授業を実施してきた学校もありますので、武道の指導計画の作成や指導方法について、ある程度の実績はあると考えております。

しかし、教育委員会としては、必修化に伴う全校実施により、これまで以上に課題を明確にとらえる必要があると考えております。

第1の課題は、事故防止など、安全面への十分な配慮をすることです。特に、安全面への配慮につきましても、学習指導要領の指導内容を十分に理解し、生徒の実態や指導場所の安全性を把握した上で、指導する内容と方法等を決定し、無理のない指導計画の作成が重要であると考えております。

第2の課題といたしましては、指導者の指導技術の向上を図ることであると考えております。安全への配慮だけでなく、武道の特性や基本のわざの習得など、学習指導要領の指導内容を十分に達成するのは容易ではありません。そのためにも、指導者の資質向上のための研修を充実させることが重要であると考えております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 水俣市内の中学校では、すべて柔道をやるということですがけれども、この柔道による事故の危険性の認識というのは、どのぐらいされているのでしょうか。また、水俣市内の学校で、柔道による事故の状況はどのようになっているのでしょうかが一つ目の、2回目の質問です。

二つ目は、学習指導要領で指導の中身が書いてあるとは思いますが、学習指導要領で目指すものを目指すときに、現時点での指導者の力量がそれに伴わなければ、無理やり学習指導要領の目指すものに近づくというか、それを達成するような計画を立てたら大変なことになると私は思うのですが、学習指導要領で指導すべきことというのが同時に、専門家でない体育の先生、研修を受けてはいるけれど、専門家ではない先生方が指導されるということでは、おのずと専門家が指導するのは違ってきて当然だというふうに私は思っているんですけど、その点で、指導計画などはどのように考えていらっしゃるのか。

それから、前後しますが、先ほど研修をされた体育の先生が指導されるということですが、どれぐらい研修をされているのかということがわかりましたら、お答え願いたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 武道における事故の認識ということですが、柔道、わかりました。

柔道は非常にけがの危険性が高いというのは、我々も認識をしております。ほかのどんな球技、あるいは格闘技を含めましても、柔道が断トツに多いということになっております。ですから、先ほどの答弁で申し上げましたように、安全の確保、指導の徹底というのが図られないと非常に危険であるという認識はございます。

それと、水俣市の事故の状況ということで、議員も先般から御存じだと思いますが、17年に市内の中学校でそういう、骨折に近い状況の事故が授業中にございまして、これは最終的に裁判になりまして、結局、市のほうが敗訴という形で決着したわけなんですけれども、ですからそういうことを考えますと、指導計画にのっとった緻密な指導あるいは注意が必要であるということで、その辺のところは今後、柔道の授業をやっていく中で、教訓として生かしていく必要があるというふうに考えております。

それから、学習指導要領の中には、柔道の指導の内容というのを実は示してございます。簡単に読み上げますと、運動についてわざができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となるわざができるようにする。ですから、柔道では相手の動きに応じた基本動作から、基本となるわざを用いて、投げたり押さえたりするなどの攻防を展開すること。それから、武道に積極的に取り組むこととともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること。分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ手を用いないなど、健康・安全に気を配ることができるようにすること。それから、3番目で、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、わざの名称や行い方、関連して、高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組みを工夫できるようにすることで、これが指導要領の柔道の内容の中にうたわれているというふうになっております。

それから、研修の質問がございましたが、研修については、今まで、ちょっとアンケートというか、学校にちょっと話を聞いてみたんですが、研修を受けた人が、それぞれ学校に体育の担当者であります。一中が2人で、あとは1人ずつなんですけど、一中が、延べ、1回目が18時間、2回目が24時間、それから、ほとんど24時間から30時間の、一応研修を受けてきております。これは、もともと柔道については、もう一中は既に9年やっておりますし、第二中学校も7年以上やっております。緑東も昨年、今年度からやり始めましたし、ただ行っていないのは袋中だけでございます。以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 柔道の安全性の問題ですが、日本スポーツ振興センターが出している統計に基づいて、名古屋大学の先生が分析をされているのが、テレビの報道などでも紹介されてお

ましたけれど、過去28年分のやつを分析したところ、柔道で114人が死亡し、275人が重い障がい、寝たきりというか、植物状態とか重い後遺症を背負っているということがわかったと、最近10年間の中学校の部活動における死亡確率も柔道が飛び抜けて高いことが判明しているというふうに分析結果を発表されています。

それで、一保護者として言うならば、そんなに危険なことを全員に必修でさせて大丈夫なんだろうかというのが、もう率直な私の気持ちですけれども、例えば、フランスとか、カナダとか、よその国では、柔道で子どもが亡くなっている、事故で亡くなるということはほとんどないと言われていたんですね。それは指導体制、指導の仕方等々、とても力を入れて、充実をしているということがあるようですけれども、それに比べて、日本では異常な事態になっているんじゃないかと思います。こういう中で、国がこういう事態の総括、なぜこうなっているのか、どこに原因があるのか、どうしたらいいのかということをはっきりと打ち出していない中で、今までよりも、さらにたくさん子どもたちが柔道をするということなる、確かに、今、7年、9年と、既にやっているところはあるということですが、今度は限られた子どもだけではなくて、すべての男子、それから女子も含めてやるということになるわけですから、そう、なかなか厳しい中での必修化ということが始められるというふうに思います。

同時に、事故が起こった場合に、指導者がきちんとした対応をしていないということが、死亡事故とか、重い障がいを負った事故の場合に、裁判などになっておりますけれども、中で明らかになっています。私は、柔道をして頭を打ったら、出血をするのかなというふうにずっと思ってたんですけれども、今度このことを調べる中で、初めて、頭を直接打たなくても、脳が激しく揺さぶられることで起きる出血があると。頭蓋骨は動かないんだけど、脳が揺さぶられるので、そこで血管が切れて出血をして、重大な事態になるという、加速損傷と呼ばれる症状があって、それで急性硬膜下出血等々で深刻な事態になっているということを知りました。よく脳しんとうを起こして気を失うということが、よくはないですね、そういう事態があると思うんですけど、軽い脳しんとうと思っていたら、実はそういう場合があって、脳しんとうでも、加速損傷みたいな重大な事態になってるんじゃないかということを知っている人は、それに対応するけれども、わかってないと、ほうっておくみたいな、そういうことが今までの事態が起こっているということも聞いています。ですから、先生方の研修も、やはり医学的な問題、事故が起こったときにどういう対応をしなきゃいけないのかということも含めて、しっかりとやっていかなければいけないのではないかなというふうに、すごく思います。

それと、文科省の学習指導要領の中には、頭の損傷に至る危険性が最も高い、大外刈という投げ技も学習内容の例に挙げているそうなんです。まさか、これをやるというふうにはならないと思うんですけれども、くれぐれも子どもたちの状況、それから指導者の状況、そういうのを見

た上で、危険性のない、安全な計画を立てていただいで取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、ぜひ御紹介したいのは、全国柔道事故被害者の会とあって、子どもを亡くされた親御さん、それから重い障がいを持っていらっしゃる子どもさんを持っていらっしゃる方などが2010年に立ち上げられた会なんです、そこから武道必修化について、危惧の念が示されているんですけど、その中で、自分たちは柔道を否定しているわけじゃないと、1人の犠牲者も出さず柔道をできるようにしてほしいということで、要望書を政府のほうに上げていらっしゃるんですが、その中で、子どもの安全を担保できるレベルの指導者の確保、授業だけではなく、部活動でのカリキュラムや練習時間の見直し、授業では、先ほど申しあげました大外刈など頭部打撲リスクのあるわざの禁止。授業では、自由練習など、試合形式の禁止を求められています。これは、投げるほうも、投げられるほうも、未熟な者同士でやると、事故につながる危険性が非常に高いと、重篤事故の大半は、乱取りに発生をしているということだそうです。絞めわざの禁止というのも要望されていまして、その他幾つかありますけれども、こういう実際に事故に遭われた方々の率直な声、そして現場の声などをしっかり把握をされて、ぜひやっていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 柔道の危険というか、非常にリスクが高いというふうなことで、今、議員おっしゃいましたとおりでございます。すごい死亡事故も多く発生をしておりますし、私どもとしては、今後やっぱり文科省の指導要領、また実際に詳細なやつが来るということでございますので、その要領に従うと同時に、県も研修をまた予定をしておりますので、柔道に関する研修をしっかり受けさせるということ、それから市のほうとしても、柔道の専門家をぜひ招聘をして、特別な研修を実施したいというふうには思っておりますし、各学校の指導計画の提出を今お願いをしております。そして、個別にそういう計画書のチェックをやりまして、今ありました危険度のチェックだとか、あるいは柔道場等のありようも含めて、一緒になって安全対策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、介護保険について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、介護保険について、順次お答えします。

まず、4月1日施行の介護保険法改正、報酬改定の主な特徴は何かとの御質問にお答えします。

先日、緒方議員の一般質問にお答えしましたが、介護保険法改正に伴う第5期介護保険事業計

画の策定に当たっては、基本理念として地域包括ケアの推進が掲げられています。

高齢者の生活を地域で支えるために、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、地域包括ケアの日常生活圏域において、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいの五つの視点による取り組みが必要であるとされております。

1番目に、医療との連携強化としまして、24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化や、介護職員によるたんの吸引などの医療行為を実施すること。2番目に、介護サービスの充実強化としまして、特養などの介護拠点の緊急整備や24時間対応の定期巡回、臨時対応サービスの創設など、在宅サービスを強化すること。3番目に、予防の推進としまして、できる限り要介護状態とならないための予防の取り組みや、自立支援型の介護を推進すること。4番目に、見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や、権利擁護などとしまして、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、さまざまな生活支援としての見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護サービスを推進すること。5番目に、高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備としまして、一定の基準を満たした有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅や生活支援拠点の一体的整備としての持ち家のバリアフリーの推進が掲げられております。

次に、報酬改定につきましては、高齢者の尊厳保持と自立支援という、介護保険の基本理念を一層推進するため、地域包括ケアシステムの基盤強化、医療と介護の役割分担・連携強化、認知症にふさわしいサービスの提供など、三つの基本的な視点に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われました。

具体的には、高齢者の自立支援や中重度認定者、医療ニーズが高い高齢者に対する在宅・居住系サービスを提供することに重点を置いております。

認知症対策では、本人が可能な限り住みなれた地域で生活を続けていけるように、居住系サービスや施設サービスにおいても、必要な見直しを行うこととなっております。

各サービスの報酬・基準見直しの内容としては、介護職員の処遇改善等に関する見直しや、在宅復帰や自立支援、医療との連携等各種加算と地域密着型サービスに新規事業の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスが創設されております。

次に、第5期ひまわりプランは、第4期計画のどこを発展させたのかとの御質問についてお答えします。

本市では、第4期までの計画において、健康維持のための介護予防事業の推進、在宅介護支援のための地域密着型サービスの基盤整備、認知症高齢者を支える事業等に、地域を含め積極的に取り組む等、多岐にわたる高齢者福祉施設を推進してきました。

第5期計画においては、前回計画の基本方針であるいきいきと安心して暮らせる地域づくりを

継承しながら、高齢者の方々がみずからできることを行うことにより、社会や地域とのつながりを持って、だれもが住みなれた地域でともに支え合いながら、健康で安心して暮らすことができ、高齢者の尊厳を守り、支えるケアの確立に向けて、さまざまな施策に取り組むこととしております。

新規施策といたしましては、いきいき暮らしを目指すための施策としては、介護予防活動の充実と予防体制の整備として、認知症予防教室を開催いたします。水俣市の要介護認定原因で、認知症は1位になっております。認知症早期発見プログラム利用により、認知機能低下が疑われる高齢者を対象とした教室を実施し、認知機能の維持向上を図り、介護保険の要介護認定の認定率の低下を目指します。

次に、安心暮らしの権利擁護の推進施策としては、高齢化に伴う認知症の増加が予測されることから、判断能力が低下した方々が尊厳を保ち、安心して地域で暮らせるよう、専門機関と連携した権利擁護体制を整備し、その中核的機能を持つ（仮称）権利擁護センターの設置など、権利擁護事業に積極的に取り組み、高齢者の尊厳を守り支えるケアの確立を目指した高齢者福祉施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの整備状況と課題はどうなっているのかについてお答えします。

現在、地域密着型サービスは、北部にグループホームこうらくと、ニチイケアセンター水俣の2カ所。西部には、グループホームがキトさん家、ふれあいの家、ゆうゆうの3カ所。小規模多機能型居宅介護が、グリーンコープほのぼの・水俣と、茂木の里の2カ所。小規模特別養護老人ホーム和光苑、そして認知症対応型通所介護あかりで7カ所あり、水俣市内には合計9カ所あります。

第5期計画では、西部に2カ所、東部に2カ所、合計4カ所を整備する予定です。

課題としましては、東部に次いで高齢化率が高い南部に、地域密着型施設がありませんので、今後は、特に南部圏域の市街地から離れた地域に高齢になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護拠点としての施設整備が必要であろうと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ただいま介護保険法の改正と報酬改定の主なところをお話ししていただきましたけれども、介護保険法の改正で、いろいろ問題があるというか、利用者にとって果たしてプラスになるのだろうかというようなこともあるなど、いろいろな意見もあるわけですが、ここでは報酬改定のところで、ちょっと細かい話になりますけれども、生活援助という形でヘルパーさんが行く場合、1回60分という単位で今まで行っていらっしゃったのが、今回は、1回45分という単位になるというふうに改定をされています。

それで、ヘルパーさんたちの側からいけば、行って、洗濯して、食事の準備して、そして食事を食べさせるところまではなかなかいかない、洗濯を干すところまでいくかどうかというのが、もう精いっぱいやってもぎりぎりなんだけど、45分であれば、自動洗濯機は、なかなか45分で終わらない場合があるということも含めて、干すところまでいかないというようなことも言われていて、利用者にとって、果たしてプラスになるんだろうかというふうな御意見をいただいています。この改定の中身について、24時間対応型の巡回型の訪問サービスをするという新しい制度もできているわけですが、それは1回15分とかいうことで何回も行くというふうに、一応なっているんですが、15分で入浴介助もできませんし、そして例えば、御飯をつくったり、洗濯したりということもできません。そういう24時間型の短時間のサービスも受けられて、しかも今までのサービスも受けられれば、それはそれにこしたことはないわけですが、果たしてそうなるんだろうかという不安が今あります。

ほかにも幾つかあるんですけども、ぜひ今後、ひまわりプランができていますけれども、この介護保険法の改正や報酬改定などについて、現場の皆さん方がどんなふうに思っているか、不安に思っていることはないんだろうか、そういうことも含めて、ぜひ把握をしていただきたいというふうに思います。

それで、2回目の質問ですけども、配食サービスというのが、今度ひまわりプランの中にも出てきているんですが、以前、配食サービスを水俣市で取り組んでいて、もうその必要がなくなったということで、一たん、配食サービスがなくなって、今度またこういうひまわりプランの中に書かれているんですけども、これは一体、どういう背景があって出てきたのかというのが1点質問したいと思います。

それだけにします。お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 配食サービスを復活した理由ということだったのかと思いますけれども、水俣では平成8年から平成19年まで、一応、ひとり暮らしの方とかを対象に、宅配の給食サービスを実施しておりましたけれども、夏の食中毒であったり、衛生面の不安というか、そういう面と、やはり糖尿病だったら、そういう制限をされる方に対する食の提供という、そういう面がやはり対応できなかったということで、一応、廃止ということ、19年から廃止をいたしております。

それで、この第5期のひまわりプランをつくる中で、ケアマネジャーさんにちょっとアンケート調査をしております。その中で、やはり食に関するサービスが必要ではないのかという意見も多数寄せられておりますので、具体的に、宅配であったり、食材を宅配したり、弁当を宅配した

り、そういうのができないのかという御意見もあっております。しかし、高齢者の方に配食に対するアンケートをとったところでは、配食をしていただきたいという、そういうニーズと申しますか、そういうのは余りなかったんですけども、やはりこれからはそういう食の栄養面での指導と申しますか、そういうのも必要なところと、今度、そういう配食サービス、あるいは食生活改善員さんなどの協力を得ながら、そういう食への指導と、食の確保に向けた体制づくりができないのかということで検討いたしております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 配食の問題でいえば、私、幾つかの経験なんですけど、あるお年寄りが、とても物忘れがひどくなって、精神的な症状も出ていらっしゃった方がいらっしゃったんですけど、これだけでそうなったかという、そうじゃないかもしれませんが、その方の食生活を聞いていると、あんまり食べてないか、食べていても、偏ったものしか食べてらっしゃらないのがあったんです。それで、お知り合いの方が、これは民間の宅配なんですけれども、給食サービスですけど、それを受けたらと言われて、それを食べられるようになったら、見る見る変わって行って、普通に戻られたんですね。お元気になられたと。ですから、高齢者の方々にひとり暮らしとかであれば、特にひとり暮らしなり、お年寄りだけの家庭であれば、もう本当に質素に、いろんな状況も、条件もあるのかもしれませんが、質素に済まされる、もしくは食べるのを、もう認知症的な症状が出て、食べるのを忘れるとか、何かいろいろな関係で、十分に栄養がとれなくて、身体状態も、それから精神状態も悪くなるという場合は多々あると聞いています。ですから、配食サービスというのは大事なことだと思うんですね。ですから、それに改めて注目をされたということは、とても私はいいいことだと思います。

ただ、以前の教訓を生かさないと、やっぱり高齢者は要らんと申して、無理やり持っていくわけにはいかないと、そういうこともあるわけですが、そこをどんなふうにしていくかというのは、今回の知恵の出どころだと思いますので、私もぜひいろいろ勉強して、提案もさせていただきたいと思いますが、改めて、しっかり正面に据えて取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、これは要望ですが、さっき権利擁護の問題で、センターをつくってやるというふうなお話がありました。やはり、認知症ということで診断をされて、いろんな方の手が入っている、ヘルパーさんが入ったり、家族の方々も意識をして対応する、そういう状態に置かれていれば、いろいろとサポートはできると思うんですけど、その前に、物忘れがとってもひどくなって、やりとりはできるんだけど、もう忘れてしまって、いろいろと支障が出てくる。役所とのやりとりとか、税金関係とか、今でいえば水俣病特措法の関係の書類のこととか、わからなくなるんですね。そういう方々のサポートがしっかりできるような体制が必要なんじゃないかなと、私

はこの間、すごく思っています。ですから、そういう方々がサポートできるような、そういうセンターなり、活動をぜひやっていただきたいということで、これは要望しておきます。

終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江口隆一議員に許します。

（江口隆一君登壇）

○江口隆一君 市声会の江口でございます。

3回目の質問ということで、大分緊張もとれたかなと思っておりましたけれども、くじを引きましたら、一番最後ということで、言いたいことも相当ほかの議員にとられて、自分のくじ運の悪さをうらみながら、一般質問に入らせていただきます。

1、水俣の経済活性化策について質問いたします。

2月29日の新聞に日本企業73%減益という記事を目にしました。野村証券が日本、アメリカ、ヨーロッパ各国主要企業の2011年10月から12月期の純利益を調査したところ、前年度対比でアメリカはプラスの9.4%、ヨーロッパはマイナスの14.5%、そして日本は何と、マイナス73%という調査結果でした。

理由を6重苦と表現し、円高、電力不足、高い法人税率、貿易自由化のおくれ、厳しい労働規制、温暖化対策の負担を加えた収益の圧縮要因と指摘してあります。

水俣では電力不足は関係ありませんので、5重苦かと重いきや、少子・高齢化や鉱物資源がないなどは入れてありませんので、前途が多難なことは言うまでもありません。

そこで、お聞きいたしますが、このような状況を水俣市としては、①、独自での対応策は何か考えておられないのか。また、どのように克服していかれるおつもりかを質問いたします。

次に、②、企業誘致補助金の拡充の必要性をどう考えるかについて質問いたします。

先ほども、前段で述べましたが、水俣の現状は、業績が落ち込み、存続さえ危ぶまれる状態にある企業も少なくありません。また、数年前、お隣の出水市では、パイオニア、NECと相次いで工場が閉鎖されるという、憂慮すべきことが起こりました。水俣市も例外ではなく、水俣電子の工場閉鎖が決まるなど、倒産や空洞化で経済界を取り巻く環境は、現状維持さえできない厳しい状況にあります。

水俣で長年にわたり事業を営んでこられた方々からは、ここ最近の動きを受け、誘致企業ばかり優遇され、水俣の商売人は損だとか、同じ雇用なのに差別するななど、厳しい意見が聞かれます。

そこで、お尋ねいたしますが、誘致企業補助金の制度は現状に適しないものになってはいませんか。工場の拡張により、足りなくなった労働力を求め、地方へ工場をつくる時代はとっくに過ぎ去り、低賃金で市場を抱えた海外へとシフトするような時代になっているにもかかわらず、国内だけの地域間競争を視野に入れた制度では、生き残りは図れないでしょう。

このように、事業者が苦しんでいるときにこそ、地元に向け、制度の適用の範囲を拡大し、誘致企業や地場企業と色分けをせず、将来性や実現性の高いものから支援をし、雇用の確保や企業のやる気を引き出すなどの対策をとるべきではないかと思われませんが、水俣市として、どうお考えかを質問いたします。

次に、③、メガソーラー発電の誘致の必要性をどう考えるかについて質問いたします。

日本経済の未来は暗く、今後の企業誘致はとても厳しい旨の話を前段で語らせていただきました。なのに、メガソーラー発電を誘致しろとは、矛盾するのではと思った方もいらっしゃると思いますが、この大規模太陽光発電を取り巻く環境は全く異なります。

ここ数年、世界的にも太陽光発電の需要はウナギのぼりに増加してきました。世界各国の電気料買い取りや設備投資への支援など、公的助成策がふえてきたことにも起因いたしますが、技術の進歩により、発電効率が上がったことや、設備の供給過剰により価格が下がってきたことなども追い風になっています。

特に、東日本大震災後は脱原発の機運が高まり、これまで障害となっていた農地法や保安法、建築基準、工場法等が緩和され、参入しやすい環境ができています。

また、ソフトバンクの孫社長を皮切りに、次々にメガソーラーへの参入を決める大企業が後を絶ちません。つい先日も西部ガスのメガソーラー発電への参入計画が報道されておりました。その中で、太陽光発電は世の中から求められ、全量固定価格の買い取り制度があり、収益の不安も少ない事業とおっしゃられており、事業性や安定性から見ても、この不況下では優等生と思えます。

そこで、お聞きいたしますが、環境首都の本市として環境負荷の少ないクリーンエネルギー、メガソーラー発電所を誘致するお考えはないのか質問いたします。

2、12月議会後の緊急記者会見についてお聞きいたします。

平成23年度12月議会終了後、緊急記者会見を開かれ、古紙リサイクル会社への補助金の件をお話をされたそうですが、突如記者会見まで開かれ、おっしゃられたかったその目的と意義は何だったのかをお聞かせください。

3、古紙リサイクル問題についてお尋ねいたします。

昨年の12月議会で、多数の議員が認めなかったものを、間髪をあげず、次の議会である今3月議会にまた提案され、同じ結果となりました。

特定企業との随意契約や、事業者への説明責任が果たされていないなどの理由から、私も含め過半数以上の議員が反対しました。にもかかわらず、今議会では、入札するようにしたので認めてくださいと、改善したことをアピールされましたが、私の疑念はますます深まりました。これまで6社が入札に参加していたものを、2社で入札するようにする。それも、その2社の中に疑惑を持たれた会社が入っているようなことが改善とは、行政に求められる倫理観やモラルが欠落しているとしか言いようがありません。

地方自治体の契約は、競争入札が原則であり、随意契約は例外であります。これは、地方自治法の中にうたっており、国においても平成18年に随意契約の適正化を関係省庁連絡会議の報告で強く念を押してあります。

そこで、お尋ねいたしますが、このようなことを行いながら、市民に対し、公平性や透明性は確保できているとお考えなのか質問いたします。

4、議会と市政との関係について、2点質問いたします。

私は、これまでの二度の一般質問の中で、行政として中立性や公平性、そして説明責任について質問をしまいいりました。幾つかの事例を挙げながらも、深く追及せずにおりましたのは、感情的になり、政策的な議論ができず、政争の場にならないよう心がけてきたからであります。

また、失政を探すのではなく、未来のために適切で効果的な予算の執行を行っていただければとの思いから、再質問、再々質問でも、それほど厳しい追及はしなかったはずであります。

また、一般質問でも同じ問題を二度追及したこともありません。前回、下水道料金の未徴収問題を指摘しました。市長を始め幹部の方々は責任を感じ減給をされるようで、そんなことを望んだわけではありませんでしたが、当然、この問題を公にすることにより、私の在任期間中もそうであったと言われることは覚悟の上でした。

しかし、そうすることで、市長だけを責めているわけではないということも御理解していただけるものという気持ちもございました。

そして、公表することにより、放置されることを防ぎ、再発防止につながってほしいとの、議員としての使命感があったのも事実であります。

ただ、少しばかり言い方がきつくなかったのは、発覚してから時間もたっているのに、報告は全くなかったことへの戒めの思いがきつ過ぎたのかもしれない。それか、自身でも気づかないうちに、選挙での怨念がこもっていたのかもしれない。

しかし、そのおかげで以前に比べますと、相当人間ができてまいりました。また、市議会の先

輩や同僚の皆様方の御指導により、さらに最近では磨きがかかってきており、こんなユーモアのある話までできるようになりました。

その私から見ましても、今の議会と執行部の関係は、余り好ましいとは思いません。当然、市長から野党を見れば、何でも反対するのではというお気持ちはあるでしょう。しかしながら、私を初め、野党の議員の方々も、決して争いやもめごとは望んではおりません。しかし、これまではきちんと説明もないまま、この議案に反対したら、企業の信用問題になりますよ。もしそれが原因で倒産でもしたら、議会の責任ですよ、や、もう上程しましたので、どうしようもありませんなどと、賛成しかできないようなやりとりが議会と執行部の間で行われたり、古紙リサイクルの問題などで、議会内でも与野党間で議案の賛否をめぐり、異様な緊張感が高まるなど、大変危惧をいたしております。

そこで、宮本市長に、ぜひともお願いしたいのですが、根回しで議案を通そうとせず、政策の中身で賛成できるような議案にしていきたいと思えます。そのためにも、与野党を問わず、じっくりと協議をしながら、切磋琢磨し、未来ある水俣をともに築いていこうではありませんか。

そこで、改めてお尋ねいたします。

①、質問や答弁に対する責任をどう考えるか。

②、説明責任をどう考えるかを質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 江口議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣の経済活性化対策については、産業建設部長から、12月議会後の緊急記者会見につきましては私から、古紙リサイクル問題については、福祉環境部長から、議会と市政との関係については、総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 水俣の経済活性化対策について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 水俣の経済活性化対策について、水俣市として独自の取り組みはないのかについてお答えします。

昨年3月、全国で活躍されている多方面の専門家によって構成された、みなまた環境まちづくり研究会から報告書がまとめられ、改めて本市経済の担い手である地場企業の経営状況や雇用情勢等が依然として厳しい状況に置かれていることが浮き彫りになりました。

市といたしましても、経済活性化のためには、まず地場企業に元気になっていただくことが不可欠であると認識しております。そのため、市では継続して地場企業を訪問し、企業が抱える課題や要望等の情報収集に努めております。

さらに、今議会に提出いたしておりますように、新たな地場企業支援策として、1つ、本市の産業の活性化と雇用の安定及び創出を図るため、地場企業支援業務を行うための、仮称でございますけれども、産業支援センターの設置。2つ、地場企業の経営安定化を図るため、市の融資制度を活用して金融機関から融資を受ける場合の利子の一部補給。3つ目、新たな産業の創出及び市民の雇用機会の拡大への支援を図るための地場企業への補助制度の創設等の実施に向け、準備を整えているところです。

また、今年度、市内事業所を対象とした水俣の産業を元気にするための基礎調査を実施しておりますので、今後、さらに水俣の現状に合った経済活性化策を行うことができるものと考えております。

このように、企業からのニーズに基づく経済活性化策を企画・立案していくことが水俣独自の経済活性化になるものと考えております。

次に、誘致企業立地促進補助金の拡充の必要性をどう考えるかについてお答えします。

水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱は、平成12年に企業誘致活動を有利に進めるため、近隣自治体の制度を参考に、工場用地の取得、工場建設等を促進するため制定したものであり、市と立地協定を締結し、要綱に定めた要件に該当した場合、補助金を交付するものです。

このようなことから、現在、市外企業の新規事業の立地に限り、補助対象となっております。しかしながら、市のみならず、我が国の置かれている今日の経済状況にかんがみ、新たな産業の創出及び市民の雇用機会の拡大を図るという観点から、再度検討を行ったところ、補助対象を地場企業にも拡大し、投下固定資産額や新規雇用者が一定以上であれば、新設や増設する場合も誘致企業同様の支援策を講ずるべきであるとの結論に至ったところでございます。

現在、要綱の改正作業を進めているところであり、準備が整い次第、実施に移していきたいと考えております。

次に、メガソーラー発電の誘致の必要性をどう考えるかについてお答えします。

議員御指摘のように、水俣市が目指す環境に配慮したまちづくりを行う上では、再生可能エネルギーの活用が不可欠であり、メガソーラーは大きなウエートを持つと考え、積極的に推進していきたいと考えております。

また、市ではエネルギーと産業円卓会議において、市民、企業、有識者と共同でエネルギー対策についても検討しており、その中において、水俣にメガソーラーを設置するといった提案も出されておりますので、今後とも設置に向けた取り組みの検討を進めてまいりたいと考えておりま

す。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきますが、非常に前向きでいい答弁でしたので、もうやると言っているところに質問はいたしません。ただ、参考になればということで、いろいろお話をさせていただきます。

水俣市もいろいろな円卓会議を初め、たくさんの委員会とか、検討会、審議会がございます。今、ミャンマーが本格的な民主化が入り、また日本というのは、ミャンマーに対しての経済制裁に加わっていなかった関係上、日本にとっては大チャンスと言われております。しかし、その中にいろんな大企業、また政府の機関等もミャンマーに派遣され、そこで日本人に対してミャンマーであだ名がつきます。何かというと、NATO、北大西洋条約機構をなぞって、NATOと言われております。これは実は非常に不名誉なあだ名でありまして、直訳すると、ノー・アクション・トーク・オンリー、極端に言うと、日本人は会議とか、そういう討論をするだけで、実はなかなか動かないというふうなお話のニックネームだそうで、ぜひ、市長を初め、執行部の皆様方もそう言われぬように、大変厳しい時代でありますので、動きを軽やかに、また決断も早くしていただければというふうに思います。

そしてまた、この厳しい経済状況をかんがみ、水俣市としても、先ほど申された利子補給を始め、新たな諸対策を講じておられるということに対しまして、改めて敬意を表したいと思います。

誘致企業補助金を水俣の既存の企業にも使えるようにしていただくということで、本当に感謝を申し上げたいと思います。

先ほども言いましたけれども、質問じゃないんですけれども、時代の要請に合った手だてを常に行っていかなければまちの将来はありません。ユニクロの柳井会長が日経新聞のインタビューで、地方の繊維小売業だった我が社は、海外に出るしかなかった。これからは、規模や業種に関わらず、どの企業もそうしなければ生き残れなくなる。経済の国境はどうになくなっているのに、日本企業はグローバルの対応がものすごくおけている。

私も、TPPは賛成じゃございませんけれども、柳井会長によれば、TPPをめぐる動きを見ると、日本人は甘いなと思う。交渉に入る前から、あれはだめ、これはだめと言ってどうするのか。国を開く以外に成長のすべはなく、成長しない国は沈没するしかない。国内の産業が空洞化するという指摘もあるが、企業がつぶれたら雇用どころではない。勘違いしないでほしいが、資源がない日本がそこそこの国でやってこられたのは、国際化した大企業が頑張ってきたからだ。

中国とインドには合わせて30億人がおり、10年以内に欧米より厚い中産階級が生まれる。僕にはゴールドラッシュに見える。まだ、日本には人、物、金、技術のすべてがある。莫大な借金を

抱えた日本の円高はいつまでも続くはずはなく、円が暴落する前に手を打たなければ、日本は2等国に成り下がるだろうと話されています。

多くの人は、このようなお話を聞いても、ユニクロみたいな国際的な企業と自分たちは違うとお思いの方がいらっしゃるかと思いますが、3月5日の熊日新聞で、アイシン九州の元社長で、現在、熊本県産業政策顧問の加藤氏も同じようなことをおっしゃられています。大企業の誘致の時代は終わった。大企業の目は東南アジアを向いていると語られています。理由は、冒頭で述べました6重苦を挙げておられました。気になりますのは、九州では、自動車の生産量がふえているのに、地元への発注量は減っている。仕事の6割が逃げている計算になると指摘をされ、熊本の中小企業も例外ではないことを物語っています。

空洞化が進めば、当然仕事はなくなります。自動車産業のように、これまで来ていた従来の仕事さえ持っていかれるような時代には、もっともっと努力をしなければ生き残れません。私たちは、世界がどんなに変わろうとも、たとえ国がどんなに規制緩和をしようと、いろんな手だてをし、地域の企業や市民を守っていく責務があります。今回のように、市民や経済界の要請に素早く対応されました、改めて宮本市長を初め、執行部の皆様方の、その姿勢を高く評価したいと思っています。余り褒め過ぎますと、変に勘ぐる人も出てまいりますし、宮本市長も調子を崩されると思いますので、少しお口直し的な、辛口なことを申し上げさせていただきますと、鳩山前首相がG8に行かれ、二酸化炭素の排出量20%削減をぶち上げて帰ってこられました。一部では、これを持ち上げる方々もおられました。国内の事業者は、うちはたくさん二酸化炭素を出しているから税金が上がるんじゃないかと、規制がかかれば、新たな設備投資をしなければいけないのではと、心配の声も多く上がりました。

実は、このことが日本から企業が逃げていく空洞化の大きな理由の一つを、実は日本の首相がつくったのであります。水俣市でも、ゼロカーボン掲げておられますが、同様のことがないよう、ぜひとも今後の対応を期待して、次の質問に入らせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 次に、12月議会後の緊急記者会見について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、12月議会後の緊急記者会見について、目的と、その意義についてお答えします。

記者会見を開いた目的でございますが、水俣市誘致企業立地促進補助金の交付要綱を満たした企業に補助金を支給できなくなるのは異例のことです。要綱に基づいて支出できるはずの補助金が否決されたのですから、市長としては、当然、説明する責任があると思われました。また、このことによって、市民の皆様が期待しておられる企業誘致と、雇用創出がストップしかね

ない事態となりました。市民の皆さんの不安を払拭するためにも、公に報告をいたしました。

さらに、各マスコミからも内容等について問い合わせがありましたので、個別に説明するより、統一した内容を正確に伝えることができることから、記者会見を開かせていただきました。

ちなみに、本3月議会でも補助金の支給が認められませんでしたので、同様に記者会見を開かせていただいておりますが、記者会見を行ったことにより、事態が正確に報道されたものであると、そういうふうを考えております。

その意義につきましては、補助金を支給する企業が交付要綱の条件をすべて満たしていることを説明することができましたし、環境首都水俣として、これまでのごみ分別をさらに発展させ、古紙類に関する新規リサイクルの事業に着手する経緯を御理解いただけたと思います。

また、今後の方針として、関係する業者の方々への説明会を開催することも発表いたしました。以上です。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

今、ちょっと語られませんでしたけれども、私たちに入ってきた話は、記者会見の発表のときか、取材のときかは、定かではありませんけれども、こんなことをやっていれば、誘致企業は来なくなるや、市の信用問題にかかわるなどのお話をされたとお聞きいたしております。

それが本当であれば、水俣市にとってマイナスイメージになることを理解した上で公表し、広げようとする行為は、水俣市民にとっての背信行為とも受け取れますが、記者会見による行為は水俣市の将来にとってよい効果があったのか、果たして悪かったのか、お考えをお聞かせください。

また、議案を認めなかった議員が悪いともとれるような内容ですが、議員はすべて賛成しないといけないと思っておられるのか、それとも議会が認めるような内容に精査すべきであったのか、どちらのように思われているかもあわせて質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますが、記者会見は、水俣市のマイナスイメージになったと思うけれども、どう思っているのかというような内容だと思っております。

市にとりまして、やはりプラスになる、都合のいいことばかり記者会見するということではできないのではないかなと思っております。今回のように、市の取り組みがうまくいかない場合も、やはり公に説明することは市長の責任であろうと、そのように思っております。

この問題に限らず、これまでどおり重要な案件につきましては、記者会見を行い、きっちりと説明をしていかなければならないと、そのように思っておりますし、またそのことが水俣市にも

求められていることだと思いますし、市民に対しての私の責任でもあろうと、またそのことが逆に信頼を得ていくのではないかなと、そのように思っております。

それから、認めなかった議員が悪いと思われるようなことを言ったではないかということでございますけれども、執行部と、それから議員さんの関係というのは、もう議員が御指摘のとおりでございます。お互いに議論をしながら、そして切磋琢磨しながら、よりよい方向に結びつけていくというのが議会と私どもの関係であるということは、もう十分私も受けとめております。

今回は、執行部としての考えを述べさせていただいておりますので、議員さん方が悪いとか、そういうことは、一切非難はしておりません。反対意見も、私は十分尊重させていただきながら進めてきたのではないかなと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

今の市長のお話を聞きまして、マイナスイメージとわかっていながら、公表したということで、それは、あんまりいいことではないなと、私は思います。しかしながら、それだけの腹を持ってやられたというのは、私、ある意味では評価すべきこと。一番私どもが気になっていますが、やはり事前に情報が入ってこないというのは、やはり議員として、いかがなものかというのは当然思っておりますので、今のお話であれば、何でも、まあ何でもというわけじゃないですけども、それ相応の腹を持って、きちんと市民や議会にも、きちんと説明をしてやっていくということをぜひ、また次の答弁でそういうお気持ちであれば、約束をしていただきたいと。

そして、私がさっき言ったのが、議員が賛成しないのが悪いのかと言いながら、もう一つは、議会が認めるような内容に精査をすべきであったということは思われなかったのかという質問もしまして、そうであれば、そのようにお答えをいただければ私も非常にありがたいなと思いますので、もう一度、そこをお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後も、今、議員御指摘のとおり、議会にはできるだけ早く、御説明をさせていただきながら、透明性を失うようなことがないように、今後努力をしてみたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、古紙リサイクル問題について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 古紙リサイクル問題について、公平性と透明性の確保はどうなっているかとの御質問にお答えします。

古紙のリサイクルにつきましては、一昨年、田中商店様から本市における古紙等に関する新規リサイクルシステムについて提案がありました。

提案内容を精査いたしましたところ、ごみ減量とリサイクルの推進が図れるなど、本市の廃棄物行政のより望ましい推進に寄与すること、保管が不要となったストックヤードの有効活用による新たな事業展開、新規事業展開による新たな雇用の創出や、地域経済の振興に資するなどの判断から、昨年3月に市と田中商店様との間で古紙売買に関する随意契約の覚書を結んだところであります。

しかしながら、昨年の12月議会において、田中商店様から提案があり、覚書を結ぶ前に他の事業者への説明等がなかったことや、田中商店様以外にも中間処理ができる事業者が市内にあるという御指摘を受けたところであります。

事業者への説明につきましては、田中商店様から提案があった時点では、市においても意思形成過程の段階であり、正式に決定していない中での説明は混乱を招くおそれがあると判断し、説明等を行いませんでした。

他事業者や議会へ対して説明や配慮が足りなかった点につきましては、さきの議会で市長が陳謝をいたしましたところであります。

これらの御指摘を受け、関係事業者の皆様に対し、今回の経緯及び市の方針につきまして、これまで4回にわたり説明会を行ってまいりました。

この中で、さまざまな御意見をいただき、反省すべきところは反省するとともに、本市の廃棄物行政におけるごみの減量やリサイクル推進の考え方などについて御理解いただけるよう努めてきたところであります。

説明会を繰り返す中、古紙についてはありますが、中間処理を行える事業者が他にもおられるということが確認できました。田中商店様との覚書の中に、同等の施設が稼働した場合は入札方式をとるという内容がうたってあることから、古紙類の取り扱いに関する仕様書を整備し、関係事業者へ提示いたしましたところであります。

公平性の観点からは、引き続き御理解をいただけるよう努力してまいります。

市としましては、環境モデル都市の実現に向け、ゼロ・ウェイスト宣言を行いました。これは限りなくごみを減らし、資源循環型社会の形成を目指すものであり、本市において中間処理ができるということは、市の施策と一致するものと考えます。

市民の皆様のご理解と努力により、分別収集された古紙は、これまでは古紙回収業者による見積もり合わせで売却先を決定し、市外の中間処理業者へ渡されてきました。これからは、市民の皆様のご努力に報いるためにも、古紙がどのように処理され、どのような製品に生まれ変わるかなど、目に見える形でお示しできることは重要なことだと思っております。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

私は、昨年の9月の議会の一般質問で、お茶の葉の購入にかかわる随意契約の不透明さと不公平さについて質問をし、二度とこのようなことがなきよう、指摘をいたしました。残念なことに、半年しか経過していないにもかかわらず、再びこのようなことが起こったことは、まことに残念であります。

先ほど、感情的対立を避け、同じ問題に対し、繰り返し質問をしてこなかったと申し上げましたが、改善をするよう指摘したことを繰り返し行われたことに対しては、議会に身を置く者として見過ごすわけにはいきません。また、そこまでして特定の企業に対し、肩入れされようとするのは、覚書の存在があるからだと思われませんが、市長は覚書を交わすことに対し、ちゅうちょや抵抗はなかったのか、質問いたします。

また、前12月市議会において覚書の存在を説明しなかったことを謝罪されておられます。しかし、先ほどの答弁では、正式に決まっていなかった中の説明は、混乱を招くおそれがあるのではなかったというふうに言われましたが、受け取り方次第では、反対されそうなきときは説明をしないというふう聞こえます。また、決まってから説明をするつもりだったとも聞こえ、御答弁で反省すべきは反省しと述べられていますが、まさに反省すべき点は、議会をないがしろにした点ではないのでしょうか。

そこで、改めてお聞きいたしますが、反省すべき点はどこで、今後どう改善されていくつもりかを質問いたします。

それから、企業立地協定を結んだからといって、あの手この手で優遇しようとしていますが、地場産業を足げにしてまで、特別待遇をするような協定書ではありません。地場企業の育成と保護についても、昨年の6月議会で取り上げましたように、宮本市長の時代に中小企業振興基本条例を制定なされているにもかかわらず、他市から来た企業だけを優遇し、これまで長年にわたり水俣市を支えてこられた人たちの仕事をむしり取るようなやり方は、中小企業振興基本条例に反するだけでなく、水俣市民を守っているとは到底思えない状況です。

他地域の企業が税金はよそに納めながら、水俣市に部屋をレンタルし、転送電話を設置するだけで市役所が発注する仕事が取れるのであれば、こぞって企業は水俣に乗り込んでくるでしょう。

草刈り場となった水俣の中小企業は、ひとたまりもありません。今回の、古紙リサイクルの例を最後とし、今後は地域産業を守るためにも、簡単に新規参入を認めないよう、慎重に対応していただきますよう希望するものであります。

それから、もう一つお聞きいたします。約六、七年前の話になりますが、経済産業省と環境省

が全国から環境に配慮しつつ、将来性、持続性、先進性等、兼ね備えた企業のコンテストを行いました。約350社、それも自動車メーカーや家電メーカーなど、国際的な大企業がひしめく中から2社選出され、その中の1社が水俣に進出することになりました。国からは、約8億円の補助金をいただくことになり、県庁の知事室で、熊本県環境生活部長立ち会いのもと、進出協定を結び、テレビや新聞でも大々的に報道されました。

その企業の業種は、今、水俣市が取り組もうとしている木質系廃材を利用した発電であります。しかし、宮本市長は、国、県がお墨つきを与えたものをだめだと言ってお断りになられたんです。御自分で協定を結んだ企業に補助金が出ないのは異例だと言われましたが、一番最初に水俣市でその例をおつくりになったのは自分自身であります。しかし、これまでの一連の発言や行動を見ていますと、完全に忘れておられるようで、責める気にもなりません。

状況を考えると、就任してすぐのことであり、中身のことは余り御存じないまま、周りの言うとおりにされただけだということは容易に推測できます。これは、経験した者にしかわかりませんが、中には偏った情報しかくれない職員や仲間もいることでしょう。時には、指示を出していないにもかかわらず、悪いことはいつの間にか市長の指示になっていることは日常茶飯事です。

しかし、今の今まで知らなかったようなことは、私たちときちっと協議をしていれば、防げたはずです。

今後、政策を決定していく上で、公平性、透明性を保つためにも、政策の一貫性と整合性を保つためにも、市民から負託を受けた議会とのさらなる協議が重要と私は考えますが、市長のお考えをお聞かせください。この質問は、先ほどの質問とかぶりますので、あわせてお答えいただいても結構です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、覚書を交わすことにちゅうちょや抵抗はなかったかというような御質問でございます。

私、田中商店と覚書を交わすことにつきましては、これまでもお答えしてまいりましたとおり、私は、この水俣のまちを環境に特化したまちとして、そして環境を中心に打っていかねばならない、そうしないと、よその自治体との競争に勝つことはできないのではないかというのが私の一貫した考えでございます。

したがって、ごみの減量とリサイクルの推進というのは、今申し上げましたように、水俣市が進める環境モデル都市に合致した事業であると、そのように受けとめたところでございました。

中間処理をしていただくことによって、雇用が生まれたり、あるいはクリーンセンターのストックヤードがあきますので、そのあいた部分に、また新たな取り組みができるのではないかな

という、そういう期待もありまして、覚書を交わしたところでございます。

しかし、その時点におきましては、問題はなかったと思っていたと思います。

それから、二つ目でございますが、反省すべき点はどこかと、今後それをどう改善していくのかという質問でございますが、反省すべき点はどこかということですが、まず、反省すべき点としましては、12月の議会に陳謝をいたしましたとおり、業者の皆様方にその覚書をして、随契を結ぶということを事前に説明しなかったということは、率直に反省をしなければならないと、そのように思っております。

また、今後どう改善するのかということでございますけれども、今回の反省を踏まえまして、議員が御指摘のとおり、公平性、透明性を欠かないように十分注意をしながら進めていかなければならないと、そのように思っております。

それから次に、バイオマス発電の件でございますけれども、議員がかつてお進めになったことを、私が就任早々、いわゆる役にいたしましたけれども、それと今やっていることは整合性が合わないのではないかというような御質問だろうと思います。

確かに、私が就任してすぐ、間もなくのときでございました。これは、誘致企業が間伐材を利用して集成材というんですか、恐らくベニヤみたいなものだと思いますが、それを製造しようとするもので、それをつくるときに、その熱を利用して、また電気を起こすとか、発電をするとか、そういうような取り組みだったと思っております。今申し上げましたように、この事業につきましては、私も就任してすぐでございましたので、十分慎重に、それなりに検討させていただきました。

もう御案内のように、この事業費が75億円の事業だったと、事業費が75億円かかるというような記憶がございます。そしてまた、それに含めまして、企業の自己資金が5億5,000万円というようなことでございまして、交付金の主体というのが水俣にありまして、銀行等の第三者からの保証もとれないというようなこともありましたし、もし、不測の事態が発生した場合、水俣市が18億円の補助金返還が発生するというようなことでございましたので、本市が担うべき負担が、私は余りにも大きいということで、県の事業のほうにもいろいろお話をさせていただきましたけれども、そのときは、たしか県もちょうちょしておられましたし、事業者の資金計画も進まない、そういう状況の中でございましたので、私は、この事業は、私自身は余りにも危険性が大きいと、そういう思いでこの支援は難しいということで業者にお伝えをいたしました。それで、業者のほうから、立地断念の申し出があったというようなことでございますので、私が断念いたしました理由をその旨、御理解いただければありがたいなと思っております。

政策を今後決定していく上で、議会とさらなる協議を重要と考えるということでございますけれども、もちろん、市政運営につきましては、先ほど申し上げましたように、執行部と議会は一

体となって進めていかなければならないと思っておりますし、さらに公平で、そして公正な、透明な、そういった市政運営を進めていくように、そして議会に対しましても、説明責任がきちり果たせるように、今後も努力をしてみたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 御答弁ありがとうございました。済みません、市長は覚えておられないんじゃないかと言いましたけれども、ちゃんと御存じだったそうで。ただ、私からいいますと、慎重に考えたと言いながら、就任たしか2日目にお断りになられてますので、そういう面では、県庁からも聞いておりますので、少し、お互いに、私のほうでは納得いきにくい部分もあります。

ただ、確かに、18億円、国がやるということで、その不測の事態が起こったときに、市は補償しなければならないということですが、18億円来るから、全部丸々じゃなくて、企業がもし稼働をして、途中で不測が起こった場合には、残りの金額ということもありますし、また水俣にそういう事業が来、もし不測の事態が起こったにしても、新たな企業が当然、市としては、いろんな意味で固定資産税とか、そういう事業税等も考えると、波及効果としては、私は非常にいいものがあつたんじゃないかというふうに思います。

ただ、この話を議論いたしましても、六、七年前のことですし、きょうも私言いましたように、自分で一皮むけたと言っていますので、もう昔の、そういうつくじめるようなことはいたしません。ただ、先ほど市長が言われましたように、市議会の方々というのは、自分たちで議会の倫理条例つくったり、また地域に出向いて議会報告をやったりということで、やはり自分たちを律していくというふうに思っておりますので、今後、そういう覚書等の不信を抱かれるようなものについては、きちんと議会に報告したり、なるべくそういうことはされないように、ぜひ市長もみずから自分を律していただきたいと思えます。

そして、我々が地域に出向いて、議会報告をやるときに、我々よりも地域の方々の方が先に知っている情報というのが余りにも多過ぎて、返答に困ることがございます。ですから、そういうところも含めた上で、やはりきちんと相談とか、報告というのをしていただきませんと、我々としても、議員としての立場ありませんし、何遍も言いますが、議員として、やはり水俣の活性化のために寄与したいという強い思いを皆さんそれぞれお持ちでございますので、そういうところもぜひ念頭に置かれて、きょう言った答弁を守るようお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

○議長（真野頼隆君） 次に、議会と市政との関係について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、議会と市政との関係について、順次お答えします。

まず、質問や答弁に対する責任をどう考えるかとの御質問にお答えします。

議会においては、その審議の場に多様な住民の意見を反映させながら、課題や論点を明らかにし、本市の基本的な運営方針を決定していただいております。

法律に基づく議決事項については、本会議や委員会で御審議していただき、そのほか、市の一般事務については、この一般質問によって市政に関するさまざまな問題提起がなされ、政策論議かできるものと認識をいたしております。

本会議や委員会、一般質問をきっかけに、市の政策や仕事の仕方を見直したり、あるいは新たな政策提案を取り入れたりすることも多くございます。したがって、皆さんからいただきました質問については、真摯に受けとめ、これらの場で答弁した内容には責任を持つ必要があると考えております。

次に、説明責任をどう考えているかとの御質問にお答えします。

我々、地方公共団体が目指すところは、すべての市民が安全かつ安心して暮らしていける健全で安定した住みやすいまちづくりの推進であります。議会に対する説明は、市民に対する説明でもありますので、公平で透明な市政運営のために、議会に対して説明責任を果たしていかなければならないと考えております。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

今回、吉本総務部長は、もう最後の答弁ということで、もう少し突っ込もうと思ってたんですけど、もうあんまり嫌な思いをして、やめていただくのも嫌だなという思いもございまして、非常に、大変ちょっと困っております。

実は、吉本総務企画部長だけではなくて、水道局長、医療センター事務部長、そして議会事務局長、事務局次長と、5人の方が今回で退職されるということで、改めて水俣市政発展のために、長年にわたり貢献していただいたことに御礼を申し上げたいと思います。本当に御苦労さまでした。

それで、予定もちょっと、非常にやりにくくなって、先ほどの質問を市長じゃなくて、総務部長かなと思ひまして、さっきもちょっと、大分優しくしたんですけど、市長がお答えになられまして、ちょっと質問しながら、こういう話を言うのも変ですけども、御答弁いただきました、そのような御答弁どおりにしていただければ、私は何も言うことはございません。

ただ、福島原発事故の検証は、今、民間事故調査委員会で行われておりまして、情報の隠べいや前菅総理の介入、東電の体質的な問題等が現在浮き彫りになっております。また、アメリカの原子力規制委員会のマグウッド委員も事故後すぐに専門家を招集し、どう日本を支援していくかを検討していましたが、日本からの情報提供というのは全くなかったと、そして自分たちで対応

できるから、何もしなくていいという返事だったというふうなことで、本当に驚きを隠せないような様子でした。この福島原子力発電所の事故は、人災とも言われ、情報を隠したことが被害の拡大につながったとも言われております。

先ほどの答弁のように、情報を共有し、困難な時代をともに乗り越えていける水俣市政であってほしいと私も心から望んでいます。これまでは、ちょっと事実と違った答弁や誠意のない回答が幾度となく見受けられました。

しかし、今回は、私たちの意見や質問を謙虚に、また真摯に受けとめる旨の回答がございましたので、その言葉を今回は信じたいと思っております。

最後に、もう吉本部長、最後ですので、もう一度、その決意をおっしゃっていただきまして、それで私の質問を、市長も何か言いたいみたいですので、市長にも、じゃあ、吉本部長にお願いして、質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 一皮むけた江口議員の励ましの言葉をいただきまして、大変感謝を申し上げます。長年にわたり、市政に携わることができましたけれども、この後も、水俣市が発展して、それから住民福祉の向上がますます図られるように、精いっぱい力を尽くしていきたいと思っております。本当に感謝を申し上げます。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私のところの職員まで激励いただきまして、本当にありがとうございます。まだ残りもおりますので、あちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

私も、ぜひ一言しゃべらせていただきたいと思うんですが、お許しいただきたいと思っております。

私も、今回、いろんなことで、市民の皆様方にも、不安をおかけしたのではないかなと思っておりますので、私の決意も含めまして、繰り返しになるかもしれませんが、みずからの思いを少し述べさせていただければなと思っております。

私、先ほども申し上げましたけれども、市長に就任して以来、一貫して環境に特化したまちづくりを行ってまいりました。厳しい地域情勢の中で、やっぱり地域の経済、中でも企業誘致と、それから雇用というのがやっぱり第1番目であろうという思いで、また市民の皆さんが一番望んでいらっしゃるのだらうという思いで努力をしてきたところでございます。

そんな中でございますが、今回の企業誘致につきましては、古紙に関するリサイクル事業でありまして、環境首都を名実ともに、まだ高めていきたいという思いもございまして、しかも私が目指します施策と合致するものになると思ひまして、さらには市民の皆さん方が御苦勞なさって分別収集をなされた古紙でもありますし、リサイクルされて、またそのリサイクルしたものが水

侯に返ってくれば、本当に水俣の環境首都に合致した事業であろうということも期待をいたしました。また、先ほども、繰り返しになりますが、あいたストックが、その分があきますので、その跡に、いろんな事業をできるのではないかなと、さらに夢が広がっていくのではないかなと、限りなくゼロ・ウェイストにつながっていくのではないかなという思いもしております。

しかも、障がい者、あるいは高齢者の方々の雇用が生まれるということもありまして、そのようにさせていただいたところがございます。ただ、覚書を結ぶ時点では、中間処理は田中商店しかできないと判断し、覚書を結んだところがございますけれども、事前に報告といたしますか、議会、あるいは業者への説明がなかったということで、否決されたところがございますけれども、この点につきましては、本当に配慮が足りなかったと思っておりますし、12月の議会、または事業者の方々に対しましても、説明会で陳謝をさせていただいたところがございますし、この件につきましては、本当に申しわけないと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

現在も、事業者の方には納得いただけるように努力をしているところですが、引き続き理解を求めていきたいと思っております。

ただ、議員は先ほど、事実と違った答弁や誠意のない回答が幾度となく見受けられたということでございますが、私といたしましては、何事に対しても、終始誠意を持って、みずからの信念を持って対応してきたつもりでございます。私は、このリサイクルの事業も、田中商店のためにやっているのではありません。あくまでも、市民のためにと考えてやっておりますし、またそうしなければ、市民の信頼は得られないということは十分私も承知しております。しかしながら、今回いただきました御意見につきましては、真摯に受けとめさせていただきまして、そして引き続き市民のために、あるいは水俣を支える子どもたちのために頑張りますので、議員の皆様方の御協力、御支援をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（真野頼隆君） 以上で江口隆一議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時54分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、議第2号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第3、議第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第4、議第4号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第5、議第5号水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第6、議第6号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第7、議第7号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第8、議第8号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第9、議第9号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第10、議第10号徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第11 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第11、議第11号平成24年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書43ページから45ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

45ページから69ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

70ページから83ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

84ページから101ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

102ページから115ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

大川末長議員。

○大川末長君 106ページ、款の5ですね、款の5、1項農業費の106ページの企業等農業参入支援事業費というのは、これはどういう性質のものだったか質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） こちらの企業等農業参入支援事業費補助金750万円につきましては、企業が農業に参入する際の補助金につきまして、交付するものの予算を確保するものでございます。よろしいでしょうか。

（「もうちょっとくわしく」と言う者あり）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 農建連携等の必要性が、農業と建設業の連携等の必要性が叫ばれておりますけれども、そういった建設業等が農業に参入する際の補助金、こういったものための補助金でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 その必要性について、もうちょっとくわしく。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） これは昨今、建設業が失業が多い、事業が少ないということのために、建設業振興というような意味もあり、農業に参入するといったものをしやすくするというようなことのために創設された補助金でありまして、内500万円が県から補助金として入ってるものであります。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

115ページから123ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

124ページから138ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

138ページから141ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

142ページから167ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

167ページから169ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

11ページから16ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

17ページから22ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

22ページから30ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

30ページから42ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

これで平成24年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

日程第12 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第12、議第12号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第13、議第13号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第14、議第14号平成24年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第15、議第15号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第16、議第16号平成24年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算

○議長（真野頼隆君） 日程第17、議第17号平成24年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

〔なし〕という者あり

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）

日程第19 議第26号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）

日程第20 議第27号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）

日程第21 議第28号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）

日程第22 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）

日程第23 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）

日程第24 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）

日程第25 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）

日程第26 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）

日程第27 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）

- 日程第28 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
日程第29 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
日程第30 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
日程第31 議第38号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
日程第32 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
日程第33 議第40号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
日程第34 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
日程第35 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

○議長（真野頼隆君） 日程第18、議第25号指定管理者の指定についてから、日程第35、議第42号指定管理者の指定についてまで、18件を一括して議題とします。

本18件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第36 議第43号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について

○議長（真野頼隆君） 日程第36、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第37 議第44号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

日程第38 議第45号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第39 議第46号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第40 議第47号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第37、議第44号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定についてから、日程第40、議第47号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件を一括して議題とします。

議第44号

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例を次のように制定することとする。

平成24年3月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例

市長及び副市長の平成24年4月1日から同年4月30日までの期間における給料月額、水俣市長等の給与の特例に関する条例（平成22年条例第1号）第1条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額の10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成24年4月30日限り、その効力を失う。

（提案理由）

下水道使用料賦課漏れに関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものである。

議第45号

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年3月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例（平成23年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成24年4月1日」を「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

追加工事等により供用開始が遅れることに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第46号

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年3月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

水俣市特定公共賃貸住宅条例（平成12年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号に規定する親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）

以下同じ。)」に改める。

第6条第1項第2号及び第5号中「公営住宅法第23条第1号に規定する親族」を「現に同居し、又は同居しようとする親族」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第47号

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年3月8日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
水俣市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由のご説明をさせていただきます。

議第44号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

下水道使用料賦課漏れに関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第45号湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

追加工事等により供用開始が遅れることに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第46号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げ

ます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第47号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第44号から議第47号までについて、順次提案理由のご説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかにご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時44分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第44号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第45号湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 追加工事とはどういうものだったのか。これには追加予算は伴わなかったのか。そして、公布の日から起算して6月を超えないとしてあるけれども、おおよそいつぐらい竣工の予定か。以上。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 工事内容とすみません、もう一度よろしいですか。

○大川末長君 追加工事の工事内容と追加予算は伴わなかったのかということと、いつごろまでこの竣工は伸びるのか、いつごろの予定かの3点。

○産業建設部長（厚地昭仁君） はい、失礼しました。

まず、工事内容でございます。こちらにつきましては、屋外の附帯工事、外構工事でございます。

それとその他にも、指定管理者が作業しやすくするための厨房機器等の、設置を伴う厨房機器等の追加でございます。

それと予算につきましてでございますけれども、予算は伴っております。おおよそ500万円程度の予算でございます。

それと工事の時期、竣工ですかね。オープンの時期ですかね。

（「工事」と言う者あり）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 工事の時期。失礼しました。工事の時期は5月下旬までとしております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） ほかにありませんか。

高岡利治議員。

○高岡利治君 今の議第45号の件についてですけれども、今、追加工事ということで、外構工事という説明があったのですけれども、これは最初の設計段階で外構工事というのは入ってないのでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 当初外構工事につきましては、当初に入っておりませんでした。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 通常設計をする段階で外構工事も含めて工事代金というふうに我々解釈をするのですけれども、入ってなかった理由、そして追加をしなきゃいけない理由、この2点の説明をお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） デザインをするに当たりまして、当初、外構工事についてはしていないというようなことでございます。

○議長（真野頼隆君） もう一度、高岡利治議員、第2の質問をお願いします。

○高岡利治君 何回目ですか。

○議長（真野頼隆君） 2回目です。

○高岡利治君 ですから、通常であれば外構工事というのは工事代金に含まれているはずなのだけれども、それがなかったのはなぜかということと、じゃなぜ今回それを、外構工事をやらなければ

ばいけなかったのかという、この2点です。

○議長（真野頼隆君） 暫時休憩しますか。

暫時休憩。

午後1時49分 休憩

午後1時53分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

厚地建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 失礼いたしました。

まず訂正をさせてください。予算につきましてでございますけれども、先ほどの新たに予算が必要ということを申し上げましたが、勘違いしておりまして、予算につきましては既に23年度の既決予算の中で組みかえをいたしまして、その予算の中で実施をすることにしております。

なお、追加工事はこういったものだったのかというお話がありましたけれども、契約がすみまして、さらに湯の鶴の雰囲気合うよりよい物産館を整備するために、湯の鶴温泉など景観に配慮したデザイン、色彩、形状等の以上の追加、あるいは指定管理者にとっても初期費用軽減のため及び設置工事に伴う厨房機器追加のために、外構工事につきまして当初全然ないと話をしたのですけれども、それは申し訳ございません、やっておりますが、さらに外構工事の追加と厨房工事、その他工事におきまして仕様が追加をしております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） ほかにありませんか。

大川末長議員。

○大川末長君 予算の組みかえはどの項で行ったのか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 予算につきましてでございますけれども、予算は6款1目3項、観光費の中で流用しております。

訂正いたします。6款1項3目、観光費の中で流用しております。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑ありませんか。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 関連ですけれども、予算の伴わない追加工事というのは、わかるように説明していただけますか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 観光費の中で予算を流用いたしまして、その予算の中で工事をするというごさいまして、予算が必要ではないという意味ではございませんので、そこら辺、御了承いただければと思います。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第46号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第47号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第2号から議第47号まで議案39件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時59分 散会

平成24年3月14日

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成24年3月第1回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成24年3月14日（水曜日）

午前10時1分 開議

午前11時11分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
渕上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（渕上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第5号

平成24年3月14日 午前10時開議

- 第1 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例に制定について
- 第7 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算
- 第11 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第12 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第14 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第15 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算
- 第16 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算
- 第17 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 第18 議第26号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 第19 議第27号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 第20 議第28号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 第21 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 第23 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 第25 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 第26 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）

- 第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 第28 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 第29 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 第30 議第38号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 第31 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第32 議第40号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第33 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第34 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第35 議第43号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 第36 議第44号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 第37 議第45号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議第46号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議第47号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 陳第3号 「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について
- 第41 陳第5号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情について
- 第42 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第6号 消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について（平成23年6月）
- 1 陳第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第4号 水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について

- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について（平成23年9月）
- 1 陳第7号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について（平成23年9月）
- 1 陳第8号 改正介護保険制度の充実に関する意見を求める意見書の提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第43 意見第1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書について

第44 意見第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時1分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、総務産業委員会発議の意見書案1件、大川末長議員外5人から意見書案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成24年1月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、緒方誠也議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） この際、お諮りします。

緒方誠也議員から、去る3月6日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって、緒方誠也議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成24年3月6日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成24年3月8日

水俣市議会議員 緒 方 誠 也

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

日程第1 議第2号 水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第3号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第4号 水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第5号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第6号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第7号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議第8号 水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第9号 水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第10号 徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第11号 平成24年度水俣市一般会計予算
- 日程第11 議第12号 平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議第13号 平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議第14号 平成24年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議第15号 平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議第16号 平成24年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第16 議第17号 平成24年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第17 議第25号 指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）
- 日程第18 議第26号 指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）
- 日程第19 議第27号 指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）
- 日程第20 議第28号 指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）
- 日程第21 議第29号 指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）
- 日程第22 議第30号 指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）
- 日程第23 議第31号 指定管理者の指定について（みなまた環境テクノセンター）
- 日程第24 議第32号 指定管理者の指定について（水俣市湯の鶴温泉保健センター）
- 日程第25 議第33号 指定管理者の指定について（みなまた観光物産館まつぼっくり）
- 日程第26 議第34号 指定管理者の指定について（水俣市地域農業担い手育成センター）
- 日程第27 議第35号 指定管理者の指定について（水俣市久木野ふるさとセンター）
- 日程第28 議第36号 指定管理者の指定について（水俣市東部センター）
- 日程第29 議第37号 指定管理者の指定について（水俣市はぜのき館）
- 日程第30 議第38号 指定管理者の指定について（湯の児フィッシングパーク）
- 日程第31 議第39号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第32 議第40号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第33 議第41号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第34 議第42号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第35 議第43号 水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について
- 日程第36 議第44号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について
- 日程第37 議第45号 湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

日程第38 議第46号 水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第39 議第47号 水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第40 陳第3号 「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について

日程第41 陳第5号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、議第2号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第41、陳第5号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情についてまで、41件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市企業支援員の設置等に伴い、非常勤の特別職の報酬等に関して整備する必要があるため、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業支援員を置く（仮称）産業支援センターの所管等についてただしたのに対し、（仮称）産業支援センターは総合経済対策課が所管し、地場企業の支援等をより丁寧に行うために、経験のある専任の支援員を置くことで強化を図るものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布されたこと等に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、個人市民税の均等割を500円引き上げる理由をただしたのに対し、東日本大震災の復興等の財源となるものであるとの答弁でありました。

本案については、討論において、東日本大震災の復興財源は、増税で求めるべきではなく、また、一定の所得以上の人に一律に負担させるという点は、賛成しがたいとの意見がありましたので、挙手による採決を行い、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市営住宅の入居者資格である同居親族要件を廃止するため、制定しようとするもので

あるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から実施される排水設備工事責任技術者一括登録制度への参加に伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成24年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に電算システム管理運用経費、地方バス路線維持対策事業、水俣芦北広域行政事務組合負担金、公益法人等助成事業、環境首都水俣・芦北地域創造事業、自治会活動の振興に係る経費、第4款衛生費に合併処理浄化槽設置整備事業、第5款農林水産業費に久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理運営費、中山間地域等直接支払事業、鳥獣害防止対策支援事業、緑の産業再生プロジェクト促進事業、全国豊かな海づくり大会推進事業、第6款商工費にみなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの施設管理運営費、商工業資金貸付・出資事業、環境首都水俣・芦北地域創造事業、観光振興団体等助成事業、環境視察及び外国人観光客受け入れ事業、地場企業支援事業、第7款土木費に公共下水道事業特別会計繰出金、市営牧ノ内団地及び白浜団地整備事業、江南橋・古城線道路改良事業、市内一円市道改良及び維持補修費、牧ノ内・大迫線道路改良事業、都市再生整備計画関連事業、第8款消防費に消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団装備等整備事業、防災関係に係る経費等を計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、ネットワーク機器リース料外6件を計上している。

このほか地方債に、過疎対策事業債外5件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、環境首都創造事業のうち環境金融商品の内容についてただしたのに対し、金融機関の協力を得ながら、市民のごみ分別など環境保全活動を推進するための環境定期預金や、事業所向けには、環境に配慮した事業展開や新事業創出につなげる市民ファンドの創設など、水俣市の経済活性化を図るための金融商品の開発を目指すものであるとの答弁がありました。

また、企業支援員は民間の方を採用すべきと考えるがいかがかとただしたのに対し、公募を原則として、国・県・市の退職者等も含め、民間からも優秀な人材を幅広く募りたいとの答弁がありました。

委員から、市民は企業誘致、地場企業の支援といった経済というものに対して非常に大きな期

待を持っている。行政のスリム化が求められる時世において、今回新設される（仮称）産業支援センターには、能力の高い人を置き、しっかりと実績を上げていただきたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,403万7,000円を計上している。

歳出の主なものは、公共下水道事業費、公債費等であり、公共下水道事業費の主なものとしては、浄化センター等運転管理業務委託料、雨水管渠整備、浄化センター改築更新工事委託料等である。

これらの財源として、第1款分担金及び負担金、第2款使用料及び手数料、第3款国庫支出金、第4款繰入金、第5款繰越金、第6款諸収入、第7款市債をもって充当している。

また、債務負担行為として、水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償外1件を計上している。

このほか地方債として、公共下水道事業債及び過疎対策事業債を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、請負工事の内容についてただしたのに対し、田平市営住宅付近の雨水幹線工事、丸島町3丁目付近の雨水水路の工事を予定しているとの説明を受けました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号平成24年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に4億6,230万3,000円、収益的支出に3億4,624万8,000円、資本的収入に1,504万8,000円、資本的支出に2億7,430万2,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、簡易水道統合整備事業等の建設改良費、企業債償還金等であり、本年度も補償金を伴わない企業債繰上償還金6,926万6,000円を予定している。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、積立金、損益勘定留保資金等で補てんしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号から議第38号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、みなまた環境テクノセンター、水俣市湯の鶴温泉保健センター、みなまた観光物産館まつぼっくり、水俣市地域農業担い手育成センター、水俣市久木野ふるさとセンター、水俣市東部センター、水俣市はぜのき館及び湯の児フィッシングパークの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いま

した。

以上8件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について申し上げます。

本案は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、下水道使用料賦課漏れに関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、平成24年4月分の給与の10分の1相当額を減ずるため、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、湯の鶴観光物産館が追加工事等により供用開始が遅れることに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、追加工事の内容等についてただしたのに対し、外溝工事の一部仕様変更、銘木の看板等の追加、厨房の目隠しや棚、調理器具等を加えるものであり、より魅力ある施設にするとともに、関係者等の意向も聞き、厨房設備等に関し、より充実したものとする必要があるためであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、制定しよう

とするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第3号「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、採択すべきという意見と、本市は環境モデル都市宣言を掲げているが、既にその理念の中に本陳情の趣旨も含むため、新たに宣言を行うべきでないとの意見がありましたので、挙手により採決を行い、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第5号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、陳第5号の陳情の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第4号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市立明水園については、先の12月議会で、障害者自立支援法の施行に伴い、施設形態を重症心身障害児施設から障害者支援施設に変更したが、さらに障害者福祉サービスと医療を行う施設に変更するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につい

て申し上げます。

本案は、平成24年度からの介護報酬改定率が確定したこと等により、再度平成24年度から平成26年度までの保険料率を見直し、第5期基準保険料を月額5,350円とするため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第5期基準保険料の他市町村との比較についてただしたのに対し、県下14市の中では中位であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、湯出中学校及び久木野中学校が閉校したことにより、それぞれ所有していた学校林を湯出小学校及び久木野小学校へ移管するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、今後の学校林のあり方について、市有林との統合などは考えていないのかとただしたのに対し、今後の位置づけを十分検討していきたいとの答弁がありました。

また委員から、検討にあたっては、地域の意見も配慮して進めていただきたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

現在の研修室使用料は、冷暖房使用料を含んでおり冷暖房を使用する場合と使用しない場合に公平性が保てないことから、研修室使用料と研修室冷暖房使用料をそれぞれ定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号平成24年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものは、第3款民生費に生活保護費、法人立保育所運営費負担金、自立支援給付費、子ども手当等支給費、老人福祉施設措置費、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度等に係る経費、第4款衛生費に市立総合医療センターへの繰出金、ごみ処理等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、清掃施設管理運営費、子ども医療費助成事業、エコ住宅建築促進総合支援事業、太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第9款教育費に小中学校・給食センター・総合体育館・文化会館・図書館などの管理運営経費、小学校耐震化推進事業、スクールバス運行事業、各種文化・スポーツ推進事業、読書のまちづくり関係経費、埋蔵文化財発掘事業などを計上している。

これらの財源としては第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また地方債として、過疎対策事業債等を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、自立支援給付費が大幅に増加していることについてただしたのに対し、障がい者支援が新体系に移行することや児童福祉法の改正による増加であるとの答弁がありました。

また、学校耐震化の進捗状況についてただしたのに対し、耐震化事業が完了していない学校は水東小学校のみであるとの答弁がありました。

また、学校図書費の予算額についてただしたのに対し、予算を前年度比36%程度増額して計上しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、環境モデル都市としての方針や今後進むべき方向性を示し、もう一步進んだ環境への取り組みを推進されたいとの意見がありました。

次に、議第12号平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億6,757万5,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款後期高齢者支援金等、第6款介護納付金、第7款共同事業拠出金、第8款保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、第1款国民健康保険税、第3款国庫支出金、第4款県支出金、第5款療養給付費交付金、第6款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金、第9款繰入金等をもって充当している。

また、債務負担行為として、特定保健指導業務委託料を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第3款国庫支出金の出産育児一時金補助金が廃目になっていることについてただしたのに対し、国からの補助金がなくなったため廃目となったものであるが、支給額に影響はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,336万8,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款支出金を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第3款繰入金等をもって充当しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号平成24年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,674万2,000円を計上している。

歳出については、第1款総務費、第2款保険給付費、第3款地域支援事業等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第5款支払基金交付金、第6款県支出金、第7款繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護予防事業であるまちかど健康塾について、事業の成果・効果をただしたのに対し、平成23年度はデータをとり、現在分析中であるとの答弁がありました。

また、高齢者率及び高齢者人口の見込みについてただしたのに対し、高齢化率のピークを平成47年の46%、高齢者人口のピークを平成32年の9,396人と見込んでいるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第16号平成24年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に66億1,921万7,000円、収益的支出に64億7,690万8,000円、資本的収入に10億9,058万円、資本的支出に27億7,817万9,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容は、職員等の給与費、薬品等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

資本的支出の主な内容は、耐震不足による西館建てかえ事業の2期工事費、古賀町医師住宅新築工事費、MRI棟増築工事費、厨房設備、超音波診断装置、無影灯等の器械備品購入費、企業債償還金を計上している。

このほか企業債については、病院施設整備事業の病院事業債及び過疎対策事業債を計上している。

また債務負担行為として、看護システムライセンス使用料を新たに設定するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業債残高の今後の見通しについてただしたのに対し、平成26年が約32億円、平成27年が約28億円、平成30年で約20億円になると予想しているとの答弁がありました。

また、電気料を約5,200万円計上しているが、太陽光発電の設置に伴う効果はあるのかとただしたのに対し、太陽光発電で施設内の電気使用料の約2%を賄っているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第25号から議第30号まで及び議第39号から議第42号までの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、水俣市厚生会館、ふくろふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、一小ふれあい学童クラブ、水俣市高齢者福祉センター、水俣市ワークプラザ、水俣市立武道館、グリーンズ

ポーツみなまた、水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

以上10件については、特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から施設の利便性とサービスの向上を図りたいとの意見がありました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年3月12日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第2号	水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第3号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第7号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第8号	水俣市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	平成24年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第15号	平成24年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第17号	平成24年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第31号	指定管理者の指定について(みなまた環境テクノセンター)	原案可決	全員賛成
議第32号	指定管理者の指定について(水俣市湯の鶴温泉保健センター)	原案可決	全員賛成
議第33号	指定管理者の指定について(みなまた観光物産館まつぼっくり)	原案可決	全員賛成
議第34号	指定管理者の指定について(水俣市地域農業担い手育成センター)	原案可決	全員賛成
議第35号	指定管理者の指定について(水俣市久木野ふるさとセンター)	原案可決	全員賛成
議第36号	指定管理者の指定について(水俣市東部センター)	原案可決	全員賛成
議第37号	指定管理者の指定について(水俣市はぜのき館)	原案可決	全員賛成
議第38号	指定管理者の指定について(湯の児フィッシングパーク)	原案可決	全員賛成
議第43号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	原案可決	全員賛成
議第44号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第45号	湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第46号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第47号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
陳第3号	「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第5号	郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情について	採択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年3月9日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 真野 頼 隆 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第4号	水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市立明水園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市学校林基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	平成24年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第12号	平成24年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第13号	平成24年度水俣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第14号	平成24年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第16号	平成24年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第25号	指定管理者の指定について（水俣市厚生会館）	原案可決	全員賛成
議第26号	指定管理者の指定について（ふくろふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第27号	指定管理者の指定について（二小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第28号	指定管理者の指定について（一小ふれあい学童クラブ）	原案可決	全員賛成
議第29号	指定管理者の指定について（水俣市高齢者福祉センター）	原案可決	全員賛成
議第30号	指定管理者の指定について（水俣市ワークプラザ）	原案可決	全員賛成
議第39号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	原案可決	全員賛成
議第40号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	原案可決	全員賛成
議第41号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家）	原案可決	全員賛成
議第42号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	原案可決	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

川上紗智子議員から議第3号について、福田斉議員、西田弘志議員及び野中重男議員から陳第3号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、川上紗智子議員。

○川上紗智子君 日本共産党の川上紗智子です。私は議第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例の制定理由となっている国の法律、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等は、東日本大震災の復興財源を確保する法律の一部となっています。この復興財源確保に関する法律の全体は、所得税を2013年から25年間、2.1%上乘せをし、個人住民税も2014年から10年間、年間1,000円増額をするというもので、8.1兆円もの庶民増税を25年間するものであります。

一方で、大企業には法人税率を恒久的に5%引き下げて、25年間に20兆円もの大減税を行うというもので、昨年11月30日に参議院で可決成立したものです。

今回の条例案の中にあります復興財源となる個人住民税の均等割の引き上げは、一部の人を除いて所得に関係なく、市民に対して一律に負担増を求めるものであり、税の応能負担の原則に反するやり方だと考え、こういうやり方はすべきではないと考えます。

よってこの議案には反対をいたします。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、福田斉議員。

○福田斉君 陳第3号「脱原発都市水俣宣言」に関し、陳情に反対の立場で討論します。

昨今の水俣には何々の会といったグループが非常に多いように感じておりますが、今回ある市民の会から水俣宣言の決議を求める陳情が出されました。

私は陳情の趣旨にあるようなことは、水俣の環境モデル都市としての理念の中で十分生かしていけますし、あえてスローガンとして宣言する必要もないように思います。むしろ新たに宣言することで、長年私たちが取り組んできて得ることができた、環境都市という水俣の代名詞が薄れてしまうことを危惧いたします。

昨年3月11日に端を発した原発事故による環境汚染の広がりや、また川内原発にも近い当市の位置的状況を考えると、同じ水俣市民として陳情の趣旨も十分理解できます。

陳情の結びには「原発推進から再生可能エネルギーへの転換を図るべき」とあります。このことは今や日本国中の人々が、そう願いたいと思っておられることとございます。その事について私たちは昨年7月、抜本的エネルギー政策の転換を図るべきとして、国に対し5項目からなる水俣市議会独自の意見書を提出いたしました。環境首都水俣からの意見書であり、とても重みのあるものとして受け止められたと思います。

水俣市も過去、多くの都市宣言を行ってまいりました。その時節に応じて、水俣市皆年金都市宣言、明るく豊かな都市宣言、暴力追放都市宣言、そして核兵器廃絶平和都市宣言といった宣言

がなされてまいりました。その後それらについて、予算がつけられ、具体的な行動がなされて、その理念が水俣市民に根づいてきたのでしょうか。はなはだ疑問でございます。

私は今回陳情された脱原発都市水俣宣言がそれらと決して同類のものとは思いませんが、市民はどう見るでしょう。水俣市の看板である「環境モデル都市水俣」の隣にまた大きな「脱原発都市宣言」の看板を掲げますか。パフォーマンスのごとく声を大にしてスローガンだけを掲げるようなものであってはなりません。自治体の都市宣言というものは、予算の裏づけがあり、限りなく市民総意で取り組むことができるものでなければなりません。

環境モデル都市水俣は、地域のごみの分別から始まりました。マイバック運動、市民ISOへの取り組みへと広がり、市民の自信とふるさとを思う気持ちが大きくなるとなると、あの産廃処分場建設計画の阻止につながっていったのではないのでしょうか。そのすべての起点となったのは歴代の市長が唱えてきた環境モデル都市づくり宣言であり、息の長い取り組みであったことは言うまでもありません。

私は環境モデル都市である以上、負うべき責任の重みは大変大きなものがあると思います。全国からその取り組みについて注目がなされております。今回の陳情にある、原発推進から再生可能への転換や地球環境と人の命を守るまちづくりへの基本理念は、あえて宣言するまでもなく、環境モデル都市としての今後の施策に十分生かしていけると思うし、いかなければなりません。

一昨日の新聞には北九州市の震災瓦れきの受け入れ決議の記事が掲載されておりました。日本全国が東日本の震災復興を願っていますが、復興の足かせとなっている瓦れきの受け入れについては二の足を踏まざるを得ない現実があります。放射能汚染の数値は基準以下といえ、被災地の瓦れきということで疑いざるを得ません。まさに、かつて水俣が経験した風評被害の真ただ中にあるような気がいたします。そういった困難を乗り越えてきた水俣だからこそ、この瓦れき問題についてどう対処するのか、暗に問われる時期も近いのではないだろうかと思えます。

陳情書にある水俣だからこそ強く発信すべきという冠言葉はよく使われます。環境モデル都市水俣である以上、負うべき責任の重みは大変大きなものがあります。軽々しいものであってはなりません。その取り組みについて注目されています。

今は、まだ継続している原発エネルギー電力の現実をきちんと受け止め、原発依存の体制からいかに再生可能エネルギーへ早期転換を図るべきか、水俣独自のメッセージのやり方があるはずで、それに期待して全国に先駆けて水俣への環境関連事業の後押しを、国が今やろうとしています。

水俣は脱原発都市宣言をやって済ませるものではありません。よそに先駆けた施策の実行によってその真価が問われます。環境モデル都市水俣版として脱原発に値するメッセージを発信することが、全国から今期待されていることではないのでしょうか。今一度、一つしかない環境モデ

ル都市水俣の重みを訴えて討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は陳第3号「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

私たち水俣市民は、昭和31年に水俣病が公式発見されてから50数年間、多くの方々の健康被害、そして風評被害、水俣病という差別発言などを経験した町でございます。また、埋立地に十数年の歳月と400億円を超える税金、水俣病の補償金など何百億円というお金が使われたことを知っております。

今回の福島第一原発の問題で、福島県民が、今後10年間にがんの発病が10万人以上と言われる健康被害、福島県への風評被害、また今後何兆円かかるかわからない補償費用、そして福島第一原発を廃炉にするのに30年間で1兆円とも7兆円ともいわれております費用、こういった試算を聞きますと原発がいかに割が合わないものか、日本国民は今回の事故で知りました。

化石燃料を燃やさない、クリーンなエネルギーとして、原子力エネルギーは支持されてまいりました。しかし、日本のように地震が予想される国では、あまりにリスクが高すぎる技術だともわかりました。

水俣市は過去、環境破壊があった町として、また環境首都として再生可能エネルギーへの日本のエネルギー政策の転換の実現をより強固に推進するために、脱原発都市水俣宣言を行うことが、水俣の使命であり、役割だというふうに考えております。

ぜひ、日本中から注目される町の議員として、一人一人に今回の陳情の重要性の理解をお願い申し上げて、私の討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 陳第3号「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について、原案賛成の立場から討論いたします。日本共産党の野中重男です。

今、討論がっておりますけれども、今回の一般質問の冒頭でも私、述べさせていただきましたけれども、水俣市議会が原子力から脱却して再生可能エネルギーの方向に日本全体が向かうべきだと、そういう意見書を昨年7月、それから去年の12月議会であげたのは、極めて先駆的で見識の高いものだというふうに私は思っています。

その上で改めてこういう決議を求める陳情が出ているわけですが、今、討論の中にも少しありましたけれども、福島の事故で現実にはどういう被害があっているのか、改めて私たちはきちんと押さえる必要があるのではないかなというふうに思っています。

政府発表だとか、公式の資料をもとに少し書き出してみました。原発はメルトダウン、メルトスルーしている。外部に放出された放射性同位体の種類は31種類。大気圏に放出された放射性物

質は、広島型原爆の168個分。海洋に放出されたものは、かつてイギリスの再処理工場から流出されたときの事故の3倍。IAEAなどの事故尺度で、今度の事故はレベル7。チェルノブイリと同等。現在でも1時間に約1億ベクレルを放出している。健康被害では、数年から数十年の間にDNAの破損によるがんや白血病などが発症する。チェルノブイリでは健康被害が発生したのは四、五年後からであった。なお、立ち入りが禁止されている警戒区域は原発から20キロメートル圏ですけれども、計画的避難区域とあわせた面積は約2,100平方キロメートルで、政府の推計で避難指示の出た人口は11万3,000人。人の居住が認められない面積は、東京23区の2倍。警戒区域、計画的避難区域内にあった企業数は8,000社。6万人が働いていたけれども、この人たちは職を失った。この区域には100の学校などがあって、2万人の児童・幼児等がいたけれども、これらは移った。20キロメートル圏の医療機関は、診療を停止している。警戒区域内では、事故前には約3,500頭の牛、3万頭の豚、44万羽の鶏がいたけれども、殺処分されたものもいるけれども、ほとんど餓死した。水産業では、福島県内では全面漁業自粛。茨城県ではコウナゴ漁を自粛。福島県産のお米の一部から、暫定基準値を超えるセシウムを検出。観光では、日本政府観光局の発表で外国人が激減し、前年の40%。東京の水道水、静岡のお茶からセシウムを検出。福島原発では、核燃料の状況すらわかっておりませんで、昨年11月には半減期が数時間のキセノンを検出。除染では膨大な費用がかかる。今、討論があったとおりであります。年間5ミリシーベルト以上の地域を除染すると東京ドーム23杯分の汚染土が出て、費用は1兆数千億円。中間処理などの費用を入れると数兆円かかる。

今、申し上げたのは一部だろうと思いますけれども、一度原発事故が起こりますとこういう被害が起きるといふふうに、現在の発表だけでも、また一部だけしか紹介しませんでしたけれども、というふうに言われております。

ご承知のように私たち水俣も川内原発から最短で40キロメートル。今回と同じような事故が起きたとすれば、南の風が吹けば二、三分で放射性物質が私たちの上空まで飛んできます。福島県の飯舘村とほぼ同じ距離、条件にあると考えていいのではないのでしょうか。

水俣市は今、紹介がありましたように、玄関といいますか、市の敷地の入り口、蘇峰の銅像の横のほうに看板がかかっておりまして、環境モデル都市宣言、健康・環境・福祉を大切にすまちづくり宣言都市、核兵器廃絶平和都市宣言、暴力追放宣言都市、男女共同参画宣言都市などの看板がかかっております。よく見てみますと、今かかっている5つの看板というのは、私たち人類が長い歴史の中で学んで、将来は人類のどの地域であっても目指していかなければいけない、そういうものをここに宣言していないのでしょうか。

環境モデル都市の宣言も実は水俣市議会、執行部も一緒に考えて議会で決議されたものですがけれども、これは十数年前に議会で決議をされて、都市宣言されたものですがけれども、あれはぱっ

と出たときには市民の皆さんは、あれ何だっけというふうに思われていなかったでしょうか。実は私もあれ何だっけなというふうに思いました。今みたいに環境問題が世間全体で大きな課題になってる、あるいは世論になってる、そういう時ではなかったと思います。しかし、水俣市議会はまさに先見性を発揮して、水俣は水俣病を経験した町だからこそモデル都市にならないといけない、そういうことを喧々諤々の議論の中であれを決議されてモデル都市という宣言をされたのだらうと思います。

また、核兵器廃絶の平和都市宣言についても、これはもっと前だったと思います。モデル都市よりももっと前だったと思います。あの当時はそんなこと掲げてもできるものなのかというふうには、これを掲げても大変なのじゃないか、本当にできるのだろうか、そういうふうに思われた方もいらっしゃるかもしれません。しかし、急速にこの二、三年核兵器廃絶の方向に動いてないでしょうか。世界全体がその方向に動いてないでしょうか。

ですから、私たちが何らかの宣言をするという意味はそれこそ先見性を持って水俣だからこそこのまちづくり、これから未来に向かって水俣がどういう都市を目指していくのか、どういう理念を掲げてまちづくりを進めていくのか、それを掲げるのが私は都市宣言だというふうに思っています。間違いなく脱原発の方向に向くと思います。

3月11日の新聞の世論調査、原発再稼働についても賛成は27%、反対は57%です。特に女性のほうの再稼働反対の声が大きい、6割から7割になっています。こういうような大きな流れの中で水俣市議会が去年の7月に意見書を上げたのも先駆的ですし、これからどういうまちづくりをしていくのだということも市民に対しても、また他の自治体に対しても水俣市議会が先駆的に物を言っていく、そういう行為をしようではないかというのが今回の陳情であるように私には思えます。

今回は陳情が出て、すぐだったということもあって議会の中でも議論をする時間が少なかつたかもしれません。また、いろんな情報をもとに、これからも見つめていかなければいけない。どういうまちづくりをするのかということを見つめていかなければいけない、その過程にこの陳情はあると思いますけれども、これからの議論も期待するとしても、この陳情は採択して水俣についてはこういうまちづくりを目指すのだ、そういうことを外に向かって表明する、そういう時であると私は思います。よって私は採択されるべきだということで賛成であります。以上であります。

○議長（真野頼隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

これから採決します。

議第2号水俣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第3号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、議第4号水俣市障害者地域生活支援事業の負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第47号水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまで、37件を一括して採決します。

本37件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本37件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本37件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第3号「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第5号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第42 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 陳第6号 消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について（平成23年6月）
- 1 陳第11号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について（平成23年10月）
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第4号 水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について
- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について（平成23年9月）

- 1 陳第7号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について（平成23年9月）
 - 1 陳第8号 改正介護保険制度の充実にすることを求める意見書の提出に関する陳情について（平成23年10月）
 - 1 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
 - 1 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
 - 1 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
 - 1 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年10月）
 - 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（真野頼隆君） 日程第42、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年3月12日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第6号	消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルール作りの請願について	慎重審査を要するため
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年3月9日

厚生文教常任委員長 塩崎 信介

水俣市議会議長 真野 頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第1号	水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第9号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議

会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年 3 月 8 日

議会運営委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第43 意見第1号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書について

日程第44 意見第2号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について

○議長（真野頼隆君） 日程第43、意見第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書について及び、日程第44、意見第2号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について、以上2件を一括して議題とします。

意見第1号

父子家庭支援策の拡充を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年 3 月 14 日

提出者議員 大 川 末 長
" 野 中 重 男
" 高 岡 利 治
" 塩 崎 信 介
" 西 田 弘 志
" 緒 方 誠 也

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

(別紙)

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々ふえており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により平成22年 8 月 1 日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府及び国会におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月14日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 野 田 佳 彦 様
厚 生 労 働 大 臣 小 宮 山 洋 子 様
総 務 大 臣 川 端 達 夫 様
男 女 共 同 参 画 担 当 大 臣 中 川 正 春 様
衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 平 田 健 二 様

意見第2号

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年3月14日

提出者議員

総務産業常任委員会

委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

(別紙)

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとに、それぞれの事業を継承した3つの株式会社とその3事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化されました。

当時、政府は郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経緯があります。

しかしながら、現状においては郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなどサービスの低下が指摘されています。

こうしたことは、特に公共交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められており、このままでは、地方の郵便局がなくなっていくことも心配されます。

よって、政府及び国会におかれては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審議となっている郵政改革法案を速やかに成立させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月14日

水 俣 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣 川 端 達 夫 様
郵 政 改 革 担 当 大 臣 自 見 庄 三 郎 様
衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長 平 田 健 二 様

○議長（真野頼隆君） 順次提案理由の説明を求めます。

まず、意見第1号について、提出者代表大川末長議員。

(大川末長君登壇)

○大川末長君 意見第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書について、案文を読み上げ提案理由説明にかえさせていただきます。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書

父子家庭が年々ふえており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えています。父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差があります。

児童扶養手当法改正により平成22年8月1日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなりました。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられません。

よって、政府及び国会におかれては、対象が母子家庭に限られている諸制度に関して、父子家庭も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
- 2 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月14日

水 俣 市 議 会

全会一致の賛同をよろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第2号について、川上紗智子議員。

(川上紗智子君登壇)

○川上紗智子君 意見第2号につきましては、案文を読み上げ提案の説明とさせていただきます。

郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書

平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持ち株会社である日本郵政株式会社のもとに、それぞれの事業を継承した3つの株式会社とその3事業会社から窓口業務等を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化されました。

当時、政府は郵政民営化について、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスを安い料金で提供することが可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとしており、国民もそれを期待し、支持した経緯があります。

しかしながら、現状においては郵便局会社と郵便事業会社が別組織となったことにより、配達を行う郵便事業会社の社員が貯金や保険を扱うことができなくなるなどサービスの低下が指摘されています。

こうしたことは、特に公共交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービスを一体化するなど経営形態の見直しが求められており、このままでは、地方の郵便局がなくなっていくことも心配されます。

よって、政府及び国会におかれては、国民にとってより良いサービスが提供できる郵便局ネットワークを再構築するため、現在、国会で継続審議となっている郵政改革法案を速やかに成立させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月14日

水 俣 市 議 会

以上、全会一致での御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提出者代表から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

意見第1号父子家庭支援策の拡充を求める意見書について及び意見第2号郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について、2件を一括して採決します。

本2件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、原案のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成24年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真野 頼 隆

署名議員 西 田 弘 志

署名議員 大 川 末 長

平成24年3月第1回水俣市議会定例会（2月24日～3月14日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第1号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 平成23年度水俣市一般会計 補正予算（第7号）	2月24日	総務産業	2月24日 承認	
議第2号	水俣市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償条例の一部を改 正する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第3号	水俣市税条例の一部を改正する条 例の制定について	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第4号	水俣市障害者地域生活支援事業の 負担金に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第5号	水俣市立明水園の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第6号	水俣市介護保険条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条 例の制定について	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第7号	水俣市営住宅条例の一部を改 正する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第8号	水俣市下水道条例の一部を改 正する条例の制定について	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第9号	水俣市学校林基金の設置、管理 及び処分に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第10号	徳富蘇峰・蘆花生家条例の一部 を改正する条例の制定について	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第11号	平成24年度水俣市一般会計予算	2月24日	各 委	3月14日 原案可決	
議第12号	平成24年度水俣市国民健康保険 事業特別会計予算	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第13号	平成24年度水俣市後期高齢者医 療特別会計予算	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第14号	平成24年度水俣市介護保険特別 会計予算	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第15号	平成24年度水俣市公共下水道事 業特別会計予算	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第16号	平成24年度水俣市病院事業会 計予算	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	

議第17号	平成24年度水俣市水道事業会計予算	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第18号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第8号）	2月24日	各 委	2月24日 修正可決	
議第19号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第20号	平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第21号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第22号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	2月24日	総務産業	2月24日 原案可決	
議第23号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）	2月24日	厚生文教	2月24日 原案可決	
議第24号	平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）	2月24日	総務産業	2月24日 原案可決	
議第25号	指定管理者の指定について （水俣市厚生会館）	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第26号	指定管理者の指定について （ふくろふれあい学童クラブ）	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第27号	指定管理者の指定について （二小ふれあい学童クラブ）	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第28号	指定管理者の指定について （一小ふれあい学童クラブ）	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第29号	指定管理者の指定について （水俣市高齢者福祉センター）	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第30号	指定管理者の指定について （水俣市ワークプラザ）	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第31号	指定管理者の指定について （みなまた環境テクノセンター）	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第32号	指定管理者の指定について （水俣市湯の鶴温泉保健センター）	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第33号	指定管理者の指定について （みなまた観光物産館まつぼっくり）	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第34号	指定管理者の指定について （水俣市地域農業担い手育成センター）	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第35号	指定管理者の指定について （水俣市久木野ふるさとセンター）	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	

議第36号	指定管理者の指定について (水俣市東部センター)	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第37号	指定管理者の指定について (水俣市はぜのき館)	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第38号	指定管理者の指定について (湯の尻フィッシングパーク)	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第39号	指定管理者の指定について (水俣市立武道館)	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第40号	指定管理者の指定について (グリーンスポーツみなまた)	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第41号	指定管理者の指定について (水俣市立蘇峰記念館及び徳富蘇峰・蘆花生家)	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第42号	指定管理者の指定について (水俣市文化会館)	2月24日	厚生文教	3月14日 原案可決	
議第43号	水俣市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等について	2月24日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第44号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	3月8日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第45号	湯の鶴観光物産館の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第46号	水俣市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	総務産業	3月14日 原案可決	
議第47号	水俣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	総務産業	3月14日 原案可決	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第1号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書について	3月14日	省 略	3月14日 原案可決	議 員 提 案
意見第2号	郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について	3月14日	省 略	3月14日 原案可決	委員会 提 案

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第1号	専決処分の報告について	2月24日

〔継続調査〕

件名	提案月日	付託委員会	結末	備考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	3月14日	総務産業	3月14日 継続調査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	3月14日	厚生文教	3月14日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	3月14日	議会運営	3月14日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
陳第1号	水俣病特別措置法に基づく未救済患者の申請期限に関する意見書提出を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚生文教	2月24日	3月14日 継続審査
陳第2号	公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について	熊本市神水 1丁目30-7 國宗 直	厚生文教	2月24日	3月14日 継続審査
陳第3号	「脱原発都市水俣宣言」決議を求める陳情について	水俣市袋 1852番地 元村 義晴	総務産業	2月24日	3月14日 不採択
陳第4号	水俣病特別措置法に基づく未認定患者の申請促進を求める陳情について	水俣市江添 1072-11 坂本 龍虹	厚生文教	2月24日	3月14日 継続審査
陳第5号	郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市湯出1398 小嶋 良介	総務産業	3月8日	3月14日 採択
陳第6号	消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理	総務産業	3月8日	3月14日 継続審査

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について	葦北郡津奈木町 岩城2123-40 坂口 正人	総務産業	6月10日	3月14日 継続審査
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	熊本市龍田陣内 2-25-43-104 斉藤 紀枝	厚生文教	8月26日	3月14日 継続審査
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理	厚生文教	9月8日	3月14日 継続審査
陳第8号	改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月25日	3月14日 継続審査
陳第9号	国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市桜井町 2-2-12 神崎 光明	厚生文教	11月25日	3月14日 継続審査
陳第10号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市神水 1-20-15-102 田中 直光	厚生文教	11月25日	3月14日 継続審査
陳第11号	所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出を求める陳情について	水俣市栄町 1-1-25 掃本 博昭	総務産業	11月25日	3月14日 継続審査
陳第12号	最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市洗切町 18-17 国宗 直	厚生文教	11月25日	3月14日 継続審査
陳第13号	国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2-3-3 野中 真理	厚生文教	11月25日	3月14日 継続審査
陳第14号	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について	八代市萩原町 1-708-2 田形 隆一	総務産業	12月8日	3月14日 継続審査